

改正後

現行

別紙様式 第1号 (第17条の5関係)

別紙様式 第1号 (第15条関係)

会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

年 月 日

年 月 日

保険株式会社
御中

保険会社
御中

事務所名
公認会計士 氏名 印
(自署)

事務所名
公認会計士 氏名 印
(自署)

(記載上の注意)

- 1 会計監査人の監査の方法及びその内容を記載すること。
- 2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次の(1)から(3)までに掲げる意見の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項を記載すること。
 - (1) 無限定適正意見
監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - (2) 除外事項を付した限定付適正意見
監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
 - (3) 不適正意見
監査の対象となった計算関係書類が不適正である旨及びその理由
- 3 2の意見がないときは、その旨及びその理由を記載すること。
- 4 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。
 - (1) 継続企業の前提に係る事項
 - (2) 正当な理由による会計方針の変更
 - (3) 重要な偶発事象
 - (4) 重要な後発事象
- 5 会計監査報告を作成した日を記載すること。

(記載上の注意)

- 1 記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。
- 2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。
- 3 決算期後に生じた事実で会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、営業報告書に記載があるときはその旨及び取締役から報告があったときはその事実を記載すること。
- 4 営業報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載すること。
- 5 営業報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうち、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかつた事項があるときは、その事項を示すこと。
- 6 この監査報告書には、7の場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印すること。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った社員も署名押印すること。
- 7 監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行うこと。

改正後

現行

別紙様式 第1号 (第27条の2関係)

会計監査報告書

年 月 日

保険相互会社
御中

事務所名
公認会計士 氏名 印
(自署)

(記載上の注意)

- 1 会計監査人の監査の方法及びその内容を記載すること。
- 2 計算関係書類が当該相互会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次の(1)から(3)までに掲げる意見の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項を記載すること。
 - (1) 無限定適正意見
監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - (2) 除外事項を付した限定付適正意見
監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
 - (3) 不適正意見
監査の対象となった計算関係書類が不適正である旨及びその理由
- 3 2の意見がないときは、その旨及びその理由を記載すること。
- 4 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。
 - (1) 継続企業の前提に係る事項
 - (2) 正当な理由による会計方針の変更
 - (3) 重要な偶発事象
 - (4) 重要な後発事象
- 5 会計監査報告を作成した日を記載すること。

改正後

(廃止)

現行

別紙様式第1号の2(第17条の2関係)

(平16内府令50)

独立監査人の監査報告書			
			年 月 日
保険株式会社			
御中			
			事務所名
		公認会計士	氏 名 印
		(自	署)

(記載上の注意)

- 1 記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。
- 2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。
- 3 決算期後に生じた事実で会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、営業報告書に記載があるときはその旨及び執行役から報告があったときはその事実を記載すること。
- 4 営業報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載すること。
- 5 営業報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかつた事項があるときは、その事項を示すこと。
- 6 この監査報告書には、7の場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印すること。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った社員も署名押印すること。
- 7 監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行うこと。

改正後

別紙様式第2号(第17条の5関係)

監査役監査報告書

年 月 日

保険株式会社
監査役(常勤) 氏 名 印
(自 署)

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 監査役の監査の方法及びその内容
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由(会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)
- (3) 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)
- (4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 監査役の監査(計算関係書類に係るものを除く。以下2において同じ。)の方法及びその内容
- (2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (3) 当該株式会社の取締役(当該事業年度中に当該株式会社が委員会設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。)の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (5) 会社法施行規則第118条第2号に掲げる事項(監査の範囲に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- (6) 会社法施行規則第127条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見

現行

別紙様式第2号(第15条関係)

(平14内府令17)

監査報告書

年 月 日

保険株式会社 監査役会

監査役(常勤) 氏 名 印

監査役 氏 名 印
(自 署)

(記載上の注意)

- 1 記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。
- 2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。
- 3 営業報告書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実について取締役から報告があったときは、その事実を記載すること。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。
- 4 次に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載すること。
 - (1) 商法第264条第1項及び第265条第1項の取引
 - (2) 会社が無償でした財産上の利益の供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。)
 - (3) 会社がした子会社又は株主との通例的でない取引
 - (4) 自己株式の取得及び処分又は株式失効の手續
- 5 商法第281条ノ3第2項第10号に掲げる事項を記載する場合において、4の(1)から(4)までに掲げる事項につき取締役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にすること。
- 6 この監査報告書には、7の場合を除き、各監査役が署名押印すること。この場合において、常勤の監査役は、その旨を記載すること。
- 7 監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、各監査役は、当該電磁的記録に記録された情報について、電子署名を行うこと。この場合において、常勤の監査役は、その旨を当該電磁的記録に記録すること。

改正後

現行

別紙様式第2号(第27条の3及び第28条関係)

監査役監査報告書

年 月 日

保険相互会社
監査役(常勤) 氏 名 印
(自 署)

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項(を記載すること。)

- (1) 監査役の監査の方法及びその内容
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとしたときは、その旨及びその理由(保険業法施行規則第27条の6第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)
- (3) 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)
- (4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 監査役の監査(計算関係書類に係るものを除く。以下2において同じ。)の方法及びその内容
- (2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該相互会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (3) 当該相互会社の取締役(当該事業年度中に当該相互会社が委員会設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。)の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (5) 保険業法第53条の14第4項第6号に規定する体制の整備についての決定又は決議の内容(監査の範囲に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でないとしたときは、その旨及びその理由

改正後

現行

別紙様式第2号の2（第17条の5関係）

別紙様式第2号の2（第17条の2関係）

（平16内府令50）

監査役会監査報告書

監査報告書

年 月 日

年 月 日

保険株式会社 監査役会

保険株式会社 監査委員会

監査役（常勤） 氏 名 印

監査委員 氏 名 印

監査役 氏 名 印
（自 署）

（自 署）

（計算関係書類の監査）

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

- （1）監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- （2）会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとして認めるときは、その旨及びその理由（会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）
- （3）重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
- （4）会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- （5）監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- （6）監査役会監査報告を作成した日

2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

- （1）監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- （2）事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- （3）当該株式会社の取締役（当該事業年度中に当該株式会社が委員会設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- （4）監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- （5）会社法施行規則第118条第2号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとして認めるときは、その旨及びその理由

（記載上の注意）

- 1 記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。
- 2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。
- 3 営業報告書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実について執行役から報告があったときは、その事実を記載すること。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。
- 4 次に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載すること。
 - （1）商法第264条第1項及び第265条第1項の取引
 - （2）会社が無償でした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。）
 - （3）会社がした子会社又は株主との通例的でない取引
 - （4）自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続
 - （5）商法特例法第21条の14第7項第5号において準用する商法第264条第1項及び第265条第1項の取引
- 5 商法特例法第21条の29第2項第5号に掲げる事項を記載する場合において、4の（1）から（5）までに掲げる事項につき取締役又は執行役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にすること。
- 6 この監査報告書には、7の場合を除き、各監査委員が署名押印すること。
- 7 監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、各監査委員は、当該電磁的記録に記載された情報について電子署名を行うこと。

改正後

- (6) 会社法施行規則第 1 2 7 条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見
- (7) 監査役会監査報告を作成した日

現行

改正後

現行

別紙様式第2号の2（第27条の4及び第28条の3関係）

監 査 報 告 書

年 月 日

保険相互会社 監査役会

監査役（常勤） 氏 名 印

監査役 氏 名 印
（自 署）

（計算関係書類の監査）

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

- （1）監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- （2）会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）
- （3）重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
- （4）会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- （5）監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- （6）監査役会監査報告を作成した日

2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

- （1）監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- （2）事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該相互会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- （3）当該相互会社の取締役（当該事業年度中に当該相互会社が委員会設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- （4）監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- （5）保険業法第53条の14第4項第6号に規定する体制の整備についての決定又は決議の内容（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

改正後	現行
(6) 監査役会監査報告を作成した日	

改正後

現行

別紙様式第2号の3 (第17条の5関係)

(新設)

監査委員会監査報告書

年 月 日

保険株式会社 監査委員会

監査委員 氏 名 印
(自 署)

(記載上の注意)

1. 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

- (1) 監査の方法及びその内容
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由(会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)
- (3) 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)
- (4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

2. 事業報告の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

- (1) 監査の方法及びその内容
- (2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (3) 当該株式会社の取締役(執行役を含む。)の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (5) 会社法施行規則第118条第2号に掲げる事項(監査の範囲に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- (6) 会社法施行規則第127条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見
- (7) 監査報告を作成した日

改正後

現行

別紙様式第2号の3（第27条の5及び第28条の3関係）

監 査 報 告 書

年 月 日

保険相互会社 監査委員会

監査委員 氏 名 印
(自 署)

(記載上の注意)

1. 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

- (1) 監査の方法及びその内容
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（保険業法施行規則第27条の6第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）
- (3) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
- (4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

2. 事業報告の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

- (1) 監査の方法及びその内容
- (2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該相互会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (3) 当該相互会社の取締役（執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (5) 保険業法第53条の14第4項第6号に規定する体制の整備についての決定又は決議の内容（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

改正後

現行

別紙様式第3号(第17条の8関係)

別紙様式第3号(第15条関係)

(平16内府令50)

第1 貸借対照表の要旨

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告
住所
会社名
代表取締役 氏 名

年度(又は 期)決算公告
住所
会社名
代表取締役 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

(生命保険株式会社)

(単位:百万円)

(生命保険株式会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負債及び純資産	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		短期社債	
買現先勘定		社債	
債券貸借取引支払保証金		新株予約権付社債	
買入金銭債権		その他負債	
商品有価証券		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
有形固定資産		繰延税金負債	
無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
その他資産		支払承諾	
繰延税金資産		負債の部合計	
再評価に係る繰延税金資産		資 本 金	
支払承諾見返		新株式申込証拠金	
貸倒引当金		資本剰余金	
		資本準備金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益準備金	
		自己株式	
		自己株式申込証拠金	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		短期社債	
買現先勘定		社債	
債券貸借取引支払保証金		新株予約権付社債	
買入金銭債権		その他負債	
商品有価証券		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
不動産及び動産		繰延税金負債	
(新設)		再評価に係る繰延税金負債	
その他資産		支払承諾	
繰延税金資産		負債の部合計	
再評価に係る繰延税金資産		資 本 金	
支払承諾見返		新株式払込金	
貸倒引当金		資本剰余金	
		資本準備金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		当期純利益(又は当期純損失)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		自己株式払込金	
		自己株式	
		(新設)	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

改正後				現行			
(損害保険株式会社)		(単位：百万円)		(損害保険株式会社)		(単位：百万円)	
資 産	金 額	負債及び純資産	金 額	資 産	金 額	負債及び資本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		短期社債		コールローン		短期社債	
買現先勘定		社債		買現先勘定		社債	
債券貸借取引支払保証金		新株予約権付社債		債券貸借取引支払保証金		新株予約権付社債	
買入金銭債権		その他負債		買入金銭債権		その他負債	
商品有価証券		退職給付引当金		商品有価証券		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金		金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金		有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金		貸付金		証券取引責任準備金	
有形固定資産		繰延税金負債		不動産及び動産		繰延税金負債	
無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債		(新設)		再評価に係る繰延税金負債	
その他資産		支払承諾		その他資産		支払承諾	
繰延税金資産		負債の部合計		繰延税金資産		負債の部合計	
再評価に係る繰延税金資産		資 本 金		再評価に係る繰延税金資産		資 本 金	
支払承諾見返		新株式申込証拠金		支払承諾見返		新株式申込証拠金	
貸倒引当金		資本剰余金		貸倒引当金		資本剰余金	
		資本準備金				資本準備金	
		利益剰余金				利益剰余金	
		利益準備金				利益準備金	
		その他利益準備金				当期純利益(又は当期純損失)	
		自己株式				土地再評価差額金	
		自己株式申込証拠金				株式等評価差額金	
		その他有価証券評価差額金				自己株式払込金	
		繰延ヘッジ損益				自己株式	
		土地再評価差額金				(新設)	
		純資産の部合計				純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
(削除)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(4) 保険業法施行規則第17条の3第1項第1号に規定する金額がある場合は、その額

改正後	現行
<p>(削除)</p> <p>(4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額 なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。</p> <p>(5) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率</p> <p>(6) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳</p> <p>(7) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項(同法第165条第6項において準用する場合を含む。)において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 有形固定資産の減価償却額</p> <p>(9) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(10) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額</p> <p>(11) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること)</p> <p>(12) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象</p> <p>2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p>	<p>(5) 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産額</p> <p>(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額 なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。</p> <p>(7) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率</p> <p>(8) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳</p> <p>(9) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項(同法第165条第2項において準用する場合を含む。)において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額</p> <p>(10) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p>

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) の要旨

(生命保険株式会社) (単位:百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益 その他経常収益	
損益の部	経常費用	
	保険金等支払金	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		
特別損	特別利益	
	保険業法第112条評価益	
	その他特別利益	

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) の要旨

(生命保険株式会社) (単位:百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益 その他経常収益	
損益の部	経常費用	
	保険金等支払金	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		
特別損	特別利益	
	保険業法第112条評価益	
	その他特別利益	

益の部	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
	前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

（損害保険株式会社） （単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 （うち正味収入保険料） 資産運用収益 （うち利息及び配当金収入） その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 （うち正味支払保険金） （うち損害調査費） 資産運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	

益の部	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
	前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

（損害保険株式会社） （単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 （うち正味収入保険料） 資産運用収益 （うち利息及び配当金収入） その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 （うち正味支払保険金） （うち損害調査費） 資産運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	

改正後		現行	
(削 除)		前 期 繰 越 利 益 (又 は 前 期 繰 越 損 失)	
(削 除)		・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額	
(削 除)		利 益 準 備 金 取 崩 額	
(削 除)		当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)	
<p>(記載上の注意)</p> <p>(削除)</p> <p>1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。</p> <p>2 生命保険会社にあつては、その他経常利益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。</p> <p>3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>2 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。</p> <p>3 生命保険会社にあつては、その他経常利益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。</p> <p>4 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p>	

改正後

現行

別紙様式第3号の2 (第17条の8関係)

別紙様式第3号の2 (第15条関係)

(平16内府令50)

第1 貸借対照表の要旨

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告
住所
会社名
代表取締役 氏 名

年度(又は 期)決算公告
住所
会社名
代表取締役 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

(生命保険株式会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負債及び純資産	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		新株予約権付社債	
特定取引資産		その他負債	
金銭の信託		退職給付引当金	
有価証券		価格変動準備金	
貸付金		金融先物取引責任準備金	
有形固定資産		証券取引責任準備金	
無形固定資産		繰延税金負債	
その他資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		資 本 金	
貸倒引当金		新株式申込証拠金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益準備金	
		自己株式	
		自己株式申込証拠金	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(生命保険株式会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		新株予約権付社債	
特定取引資産		その他負債	
金銭の信託		退職給付引当金	
有価証券		価格変動準備金	
貸付金		金融先物取引責任準備金	
不動産及び動産		証券取引責任準備金	
(新設)		繰延税金負債	
その他資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		資 本 金	
貸倒引当金		新株式払込金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		当期純利益(又は当期純損失)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		自己株式払込金	
		自己株式	
		(新設)	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

改正後				現行			
(損害保険株式会社)				(損害保険株式会社)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
資 産	金 額	負債及び純資産	金 額	資 産	金 額	負債及び資本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債		コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債		買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債		債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		新株予約権付社債		買入金銭債権		新株予約権付社債	
特定取引資産		その他負債		特定取引資産		その他負債	
金銭の信託		退職給付引当金		金銭の信託		退職給付引当金	
有価証券		価格変動準備金		有価証券		価格変動準備金	
貸付金		金融先物取引責任準備金		貸付金		金融先物取引責任準備金	
有形固定資産		証券取引責任準備金		不動産及び動産		証券取引責任準備金	
無形固定資産		繰延税金負債		(新設)		繰延税金負債	
その他資産		再評価に係る繰延税金負債		その他資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾		繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計		再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		資 本 金		支払承諾見返		資 本 金	
貸倒引当金		新株式申込証拠金		貸倒引当金		新株式申込証拠金	
		資本剰余金				資本剰余金	
		資本準備金				資本準備金	
		利益剰余金				利益剰余金	
		利益準備金				利益準備金	
		その他利益準備金				当期純利益(又は当期純損失)	
		自己株式				土地再評価差額金	
		自己株式申込証拠金				株式等評価差額金	
		その他有価証券評価差額金				自己株式払込金	
		繰延ヘッジ損益				自己株式	
		土地再評価差額金				(新設)	
		純資産の部合計				純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

改正後

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

現行

- (削除)
- (削除)
- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率
- (6) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
- (7) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項(同法第165条第6項において準用する場合を含む。)において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額
- (削除)

- (8) 有形固定資産の減価償却額
 - (9) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (10) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
 - (11) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること)
 - (12) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) の要旨

(生命保険株式会社) (単位:百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益	
損益の部	その他経常収益	
	経常費用	
	保険金等支払金額	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費用	
	その他経常費用	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損	特別利益	
	保険業法第112条評価益	
	その他特別利益	

- (4) 保険業法施行規則第17条の3第1項第1号に規定する金額がある場合は、その額
- (5) 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産額
- (6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (7) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率
- (8) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
- (9) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項(同法第165条第2項において準用する場合を含む。)において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額
- (10) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

- (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
- 2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) の要旨

(生命保険株式会社) (単位:百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益	
損益の部	その他経常収益	
	経常費用	
	保険金等支払金額	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費用	
	その他経常費用	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損	特別利益	
	保険業法第112条評価益	
	その他特別利益	

益の部	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
	前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

（損害保険株式会社） (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 （うち正味収入保険料） 資産運用収益 （うち利息及び配当金収入） その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 （うち正味支払保険金） （うち損害調査費） 資産運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	

益の部	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
	前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

（損害保険株式会社） (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 （うち正味収入保険料） 資産運用収益 （うち利息及び配当金収入） その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 （うち正味支払保険金） （うち損害調査費） 資産運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	

改正後		現行	
(削 除)		前 期 繰 越 利 益 (又 は 前 期 繰 越 損 失)	
(削 除)		・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額	
(削 除)		利 益 準 備 金 取 崩 額	
(削 除)		当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)	
<p>(記載上の注意)</p> <p>(削除)</p> <p>1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。</p> <p>2 生命保険会社にあつては、その他経常利益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。</p> <p>3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。</p> <p>2 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。</p> <p>3 生命保険会社にあつては、その他経常利益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。</p> <p>4 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p>	

改正後

現 行

(廃止)

別紙様式第3号の3 (第15条関係)

(平16内府令50)

第1 貸借対照表の要旨

年度 (又は 期) 決算公告
住 所
会社名
代表執行役 氏 名

貸借対照表 (年 月 日現在) の要旨

(生命保険株式会社)

(単位 : 百万円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		短期社債	
買現先勘定		社債	
債券貸借取引支払保証金		新株予約権付社債	
買入金銭債権		その他負債	
商品有価証券		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
不動産及び動産		繰延税金負債	
その他資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		資 本 金	
貸倒引当金		新株式払込金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		当期純利益	
		(又は当期純損失)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		自己株式払込金	
		自己株式	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

改正後

現 行

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		短期社債	
買現先勘定		社債	
債券貸借取引支払保証金		新株予約権付社債	
買入金銭債権		その他負債	
商品有価証券		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
不動産及び動産		繰延税金負債	
その他資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		資 本 金	
貸倒引当金		新株式払込金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		当期純利益	
		(又は当期純損失)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		自己株式払込金	
		自己株式	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(4) 保険業法施行規則第17条の3第1項第1号に規定する金額がある場合は、その額

(5) 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産額

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額

改正後

現 行

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(7) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率

(8) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳

(9) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項(同法第165条第2項において準用する場合を含む。)において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(10) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで の要旨

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益 その他経常収益	
損益の部	経常費用	
	保険金等支払金額	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費用 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		
特別損益の部	特別利益	
	保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損益の部	特別損失	
	価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
契約者配当準備金繰入額		
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		
法人税及び住民税		
法人税等調整額		
当期純利益(又は当期純損失)		

改正後

現 行

前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	
--	--

（損害保険株式会社）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	
保 険 引 受 収 益 （うち正味収入保険料）	
資 産 運 用 収 益 （うち利息及び配当金収入）	
そ の 他 経 常 収 益	
経常費用	
保 険 引 受 費 用 （うち正味支払保険金） （うち損害調査費）	
資 産 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用	
経常利益（又は経常損失）	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 （ 又 は 当 期 純 損 失 ）	
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

（記載上の注意）

- 1 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。
- 3 生命保険会社にあつては、その他経常利益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

改正後

現 行

(廃止)

別紙様式第3号の4 (第15条関係)

(平16内府令50)

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告
住 所
会社名
代表執行役 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

(生命保険株式会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		新株予約権付社債	
特定取引資産		その他負債	
金銭の信託		退職給付引当金	
有価証券		価格変動準備金	
貸付金		金融先物取引責任準備金	
不動産及び動産		証券取引責任準備金	
その他資産		繰延税金負債	
繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		支払承諾	
支払承諾見返		負債の部合計	
貸倒引当金			
		資本準備金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		当期純利益	
		(又は当期純損失)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		自己株式払込金	
		自己株式	
		資本の部合計	

改正後

現 行

		資 本 金 新 株 式 払 込 金 資 本 剰 余 金	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位 : 百万円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		新株予約権付社債	
特定取引資産		その他負債	
金銭の信託		退職給付引当金	
有価証券		価格変動準備金	
貸付金		金融先物取引責任準備金	
不動産及び動産		証券取引責任準備金	
その他資産		繰延税金負債	
繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		支払承諾	
支払承諾見返		負債の部合計	
貸倒引当金		資 本 金	
		新 株 式 払 込 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		当 期 純 利 益	
		(又は当期純損失)	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		株 式 等 評 価 差 額 金	
		自 己 株 式 払 込 金	
		自 己 株 式	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

改正後

現 行

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

- (2) 保険業法第 1 1 3 条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (3) 保険業法施行規則第 1 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する金額がある場合は、その額
- (4) 保険業法施行規則第 1 7 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する純資産額
- (5) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 1 0 条に規定する差額
- (6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第 5 9 条の 2 第 1 項第 5 号口による。
- (7) 保険業法施行規則第 5 9 条の 2 第 1 項第 3 号口 (1 0) に規定する比率
- (8) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の
主な内訳
- (9) 保険業法第 9 2 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 1 6 4 条第 5 項 (同法第 1 6 5 条第 2 項にお
いて準用する場合を含む。) において準用する同法第 9 2 条の規定による合併剰余金額
- (1 0) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した
金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてあ
る科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第 2 損益計算書の要旨

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) の要旨

(生命保険株式会社)

(単位 : 百万円)

科 目		金 額
経常	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	そ の 他 経 常 収 益	
損益の部	経 常 費 用	
	保 険 金 等 支 払 金 額	
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	
	資 産 運 用 費 用	
	事 業 費 用	
	そ の 他 経 常 費 用	
	経常利益 (又は経常損失)	
特別損	特 別 利 益	
	保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益	
	そ の 他 特 別 利 益	

改正後

現 行

益の部	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
	前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

（損害保険株式会社）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 （うち正味収入保険料） 資産運用収益 （うち利息及び配当金収入） その他の経常収益	
経常費用 保険引受費用 （うち正味支払保険金） （うち損害調査費） 資産運用費用 営業費及び一般管理費用 その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

改正後

現 行

(記載上の注意)

- 1 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。
- 3 生命保険会社にあつては、その他経常利益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

改正後

別紙様式第4号(第17条関係)

株主総会参考書類

- 1 議案
 - (1) 会社の提案に係るもの
 - (2) 株主の提案に係るもの
- 2 議案につき会社法第三百八十四条又は第三百八十九条第三項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の要旨
- 3 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項

(記載上の注意)

- 1 役員の選任に関する議案
 - (1) 取締役の選任に関する議案
会社法施行規則第74条に掲げる事項を記載する。
 - (2) 会計参与の選任に関する議案
会社法施行規則第75条に掲げる事項を記載する。
 - (3) 監査役の選任に関する議案
会社法施行規則第76条に掲げる事項を記載する。
 - (4) 会計監査人の選任に関する議案
会社法施行規則第77条に掲げる事項を記載する。
- 2 役員の解任等に関する議案
 - (1) 取締役の解任に関する議案
会社法施行規則第78条に掲げる事項を記載する。
 - (2) 会計参与の解任に関する議案
会社法施行規則第79条に掲げる事項を記載する。
 - (3) 監査役の解任に関する議案
会社法施行規則第80条に掲げる事項を記載する。
 - (4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案
会社法施行規則第81条に掲げる事項を記載する。
- 3 役員の報酬等に関する議案
 - (1) 取締役の報酬等に関する議案
会社法施行規則第82条に掲げる事項を記載する。
 - (2) 会計参与の報酬等に関する議案
会社法施行規則第83条に掲げる事項を記載する。
 - (3) 監査役の報酬等に関する議案
会社法施行規則第84条に掲げる事項を記載する。

現行

別紙様式第4号(第17条関係)

(平15内府令53)

議決権行使に関する参考書類

- 1 総株主の議決権の数
- 2 株主総会に提出される議案(会議の目的が議案となるものを含む。)
 - (1) 会社の提案に係るもの
 - (2) 株主の提案に係るもの
- 3 商法第275条の規定による監査役の意見の要旨
- 4 監査役会による会計監査人の解任の報告等
- 5 その他取締役会が株主の議決権行使について参考となると認める事項

(記載上の注意)

- 1 株主総会に提出される議案のうち会社の提案に係るものについては、次の事項を記載すること。
 - (1) 取締役又は監査役の選任に関する議案
候補者の氏名、生年月日、略歴及びその有する会社の株式の数並びに他の会社の代表者であるときはその事実、会社との間に特別の利害関係があるときはその要旨及び就任の承諾を得ていないときはその旨
監査役の選任につき監査役の意見があるときは、その要旨
 - (2) 会計監査人の選任に関する議案
候補者が公認会計士であるときは、その氏名、事務所、生年月日及び略歴並びに候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所及び沿革
会計監査人の選任につき会計監査人の意見があるときは、その要旨
監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨
 - (3) 取締役若しくは監査役の解任又は会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案
解任又は不再任の理由
監査役の解任につき監査役の意見があるとき又は会計監査人の意見があるときは、その要旨
会計監査人の解任又は不再任に関する議案が監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨
 - (4) 貸借対照表又は損益計算書の承認に関する議案
取締役会、会計監査人、監査役会及び監査役の意見の要旨
 - (5) 利益の処分又は損失の処理に関する議案
議案作成の方針
 - (6) 取締役又は監査役の報酬に関する議案
報酬額算定の基準又は改定の理由
監査役の報酬につき監査役の意見があるときは、その要旨
取締役又は監査役の報酬を総額をもって定めるものであるときは、取締役又は監査役の人数
 - (7) 取締役又は監査役の退職慰労金に関する議案
取締役又は監査役の略歴
監査役の退職慰労金につき監査役の意見があるときは、その要旨
議案が、一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他第三者に一任するものであるときは、その基準の内容。ただし、その基準を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置いて株主の閲覧(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものの閲覧)に供しているときは、この限りでない。
 - (8) 組織変更計画書の承認に関する議案

改正後	現行
<p>4. 計算関係書類の承認に関する議案 会社法施行規則第85条に掲げる事項を記載する。</p> <p>5. 合併契約等の承認に関する議案</p> <p>(1) 吸収合併契約の承認に関する議案 会社法施行規則第86条に掲げる事項を記載する。</p> <p>(2) 吸収分割契約の承認に関する議案 会社法施行規則第87条に掲げる事項を記載する。</p> <p>(3) 株式交換契約の承認に関する議案 会社法施行規則第88条に掲げる事項を記載する。</p> <p>(4) 新設合併契約の承認に関する議案 会社法施行規則第89条に掲げる事項を記載する。</p> <p>(5) 新設分割計画の承認に関する議案 会社法施行規則第90条に掲げる事項を記載する。</p> <p>(6) 株式移転計画の承認に関する議案 会社法施行規則第91条に掲げる事項を記載する。</p> <p>(7) 事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案 会社法施行規則第91条に掲げる事項を記載する。</p> <p>6. その他</p> <p>(1) 保険契約の移転に関する議案 取締役が保険契約の移転に関する議案を提出する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>イ 当該行為を必要とする理由並びに当該行為に関する契約書の内容</p> <p>ロ 各会社の貸借対照表(外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表)及び最近事業年度(外国保険会社等の場合にあつては、日本における事業年度)の損益の状況</p> <p>(2) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 取締役が業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案を提出する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>イ 当該行為を必要とする理由並びに当該行為に関する契約書の内容</p> <p>ロ 貸借対照表及び最近事業年度の損益計算書の内容</p> <p>(3) 組織変更計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>当該組織変更を行う理由 組織変更計画の内容の概要 保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第36条の2各号(第1号、第7号及び第8号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>7. 株主提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が株主の提出に係るものである場合には、会社法施行規則第93条第1項に掲げる事項を記載する。</p> <p>(2) 二以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役(取締役会設置会社である場合にあつては、取締役会)の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の株主から同一の趣旨の提案があつた旨を記載しなければならない。</p> <p>(3) 二以上の株主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案理由は、各別に記載することを要しない。</p>	<p>組織変更を必要とする理由並びに組織変更計画書、貸借対照表及び最近事業年度の損益計算書の内容</p> <p>(9) 保険契約の移転に関する議案 当該行為を必要とする理由並びに当該行為に関する契約書の内容、各会社の貸借対照表(外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表)及び最近事業年度(外国保険会社等の場合にあつては、日本における事業年度)の損益の状況</p> <p>(10) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は他の会社の事業全部の譲受けに関する議案 当該行為を必要とする理由、当該行為に関する契約書の内容及び最近事業年度の損益の状況</p> <p>(11) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 当該行為を必要とする理由並びに当該行為に関する契約書の内容、貸借対照表及び最近事業年度の損益計算書の内容</p> <p>(12) 合併契約書の承認に関する議案 合併を必要とする理由及び商法第408条ノ2第1項に掲げるもの(相互会社の場合にあつては、保険業法施行規則第101条の2の書類)の内容 合併につき監査役の意見があるときは、その要旨</p> <p>(13) その他の議案 提案理由(その決議に際して株主総会において一定の事項の開示を要する議案の場合は、その開示すべき事項を含む。)</p> <p>2 株主総会に提出される議案のうち株主の提案に係るものについては、次の事項を記載すること。ただし、2以上の株主から同一の趣旨の議案又は同一の趣旨の提案理由を記載し、又は記録した次の書面又は400字以内の提案理由を内容とする情報を記録した電磁的記録が提出されているときは、その旨を記載することにより、その議案又は理由若しくはその要旨及び議案に対する取締役会の意見は、各別に記載しないことができる。</p> <p>議案が株主の提出に係るものであること、その株主の議決権の数及び議案に対する取締役会の意見 株主から400字以内の提案理由を記載した書面又は電磁的記録が株主総会の会日の6週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。</p> <p>議案が取締役、監査役又は会計監査人の選任に関するものである場合において、1の(1)又は(2)に定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録が株主総会の会日の6週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。</p> <p>監査役の選任、解任若しくは報酬につき監査役の意見があるとき又は会計監査人の選任につき会計監査人の意見があるときは、その要旨</p> <p>3 監査役の辞任後最初に招集される株主総会に関する参考書類には、商法第275条ノ3ノ2第1項の規定により監査役を辞任した監査役が辞任の理由を述べるとき、又は同条第3項において準用する同法第275条ノ3の規定により監査役が意見を述べるときは、その要旨を記載すること。</p> <p>4 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第6条の2第1項の規定による会計監査人の解任後最初に招集される株主総会に関する参考書類には、監査役会による会計監査人の解任の報告等として、監査役会が選任した監査役が報告すべき事項及び解任された会計監査人の意見の要旨を記載すること。</p> <p>5 同一の株主総会に関して株主に提供されるもののうち、他の書類に記載されている事項及び電磁的方法により提供される情報の内容とされている事項については、これを明らかにすることにより、この参考書類に記載しないことができる。</p>

改正後	現行
<p>8．同一の株主総会に関して株主に対して提供する株主総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、株主に対して提供する株主総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。</p> <p>9．同一の株主総会に関して株主に対して提供する招集通知又は会社法第四百三十七条の規定により株主に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、株主総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、株主に対して提供する招集通知又は会社法第四百三十七条の規定により株主に対して提供する事業報告の内容とするを要しない。</p>	

改正後

別紙様式第5号(第17条関係)

議 決 権 行 使 書

年 月 日

保険株式会社 あて

住所

氏名又は名称

印

行使できる議決権の数

第 号議案	原案に対し	賛	否
第 号議案	原案に対し	賛	否

(記載上の注意)

- 1 株主が賛否を記載する欄のほか棄権の欄を設けて差し支えない。
- 2 次に掲げる議案においては、各候補者等の事由ごとに賛否の欄を記載する。
 - (1) 2以上の役員等の選任に関する議案 各候補者の選任
 - (2) 2以上の役員等の解任に関する議案 各役員等の選任
 - (3) 2以上の会計監査人の不再任に関する議案 各会計監査人の不再任
- 3 会社法施行規則第63条第3号二に掲げる事項についての定めがあるときは、賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容を記載する。
- 4 会社法施行規則第63条第4号口に掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項を記載する。
- 5 議決権の行使の期限を記載する。
- 6 行使できる議決権の数について、次に掲げる場合は議案ごとの議決権を記載する。
 - (1) 議案ごとに当該株主が行使することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数
 - (2) 一部の議案につき議決権を行使することができない場合 議決権を行使することができる議案又は議決権を行使することができない議案
- 7 書面作成上の必要に応じ、記載方法を変更することを妨げない。

現行

別紙様式第5号(第17条関係)

(平14内府令17)

議 決 権 行 使 書

年 月 日

保険株式会社 あて

住所

氏名

印

行使できる議決権の数

第 号議案	原案に対し	賛	否
第 号議案	原案に対し (候補者のうち を除く)	賛	否

(記載上の注意)

- 1 株主が賛否を記載する欄のほか棄権の欄を設けて差し支えない。
- 2 株主の賛否又は棄権の記載がない議決権行使書が会社に提出されたときは、各議案について賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示があったものとして取り扱う旨その他必要な事項を記載することができる。
- 3 書面作成上の必要に応じ、記載方法を変更することを妨げない。

改正後

別紙様式第6号(第20条の20関係)

社員総会参考書類

- 1 議案
 - (1) 会社の提案に係るもの
 - (2) 社員の提案に係るもの
- 2 議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により社員総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の要旨
- 3 その他社員の議決権の行使について参考となると認める事項

(記載上の注意)

- 1 役員を選任に関する議案
 - (1) 取締役を選任に関する議案
 - 次に掲げる事項を記載すること。
 - 候補者の氏名、生年月日及び略歴
 - 就任の承諾を得ていないときは、その旨
 - 候補者が他の法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)
 - 候補者と相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
 - 候補者が現に当該相互会社の取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当
 - 候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項
 - イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨
 - ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由
 - ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役(社外役員に限る。以下このハにおいて同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
 - ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。)
 - ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社(外国会社を含む。)の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由
 - ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨
 - 当該相互会社の特定関係者(保険業法第8条第1項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)の業務執行者であること。

現行

別紙様式第6号(第20条関係)

(平14内府令42)

議決権行使に関する参考書類

- 1 社員の総数
- 2 社員総会に提出される議案(会議の目的が議案となるものを含む。)
 - (1) 会社の提案に係るもの
 - (2) 社員の提案に係るもの
- 3 保険業法第53条第2項において準用する商法第275条の規定による監査役の意見の要旨
- 4 監査役会による会計監査人の解任の報告等
- 5 その他取締役会が社員の議決権行使について参考となると認める事項

(記載上の注意)

- 1 社員総会に提出される議案のうち会社の提案に係るものについては、次の事項を記載すること。
 - (1) 取締役又は監査役を選任に関する議案
 - 候補者の氏名、生年月日及び略歴並びに他の会社の代表者であるときはその事実、会社との間に特別の利害関係があるときはその要旨及び就任の承諾を得ていないときはその旨
 - 監査役を選任につき監査役の意見があるときは、その要旨
 - (2) 会計監査人の選任に関する議案
 - 候補者が公認会計士であるときは、その氏名、事務所、生年月日及び略歴並びに候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所及び沿革
 - 会計監査人の選任につき会計監査人の意見があるときは、その要旨
 - 監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨
 - (3) 取締役若しくは監査役の解任又は会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案
 - 解任又は不再任の理由
 - 監査役の解任につき監査役の意見があるとき又は会計監査人の意見があるときは、その要旨
 - 会計監査人の解任又は不再任に関する議案が監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨
 - (4) 貸借対照表又は損益計算書の承認に関する議案
 - 取締役会、会計監査人、監査役会及び監査役の意見の要旨
 - (5) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案
 - 議案作成の方針
 - (6) 取締役又は監査役の報酬に関する議案
 - 報酬額算定の基準又は改定の理由
 - 監査役の報酬につき監査役の意見があるときは、その要旨
 - 取締役又は監査役の報酬を総額をもって定めるものであるときは、取締役又は監査役の人数
 - (7) 取締役又は監査役の退職慰労金に関する議案
 - 取締役又は監査役の略歴
 - 監査役の退職慰労金につき監査役の意見があるときは、その要旨
 - 議案が、一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他第三者に一任するものであるときは、その基準の内容。ただし、その基準を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いて社員の閲覧(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものの閲覧)に供しているときは、この限りでない。

改正後	現行
<p>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。</p> <p>過去5年間に当該相互会社の特定関係者の業務執行者となったことがあること。</p> <p>過去2年間に合併又は事業の譲受け（以下及び1の(3)へにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</p> <p>チ 当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の概要</p> <p>リ 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴</p> <p>ロ 候補者が監査法人又は税理士法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革 就任の承諾を得ていないときは、その旨 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</p> <p>(3) 監査役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 候補者の氏名、生年月日及び略歴 相互会社との間に特別な利害関係があるときは、その事実の概要 就任の承諾を得ていないときは、その旨 議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第343条第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。） 候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、当該相互会社における地位及び担当 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下このにおいて同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反す</p>	<p>(8) 組織変更計画書の承認に関する議案 組織変更を必要とする理由並びに組織変更計画書、貸借対照表及び最近事業年度の損益計算書の内容</p> <p>(9) 保険契約の移転に関する議案 当該行為を必要とする理由並びに当該行為に関する契約書の内容、各会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）及び最近事業年度（外国保険会社等の場合にあつては、日本における事業年度）の損益の状況</p> <p>(10) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は他の会社の事業全部の譲受けに関する議案 当該行為を必要とする理由、当該行為に関する契約書の内容及び最近事業年度の損益の状況</p> <p>(11) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 当該行為を必要とする理由並びに当該行為に関する契約書の内容、貸借対照表及び最近事業年度の損益計算書の内容</p> <p>(12) 合併契約書の承認に関する議案 合併を必要とする理由及び商法第408条ノ2第1項に掲げるもの（相互会社の場合にあつては、保険業法第173条第1項において準用する商法第408条ノ2第1項に掲げるもの）の内容 合併につき監査役の意見があるときは、その要旨</p> <p>(13) その他の議案 提案理由（その決議に際して社員総会において一定の事項の開示を要する議案の場合は、その開示すべき事項を含む。）</p> <p>2 社員総会に提出される議案のうち社員の提案に係るものについては、次の事項を記載すること。ただし、2以上の社員から同一の趣旨の議案又は同一の趣旨の提案理由を記載し、又は記録した次の の書面又は電磁的記録が提出されているときは、その旨を記載することにより、その議案又は理由若しくはその要旨及び議案に対する取締役会の意見は、各別に記載しないことができる。 議案が社員の提出に係るものであること、その社員の数及び議案に対する取締役会の意見 社員から400字以内の提案理由を記載した書面又は400字以内の提案理由を内容とする情報を記録した電磁的記録が社員総会の会日の6週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。 議案が取締役、監査役又は会計監査人の選任に関するものである場合において、1の(1)又は(2)に定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録が社員総会の会日の6週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。 監査役の選任、解任若しくは報酬につき監査役の意見があるとき又は会計監査人の選任につき会計監査人の意見があるときは、その要旨</p> <p>3 監査役が辞任後最初に招集される社員総会に関する参考書類には、保険業法第53条第2項において準用する商法第275条ノ3ノ2第1項の規定により監査役を辞任した監査役が辞任の理由を述べるとき、又は保険業法第53条第2項において準用する商法第275条ノ3ノ2第3項において準用する同法第275条ノ3の規定により監査役が意見を述べるときは、その要旨を記載すること。</p> <p>4 保険業法第59条第1項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第6条の2第1項の規定による会計監査人の解任後最初に招集される社員総会に関する参考書類には、監査役会による会計監査人の解任の報告等として、監査役会が選任した監査役が報告すべき事項及び解任された会計監査人の意見の要旨を記載すること。</p> <p>5 同一の社員総会に関して社員に提供されるもののうち、他の書類に記載されている事項及び電磁的方法により提供される情報の内容とされている事項については、これを明らかにすることにより、この参考書類に記載しないことができる。</p>

改正後	現行
<p>る事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</p> <p>へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨 当該相互会社の特定関係者の業務執行者であること。 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受けの予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。 過去5年間に当該相互会社の特定関係者の業務執行者となったことがあること。 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社の事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数</p> <p>チ 当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</p> <p>リ 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>（4）会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴 ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革 就任の承諾を得ていないときは、その旨 議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第1号又は第2号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</p> <p>2 役員解任等に関する議案 （1）取締役の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 取締役の氏名 解任の理由</p> <p>（2）会計参与の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 会計参与の氏名又は名称 解任の理由 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p>	

改正後	現行
<p>(3) 監査役の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 監査役の氏名 解任の理由 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 会計監査人の氏名又は名称 解任又は不再任の理由 議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第2号又は第3号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>3 役員の報酬等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。取締役の一部が社外取締役（社外役員に限る。以下この(1)において同じ。）であるときは、議案の理由及び から までに掲げる事項のうち社外取締役にに関するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。 保険業法第53条の15及び第180条の8第4項において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準 議案が既に定められている保険業法第53条の15及び第180条の8第4項において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由 議案が2以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（ただし、各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、記載を要しない。）</p> <p>(2) 会計参与の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項の算定の基準 議案が既に定められている保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由 議案が2以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（ただし、各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、記載を要しない。） 保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第3項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(3) 監査役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項の算定の基準 議案が既に定められている保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</p>	

改正後	現行
<p>議案が2以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（ただし、各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、記載を要しない。） 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第3項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>4 計算関係書類の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 (1) 保険業法第53条の23において準用する会社法第398条第1項の規定による会計監査人の意見がある場合 その意見の内容 (2) 取締役会の意見があるとき その意見の内容の概要</p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案 (1) 吸収合併契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載する。 当該吸収合併を行う理由 吸収合併契約の内容の概要 当該相互会社が吸収合併消滅相互会社である場合において、保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第1項各号（第2号、第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要 当該相互会社が吸収合併存続相互会社である場合において、保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の16各号（第4号から第6号までを除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(2) 新設合併契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該新設合併を行う理由 新設合併契約の内容の概要 当該相互会社が新設合併消滅相互会社である場合において、保険業法第41条第1項において準用する法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則101条の2の13第2項各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要 新設合併設立相互会社の取締役となる者についての1の(1)に規定する事項 新設合併設立相互会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の会計参与となる者についての1の(2)に規定する事項 新設合併設立相互会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の監査役となる者についての1の(3)に規定する事項 新設合併設立相互会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の会計監査人となる者についての1の(4)に規定する事項</p> <p>(3) 事業譲渡等（保険業法第62条の2第1項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該事業譲渡等を行う理由 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要 当該契約に基づき当該相互会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要</p>	

改正後	現行
<p>6 その他</p> <p>(1) 組織変更計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該組織変更を行う理由 組織変更計画の内容の概要 保険業法第41条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条の2各号(第1号、第3号ロ、第5号イ、第7号及び第8号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(2) 保険契約の移転に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該行為を行う理由 当該行為に関する契約の内容の概要 各会社の貸借対照表(外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表)及び最近事業年度(外国保険会社等の場合にあっては、日本における事業年度)の損益の状況</p> <p>(3) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該行為を行う理由 当該行為に関する契約の内容の概要 貸借対照表及び最近事業年度の損益計算書の内容</p> <p>7 社員提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項(又は次に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(相互会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。)にあっては、当該事項の概要)を記載すること。 議案が社員の提出に係るものである旨 議案に対する取締役会の意見があるときは、その意見の内容 社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して提案の理由(当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。)を相互会社に対して通知したときは、その理由 議案が次のイからハまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して当該イからハまでに定める事項(当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。)を相互会社に対して通知したときは、その内容 イ 取締役 1の(1)に規定する事項 ロ 会計参与 1の(2)に規定する事項 ハ 監査役 1の(3)に規定する事項 ニ 会計監査人 1の(4)に規定する事項</p> <p>(2) 2以上の社員から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、2以上の社員から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。</p> <p>(3) 2以上の社員から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案理由は、各別に記載することを要しない。</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員(当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。)のうち、次のいずれにも該当するものをいう。 当該会社役員が社外取締役又は社外監査役であること。</p>	

改正後	現行
<p>当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該会社役員が保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する第425条第1項第1号八若しくは第427条第1項の社外取締役であること。</p> <p>ロ 当該会社役員が保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する第427条第1項の社外監査役であること。</p> <p>ハ 当該会社役員を当該相互会社の社外取締役又は社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他当該相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示していること。</p> <p>(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。 当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないこと。 当該候補者が現に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと。 当該候補者を就任後当該相互会社の業務を執行する取締役として選定する予定がないこと。 当該候補者を就任後当該相互会社の執行役として選任する予定がないこと。 当該候補者を就任後当該相互会社の使用人とする予定がないこと。 次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する第425条第1項第1号八若しくは第427条第1項の社外取締役であるものとする予定があること。</p> <p>ロ 当該候補者を当該相互会社の社外取締役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</p> <p>(3) 社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。 当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないこと。 次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する第427条第1項の社外監査役であるものとする予定があること。</p> <p>ロ 当該候補者を当該相互会社の社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、社員総会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</p> <p>(4) 業務執行者 次に掲げる者をいう。 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員 業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者 使用人</p> <p>9 保険業法施行規則第20条の19第1項第3号イに掲げる事項から除かれる事項は、5の(1) 、(2) 及び(3) 並びに6の(1) に掲げる事項とする。</p>	

改正後

別紙様式第7号(第20条の21関係)

議 決 権 行 使 書

年 月 日

保険相互会社 あて

住所
氏名

印

第 号議案	原案に対し	賛	否
第 号議案	原案に対し	賛	否

(記載上の注意)

- 社員が賛否を記載する欄のほか棄権の欄を設けて差し支えない。
- 次に掲げる議案においては、各候補者等の事由ごとに賛否の欄を記載する。
 - 2以上の役員等の選任に関する議案 各候補者の選任
 - 2以上の役員等の解任に関する議案 各役員等の選任
 - 2以上の会計監査人の不再任に関する議案 各会計監査人の不再任
- 会社法施行規則第63条第3号二に掲げる事項についての定めがあるときは、賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容を記載する。
- 会社法施行規則第63条第4号ロに掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項を記載する。
- 議決権の行使の期限を記載する。
- 行使できる議決権の数について、次に掲げる場合は議案ごとの議決権を記載する。
 - 議案ごとに当該株主が行使することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数
 - 一部の議案につき議決権を行使することができない場合 議決権を行使することができる議案又は議決権を行使することができない議案
- 書面作成上の必要に応じ、記載方法を変更することを妨げない。

現行

別紙様式第7号(第20条関係)

議 決 権 行 使 書

年 月 日

保険相互会社 あて

住所
氏名

印

第 号議案	原案に対し	賛	否
第 号議案	原案に対し (候補者のうち を除く)	賛	否

(記載上の注意)

- 社員が賛否を記載する欄のほか棄権の欄を設けて差し支えない。
- 社員の賛否又は棄権の記載がない議決権行使書が会社に提出されたときは、各議案について賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示があったものとして取り扱う旨その他必要な事項を記載することができる。
- 書面作成上の必要に応じ、記載方法を変更することを妨げない。

改正後

別紙様式第8号(第22条関係)

総代会参考書類

- 1 議案
 - (1) 会社の提案に係るもの
 - (2) 社員又は総代の提案に係るもの
- 2 議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により総代会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の要旨
- 3 その他総代の議決権の行使について参考となると認める事項

(記載上の注意)

- 1 役員を選任に関する議案
 - (1) 取締役を選任に関する議案
 - 次に掲げる事項を記載すること。
 - 候補者の氏名、生年月日及び略歴
 - 就任の承諾を得ていないときは、その旨
 - 候補者が他の法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)
 - 候補者と相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
 - 候補者が現に当該相互会社の取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当
 - 候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項
 - イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨
 - ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由
 - ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役(社外役員に限る。以下このハにおいて同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
 - ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。)
 - ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社(外国会社を含む。)の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由
 - ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨
 - 当該相互会社の特定関係者(保険業法第8条第1項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)の業務執行者であること。

現行

別紙様式第8号(第22条関係)

(平14内府令42)

議決権行使に関する参考書類

- 1 総代の総数
- 2 総代会に提出される議案(会議の目的が議案となるものを含む。)
 - (1) 会社の提案に係るもの
 - (2) 社員又は総代の提案に係るもの
- 3 保険業法第53条第2項において準用する商法第275条の規定による監査役の意見の要旨
- 4 監査役会による会計監査人の解任の報告等
- 5 その他取締役会が総代の議決権行使について参考となると認める事項

(記載上の注意)

- 1 総代会に提出される議案のうち会社の提案に係るものについては、次の事項を記載すること。
 - (1) 取締役又は監査役を選任に関する議案
 - 候補者の氏名、生年月日及び略歴並びに他の会社の代表者であるときはその事実、会社との間に特別の利害関係があるときはその要旨及び就任の承諾を得ていないときはその旨
 - 監査役を選任につき監査役の見解があるときは、その要旨
 - (2) 会計監査人の選任に関する議案
 - 候補者が公認会計士であるときは、その氏名、事務所、生年月日及び略歴並びに候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所及び沿革
 - 会計監査人の選任につき会計監査人の意見があるときは、その要旨
 - 監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨
 - (3) 取締役若しくは監査役の解任又は会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案
 - 解任又は不再任の理由
 - 監査役の解任につき監査役の見解があるとき又は会計監査人の意見があるときは、その要旨
 - 会計監査人の解任又は不再任に関する議案が監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨
 - (4) 貸借対照表又は損益計算書の承認に関する議案
 - 取締役会、会計監査人、監査役会及び監査役の見解の要旨
 - (5) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案
 - 議案作成の方針
 - (6) 取締役又は監査役の報酬に関する議案
 - 報酬額算定の基準又は改定の理由
 - 監査役の報酬につき監査役の見解があるときは、その要旨
 - 取締役又は監査役の報酬を総額をもって定めるものであるときは、取締役又は監査役の人数
 - (7) 取締役又は監査役の退職慰労金に関する議案
 - 取締役又は監査役の略歴
 - 監査役の退職慰労金につき監査役の見解があるときは、その要旨
 - 議案が、一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他第三者に一任するものであるときは、その基準の内容。ただし、その基準を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いて総代の閲覧(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものの閲覧)に供し

改正後	現行
<p>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。</p> <p>過去5年間に当該相互会社の特定関係者の業務執行者となったことがあること。</p> <p>過去2年間に合併又は事業の譲受け（以下及び1の(3)へにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</p> <p>チ 当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の概要</p> <p>リ 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴</p> <p>ロ 候補者が監査法人又は税理士法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革</p> <p>就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が総代会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</p> <p>(3) 監査役を選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第343条第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</p> <p>保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）</p> <p>候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、当該相互会社における地位及び担当</p> <p>候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下このにおいて同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反す</p>	<p>ているときは、この限りでない。</p> <p>(8) 組織変更計画書の承認に関する議案 組織変更を必要とする理由並びに組織変更計画書、貸借対照表及び最近事業年度の損益計算書の内容</p> <p>(9) 保険契約の移転に関する議案 当該行為を必要とする理由並びに当該行為に関する契約書の内容、各会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）及び最近事業年度（外国保険会社等の場合にあつては、日本における事業年度）の損益の状況</p> <p>(10) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は他の会社の事業全部の譲受けに関する議案 当該行為を必要とする理由、当該行為に関する契約書の内容及び最近事業年度の損益の状況</p> <p>(11) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 当該行為を必要とする理由並びに当該行為に関する契約書の内容、貸借対照表及び最近事業年度の損益計算書の内容</p> <p>(12) 合併契約書の承認に関する議案 合併を必要とする理由及び商法第408条ノ2第1項に掲げるもの（相互会社の場合にあつては、保険業法第173条第1項において準用する商法第408条ノ2第1項に掲げるもの）の内容</p> <p>合併につき監査役の意見があるときは、その要旨</p> <p>(13) その他の議案 提案理由（その議決に際して総代会において一定の事項の開示を要する議案の場合は、その開示すべき事項を含む。）</p> <p>2 総代会に提出される議案のうち社員又は総代の提案に係るものについては、次の事項を記載すること。ただし、2以上の社員又は総代から同一の趣旨の議案又は同一の趣旨の提案理由を記載し、又は記録した次の書面又は400字以内の提案理由を内容とする情報を記録した電磁的記録が提出されているときは、その旨を記載することにより、その議案又は理由若しくはその要旨及び議案に対する取締役会の意見は、各別に記載しないことができる。</p> <p>議案が社員又は総代の提出に係るものであること、その社員又は総代の数及び議案に対する取締役会の意見</p> <p>社員又は総代から400字以内の提案理由を記載した書面又は電磁的記録が総代会の会日の6週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。</p> <p>議案が取締役、監査役又は会計監査人の選任に関するものである場合において、1の(1)又は(2)に定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録が総代会の会日の6週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。</p> <p>監査役を選任、解任若しくは報酬につき監査役の意見があるとき又は会計監査人の選任につき会計監査人の意見があるときは、その要旨</p> <p>3 監査役の辞任後最初に招集される総代会に関する参考書類には、保険業法第53条第2項において準用する商法第275条ノ3ノ2第1項の規定により監査役を辞任した監査役が辞任の理由を述べるとき、又は保険業法第53条第2項において準用する商法第275条ノ3ノ2第3項において準用する同法第275条ノ3の規定により監査役が意見を述べるときは、その要旨を記載すること。</p> <p>4 保険業法第59条第1項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第6条の2第1項の規定による会計監査人の解任後最初に招集される総代会に関する参考書類には、監査役会による会計監査人の解任の報告等として、監査役会が選任した監査役が報告すべき事項及び解任された会計監査人の意見の要旨を記載すること。</p> <p>5 同一の総代会に関して総代に提供されるもののうち、他の書類に記載されている事項及び電磁的方法により提供される情報の内容とされている事項については、これを明らかにすることにより、この参考書類に記載しないことができる。</p>

改正後	現行
<p>る事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</p> <p>へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨 当該相互会社の特定関係者の業務執行者であること。 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受けるとあり、又は過去2年間に受けていたこと。 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。 過去5年間に当該相互会社の特定関係者の業務執行者となったことがあること。 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社の事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数</p> <p>チ 当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</p> <p>リ 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>（4）会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴 ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革 就任の承諾を得ていないときは、その旨 議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第1号又は第2号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が総代会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</p> <p>2 役員解任等に関する議案 （1）取締役の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 取締役の氏名 解任の理由 （2）会計参与の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 会計参与の氏名又は名称 解任の理由 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p>	

改正後	現行
<p>(3) 監査役の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 監査役の氏名 解任の理由 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 会計監査人の氏名又は名称 解任又は不再任の理由 議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第2号又は第3号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨 保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>3 役員の報酬等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。取締役の一部が社外取締役（社外役員に限る。以下この(1)において同じ。）であるときは、議案の理由及び から までに掲げる事項のうち社外取締役にに関するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。 保険業法第53条の15及び第180条の8第4項において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準 議案が既に定められている保険業法第53条の15及び第180条の8第4項において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由 議案が2以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（ただし、各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、記載を要しない。）</p> <p>(2) 会計参与の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項の算定の基準 議案が既に定められている保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由 議案が2以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（ただし、各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、記載を要しない。） 保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第3項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(3) 監査役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項の算定の基準 議案が既に定められている保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由</p>	

改正後	現行
<p>議案が2以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（ただし、各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、記載を要しない。） 保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第3項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>4 計算関係書類の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 (1) 保険業法第53条の23において準用する会社法第398条第1項の規定による会計監査人の意見がある場合 その意見の内容 (2) 取締役会の意見があるとき その意見の内容の概要</p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案 (1) 吸収合併契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載する。 当該吸収合併を行う理由 吸収合併契約の内容の概要 当該相互会社が吸収合併消滅相互会社である場合において、保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の13第1項各号（第2号、第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要 当該相互会社が吸収合併存続相互会社である場合において、保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の16各号（第4号から第6号までを除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(2) 新設合併契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該新設合併を行う理由 新設合併契約の内容の概要 当該相互会社が新設合併消滅相互会社である場合において、保険業法第49条第1項において準用する法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則101条の2の13第2項各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要 新設合併設立相互会社の取締役となる者についての1の(1)に規定する事項 新設合併設立相互会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の会計参与となる者についての1の(2)に規定する事項 新設合併設立相互会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の監査役となる者についての1の(3)に規定する事項 新設合併設立相互会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の会計監査人となる者についての1の(4)に規定する事項</p> <p>(3) 事業譲渡等（保険業法第62条の2第1項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該事業譲渡等を行う理由 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要 当該契約に基づき当該相互会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要</p>	

改正後	現行
<p>6 その他</p> <p>(1) 組織変更計画の承認に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該組織変更を行う理由 組織変更計画の内容の概要 保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条の2各号(第1号、第3号イ、第5号イ、第7号及び第8号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>(2) 保険契約の移転に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該行為を行う理由 当該行為に関する契約の内容の概要 各会社の貸借対照表(外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表)及び最近事業年度(外国保険会社等の場合にあっては、日本における事業年度)の損益の状況</p> <p>(3) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 当該行為を行う理由 当該行為に関する契約の内容の概要 貸借対照表及び最近事業年度の損益計算書の内容</p> <p>7 社員又は総代提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員又は総代の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項(又は に掲げる事項が総代会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(相互会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。)にあっては、当該事項の概要)を記載すること。 議案が社員又は総代の提出に係るものである旨 議案に対する取締役会の意見があるときは、その意見の内容 社員が保険業法第46条第3項の規定による請求に際して提案の理由(当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。)を相互会社に対して通知したときは、その理由 議案が次のイからハまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員が保険業法第46条第3項の規定による請求に際して当該イからハまでに定める事項(当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。)を相互会社に対して通知したときは、その内容 イ 取締役 1の(1)に規定する事項 ロ 会計参与 1の(2)に規定する事項 ハ 監査役 1の(3)に規定する事項 ニ 会計監査人 1の(4)に規定する事項</p> <p>(2) 2以上の社員又は総代から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の社員又は総代から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。</p> <p>(3) 2以上の社員又は総代から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案理由は、各別に記載することを要しない。</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員(当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。)のうち、次のいずれにも該当するものをいう。 当該会社役員が社外取締役又は社外監査役であること。</p>	

改正後	現行
<p>当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該会社役員が保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する第425条第1項第1号八若しくは第427条第1項の社外取締役であること。</p> <p>ロ 当該会社役員が保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する第427条第1項の社外監査役であること。</p> <p>ハ 当該会社役員を当該相互会社の社外取締役又は社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他当該相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示していること。</p> <p>(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。</p> <p>当該候補者が現に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと。</p> <p>当該候補者を就任後当該相互会社の業務を執行する取締役として選定する予定がないこと。</p> <p>当該候補者を就任後当該相互会社の執行役として選任する予定がないこと。</p> <p>当該候補者を就任後当該相互会社の使用人とする予定がないこと。</p> <p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する第425条第1項第1号八若しくは第427条第1項の社外取締役であるものとする予定があること。</p> <p>ロ 当該候補者を当該相互会社の社外取締役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</p> <p>(3) 社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。</p> <p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する第427条第1項の社外監査役であるものとする予定があること。</p> <p>ロ 当該候補者を当該相互会社の社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、総代会参考書類その他相互会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。</p> <p>(4) 業務執行者 次に掲げる者をいう。</p> <p>業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員 業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者 使用人</p> <p>9 保険業法施行規則第23条第1項第3号イに掲げる事項から除かれる事項は、5の(1)、(2)及び(3)並びに6の(1)に掲げる事項とする。</p>	

改正後

(廃 止)

現行

別紙様式第9号(第31条関係)

(平15内府令53)

独立監査人の監査報告書			
			年 月 日
保険相互会社			
御中			
事務所名			
公認会計士		氏 名	印
		(自 署)	

(記載上の注意)

- 1 記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。
- 2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。
- 3 決算期後に生じた事実で会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、事業報告書に記載があるときはその旨及び取締役から報告があったときはその事実を記載すること。
- 4 事業報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載すること。
- 5 事業報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかつた事項があるときは、その事項を示すこと。
- 6 この監査報告書には、7の場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印すること。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った社員も署名押印すること。
- 7 監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行うこと。

改正後

(廃 止)

現行

別紙様式第9号の2 (第23条の5関係)

(平 1 6 内 府 令 5 0)

独立監査人の監査報告書			
			年 月 日
保険相互会社			
御中			
事務所名			
公認会計士		氏 名	印
		(自 署)	

(記載上の注意)

- 1 記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。
- 2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。
- 3 決算期後に生じた事実で会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、事業報告書に記載があるときはその旨及び執行役から報告があったときはその事実を記載すること。
- 4 事業報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載すること。
- 5 事業報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかつた事項があるときは、その事項を示すこと。
- 6 この監査報告書には、7の場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印すること。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った社員も署名押印すること。
- 7 監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行うこと。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行うこと。

改正後	現行									
<p>(廃 止)</p>	<p>別紙様式第10号 (第31条関係)</p> <p style="text-align: right;">(平14内府令17)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"><p style="text-align: center;">監 査 報 告 書</p><p style="text-align: right;">年 月 日</p><p style="text-align: right;">保険相互会社 監査役会</p><table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: right;">監査役(常勤)</td><td>氏 名</td><td>印</td></tr><tr><td style="text-align: right;">監査役</td><td>氏 名</td><td>印</td></tr><tr><td></td><td>(自 署)</td><td></td></tr></table></div> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none">1 記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。3 事業方法書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実について取締役から報告があったときは、その事実を記載すること。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。4 次に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載すること。 (1) 保険業法第51条第2項において準用する商法第264条第1項及び第265条第1項の取引 (2) 会社が無償でした財産上の利益の供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。) (3) 会社がした子会社又は社員との通例的でない取引5 保険業法第59条第1項において準用する商法第281条ノ3第2項第10号に掲げる事項を記載する場合において、4の(1)から(3)までに掲げる事項につき取締役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にすること。6 この監査報告書には、7の場合を除き、各監査役が署名押印すること。この場合において、常勤の監査役は、その旨を記載すること。7 監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、各監査役は、当該電磁的記録に記録された情報について、電子署名を行うこと。この場合において、常勤の監査役は、その旨を当該電磁的記録に記録すること。	監査役(常勤)	氏 名	印	監査役	氏 名	印		(自 署)	
監査役(常勤)	氏 名	印								
監査役	氏 名	印								
	(自 署)									

改正後	現行
<p>(廃 止)</p>	<p>別紙様式第10号の2 (第23条の5関係)</p> <p style="text-align: right;">(平16内府令50)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>監 査 報 告 書</p><p>年 月 日</p><p>保険相互会社 監査委員会</p><p>監査委員 氏 名 印</p><p>(自 署)</p></div> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none">1 記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載すること。2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。3 事業報告書に記載されていない決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実について執行役から報告があったときは、その事実を記載すること。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。4 次に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 保険業法第51条第2項において準用する商法第264条第1項及び第265条第1項の取引(2) 会社が無償でした財産上の利益の供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。)(3) 会社がした子会社又は社員との通例的でない取引(4) 保険業法第52条の3第2項において準用する商法特例法第21条の14第7項第5号において準用する保険業法第51条第2項において準用する商法第264条第1項及び第265条第1項の取引5 保険業法第52条の3第2項において準用する商法特例法第21条の29第2項第5号に掲げる事項を記載する場合において、4の(1)から(4)までに掲げる事項につき取締役又は執行役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にすること。6 この監査報告書には、7の場合を除き、各監査委員が署名押印すること。7 監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、各監査委員は、当該電磁的記録に記載された情報について電子署名を行うこと。

改正後

現行

別紙様式第11号(第29条の6)

(平17内府令68)

別紙様式第11号(第31条、第32条関係)

(平16内府令50)

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告

住所
会社名
代表取締役 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債 及 び 純 資 産	金 額
現金及び預貯金 コールローン 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 有形固定資産 無形固定資産 その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金		保険契約準備金 短期社債 社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計	
		基金 基金申込証拠金 基金償却積立金 再評価積立金 剰余金 損失てん補準備金 その他剰余金 <u>その他有価証券評価差額</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債 及 び 純 資 産	金 額
-----	-----	---------------	-----

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告

住所
会社名
代表取締役 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
現金及び預貯金 コールローン 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 不動産及び動産 (<u>新設</u>) その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金		保険契約準備金 短期社債 社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計	
		基金 基金払込金 基金償却積立金 再評価積立金 剰余金 損失てん補準備金 <u>当期純剰余(又は当期純損失)</u> (<u>新設</u>) <u>土地再評価差額金</u> <u>株式等評価差額金</u> 資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
-----	-----	-------------	-----

改正後				現行			
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		短期社債		コールローン		短期社債	
買現先勘定		社債		買現先勘定		社債	
債券貸借取引支払保証金		その他負債		債券貸借取引支払保証金		その他負債	
買入金銭債権		退職給付引当金		買入金銭債権		退職給付引当金	
商品有価証券		価格変動準備金		商品有価証券		価格変動準備金	
金銭の信託		金融先物取引責任準備金		金銭の信託		金融先物取引責任準備金	
有価証券		証券取引責任準備金		有価証券		証券取引責任準備金	
貸付金		繰延税金負債		貸付金		繰延税金負債	
有形固定資産		再評価に係る繰延税金負債		不動産及び動産		再評価に係る繰延税金負債	
無形固定資産		支払承諾		(新設)		支払承諾	
その他資産		負債の部合計		その他資産		負債の部合計	
繰延税金資産				繰延税金資産		基金	
再評価に係る繰延税金資産		基金		再評価に係る繰延税金資産		基金払込金	
支払承諾見返		基金申込証拠金		支払承諾見返		基金償却積立金	
貸倒引当金		基金償却積立金		貸倒引当金		剰余金	
		剰余金				損失てん補準備金	
		損失てん補準備金				その他剰余金	
		その他剰余金				その他有価証券評価差額	
		その他有価証券評価差額				繰延ヘッジ損益	
		繰延ヘッジ損益				土地再評価差額金	
		土地再評価差額金				資本の部合計	
資産の部合計		純資産の部合計		資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(削除)

(削除)

(4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(5) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率

(6) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳

(削除)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(4) 保険業法施行規則第24条の2第2項第1号に規定する金額がある場合は、その額

(5) 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産額

(6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(7) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率

(8) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳

(9) 貸借対照表上の純資産額から基金払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金

改正後

(8) 有形固定資産の減価償却額

(9) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

(10) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額

(11) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること)

(12) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) の要旨

(生命保険相互会社) (単位:百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益 その他経常収益	
損益の部	経常費用	
	保険金等支払金	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		
特別損益の部	特別利益	
	保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損益の部	特別損失	
	価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失)		
法人税及び住民税		
法人税等調整額		
当期純剰余(又は当期純損失)		

現行

額が、基金、基金償却積立金、再評価積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) の要旨

(生命保険相互会社) (単位:百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益 その他経常収益	
損益の部	経常費用	
	保険金等支払金	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		
特別損益の部	特別利益	
	保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損益の部	特別損失	
	価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失)		
法人税及び住民税		
法人税等調整額		
当期純剰余(又は当期純損失)		

改正後	
(削 除)	
(削 除)	
(削 除)	

(損害保険相互会社)		(単位 : 百万円)
科 目	金 額	
経 常 収 益		
保 険 引 受 収 益		
(うち正味収入保険料)		
資 産 運 用 収 益		
(うち利息及び配当金収入)		
そ の 他 経 常 収 益		
経 常 費 用		
保 険 引 受 費 用		
(うち正味支払保険金)		
(うち損害調査費)		
資 産 運 用 費 用		
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		
そ の 他 経 常 費 用		
経常利益 (又は経常損失)		
特 別 利 益		
特 別 損 失		
税引前当期純剰余 (又は税引前当期純損失)		
法 人 税 及 び 住 民 税		
法 人 税 等 調 整 額		
当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)		
(削 除)		
(削 除)		
(削 除)		

(記載上の注意)
(削除)

1 生命保険会社にあつては、その他経常収益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。
2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

現行	
前 期 繰 越 剰 余 金 (又 は 前 期 繰 越 損 失)	
・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額	
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)	

(損害保険相互会社)		(単位 : 百万円)
科 目	金 額	
経 常 収 益		
保 険 引 受 収 益		
(うち正味収入保険料)		
資 産 運 用 収 益		
(うち利息及び配当金収入)		
そ の 他 経 常 収 益		
経 常 費 用		
保 険 引 受 費 用		
(うち正味支払保険金)		
(うち損害調査費)		
資 産 運 用 費 用		
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		
そ の 他 経 常 費 用		
経常利益 (又は経常損失)		
特 別 利 益		
特 別 損 失		
税引前当期純剰余 (又は税引前当期純損失)		
法 人 税 及 び 住 民 税		
法 人 税 等 調 整 額		
当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)		
前 期 繰 越 剰 余 金 (又 は 前 期 繰 越 損 失)		
・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額		
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)		

(記載上の注意)

1 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
2 生命保険会社にあつては、その他経常収益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。
3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

改正後

現行

別紙様式第11号の2 (第29条の6関係)

(平17内府令68)

別紙様式第11号の2 (第31条、第32条関係)

(平16内府令50)

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告

住所
会社名
代表取締役 氏名

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債 及 び 純 資 産	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		その他負債	
特定取引資産		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
有形固定資産		繰延税金負債	
無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
その他資産		支払承諾	
繰延税金資産		負債の部合計	
再評価に係る繰延税金資産		基金	
支払承諾見返		基金申込証拠金	
貸倒引当金		基金償却積立金	
		再評価積立金	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		その他剰余金	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		純資産の部合計	

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告

住所
会社名
代表取締役 氏名

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		その他負債	
特定取引資産		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
不動産及び動産		繰延税金負債	
(新設)		再評価に係る繰延税金負債	
その他資産		支払承諾	
繰延税金資産		負債の部合計	
再評価に係る繰延税金資産		基金	
支払承諾見返		基金払込金	
貸倒引当金		基金償却積立金	
		再評価積立金	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		当期純剰余(又は当期純損失)	
		(新設)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		資本の部合計	

改正後			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(損害保険相互会社)		(単位：百万円)	
資 産	金 額	負 債 及 び 純 資 産	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		その他負債	
特定取引資産		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
有形固定資産		繰延税金負債	
無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
その他資産		支払承諾	
繰延税金資産		負債の部合計	
再評価に係る繰延税金資産		基金	金
支払承諾見返		基金申込証拠金	
貸倒引当金		基金償却積立金	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		その他剰余金	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

- (記載上の注意)
- 1 次の事項を注記すること。
- (1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (削除)

現行			
資産の部合計		負債及び資本の部合計	
(損害保険相互会社)		(単位：百万円)	
資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		その他負債	
特定取引資産		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
不動産及び動産		繰延税金負債	
(新設)		再評価に係る繰延税金負債	
その他資産		支払承諾	
繰延税金資産		負債の部合計	
再評価に係る繰延税金資産		基金	金
支払承諾見返		基金払込金	
貸倒引当金		基金償却積立金	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		当期純剰余(又は当期純損失)	
		(新設)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

- (記載上の注意)
- 1 次の事項を注記すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (4) 保険業法施行規則第24条の2第2項第1号に規定する金額がある場合は、その額

改正後

- (削除)
- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率
- (6) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
- (削除)

- (8) 有形固定資産の減価償却額
- (9) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (10) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (11) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること)
- (12) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 (年 月 日から) の要旨
 (年 月 日まで)

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益 その他経常収益	
損益の部	経常費用	
	保険金等支払金額	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		
特別損	特別利益	
	保険業法第112条評価益	
	その他特別利益	

現行

- (5) 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産額
- (6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (7) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率
- (8) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
- (9) 貸借対照表上の純資産額から基金払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額
が、基金、基金償却積立金、再評価積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 (年 月 日から) の要旨
 (年 月 日まで)

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益 その他経常収益	
損益の部	経常費用	
	保険金等支払金額	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		
特別損	特別利益	
	保険業法第112条評価益	
	その他特別利益	

改正後	
益の部	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）
	（ 削 除 ）
	（ 削 除 ）
	（ 削 除 ）

(損害保険相互会社) (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益 (うち正味収入保険料)	
資産運用収益 (うち利息及び配当金収入)	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用 (うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	
資産運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）
	（ 削 除 ）
	（ 削 除 ）
	（ 削 除 ）

(記載上の注意)
(削除)
1 生命保険会社にあつては、その他経常収益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。

現行	
益の部	特別損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）
	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 当期未処分剰余金（又は当期未処理損失）

(損害保険相互会社) (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益 (うち正味収入保険料)	
資産運用収益 (うち利息及び配当金収入)	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用 (うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	
資産運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）
	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ 積立金取崩額 当期未処分剰余金（又は当期未処理損失）

(記載上の注意)
1 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

改正後

2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

現行

- 2 生命保険会社にあつては、その他経常収益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

改正後

現行

(廃止)

別紙様式第11号の3 (第23条の5関係)

(平16内府令50)

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告

住 所
会社名
代表執行役 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		短期社債	
買現先勘定		社債	
債券貸借取引支払保証金		その他の負債	
買入金銭債権		退職給付引当金	
商品有価証券		価格変動準備金	
金銭の信託		金融先物取引責任準備金	
有価証券		証券取引責任準備金	
貸付金		繰延税金負債	
不動産及び動産		再評価に係る繰延税金負債	
その他の資産		支払承諾	
繰延税金資産		負債の部合計	
再評価に係る繰延税金資産		基金	
支払承諾見返		基金払込金	
貸倒引当金		基金償却積立金	
		再評価積立金	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		当期純剰余	
		(又は当期純損失)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

改正後

現行

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		短 期 社 債	
買 現 先 勘 定		社 債	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		そ の 他 負 債	
買 入 金 銭 債 権		退 職 給 付 引 当 金	
商 品 有 価 証 券		価 格 変 動 準 備 金	
金 銭 の 信 託		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
有 価 証 券		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
貸 付 金		繰 延 税 金 負 債	
不 動 産 及 び 動 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
そ の 他 資 産		支 払 承 諾	
繰 延 税 金 資 産		負 債 の 部 合 計	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		基 金	
支 払 承 諾 見 返		基 金 払 込 金	
貸 倒 引 当 金		基 金 償 却 積 立 金	
		剰 余 金	
		損 失 て ん 補 準 備 金	
		当 期 純 剰 余	
		(又 は 当 期 純 損 失)	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		株 式 等 評 価 差 額 金	
		資 本 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。
 - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - (3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
 - (4) 保険業法施行規則第24条の2第2項第1号に規定する金額がある場合は、その額
 - (5) 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産額
 - (6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
 - (7) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率

改正後

現行

(8) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
 (9) 貸借対照表上の純資産額から基金払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、基金、基金償却積立金、再評価積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額
 2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 年 月 日から
 年 月 日まで の要旨

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益 その他経常収益	
損益の部	経常費用	
	保険金等支払金額	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		
特別損益の部	特別利益	
	保険業法第112条評価益	
	その他特別利益	
特別損益の部	特別損失	
	価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失)		
法人税及び住民税		
法人税等調整額		
当期純剰余(又は当期純損失)		
前期繰越剰余金(又は前期繰越損失)		
・ ・ ・ 積立金取崩額		
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)		

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

改正後	現行	
	経常収益 保険引受収益 (うち正味収入保険料) 資産運用収益 (うち利息及び配当金収入) その他経常収益	
	経常費用 保険引受費用 (うち正味支払保険金) (うち損害調査費) 資産運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用	
	経常利益(又は経常損失)	
	特別利益	
	特別損失	
	税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余(又は当期純損失)	
	前期繰越剰余金(又は前期繰越損失) ・ ・ ・ 積立金取崩額 当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	
	(記載上の注意) 1 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。 2 生命保険会社にあつては、その他経常収益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。 3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。	

改正後

現行

(廃止)

別紙様式第11号の4 (第23条の5関係)

(平16内府令50)

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告

住 所
会社名
代表執行役 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)の要旨

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		その他の負債	
特定取引資産		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
不動産及び動産		繰延税金負債	
その他の資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		基金払込金	
貸倒引当金		基金償却積立金	
		再評価積立金	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		当期純剰余	
		(又は当期純損失)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		資本の部合計	

改正後

現行

資産の部合計		負債及び資本の部合計	
(損害保険相互会社)		(単位：百万円)	
資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		その他の負債	
特定取引資産		退職給付引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融先物取引責任準備金	
貸付金		証券取引責任準備金	
不動産及び動産		繰延税金負債	
その他の資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		基金払込金	
貸倒引当金		基金償却積立金	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		当期純剰余	
		(又は当期純損失)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。
 - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - (3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合には、その額
 - (4) 保険業法施行規則第24条の2第2項第1号に規定する金額がある場合は、その額
 - (5) 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産額

改正後

現行

- (6) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
 - (7) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号口(10)に規定する比率
 - (8) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
 - (9) 貸借対照表上の純資産額から基金払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、基金、基金償却積立金、再評価積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- 2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕の要旨

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険料等収入	
	資産運用収益 その他経常収益	
損益の部	経常費用	
	保険金等支払金額	
	責任準備金等繰入額	
	資産運用費用	
	事業費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		
特別損益の部	特別利益	
	保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損益の部	特別損失	
	価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失)		
法人税及び住民税 法人税等調整額		
当期純剰余(又は当期純損失)		
前期繰越剰余金(又は前期繰越損失)		
・ ・ ・ 積立金取崩額		
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)		

改正後

現行

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 引 受 収 益 (うち正味収入保険料)	
資 産 運 用 収 益 (うち利息及び配当金収入)	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
保 険 引 受 費 用 (うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	
資 産 運 用 費 用	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経常利益(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失)	
法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)	
前 期 繰 越 剰 余 金 (又 は 前 期 繰 越 損 失)	
・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額	
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)	

(記載上の注意)

- 1 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 生命保険会社にあつては、その他経常収益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

改正後	現行
<p>別紙様式第11号の5（第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平17内府令68）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;"> 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 中間業務報告書 </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 会社名 代表取締役 氏名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間事業報告</p> <p> 1 事業の経過及び成果等</p> <p> 2 財産及び損益の状況</p> <p> 3 支店等及び代理店の状況</p> <p> 4 使用人の状況</p> <p> 5 重要な親会社及び子会社等の状況</p> <p> 6 会社役員の状況</p> <p> 7 株式に関する事項</p> <p> 8 新株予約権等に関する事項</p> <p> 9 その他</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>第4 中間キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 株主資本等変動計算書等</p>	<p>別紙様式第11号の5（第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平17内府令68）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;"> 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 中間業務報告書 </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 会社名 代表取締役 氏名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間営業報告書</p> <p> 1 営業の経過及び成果</p> <p> 2 営業成績及び財産の状況の推移</p> <p> 3 支店等及び代理店の状況</p> <p> 4 従業員等の状況</p> <p> 5 株式の状況</p> <p> 6 大株主</p> <p> 7 自己株式の取得、処分及び保有</p> <p> 8 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）</p> <p> 9 親会社及び子会社等</p> <p> 10 新株予約権の状況</p> <p> 11 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実</p> <p> 12 その他会社の状況に関する重要な事項</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>第4 中間キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p>

第6 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

- 1 委員会設置会社及び委員会設置相互会社(以下「委員会設置会社等」という。)にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 相互会社が業務報告書を作成する場合には、この様式中「株式に関する事項」を「基金に関する事項」に、「大株主」を「基金拠出者」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に、「株主総会」を「社員総会又は総代会」に改めて記載すること。
- 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - 子会社 保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。
 - 子会社等 保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。
 - 子法人等 保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。
 - 関連法人等 保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。
- 4 会社の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 事業の経過及び成果」、「2 財産及び損益の状況」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

(削除)

第1

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間事業報告

1 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

- 1 保険会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに保険会社のその中間期における事業の経過及び成果を記載すること。
- 2 保険会社が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業

(記載上の注意)

- 1 委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社(以下「委員会等設置会社等」という。)にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 相互会社が中間業務報告書を作成する場合には、この様式中「中間営業報告書」を「中間事業報告書」に、「営業」を「事業」に、「営業成績」を「事業成績」に、「株式の状況」を「基金の状況」に、「大株主」を「基金拠出者」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に改めて記載すること。
- 3 会社の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 4 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 営業の経過及び成果」、「2 営業成績及び財産の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 従業員等の状況」及び「12決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実」については、これらの全てを企業集団(当該保険会社及び保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 営業成績及び財産の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。
- 5 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の営業の経過及び成果」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における営業(相互会社にあつては、事業)の経過及び成果(複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

第1

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間営業報告書

1 営業の経過及び成果

(記載上の注意)

- 次に掲げる事項についても記載すること。
- 1 保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移(生命保険会社)
 - 2 資産運用の状況
 - 3 責任準備金の状況及び推移(生命保険会社)

集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

4 生命保険会社においては、保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移、責任準備金の状況及び推移を記載すること。

2 財産及び損益の状況の推移

【保険会社の状況について記載する場合】

(生命保険会社)

区 分		前期末	前中間期末	当中間期末
保 有 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億 円	億 円	億 円
保 險 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 險 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失) 総 資 産		百 万 円	百 万 円	百 万 円

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 2 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 当中間期における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(損害保険会社)

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
-----	-----	-------	-------

4 会社が対処すべき課題

5 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の営業の経過及び成果」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における営業(相互会社にあつては、事業)の経過及び成果(複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団を構成する会社等(保険業法第2条の2第1項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)以外の会社等を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等(保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。)を含めていない場合にはその旨を記載すること。

2 営業成績及び財産の状況の推移

【保険会社の状況について記載する場合】

(生命保険会社)

区 分		前期末	前中間期末	当中間期末
保 有 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億 円	億 円	億 円
保 險 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 險 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失) 総 資 産		百 万 円	百 万 円	百 万 円

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 2 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(損害保険会社)

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
-----	-----	-------	-------

正味収入保険料 (. . . . 保険) (その他) 利息及び配当収入 保険引受利益(又は保険引受損失) 経常利益(又は経常損失) 中間(当期)純利益 (又は中間(当期)純損失) 正味損害率 正味事業費率	百万円	百万円	百万円
運用資産 総資産			
1株当たり中間(当期)純利益 (又は中間(当期)純損失)	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 6 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

【企業集団の状況について記載する場合】

(生命保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
連結経常収益			
連結経常利益			

正味収入保険料 (. . . . 保険) (その他) 利息及び配当収入 保険引受利益(又は保険引受損失) 経常利益(又は経常損失) 中間(当期)純利益 (又は中間(当期)純損失) 正味損害率 正味事業費率	百万円	百万円	百万円
運用資産 総資産			
1株当たり中間(当期)純利益 (又は中間(当期)純損失)	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

【企業集団の状況について記載する場合】

(生命保険会社の企業集団)

イ 連結営業成績及び財産の状況の推移

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
連結経常収益			
連結経常利益			

連結中間（当）期純利益			
連結純資産額			
連結総資産			

（記載上の注意）

- 表題を「2 企業集団及び保険会社財産及び損益の状況」とすること。
- 相互会社にあつては、「連結中間（当期）純利益」を「連結中間（当期）純剰余」に改めて記載すること。
- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

□ 保険会社の財産及び損益の状況

区 分		前期末	前中間期末	当中間期末
保 有 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億円	億円	億円
	保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 険 金 等 支 払 金 経 常 利 益（又 は 経 常 損 失） 中 間（当 期）純 利 益 （又 は 中 間（当 期）純 損 失） 総 資 産	百万円	百万円	百万円

（記載上の注意）

- 相互会社にあつては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載すること。
- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

（損害保険会社の企業集団）

連結中間（当）期純利益			
連結純資産額			
連結総資産			

（記載上の注意）

- 表題を「2 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。
- 相互会社にあつては、「連結中間（当期）純利益」を「連結中間（当期）純剰余」に改めて記載すること。
- 必要に応じ、営業成績（相互会社にあつては、事業成績）の推移についての説明その他の事項を記載すること。

□ 単体営業成績及び財産の状況の推移

区 分		前期末	前中間期末	当中間期末
保 有 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億円	億円	億円
	保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 険 金 等 支 払 金 経 常 利 益（又 は 経 常 損 失） 中 間（当 期）純 利 益 （又 は 中 間（当 期）純 損 失） 総 資 産	百万円	百万円	百万円

（記載上の注意）

- 相互会社にあつては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載すること。
- 必要に応じ、営業成績（相互会社にあつては、事業成績）及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

（損害保険会社の企業集団）

イ 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
連 結 経 常 収 益			
連 結 経 常 利 益			
連 結 中 間 (当 期) 純 利 益			
連 結 純 資 産 額			
連 結 総 資 産			

(記載上の注意)

- 表題を「2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況」とすること。
- 相互会社にあつては、「連結中間(当期)純利益」を「連結中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

ロ 保険会社の財産及び損益の状況

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
正 味 収 入 保 険 料 (. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(そ の 他)			
利 息 及 び 配 当 収 入			
保 険 引 受 利 益 (又 は 保 険 引 受 損 失)			
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			
中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)			
正 味 損 害 率			
正 味 事 業 比 率			
運 用 資 産			
総 資 産			
1 株 当 た り 中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)	円 銭	円 銭	円 銭

イ 連結営業成績及び財産の状況の推移

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
連 結 経 常 収 益			
連 結 経 常 利 益			
連 結 中 間 (当 期) 純 利 益			
連 結 純 資 産 額			
連 結 総 資 産			

(記載上の注意)

- 表題を「2 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。
- 相互会社にあつては、「連結中間(当期)純利益」を「連結中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)の推移についての説明その他の事項を記載すること。

ロ 単体営業成績及び財産の状況の推移

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
正 味 収 入 保 険 料 (. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(そ の 他)			
利 息 及 び 配 当 収 入			
保 険 引 受 利 益 (又 は 保 険 引 受 損 失)			
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			
中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)			
正 味 損 害 率			
正 味 事 業 比 率			
運 用 資 産			
総 資 産			
1 株 当 た り 中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金並びに土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。

4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

3 支店等及び代理店の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当期増減()
支 店	店	店	店
営 業 所			
海 外 支 店			
海 外 駐 在 員 事 務 所			
計			
代 理 店			
海 外 代 理 店			
計			

(記載上の注意)

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 表題を「3 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、保険会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な事務所については記載を要しない。

4 使用人の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金並びに土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3 支店等及び代理店の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
支 店	店	店	店
営 業 所			
海 外 支 店			
海 外 駐 在 員 事 務 所			
計			
代 理 店			
海 外 代 理 店			
計			

(記載上の注意)

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 表題を「3 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 2 適宜、保険会社、子法人等(保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。

4 従業員等の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当中間 期末	増減()	当中間期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

(記載上の注意)

- 1 生命保険会社にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 損害保険会社にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

部 門 名	前 期 末	当中間期末	当期増減()
	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 表題を「4 企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、保険会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(「7 株式に関する事項」へ)

(「7 株式に関する事項」へ)

区 分	前期末	当中間 期末	増減()	当中間期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

(記載上の注意)

- 1 生命保険会社にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 損害保険会社にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

部 門 名	前 期 末	当中間期末	当期増減()
	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 表題を「4 企業集団の従業員等の状況」とすること。
- 2 適宜、保険会社、子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従業員数を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

5 株式の状況

発行する株式の総数	千株
発行済株式の総数	千株
株 主 数	名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、「発行済株式の総数(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「株主数(単位名)」を「基金拠出者数(単位名)」に改めて記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

6 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
	千株	%	千株	%

(記載上の注意)

- 1 持株数(相互会社にあつては、基金拠出額)の多い順序に従い10名を記載すること。
- 2 相互会社にあつては、「株主名」を「基金拠出者名」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」

(削除)

(「6 会社役員の状況」へ)

5 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
				百万円	%	

に、当社への出資状況欄の「持株数(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に、「当社の大株主への出資状況」を「当社の基金拠出者への出資状況」に改めて記載すること。

7 自己株式の取得、処分及び保有

(記載上の注意)

次の事項を記載すること。

- 1 事業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額
- 2 事業年度中に特定の者から買い受けた自己株式(商法第204条ノ3ノ2第1項(同法第204条ノ5第1項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。)についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号
- 3 事業年度中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式(同項第1号の子会社から買い受けたものを除く。)については同法第211条ノ3第4項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
- 4 事業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額
- 5 事業年度中に株式失効の手続をした自己株式についてはその種類及び数
- 6 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

8 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)

地位	氏名	担当又は主な職業
会長		
社長		
副社長		
専務取締役		
常務取締役		
取締役		
執行役		
監査役		
()		年 月 日 退任

(記載上の注意)

- 1 代表権のある者については、その旨を役職目欄に記載すること。
- 2 当中間期中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

9 親会社及び子会社等

(1) 親会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社に対する議決権割合	主要な事業内容
		百万円	%	

(記載上の注意)

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有す る会社等の 議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 親会社及び子会社、子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

6 会社役員の状況

(中間期末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他

(記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの者であって、当該中間期の末日までに退任した会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。)、及び中間期の末日後に就任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること。
- 2 当該中間期中に辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の意見があったときは、その意見の内容、及び同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)、及び兼職の状況(重要でないものを除く。)を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨「その他」欄に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。

7 株式に関する事項

(1) 株式数

発行する株式の総数 千株

商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社について記載すること。

(2) 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当 社 の 議決権割合	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は同令第2条の3第3項に規定する関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

(「8 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)より)

(「5 株式の状況」及び「6 大株主」より)

発行済株式の総数 千株

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出額の総額について、百万円単位で記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

(2) 当中間期末株主数 名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出者数を記載すること。

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

(記載上の注意)

- 1 当該中間期の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株の順に記載すること。
- 2 種類株式保険会社(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する保険会社をいう。)にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 3 相互会社にあつては、「株主の氏名又は名称」を「基金拠出者の氏名又は名称」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、当社への出資状況欄の「持株数等(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に改め、基金拠出額の10分の1以上の基金の拠出を行っている基金拠出者について、基金拠出額の多い順に記載すること。
- 4 その他株式(相互会社にあつては、基金)に関する重要な事項を注記すること。

8 新株予約権等に関する事項

(1) 中間期の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役(社外役員を除く。)		
社外取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。

(2) 中間期中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

10 新株予約権の状況

[現に発行している新株予約権]

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)

[事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権]

割当てを受けた者の氏名又は名称、()は割当て	()
を受けた新株予約権の数	()

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等の役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 使用人とは、当該保険会社の役員を兼ねている使用人を除くものとする。
- 2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該保険会社の役員又は使用人を兼ねている子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

(削除)

9 その他

(記載上の注意)

- 1 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。
- 2 相互会社にあつては、当中間期末における総代数についても記載すること。

	()

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	

(記載上の注意)

- 1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第1号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会及び取締役会における発行決議ごとに記載すること。
- 2 「当中間期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第2号に規定する新株予約権をいう。
- 3 商法施行規則第103条第2項第3号に規定する当事業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権については、「当中間期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載し、同項第4号の区分に応じて必要事項を注記すること。

11 中間期末後に生じた会社の状況に関する重要な事実

(記載上の注意)

企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「12 決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。

12 その他会社の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)

相互会社にあつては、当中間期末における総代数についても記載すること。

改 正 案				現 行			
別紙様式第11号の5 (第59条関係)				別紙様式第11号の5 (第59条関係)			
第2 年度(年 月 日現在) 中間貸借対照表				第2 年度(年 月 日現在) 中間貸借対照表			
(生命保険株式会社)		(単位:百万円)		(生命保険株式会社)		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金		コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金		買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金		債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借		買入金銭債権		代理店借	
商品有価証券		再保険借		商品有価証券		再保険借	
金銭の信託		短期社債		金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債		有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債		貸付金		新株予約権付社債	
有形固定資産		その他負債		不動産及び動産		その他負債	
無形固定資産		退職給付引当金		代理店貸		退職給付引当金	
代理店貸		価格変動準備金		再保険貸		価格変動準備金	
再保険貸		金融先物取引責任準備金		その他資産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金		繰延税金資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債		再評価に係る繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債		支払承諾見返		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		支払承諾		貸倒引当金		支払承諾	
貸倒引当金	△	負債の部合計				負債の部合計	
		(純資産の部)				(資本の部)	
		資本金				資本金	
		新株式申込証拠金				新株式払込金	
		資本剰余金				資本剰余金	
		資本準備金				資本準備金	
		その他資本剰余金				その他資本剰余金	
		利益剰余金				資本金及び資本準備金減少差益	
		利益準備金				自己株式処分差益	
					△		

		<u>その他利益剰余金</u> <u>〇〇積立金</u> <u>繰越利益剰余金</u> 自 己 株 式 自己株式申込証拠金 株 主 資 本 合 計 <u>その他有価証券評価差額金</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>評価・換算差額等合計</u> <u>新株予約権</u> <u>純資産の部 合計</u>	△
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

		利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 <u>任 意 積 立 金</u> <u>中間未処分利益</u> <u>(又は中間未処理損失)</u> <u>中 間 純 利 益</u> <u>(又は中間純損失)</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>株式等評価差額金</u> <u>自己株式払込金</u> 自 己 株 式 <u>資本の部 合計</u>	△
資 産 の 部 合 計		負債及び資本の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支 払 備 金	
買現先勘定		責 任 準 備 金	
債券貸借取引支払保証金		短 期 社 債	
買入金銭債権		社 債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		そ の 他 負 債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価 格 変 動 準 備 金	
有形固定資産		金融先物取引責任準備金	
無形固定資産		証券取引責任準備金	
その他資産		繰延税金負債	
繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		支 払 承 諾	
支払承諾見返		負 債 の 部 合 計	
貸倒引当金	△		
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支 払 備 金	
買現先勘定		責 任 準 備 金	
債券貸借取引支払保証金		短 期 社 債	
買入金銭債権		社 債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		そ の 他 負 債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価 格 変 動 準 備 金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		支 払 承 諾	
貸倒引当金	△	負 債 の 部 合 計	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	

	<u>新株式申込証拠金</u> <u>資本剰余金</u> <u>資本準備金</u> <u>その他資本剰余金</u> <u>利益剰余金</u> <u>利益準備金</u> <u>その他利益剰余金</u> <u>〇〇積立金</u> <u>繰越利益剰余金</u> <u>自己株式</u> <u>自己株式申込証拠金</u> <u>株主資本合計</u> <u>その他有価証券評価差額金</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>評価・換算差額等合計</u> <u>新株予約権</u> <u>純資産の部 合計</u>	△
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

	<u>新株式払込金</u> <u>資本剰余金</u> <u>資本準備金</u> <u>その他資本剰余金</u> <u>資本金及び資本準備金減少差益</u> <u>自己株式処分差益</u> <u>利益剰余金</u> <u>利益準備金</u> <u>任意積立金</u> <u>中間未処分利益</u> <u>(又は中間未処理損失)</u> <u>中間純利益</u> <u>(又は中間純損失)</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>株式等評価差額金</u> <u>自己株式払込金</u> <u>自己株式</u> <u>資本の部 合計</u>	△
資産の部合計	負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(5) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

(6) 不動産及び動産の減価償却の方法

(7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(8) 貸倒引当金の計上方法(当中間期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

(9) 退職給付引当金の計上方法

⑦ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑧ 退職給付引当金の計上方法

⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

⑩ ヘッジ会計の方法

⑪ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続きを変更したとき（当該連結中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続きについて変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮訶帳額

(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、一括した引当金の金額）

(9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(10) 取締役、監査役及び執行役（委員会設置会社等においては、取締役及び執行役）との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(11) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

② 繰延税金負債

(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。

(15) 生命保険会社においては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(16) 親会社株式の金額

(17) 子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額

(18) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2

(10) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

(11) ヘッジ会計の方法

(12) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(13) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(14) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

(15) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(16) 不動産及び動産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮訶帳額

(17) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(18) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(20) 生命保険会社においては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(21) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(22) 商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社の株式並びに子会社（保険業法第2条12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の額

(23) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(24) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(25) 中間貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(26) 以下に掲げる金額

① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同令第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他資産」の内訳として「保険業法第113条繰延資産」を記載すること。

3 消費貸借契約等により貸し付けている有価証券は、その種類毎に商品有価証券、有価証券、その他資産に計上し、その合計額を注記すること。

4 損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

5 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

項において準用する場合を含む。)において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

① 申込期日経過後における新株式申込証拠金

② 評価・換算差額等

③ 新株予約権

(21) 以下に掲げる金額

① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額

② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額

(22) 1株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。)

(23) 会社計算規則第186条第1項に規定する額(同号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)

(24) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(25) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象

(26) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。

7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。(記載上の注意)

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

科	目	金	額	科	目	金	額
---	---	---	---	---	---	---	---

科	目	金	額	科	目	金	額
---	---	---	---	---	---	---	---

<p>(資産の部)</p> <p>現金及び預貯金 コールローン 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 有形固定資産 無形固定資産 代理店貸 再保険貸 その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金</p>	△	<p>(負債の部)</p> <p>保険契約準備金 支払備金 責任準備金 社員配当準備金 代理店借 再保険借 短期社債 社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部 合計</p>	<p>(純資産の部)</p> <p>基金 基金払込金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 損失てん補準備金 その他剰余金 社員配当平衡積立金 ○○積立金 当期末処分剰余金 基金等合計額 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部 合計</p>	<p>(資産の部)</p> <p>現金及び預貯金 コールローン 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 不動産及び動産 代理店貸 再保険貸 その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金</p>	△	<p>(負債の部)</p> <p>保険契約準備金 支払備金 責任準備金 社員配当準備金 代理店借 再保険借 短期社債 社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部 合計</p>	<p>(資本の部)</p> <p>基金 基金払込金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 損失てん補準備金 任意積立金 社員配当平衡積立金 中間未処分剰余金 (又は当中間処理損失) 中間純剰余 (又は当中間損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 資本の部 合計</p>
--	---	--	---	---	---	--	--

資産の部合計	負債及び純資産の部合計
--------	-------------

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		短期社債	
商品有価証券		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
有形固定資産		金融先物取引責任準備金	
無形固定資産		証券取引責任準備金	
その他資産		繰延税金負債	
繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		支払承諾	
支払承諾見返		負債の部合計	
貸倒引当金	△	(純資産の部)	
		基金	
		基金払込金	
		基金償却積立金	
		再評価積立金	
		基金償却積立金減少差益	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		〇〇積立金	
		当期末処分剰余金	
		基金等合計額	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	

資産の部合計	負債及び資本の部合計
--------	------------

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		短期社債	
商品有価証券		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金	△	負債の部合計	
		(資本の部)	
		基金	
		基金払込金	
		基金償却積立金	
		基金償却積立金減少差益	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		任意積立金	
		社員配当平衡積立金	
		・ ・ ・ ・	
		中間未処分剰余金	
		(又は中間未処理損失)	
		中間純剰余	
		(又は中間純損失)	
		土地再評価差額金	

	土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部 合計	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑧ 退職給付引当金の計上方法
- ⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ⑩ ヘッジ会計の方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したとき(当該連結中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続きについて変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続きとの間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借

	株式等評価差額金 資本の部 合計	
資産の部合計	負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(5) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

(6) 不動産及び動産の減価償却の方法

(7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(8) 貸倒引当金の計上方法(当中間期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

(9) 退職給付引当金の計上方法

(10) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

(11) ヘッジ会計の方法

(12) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(13) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(14) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(15) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(16) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(17) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(18) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な不動産及び動産

(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(20) 生命保険会社にとっては、社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)

- (5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引当額
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、一括した引当金の金額）
- (9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 取締役、監査役及び執行役（委員会設置会社等にあつては、取締役及び執行役）との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (11) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額
- (12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
- (13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。
- (15) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (16) 親会社株式の金額
- (17) 子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額
- (18) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額
- (19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
 - ① 申込期日経過後における新株式申込証拠金
 - ② 評価・換算差額等
 - ③ 新株予約権
- (21) 以下に掲げる金額
 - ① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金（以下「出再支払準備金」という。）の金額
 - ② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
- (22) 会社計算規則第186条第1項に規定する額（同号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）
- (23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日

(21) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- (22) 子会社の株式又は持分の額
- (23) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
- (24) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (25) 中間貸借対照表上の純資産額から基金払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、基金、基金償却積立金、再評価積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- (26) 以下に掲げる金額
 - ① 出再支払準備金の金額
 - ② 出再責任準備金の金額
- 2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他資産」の内訳として「保険業法第113条繰延資産」を記載すること。
- 3 消費貸借契約等により貸し付けている有価証券は、その種類毎に商品有価証券、有価証券、その他資産に計上し、その合計額を注記すること。
- 4 損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象

(25) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。
- 3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3

年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料)	
	資 産 運 用 収 益	
	(うち 利息 及び 配当金 等 収入)	
	(うち 商品 有価証券 運用 益)	
	(うち 金 銭 の 信 託 運 用 益)	
	(うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益)	
	(うち 有 価 証 券 売 却 益)	
	(うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益)	

第3

年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料)	
	資 産 運 用 収 益	
	(うち 利息 及び 配当金 等 収入)	
	(うち 商品 有価証券 運用 益)	
	(うち 金 銭 の 信 託 運 用 益)	
	(うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益)	
	(うち 有 価 証 券 売 却 益)	
	(うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益)	

	そ の 他 経 常 収 益	
損	経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (う ち 保 険 金) (う ち 年 金) 益 (う ち 給 付 金) (解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (支 払 備 金 繰 入 額) (責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち契約者配当金積立利息繰入額) 資 産 運 用 費 用 (う ち 支 払 利 息) (うち商品有価証券運用損) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) (うち特別勘定資産運用損) 事 業 費 用 そ の 他 経 常 費 用	
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 損 益	特 別 利 益	
	特 別 損 失	
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 引 前 中 間 純 利 益 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)	

	そ の 他 経 常 収 益	
損	経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (う ち 保 険 金) (う ち 年 金) 益 (う ち 給 付 金) (解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (支 払 備 金 繰 入 額) (責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち契約者配当金積立利息繰入額) 資 産 運 用 費 用 (う ち 支 払 利 息) (うち商品有価証券運用損) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) (うち特別勘定資産運用損) 事 業 費 用 そ の 他 経 常 費 用	
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 損 益	特 別 利 益	
	特 別 損 失	
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 引 前 中 間 純 利 益 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)	

前期繰越利益（又は前期繰越損失）
 ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額
 利益準備金取崩額
 中間未処分利益（又は中間未処理損失）

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険引受収益	
	(うち正味収入保険料)	
	(うち収入積立保険料)	
	(うち積立保険料等運用益)	
	資産運用収益	
	(うち利息及び配当金収入)	
	(うち商品有価証券運用益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
	(うち積立保険料等運用益振替)	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険引受費用	
	(うち正味支払保険金)	
	(うち損害調査費)	
(うち諸手数料及び集金費)		
(うち満期返戻金)		
(うち支払備金繰入額)		
(うち責任準備金繰入額)		
資産運用費用		
(うち商品有価証券運用損)		
(うち金銭の信託運用損)		
(うち売買目的有価証券運用損)		
(うち有価証券売却損)		
(うち有価証券評価損)		
営業費及び一般管理費		

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険引受収益	
	(うち正味収入保険料)	
	(うち収入積立保険料)	
	(うち積立保険料等運用益)	
	資産運用収益	
	(うち利息及び配当金収入)	
	(うち商品有価証券運用益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
	(うち積立保険料等運用益振替)	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険引受費用	
	(うち正味支払保険金)	
	(うち損害調査費)	
(うち諸手数料及び集金費)		
(うち満期返戻金)		
(うち支払備金繰入額)		
(うち責任準備金繰入額)		
資産運用費用		
(うち商品有価証券運用損)		
(うち金銭の信託運用損)		
(うち売買目的有価証券運用損)		
(うち有価証券売却損)		
(うち有価証券評価損)		
営業費及び一般管理費		

	その他経常費用 (うち支払利息)	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純利益(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純利益(又は中間純損失)	

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険料等収入 (うち保険料)	
	資産運用収益 (うち利息及び配当金等収入)	
	(うち商品有価証券運用益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
	(うち特別勘定資産運用益)	
	その他経常収益	

	その他経常費用 (うち支払利息)	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純利益(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純利益(又は中間純損失)	
	前期繰越利益(又は前期繰越損失) ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 中間未処分利益(又は中間未処理損失)	

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険料等収入 (うち保険料)	
	資産運用収益 (うち利息及び配当金等収入)	
	(うち商品有価証券運用益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
	(うち特別勘定資産運用益)	
	その他経常収益	

	経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特別損益の部	特 別 利 益	
	特 別 損 失	
	税 引 前 中 間 純 剰 余 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 剰 余 (又 は 中 間 純 損 失)	

	経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特別損益の部	特 別 利 益	
	特 別 損 失	
	税 引 前 中 間 純 剰 余 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 剰 余 (又 は 中 間 純 損 失)	
	前 期 繰 越 剰 余 金 (又 は 前 期 繰 越 損 失) ・ ・ ・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額	

中間未処分剰余金（又は中間未処理損失）

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	(うち正味収入保険料)	
	(うち収入積立保険料)	
	(うち積立保険料等運用益)	
	資産運用収益	
	(うち利息及び配当金収入)	
	(うち商品有価証券運用益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)		
その他経常収益		
経常費用	保険引受費用	
	(うち正味支払保険金)	
	(うち損害調査費)	
	(うち諸手数料及び集金費)	
	(うち満期返戻金)	
	(うち支払備金繰入額)	
	(うち責任準備金繰入額)	
	資産運用費用	
	(うち商品有価証券運用損)	
	(うち金銭の信託運用損)	
	(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)		
(うち有価証券評価損)		
営業費及び一般管理費		
その他経常費用		
(うち支払利息)		

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	(うち正味収入保険料)	
	(うち収入積立保険料)	
	(うち積立保険料等運用益)	
	資産運用収益	
	(うち利息及び配当金収入)	
	(うち商品有価証券運用益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)		
その他経常収益		
経常費用	保険引受費用	
	(うち正味支払保険金)	
	(うち損害調査費)	
	(うち諸手数料及び集金費)	
	(うち満期返戻金)	
	(うち支払備金繰入額)	
	(うち責任準備金繰入額)	
	資産運用費用	
	(うち商品有価証券運用損)	
	(うち金銭の信託運用損)	
	(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)		
(うち有価証券評価損)		
営業費及び一般管理費		
その他経常費用		
(うち支払利息)		

	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純剰余（又は税引前中間純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純剰余（又は中間純損失）	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1) 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(3) 子会社等との営業取引における取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

(4) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(5) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。）

① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備

	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純剰余（又は税引前中間純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純剰余（又は中間純損失）	
	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 中間未処分剰余金（又は中間未処理損失）	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1) 中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 中間損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(4) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③までの注記は、生命保険会社を除く。）

① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥ 利息及び配当金等収入（損害保険会社にあつては、利息及び配当金収入）の資産源泉別内訳

(5) 法人税及び住民税と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨

(6) 1株当たりの中間純利益又は中間純損失の額（銭単位で記載すること。）

備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

(6) 商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額

(7) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額

(8) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額（銭単位で記載すること。）

(9) その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

中間キャッシュ・フロー計算書

年度中 { 年 月 日から
年 月 日まで } (生命保険株式会社—直接法により表示する場合) (単位：百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include: 営業活動によるキャッシュ・フロー, 保険料等収入, 保険金支払による支出, 年金支払による支出, 給付金支払による支出, 解約返戻金支払による支出, 事業費の支出, その他, 小計, 利息及び配当金等の受取額, 利息の支払額, 契約者配当金の支払額, その他, 法人税等の支払額, 営業活動によるキャッシュ・フロー.

(7) その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

年度中 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間キャッシュ・フロー計算書 (生命保険株式会社—直接法により表示する場合) (単位：百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include: 営業活動によるキャッシュ・フロー, 保険料等収入, 保険金支払による支出, 年金支払による支出, 給付金支払による支出, 解約返戻金支払による支出, 事業費の支出, その他, 小計, 利息及び配当金等の受取額, 利息の支払額, 契約者配当金の支払額, その他, 法人税等の支払額, 営業活動によるキャッシュ・フロー.

II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益（損失） 減価償却費 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 固定資産関係損益 その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他	

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益（損失） 減価償却費 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 不動産動産関係損益 その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他	

II① 小計 (I+II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

II① 小計 (I+II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	

<p>営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>		<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>	

V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益（損失）	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
固定資産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益（損失）	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険相互会社直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入	

(生命保険相互会社直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入	

<p>保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他 小計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他 小計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出</p>	

基金利息の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

基金利息の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純剰余（損失）	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
社員配当準備金積立利息繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
固定資産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	

(生命保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純剰余（損失）	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
社員配当準備金積立利息繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	
(I + II①)	()
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	
(I + II①)	()
不動産及び動産の取得による支出	
不動産及び動産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	

III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純剰余（損失） 減価償却費 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 価格変動準備金の増加額 利息及び配当金収入 有価証券関係損益 支払利息 固定資産関係損益	

III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純剰余（損失） 減価償却費 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 価格変動準備金の増加額 利息及び配当金収入 有価証券関係損益 支払利息 不動産動産関係損益	

<p>その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>社員配当金の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>社員配当金の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出</p> <p>有形固定資産の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出</p> <p>不動産及び動産の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>基金の募集による収入</p> <p>基金の償却による支出</p> <p>基金利息の支払額</p> <p>その他</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>基金の募集による収入</p> <p>基金の償却による支出</p> <p>基金利息の支払額</p> <p>その他</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>		<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>	

V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

現行	改正後	備考
----	-----	----

第5 株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己資本	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益			土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		剰余金 合計								
						立金	繰越利益剰 余									
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××		×××	
当中間期変動額																
新株の発行	×××									×××					×××	
剰余金の配当					×××	×××	×××	×××		×××					×××	
当期純利益										×××					×××	
自己株式の処分	×××	×××					×××	×××		×××					×××	
.....																
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	

（記載上の注意）

- 1 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 株主資本以外の項目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他資本準備金、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当中間期変動額及び当中間期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 以下の項目につき注記すること。ただし、連結財務諸表を作成する保険会社は、以下の事項は省略することができる。
 - 当該中間期の末日における発行済株式の数（種類株式発行保険会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する保険会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
 - 当該中間期の末日における自己株式の数（種類株式発行保険会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
 - 当該中間期に行った剰余金の配当に関する事項
 - 当該中間期の末日後に行う剰余金の配当（当該中間期に係る定時株主総会の締結後に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。）に関する事項
 - 当該中間期の末日における保険会社が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

現行	改正後	備考
----	-----	----

第5 基金等変動計算書

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	剰余金				基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計		
					損失てん 補準備金	その他剰余金		剰余金合計							
						社員配当平 衡積立金	積立金								当期末処分 剰余金
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額															
基金の募集	×××									×××					×××
剰余金処分					×××	×××	×××	×××	×××	×××					×××
当期純剰余								×××		×××					×××
基金の償還	×××	×××					×××		×××	×××					×××
.....															
基金等以外の項目の当 中間期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- 1 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 基金等以外の項目について、当中間期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当中間期変動額及び当中間期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 剰余金処分欄には、前事業年度の「剰余金処分に関する書面」の剰余金処分量のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後	現行												
<p>第6</p> <p style="text-align: center;">年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・マージン総額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソルベンシー・マージン総額（A）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意） 保険業法第130条第1号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">リスクの合計額（B）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意） 保険業法第130条第2号に掲げる額をいう。</p> <p>3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">%</td> </tr> </table>	ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円	リスクの合計額（B）	百万円	$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%	<p>第5</p> <p style="text-align: center;">年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・マージン総額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソルベンシー・マージン総額（A）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意） 保険業法第130条第1号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">リスクの合計額（B）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意） 保険業法第130条第2号に掲げる額をいう。</p> <p>3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">%</td> </tr> </table>	ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円	リスクの合計額（B）	百万円	$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%
ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円												
リスクの合計額（B）	百万円												
$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%												
ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円												
リスクの合計額（B）	百万円												
$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%												

改正後	現行																
<p>別紙様式第11号の6 (第59条関係)</p> <p style="text-align: right;">(平17内府令68)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;"> 年度 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="padding: 0 5px;">日から</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="padding: 0 5px;">日まで</td> </tr> </table> 中間業務報告書 </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 会社名 代表取締役 氏名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間事業報告</p> <p> 1 事業の経過及び成果等</p> <p> 2 財産及び損益の状況</p> <p> 3 支店等及び代理店の状況</p> <p> 4 使用人の状況</p> <p> 5 重要な親会社及び子会社等の状況</p> <p> 6 会社役員の状況</p> <p> 7 株式に関する事項</p> <p> 8 新株予約権等に関する事項</p> <p> 9 その他</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>第4 中間キャッシュ・フロー計算書</p>	{	年	月	日から	}	年	月	日まで	<p>別紙様式第11号の6 (第59条関係)</p> <p style="text-align: right;">(平17内府令68)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;"> 年度 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="padding: 0 5px;">日から</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="padding: 0 5px;">日まで</td> </tr> </table> 中間業務報告書 </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 会社名 代表取締役 氏名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間営業報告書</p> <p> 1 営業の経過及び成果</p> <p> 2 営業成績及び財産の状況の推移</p> <p> 3 支店等及び代理店の状況</p> <p> 4 従業員等の状況</p> <p> 5 株式の状況</p> <p> 6 大株主</p> <p> 7 自己株式の取得、処分及び保有</p> <p> 8 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)</p> <p> 9 親会社及び子会社等</p> <p> 10 新株予約権の状況</p> <p> 11 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実</p> <p> 12 その他会社の状況に関する重要な事項</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>第4 中間キャッシュ・フロー計算書</p>	{	年	月	日から	}	年	月	日まで
{	年	月	日から														
}	年	月	日まで														
{	年	月	日から														
}	年	月	日まで														

第5 株主資本等変動計算書等

第6 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

- 1 委員会設置会社及び委員会設置相互会社(以下「委員会設置会社等」という。)にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 相互会社が業務報告書を作成する場合には、この様式中「株式に関する事項」を「基金に関する事項」に、「大株主」を「基金拠出者」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に、「株主総会」を「社員総会又は総代会」に改めて記載すること。
- 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - ___ 子会社 保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。
 - ___ 子会社等 保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。
 - ___ 子法人等 保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。
 - ___ 関連法人等 保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。
- 4 会社の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 事業の経過及び成果」、「2 財産及び損益の状況」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

(削除)

第1

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間事業報告

1 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

- 1 保険会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに保険会社のその中間期における事業の経過及び成果を記載すること。

第5 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

- 1 委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社(以下「委員会等設置会社等」という。)にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 相互会社が中間業務報告書を作成する場合には、この様式中「中間営業報告書」を「中間事業報告書」に、「営業」を「事業」に、「営業成績」を「事業成績」に、「株式の状況」を「基金の状況」に、「大株主」を「基金拠出者」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に改めて記載すること。
- 3 会社の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 4 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 営業の経過及び成果」、「2 営業成績及び財産の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 従業員等の状況」及び「12決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実」については、これらの全てを企業集団(当該保険会社及び保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 営業成績及び財産の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。
- 5 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の営業の経過及び成果」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における営業(相互会社にあつては、事業)の経過及び成果(複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別)対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

第1

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間営業報告書

1 営業の経過及び成果

(記載上の注意)

- 次に掲げる事項についても記載すること。
 - 1 保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移(生命保険会社)

- 2 保険会社が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- 4 生命保険会社においては、保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移、責任準備金の状況及び推移を記載すること。

2 財産及び損益の状況の推移

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

区 分		前期末	前中間期末	当中間期末
保 有 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億 円	億 円	億 円
保 險 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 險 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失) 総 資 産		百 万 円	百 万 円	百 万 円

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 2 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 当中間期における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(損害保険会社)

- 2 資産運用の状況
- 3 責任準備金の状況及び推移(生命保険会社)
- 4 会社が対処すべき課題
- 5 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の営業の経過及び成果」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における営業(相互会社にあつては、事業)の経過及び成果(複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団を構成する会社等(保険業法第2条の2第1項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)以外の会社等を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等(保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。)を含めていない場合にはその旨を記載すること。

2 営業成績及び財産の状況の推移

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

区 分		前期末	前中間期末	当中間期末
保 有 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億 円	億 円	億 円
保 險 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 險 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失) 総 資 産		百 万 円	百 万 円	百 万 円

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 2 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(損害保険会社)

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料 (. . . . 保険) (そ の 他)			
利息及び配当収入			
保険引受利益(又は保険引受損失)			
経常利益(又は経常損失)			
中間(当期)純利益 (又は中間(当期)純損失)			
正味損害率			
正味事業費率			
運用資産			
総資産			
1株当たり中間(当期)純利益 (又は中間(当期)純損失)	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」は記載を要しない。
- 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

【企業集団の状況について記載する場合】

(生命保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
連結経常収益			

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料 (. . . . 保険) (そ の 他)			
利息及び配当収入			
保険引受利益(又は保険引受損失)			
経常利益(又は経常損失)			
中間(当期)純利益 (又は中間(当期)純損失)			
正味損害率			
正味事業費率			
運用資産			
総資産			
1株当たり中間(当期)純利益 (又は中間(当期)純損失)	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」は記載を要しない。
- 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

【企業集団の状況について記載する場合】

(生命保険会社の企業集団)

イ 連結営業成績及び財産の状況の推移

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
連結経常収益			

連結経常利益			
連結中間(当)期純利益			
連結純資産額			
連結総資産			

(記載上の注意)

- 表題を「2 企業集団及び保険会社の財産及び損益の状況」とすること。
- 相互会社にあつては、「連結中間(当期)純利益」を「連結中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

□ 保険会社の財産及び損益の状況

区 分		前期末	前中間期末	当中間期末
保 有 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億円	億円	億円
	保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 険 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失) 総 資 産	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

連結経常利益			
連結中間(当)期純利益			
連結純資産額			
連結総資産			

(記載上の注意)

- 表題を「2 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。
- 相互会社にあつては、「連結中間(当期)純利益」を「連結中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)の推移についての説明その他の事項を記載すること。

□ 単体営業成績及び財産の状況の推移

区 分		前期末	前中間期末	当中間期末
保 有 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億円	億円	億円
	保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 険 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 中 間 (当 期) 純 利 益 (又 は 中 間 (当 期) 純 損 失) 総 資 産	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(損害保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
連 結 経 常 収 益			
連 結 経 常 利 益			
連 結 中 間 (当 期) 純 利 益			
連 結 純 資 産 額			
連 結 総 資 産			

(記載上の注意)

- 1 表題を「2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結中間(当期)純利益」を「連結中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 3 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 6 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

ロ 保険会社の財産及び損益の状況

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
正 味 収 入 保 険 料			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(そ の 他)			
利 息 及 び 配 当 収 入			
保 険 引 受 利 益 (又 は 保 険 引 受 損 失)			
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			
中 間 (当 期) 純 利 益			
(又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)			
正 味 損 害 率			
正 味 事 業 比 率			
運 用 資 産			
総 資 産			
1 株 当 た り 中 間 (当 期) 純 利 益	円 銭	円 銭	円 銭

(損害保険会社の企業集団)

イ 連結営業成績及び財産の状況の推移

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
連 結 経 常 収 益			
連 結 経 常 利 益			
連 結 中 間 (当 期) 純 利 益			
連 結 純 資 産 額			
連 結 総 資 産			

(記載上の注意)

- 1 表題を「2 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結中間(当期)純利益」を「連結中間(当期)純剰余」に改めて記載すること。
- 3 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)の推移についての説明その他の事項を記載すること。

ロ 単体営業成績及び財産の状況の推移

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
	百万円	百万円	百万円
正 味 収 入 保 険 料			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(. . . 保 険)			
(そ の 他)			
利 息 及 び 配 当 収 入			
保 険 引 受 利 益 (又 は 保 険 引 受 損 失)			
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			
中 間 (当 期) 純 利 益			
(又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)			
正 味 損 害 率			
正 味 事 業 比 率			
運 用 資 産			
総 資 産			
1 株 当 た り 中 間 (当 期) 純 利 益	円 銭	円 銭	円 銭

(又は中間(当期)純損失)

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金並びに土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

3 支店等及び代理店の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当期増減()
支 店	店	店	店
営 業 所			
海 外 支 店			
海 外 駐 在 員 事 務 所			
計			
代 理 店			
海 外 代 理 店			
計			

(記載上の注意)

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 表題を「3 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、保険会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な事務所については記載を要しない。

4 使用人の状況

(又は中間(当期)純損失)

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間(当期)純利益」を「中間(当期)純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金並びに土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3 支店等及び代理店の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	前中間期末	当中間期末
支 店	店	店	店
営 業 所			
海 外 支 店			
海 外 駐 在 員 事 務 所			
計			
代 理 店			
海 外 代 理 店			
計			

(記載上の注意)

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 表題を「3 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 2 適宜、保険会社、子法人等(保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。

4 従業員等の状況

【保険会社の状況について記載する場合】

区 分	前期末	当中間 期末	増減()	当中間期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

(記載上の注意)

- 1 生命保険会社にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 損害保険会社にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

【企業集団の状況について記載する場合】

部 門 名	前 期 末	当中間期末	当期増減()
	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 表題を「4 企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、保険会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(「7 株式に関する事項」へ)

(「7 株式に関する事項」へ)

【保険会社の状況について記載する場合】

区 分	前期末	当中間 期末	増減()	当中間期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

(記載上の注意)

- 1 生命保険会社にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 損害保険会社にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

【企業集団の状況について記載する場合】

部 門 名	前 期 末	当中間期末	当期増減()
	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 表題を「4 企業集団の従業員等の状況」とすること。
- 2 適宜、保険会社、子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従業員数を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

5 株式の状況

発行する株式の総数	千株
発行済株式の総数	千株
株 主 数	名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、「発行済株式の総数(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「株主数(単位名)」を「基金拠出者数(単位名)」に改めて記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

6 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
	千株	%	千株	%

(記載上の注意)

- 1 持株数(相互会社にあつては、基金拠出額)の多い順序に従い10名を記載すること。

(削除)

(「6 会社役員状況」へ)

5 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	親会社が有 する当社の 議決権比率	その他

2 相互会社にあつては、「株主名」を「基金拠出者名」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、当社への出資状況欄の「持株数(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に、「当社の大株主への出資状況」を「当社の基金拠出者への出資状況」に改めて記載すること。

7 自己株式の取得、処分及び保有

(記載上の注意)

次の事項を記載すること。

- 1 事業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額
- 2 事業年度中に特定の者から買い受けた自己株式(商法第204条ノ3ノ2第1項(同法第204条ノ5第1項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。)についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号
- 3 事業年度中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式(同項第1号の子会社から買い受けたものを除く。)については同法第211条ノ3第4項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
- 4 事業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額
- 5 事業年度中に株式失効の処理をした自己株式についてはその種類及び数
- 6 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

8 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
会 長		
社 長		
副 社 長		
専 務 取 締 役		
常 務 取 締 役		
取 締 役		
執 行 役		
監 査 役		
()		年 月 日 退任

(記載上の注意)

- 1 代表権のある者については、その旨を役職目欄に記載すること。
- 2 当中間期中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

9 親会社及び子会社等

(1) 親会社の状況

会社名	所在地	資 本 金	当社に対する議決権割合	主要な事業内容
		百万円	%	

				百万円	%	
--	--	--	--	-----	---	--

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有す る会社等の 議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 親会社及び子会社、子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
- 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
- 重要な業務提携の概況を付記すること。

6 会社役員の状況

(中間期末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他

(記載上の注意)

- 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの者であって、当該中間期の末日までに退任した会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。)、及び中間期の末日後に就任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること。
- 当該中間期中に辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の意見があったときは、その意見の内容、及び同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。
- 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)、及び兼職の状況(重要でないものを除く。)を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨「その他」欄に記載すること。
- 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。

(記載上の注意)

商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社について記載すること。

(2) 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当 社 の 議決権割合	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は同令第2条の3第3項に規定する関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
- 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
- 重要な業務提携の概況を付記すること。

(「8 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)」より)

7 株式に関する事項

(1) 株式数

発行する株式の総数 千株
 発行済株式の総数 千株

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出額の総額について、百万円単位で記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

(2) 当中間期末株主数 名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出者数を記載すること。

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

(記載上の注意)

- 1 当該中間期の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株の順に記載すること。
- 2 種類株式保険会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する保険会社をいう。）にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 3 相互会社にあつては、「株主の氏名又は名称」を「基金拠出者の氏名又は名称」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、「当社への出資状況欄の「持株数等（単位千株）」を「基金拠出額（単位百万円）」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に改め、基金拠出額の10分の1以上の基金の拠出を行っている基金拠出者について、基金拠出額の多い順に記載すること。
- 4 その他株式（相互会社にあつては、基金）に関する重要な事項を注記すること。

8 新株予約権等に関する事項

(1) 中間期の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役（社外役員を除く。）		
社外取締役		
会計参与及び監査役		

(「5 株式の状況」及び「6 大株主」より)

10 新株予約権の状況

〔現に発行している新株予約権〕

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)

〔事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

(記載上の注意)
 新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。

(2) 中間期中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等の役員及び使用人		

- (記載上の注意)
- 1 使用人とは、当該保険会社の役員を兼ねている使用人を除くものとする。
 - 2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該保険会社の役員又は使用人を兼ねている子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
 - 3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

(削除)

9 その他

- (記載上の注意)
- 1 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。
 - 2 相互会社にあつては、当中間期末における総代数についても記載すること。

割当てを受けた者の氏名又は名称、()は割当てを受けた新株予約権の数	() () ()
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	

- (記載上の注意)
- 1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第1号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会及び取締役会における発行決議ごとに記載すること。
 - 2 「当中間期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第2号に規定する新株予約権をいう。
 - 3 商法施行規則第103条第2項第3号に規定する当事業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権については、「当中間期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載し、同項第4号の区分に応じて必要事項を注記すること。

11 中間期末後に生じた会社の状況に関する重要な事実

(記載上の注意)
 企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「12 決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。

12 その他会社の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)
 相互会社にあつては、当中間期末における総代数についても記載すること。

改 正 案				現 行			
別紙様式第11号の6 (第59条関係)				別紙様式第11号の6 (第59条関係)			
第2 年度(年 月 日現在) 中間貸借対照表				第2 年度(年 月 日現在) 中間貸借対照表			
(生命保険株式会社)		(単位:百万円)		(生命保険会社等)		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金		コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金		買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金		債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借		買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借		特定取引資産		再保険借	
金銭の信託		短期社債		金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債		有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債		貸付金		新株予約権付社債	
有形固定資産		その他負債		不動産及び動産		その他負債	
無形固定資産		退職給付引当金		代理店貸		退職給付引当金	
代理店貸		価格変動準備金		再保険貸		価格変動準備金	
再保険貸		金融先物取引責任準備金		その他資産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金		繰延税金資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債		再評価に係る繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債		支払承諾見返		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		支払承諾		貸倒引当金	△	支払承諾	
貸倒引当金	△	負債の部合計				負債の部合計	
		(純資産の部)				(資本の部)	
		資本金				資本金	
		新株式申込証拠金				新株式払込金	
		資本剰余金				資本剰余金	
		資本準備金				資本準備金	
		その他資本剰余金				その他資本剰余金	
		利益剰余金				資本金及び資本準備金減少差益	
		利益準備金				自己株式処分差益	

		<u>その他利益剰余金</u> <u>〇〇積立金</u> <u>繰越利益剰余金</u> 自 己 株 式 自己株式申込証拠金 株 主 資 本 合 計 <u>その他有価証券評価差額金</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>評価・換算差額等合計</u> <u>新株予約権</u> <u>純資産の部 合計</u>	△
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

		利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 <u>任 意 積 立 金</u> <u>中間未処分利益</u> <u>(又は中間未処理損失)</u> <u>中 間 純 利 益</u> <u>(又は中間純損失)</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>株式等評価差額金</u> <u>自己株式払込金</u> 自 己 株 式 <u>資本の部 合計</u>	△
資 産 の 部 合 計		負債及び資本の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支 払 備 金	
買現先勘定		責 任 準 備 金	
債券貸借取引支払保証金		短 期 社 債	
買入金銭債権		社 債	
特定取引資産		新株予約権付社債	
金銭の信託		そ の 他 負 債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価 格 変 動 準 備 金	
有形固定資産		金融先物取引責任準備金	
無形固定資産		証券取引責任準備金	
その他資産		繰延税金負債	
繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		支 払 承 諾	
支払承諾見返		負 債 の 部 合 計	
貸倒引当金	△		
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支 払 備 金	
買現先勘定		責 任 準 備 金	
債券貸借取引支払保証金		短 期 社 債	
買入金銭債権		社 債	
特定取引資産		新株予約権付社債	
金銭の信託		そ の 他 負 債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価 格 変 動 準 備 金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		支 払 承 諾	
貸倒引当金	△	負 債 の 部 合 計	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	

	<u>新株式申込証拠金</u> <u>資本剰余金</u> <u>資本準備金</u> <u>その他資本剰余金</u> <u>利益剰余金</u> <u>利益準備金</u> <u>その他利益剰余金</u> <u>〇〇積立金</u> <u>繰越利益剰余金</u> <u>自己株式</u> <u>自己株式申込証拠金</u> <u>株主資本合計</u> <u>その他有価証券評価差額金</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>評価・換算差額等合計</u> <u>新株予約権</u> <u>純資産の部 合計</u>	△
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

	<u>新株式払込金</u> <u>資本剰余金</u> <u>資本準備金</u> <u>その他資本剰余金</u> <u>資本金及び資本準備金減少差益</u> <u>自己株式処分差益</u> <u>利益剰余金</u> <u>利益準備金</u> <u>任意積立金</u> <u>中間未処分利益</u> <u>(又は中間未処理損失)</u> <u>中間純利益</u> <u>(又は中間純損失)</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>株式等評価差額金</u> <u>自己株式払込金</u> <u>自己株式</u> <u>資本の部 合計</u>	△
資産の部合計	負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(5) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

(6) 不動産及び動産の減価償却の方法

(7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(8) 貸倒引当金の計上方法(当中間期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

(9) 退職給付引当金の計上方法

⑦ 貸倒引当金の計上方法（当中間期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑧ 退職給付引当金の計上方法

⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

⑩ ヘッジ会計の方法

⑪ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続きを変更したとき（当該連結中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続きについて変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、一括した引当金の金額）

(9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(10) 取締役、監査役及び執行役（委員会設置会社等においては、取締役及び執行役）との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(11) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

② 繰延税金負債

(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。

(15) 生命保険会社においては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(16) 親会社株式の金額

(17) 子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額

(18) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2

10) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

(11) ヘッジ会計の方法

(12) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(13) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(14) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(15) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(16) 不動産及び動産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮引当額

(17) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(18) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(20) 生命保険会社においては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(21) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(22) 商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社の株式並びに子会社（保険業法第2条12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の額

(23) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(24) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(25) 中間貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(26) 以下に掲げる金額

① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同法第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他資産」の内訳として「保険業法第113条繰延資産」を記載すること。

3 消費貸借契約等により貸し付けている有価証券は、その種類毎に商品有価証券、有価証券、その他資産に計上し、その合計額を注記すること。

4 損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

5 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

項において準用する場合を含む。)において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

① 申込期日経過後における新株式申込証拠金

② 評価・換算差額等

③ 新株予約権

(21) 以下に掲げる金額

① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額

② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額

(22) 1株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。)

(23) 会社計算規則第186条第1項に規定する額(同号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)

(24) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(25) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象

(26) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。

7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。(記載上の注意)

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
-----	-----	-----	-----

科 目	金 額	科 目	金 額
-----	-----	-----	-----

<p>(資産の部)</p> <p>現金及び預貯金 コールローン 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 有形固定資産 無形固定資産 代理店貸 再保険貸 その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金</p>	<p>△</p>	<p>(負債の部)</p> <p>保険契約準備金 支払備金 責任準備金 社員配当準備金 代理店借 再保険借 短期社債 社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部 合計</p>		<p>(資産の部)</p> <p>現金及び預貯金 コールローン 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 不動産及び動産 代理店貸 再保険貸 その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金</p>	<p>△</p>	<p>(負債の部)</p> <p>保険契約準備金 支払備金 責任準備金 社員配当準備金 代理店借 再保険借 短期社債 社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部 合計</p>	<p>(資本の部)</p> <p>基金 基金払込金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 損失てん補準備金 その他剰余金 社員配当平衡積立金 ○○積立金 当期末処分剰余金 基金等合計額 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部 合計</p>
						<p>基金 基金払込金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 損失てん補準備金 任意積立金 社員配当平衡積立金 中間未処分剰余金 (又は当中間処理損失) 中間純剰余 (又は当中間損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 資本の部 合計</p>	

資産の部合計	負債及び純資産の部合計
--------	-------------

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		短期社債	
商品有価証券		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
有形固定資産		金融先物取引責任準備金	
無形固定資産		証券取引責任準備金	
その他資産		繰延税金負債	
繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		支払承諾	
支払承諾見返		負債の部合計	
貸倒引当金	△	(純資産の部)	
		基金	
		基金払込金	
		基金償却積立金	
		再評価積立金	
		基金償却積立金減少差益	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		〇〇積立金	
		当期末処分剰余金	
		基金等合計額	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	

資産の部合計	負債及び資本の部合計
--------	------------

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		短期社債	
商品有価証券		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金	△	負債の部合計	
		(資本の部)	
		基金	
		基金払込金	
		基金償却積立金	
		基金償却積立金減少差益	
		剰余金	
		損失てん補準備金	
		任意積立金	
		社員配当平衡積立金	
		・ ・ ・ ・ ・	
		中間未処分剰余金	
		(又は中間未処理損失)	
		中間純剰余	
		(又は中間純損失)	
		土地再評価差額金	

	土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部 合計	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑧ 退職給付引当金の計上方法
- ⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ⑩ ヘッジ会計の方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したとき(当該連結中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続きについて変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続きとの間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借

	株式等評価差額金 資本の部 合計	
資産の部合計	負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(5) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

(6) 不動産及び動産の減価償却の方法

(7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(8) 貸倒引当金の計上方法(当中間期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

(9) 退職給付引当金の計上方法

(10) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

(11) ヘッジ会計の方法

(12) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(13) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(14) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(15) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(16) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(17) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(18) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な不動産及び動産

(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(20) 生命保険会社にとっては、社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)

- (5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引当額
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、一括した引当金の金額）
- (9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 取締役、監査役及び執行役（委員会設置会社等にあつては、取締役及び執行役）との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (11) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額
- (12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
- (13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。
- (15) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (16) 親会社株式の金額
- (17) 子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額
- (18) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額
- (19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
 - ① 申込期日経過後における新株式申込証拠金
 - ② 評価・換算差額等
 - ③ 新株予約権
- (21) 以下に掲げる金額
 - ① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金（以下「出再支払準備金」という。）の金額
 - ② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
- (22) 会社計算規則第186条第1項に規定する額（同号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）
- (23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日

- (21) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- (22) 子会社の株式又は持分の額
- (23) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
- (24) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (25) 中間貸借対照表上の純資産額から基金払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、基金、基金償却積立金、再評価積立金及び損失てん補準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- (26) 以下に掲げる金額
 - ① 出再支払準備金の金額
 - ② 出再責任準備金の金額
- 2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他資産」の内訳として「保険業法第113条繰延資産」を記載すること。
- 3 消費貸借契約等により貸し付けている有価証券は、その種類毎に商品有価証券、有価証券、その他資産に計上し、その合計額を注記すること。
- 4 損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象

(25) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。
- 3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。（記載上の注意）

第3

年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料)	
	資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入)	
	(うち 特 定 取 引 収 益)	
	(うち 金 銭 の 信 託 運 用 益)	
	(うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益)	
	(うち 有 価 証 券 売 却 益)	
	(うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益)	

第3

年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料)	
	資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入)	
	(うち 特 定 取 引 収 益)	
	(うち 金 銭 の 信 託 運 用 益)	
	(うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益)	
	(うち 有 価 証 券 売 却 益)	
	(うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益)	

	そ の 他 経 常 収 益	
損	経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (う ち 保 険 金) (う ち 年 金) 益 (う ち 給 付 金) (解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (支 払 備 金 繰 入 額) (責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち契約者配当金積立利息繰入額) 資 産 運 用 費 用 (う ち 支 払 利 息) (う ち 特 定 取 引 費 用) (う ち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (う ち 有 価 証 券 売 却 損) (う ち 有 価 証 券 評 価 損) (う ち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 用 そ の 他 経 常 費 用	
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 損 益	特 別 利 益	
	特 別 損 失	
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 引 前 中 間 純 利 益 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)	

	そ の 他 経 常 収 益	
損	経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (う ち 保 険 金) (う ち 年 金) 益 (う ち 給 付 金) (解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (支 払 備 金 繰 入 額) (責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち契約者配当金積立利息繰入額) 資 産 運 用 費 用 (う ち 支 払 利 息) (う ち 特 定 取 引 費 用) (う ち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (う ち 有 価 証 券 売 却 損) (う ち 有 価 証 券 評 価 損) (う ち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 用 そ の 他 経 常 費 用	
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 損 益	特 別 利 益	
	特 別 損 失	
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 引 前 中 間 純 利 益 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)	

前期繰越利益（又は前期繰越損失）
 ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額
 利益準備金取崩額
 中間未処分利益（又は中間未処理損失）

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険引受収益	
	(うち正味収入保険料)	
	(うち収入積立保険料)	
	(うち積立保険料等運用益)	
	資産運用収益	
	(うち利息及び配当金収入)	
	(うち特定取引収益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
	(うち積立保険料等運用益振替)	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険引受費用	
	(うち正味支払保険金)	
	(うち損害調査費)	
(うち諸手数料及び集金費)		
(うち満期返戻金)		
(うち支払備金繰入額)		
(うち責任準備金繰入額)		
資産運用費用		
(うち特定取引費用)		
(うち金銭の信託運用損)		
(うち売買目的有価証券運用損)		
(うち有価証券売却損)		
(うち有価証券評価損)		
営業費及び一般管理費		

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険引受収益	
	(うち正味収入保険料)	
	(うち収入積立保険料)	
	(うち積立保険料等運用益)	
	資産運用収益	
	(うち利息及び配当金収入)	
	(うち特定取引収益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
	(うち積立保険料等運用益振替)	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険引受費用	
	(うち正味支払保険金)	
	(うち損害調査費)	
(うち諸手数料及び集金費)		
(うち満期返戻金)		
(うち支払備金繰入額)		
(うち責任準備金繰入額)		
資産運用費用		
(うち特定取引費用)		
(うち金銭の信託運用損)		
(うち売買目的有価証券運用損)		
(うち有価証券売却損)		
(うち有価証券評価損)		
営業費及び一般管理費		

	その他経常費用 (うち支払利息)	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純利益(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純利益(又は中間純損失)	

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険料等収入 (うち保険料)	
	資産運用収益 (うち利息及び配当金等収入) (うち特定取引収益) (うち金銭の信託運用益) (うち売買目的有価証券運用益) (うち有価証券売却益) (うち特別勘定資産運用益)	
	その他経常収益	

	その他経常費用 (うち支払利息)	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純利益(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純利益(又は中間純損失)	
	前期繰越利益(又は前期繰越損失) ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 中間未処分利益(又は中間未処理損失)	

(生命保険相互会社)

(単位:百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険料等収入 (うち保険料)	
	資産運用収益 (うち利息及び配当金等収入) (うち特定取引収益) (うち金銭の信託運用益) (うち売買目的有価証券運用益) (うち有価証券売却益) (うち特別勘定資産運用益)	
	その他経常収益	

	経常費用 保険金等支払金 (うち保険金) (うち年金) (うち給付金) (うち解約返戻金) 責任準備金等繰入額 (うち支払備金繰入額) (うち責任準備金繰入額) (うち社員配当金積立利息繰入額) 資産運用費用 (うち支払利息) (うち特定取引費用) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) (うち特別勘定資産運用損) 事業費 その他経常費用	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純剰余(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純剰余(又は中間純損失)	

	経常費用 保険金等支払金 (うち保険金) (うち年金) (うち給付金) (うち解約返戻金) 責任準備金等繰入額 (うち支払備金繰入額) (うち責任準備金繰入額) (うち社員配当金積立利息繰入額) 資産運用費用 (うち支払利息) (うち特定取引費用) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) (うち特別勘定資産運用損) 事業費 その他経常費用	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純剰余(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純剰余(又は中間純損失)	
	前期繰越剰余金(又は前期繰越損失) ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額	

中間未処分剰余金（又は中間未処理損失）

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	(うち正味収入保険料)	
	(うち収入積立保険料)	
	(うち積立保険料等運用益)	
	資産運用収益	
	(うち利息及び配当金収入)	
	(うち特定取引収益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)		
その他経常収益		
経常費用	保険引受費用	
	(うち正味支払保険金)	
	(うち損害調査費)	
	(うち諸手数料及び集金費)	
	(うち満期返戻金)	
	(うち支払備金繰入額)	
	(うち責任準備金繰入額)	
	資産運用費用	
	(うち特定取引費用)	
	(うち金銭の信託運用損)	
	(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)		
(うち有価証券評価損)		
営業費及び一般管理費		
その他経常費用		
(うち支払利息)		

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	(うち正味収入保険料)	
	(うち収入積立保険料)	
	(うち積立保険料等運用益)	
	資産運用収益	
	(うち利息及び配当金収入)	
	(うち特定取引収益)	
	(うち金銭の信託運用益)	
	(うち売買目的有価証券運用益)	
	(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)		
その他経常収益		
経常費用	保険引受費用	
	(うち正味支払保険金)	
	(うち損害調査費)	
	(うち諸手数料及び集金費)	
	(うち満期返戻金)	
	(うち支払備金繰入額)	
	(うち責任準備金繰入額)	
	資産運用費用	
	(うち特定取引費用)	
	(うち金銭の信託運用損)	
	(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)		
(うち有価証券評価損)		
営業費及び一般管理費		
その他経常費用		
(うち支払利息)		

	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純剰余（又は税引前中間純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純剰余（又は中間純損失）	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1) 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(3) 子会社等との営業取引における取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

(4) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(5) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。）

① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備

	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純剰余（又は税引前中間純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純剰余（又は中間純損失）	
	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 中間未処分剰余金（又は中間未処理損失）	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1) 中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 中間損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(4) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③までの注記は、生命保険会社を除く。）

① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥ 利息及び配当金等収入（損害保険会社にあつては、利息及び配当金収入）の資産源泉別内訳

(5) 特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額

備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

(6) 商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額

(7) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額

(8) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額（銭単位で記載すること。）

(9) その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げられる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(6) 法人税及び住民税と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨

(7) 1株当たりの中間純利益又は中間純損失の額（銭単位で記載すること。）

(8) その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げられる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

年度中 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	

第4

年度中 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	

II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益（損失） 減価償却費 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 固定資産関係損益 その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他	

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益（損失） 減価償却費 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 不動産動産関係損益 その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他	

II① 小 計 (I+II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

II① 小 計 (I+II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	

<p>営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>		<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>	

V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益（損失）	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
固定資産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益（損失）	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険相互会社直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入	

(生命保険相互会社直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入	

<p>保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他</p> <p style="text-align: right;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他</p> <p style="text-align: right;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: right;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: right;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出</p>	

基金利息の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

基金利息の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純剰余（損失）	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
社員配当準備金積立利息繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
固定資産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	

(生命保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純剰余（損失）	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
社員配当準備金積立利息繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	
(I + II①)	()
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	
(I + II①)	()
不動産及び動産の取得による支出	
不動産及び動産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	

III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純剰余（損失） 減価償却費 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 価格変動準備金の増加額 利息及び配当金収入 有価証券関係損益 支払利息 固定資産関係損益	

III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純剰余（損失） 減価償却費 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 価格変動準備金の増加額 利息及び配当金収入 有価証券関係損益 支払利息 不動産動産関係損益	

<p>その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>社員配当金の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>社員配当金の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出</p> <p>有形固定資産の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出</p> <p>不動産及び動産の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>基金の募集による収入</p> <p>基金の償却による支出</p> <p>基金利息の支払額</p> <p>その他</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>基金の募集による収入</p> <p>基金の償却による支出</p> <p>基金利息の支払額</p> <p>その他</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>		<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>	

V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

現行	改正後	備考
----	-----	----

第5 株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己資本	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益			土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		剰余金 合計								
						立金	繰越利益剰 余									
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期変動額																
新株の発行	×××									×××					×××	
剰余金の配当					×××	×××	×××	×××		×××					×××	
当期純利益										×××					×××	
自己株式の処分	×××	×××					×××	×××		×××					×××	
.....																
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	

（記載上の注意）

- 1 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 株主資本以外の項目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他資本準備金、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当中間期変動額及び当中間期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 以下の項目につき注記すること。ただし、連結財務諸表を作成する保険会社は、以下の事項は省略することができる。
 - 当該中間期の末日における発行済株式の数（種類株式発行保険会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する保険会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
 - 当該中間期の末日における自己株式の数（種類株式発行保険会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
 - 当該中間期に行った剰余金の配当に関する事項
 - 当該中間期の末日後に行う剰余金の配当（当該中間期に係る定時株主総会の締結後に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。）に関する事項
 - 当該中間期の末日における保険会社が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

現行	改正後	備考
----	-----	----

第5 基金等変動計算書

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	剰余金				基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計	
					損失てん 補準備金	その他剰余金		剰余金合計						
						社員配当平 衡積立金	積立金							
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額														
基金の募集	×××									×××				×××
剰余金処分					×××	×××	×××	×××	×××	×××				×××
当期純剰余								×××		×××				×××
基金の償還	×××	×××					×××		×××	×××				×××
.....														
基金等以外の項目の当 中間期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- 1 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 基金等以外の項目について、当中間期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当中間期変動額及び当中間期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 剰余金処分欄には、前事業年度の「剰余金処分に関する書面」の剰余金処分量のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後	現行												
<p>第6</p> <p style="text-align: center;">年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・マージン総額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソルベンシー・マージン総額（A）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意） 保険業法第130条第1号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">リスクの合計額（B）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意） 保険業法第130条第2号に掲げる額をいう。</p> <p>3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">%</td> </tr> </table>	ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円	リスクの合計額（B）	百万円	$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%	<p>第5</p> <p style="text-align: center;">年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・マージン総額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソルベンシー・マージン総額（A）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意） 保険業法第130条第1号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">リスクの合計額（B）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意） 保険業法第130条第2号に掲げる額をいう。</p> <p>3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">%</td> </tr> </table>	ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円	リスクの合計額（B）	百万円	$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%
ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円												
リスクの合計額（B）	百万円												
$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%												
ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円												
リスクの合計額（B）	百万円												
$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%												

改正後	現行
<p>別紙様式第11号の7（第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平16内府令66） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間連結業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産 の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間事業概況書</p> <p>1 事業の概要</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結財務諸表の作成方針</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p>3 中間連結損益計算書</p> <p>4 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>5 中間連結株主資本等変動計算書等</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>（削除）</p> <p>2 保険会社及び子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p>	<p>別紙様式第11号の7（第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平16内府令66） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間連結業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産 の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間営業概況書</p> <p>1 営業の概要</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結財務諸表の作成方針</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p>3 中間連結損益計算書</p> <p>4 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>5 中間連結剰余金計算書</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 <u>委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社</u>（以下「委員会等設置会社等」という。）にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 <u>相互会社が中間連結業務報告書を作成する場合には、この様式中「中間営業概況書」を「中間事業概況書」に、「営業の概要」を「事業の概要」に改めて記載すること。</u></p> <p>3 保険会社及び子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p>

第1

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕中間事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

Table with 4 columns: Category, 前期末, 当中間期末, 増減(). Rows include 子会社, 子法人等, 関連法人等, 合計.

(記載上の注意)

- 1 「子会社」とは保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは同法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。
2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(2)において同じ。

(2) 子会社等の概況

Table with 5 columns: 会社名, 主たる営業所又は事務所の所在地, 認可又は届出年月日等, 資本金又は出資金(百万円), 事業の内容.

(記載上の注意)

認可又は届出年月日欄は、保険業法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第127条第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、同法施行規則第85条第1項第7号の4に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

第1

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕中間営業概況書

1 営業の概要

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

Table with 4 columns: Category, 前期末, 当中間期末, 増減(). Rows include 子会社, 子法人等, 関連法人等, 合計.

(記載上の注意)

- 1 「子会社」とは保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。
2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(2)において同じ。

(2) 子会社等の概況

Table with 5 columns: 会社名, 主たる営業所又は事務所の所在地, 認可又は届出年月日等, 資本金又は出資金(百万円), 事業の内容.

(記載上の注意)

認可又は届出年月日欄は、保険業法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第127条第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則第85条第1項第7号の4に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の当中間期末日等に関する事項

2 中間連結貸借対照表

年度(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債	
代理店貸		その他負債	
再保険貸		退職給付引当金	
その他資産		価格変動準備金	
有形固定資産		金融先物取引責任準備金	
無形固定資産		証券取引責任準備金	
のれん		繰延税金負債	
その他の無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		負ののれん	
再評価に係る繰延税金資産		支払承諾	
支払承諾見返		負債の部合計	
貸倒引当金			

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について作成する中間連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の当中間期末日等に関する事項

2 中間連結貸借対照表

年度(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債	
不動産及び動産		その他負債	
代理店貸		退職給付引当金	
再保険貸		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
繰延税金資産		証券取引責任準備金	
再評価に係る繰延税金資産		繰延税金負債	
連結調整勘定		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		連結調整勘定	
貸倒引当金		支払承諾	
		負債の部合計	
		(少数株主持分)	
		少数株主持分	

		(純資産の部) 資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分 純資産の部 合計	—
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2)(損害保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) 現 金 及 び 預 貯 金 コ ー ル ロ ー ン 買 現 先 勘 定 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 買 入 金 銭 債 権 特 定 取 引 資 産 商 品 有 価 証 券 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 付 金 そ の 他 資 産 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 の れ ん そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		(負 債 の 部) 保 険 契 約 準 備 金 支 払 備 金 責 任 準 備 金 等 特 定 取 引 負 債 短 期 社 債 社 債 新 株 予 約 権 付 社 債 そ の 他 負 債 退 職 給 付 引 当 金 価 格 変 動 準 備 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 負 の れ ん 支 払 承 諾 負債の部 合計	

		(資本の部) 資 本 金 新 株 式 払 込 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 土 地 再 評 価 差 額 金 株 式 等 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 自 己 株 式 払 込 金 自 己 株 式 資本の部 合計	—
資産の部合計		負債、少数株主持分 及び資本の部合計	

(2)(損害保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) 現 金 及 び 預 貯 金 コ ー ル ロ ー ン 買 現 先 勘 定 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 買 入 金 銭 債 権 特 定 取 引 資 産 商 品 有 価 証 券 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 付 金 不 動 産 及 び 動 産 そ の 他 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 連 結 調 整 勘 定 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金		(負 債 の 部) 保 険 契 約 準 備 金 支 払 備 金 責 任 準 備 金 等 特 定 取 引 負 債 短 期 社 債 社 債 新 株 予 約 権 付 社 債 そ の 他 負 債 退 職 給 付 引 当 金 価 格 変 動 準 備 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 連 結 調 整 勘 定 支 払 承 諾 負債の部 合計	
		(少数株主持分) 少数株主持分	

貸倒引当金	(純資産の部)	資本金	
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金		
	利益剰余金		
	自己株式		—
	自己株式申込証拠金		
	株主資本合計		
	その他有価証券評価差額金		
	繰延ヘッジ損益		
	土地再評価差額金		
	為替換算調整勘定		
	評価・換算差額等合計		
	新株予約権		
	少数株主持分		
	純資産の部合計		
資産の部合計	負債及び純資産の部合計		

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 会計方針に関する事項

子会社等が採用した会計方針のうち当該保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

— 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

— 有形固定資産の減価償却の方法

— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

— 貸倒引当金の計上方法

— 退職給付引当金の計上方法

— リース取引の処理方法

	(資本の部)	資本金	
	新株式払込金		
	資本剰余金		
	利益剰余金		
	土地再評価差額金		
	株式等評価差額金		
	為替換算調整勘定		
	自己株式払込金		
	自己株式		—
	資本の部合計		
資産の部合計	負債、少数株主持分及び資本の部合計		

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 会計方針に関する事項

子会社等が採用した会計方針のうち当該保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

— 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(新設)

— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

— 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

— 不動産及び動産の減価償却の方法

— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

— 貸倒引当金の計上方法

— 退職給付引当金の計上方法

- ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- 子会社等が採用した会計方針のうち銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

表示方法を変更したときは、その内容

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額)
- (9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (11) 1株あたりの純資産額
- (12) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (13) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
- (15) 生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (16) その他保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- (17) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項(同法第165条第6項において準用する場合を含む。)において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額
- (18) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (19) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。)

3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 損害保険会社又はその子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備

- 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(5) 固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(新設)

(新設)

(7) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(8) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額

(9) 1株あたりの純資産額

(新設)

(10) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な不動産及び動産

(11) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(12) 生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(13) その他保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(14) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項(同法第165条第2項において準用する場合を含む。)において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(15) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(新設)

3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 損害保険会社又はその子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3)(生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		その他負債	
代理店貸		退職給付引当金	
再保険貸		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
有形固定資産		証券取引責任準備金	
無形固定資産		繰延税金負債	
のれん		再評価に係る繰延税金負債	
その他の無形固定資産		負のれん	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部 合計	

- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3)(生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		その他負債	
不動産及び動産		退職給付引当金	
代理店貸		価格変動準備金	
再保険貸		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
連結調整勘定		連結調整勘定	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金		負債の部 合計	
		(少数株主持分)	
		少数株主持分	

貸倒引当金		<p>(純資産の部)</p> <p>基金 基金申込証拠金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 連結剰余金 基金等合計</p> <p>その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計</p> <p>少数株主持分</p> <p>純資産の部 合計</p>	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(4)(損害保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		特定取引負債	
特定取引資産		短期社債	
商品有価証券		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
有形固定資産		証券取引責任準備金	
無形固定資産		繰延税金負債	
のれん		再評価に係る繰延税金負債	
その他の無形固定資産		負のれん	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部 合計	

		<p>(資本の部)</p> <p>基金 基金払込金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 連結剰余金 (新設)</p> <p>土地再評価差額金 株式等評価差額金 為替換算調整勘定 (新設)</p> <p>資本の部 合計</p>	
資産の部合計		負債、少数株主持分 及び資本の部合計	

(4)(損害保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		特定取引負債	
特定取引資産		短期社債	
商品有価証券		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
連結調整勘定		連結調整勘定	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金		負債の部 合計	

支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金		(純資産の部)	
		基 金 申 込 証 拠 金 基 金 償 却 積 立 金 再 評 価 積 立 金 基 金 償 却 積 立 金 減 少 差 益 連 結 剰 余 金 基 金 等 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 少 数 株 主 持 分 純 資 産 の 部 合 計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 生命保険相互会社にあつては上記の(3)により、損害保険相互会社にあつては上記の(4)により記載すること。
- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 会計方針に関する事項

 - 子会社等が採用した会計方針のうちに当該保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - 有形固定資産の減価償却の方法
 - 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - 貸倒引当金の計上方法
 - 退職給付引当金の計上方法

		(少数株主持分)	
		少 数 株 主 持 分 (資本の部) 基 金 払 込 金 基 金 償 却 積 立 金 再 評 価 積 立 金 基 金 償 却 積 立 金 減 少 差 益 連 結 剰 余 金 (新 設) 土 地 再 評 価 差 額 金 株 式 等 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 (新 設) 資 本 の 部 合 計	
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

(記載上の注意)

- 生命保険相互会社にあつては上記の(3)により、損害保険相互会社にあつては上記の(4)により記載すること。
- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 会計方針に関する事項

 - 子会社等が採用した会計方針のうちに当該保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
 - 不動産及び動産の減価償却の方法

- ___ リース取引の処理方法
- ___ ヘッジ会計の方法
- ___ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ___ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ___ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ___ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- ___ 子会社等が採用した会計方針のうち銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

表示方法を変更したときは、その内容

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮記帳額
- (7) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額)
- (9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (11) 子会社等の株式又は出資金の額
- (12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること)
- (13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
- (14) 生命保険会社に係る社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額
- (15) その他保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- (16) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (18) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。)

3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 損害保険会社又はその子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

- ___ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ___ 貸倒引当金の計上方法
- ___ 退職給付引当金の計上方法
- ___ 価格変更準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ___ リース取引の処理方法
- ___ ヘッジ会計の方法
- ___ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 不動産及び動産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮記帳額
- (新設)
- (新設)
- (7) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (8) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (新設)
- (9) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な不動産及び動産
- (10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(11) 生命保険会社に係る社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

(12) その他保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(13) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(新設)

3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 損害保険会社又はその子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係

- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 中間連結損益計算書

年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間連結損益計算書

(1)(生命保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

	科 目	金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 経 常 収 益		
	経 常 費 用	
	保 険 金 等 支 払 金	
	保 険 金	
	年 給 付 金	
	解 約 返 戻 金	
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	
	支 払 備 金 繰 入 額	
	責 任 準 備 金 繰 入 額	
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		

- る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
 - 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
 - 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 中間連結損益計算書

年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間連結損益計算書

(1)(生命保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

	科 目	金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 経 常 収 益		
	経 常 費 用	
	保 険 金 等 支 払 金	
	保 険 金	
	年 給 付 金	
	解 約 返 戻 金	
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	
	支 払 備 金 繰 入 額	
	責 任 準 備 金 繰 入 額	
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		

	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純利益（又は中間純損失）		

(2)(損害保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	正味収入保険料	
	収入積立保険料	
	積立保険料等運用益	
	資産運用収益	
	利息及び配当金収入	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益		
有価証券売却益		
その他経常収益		
経常費用		
保険引受費用		
正味支払保険金		
損害調査費		
諸手数料及び集金費		
満期返戻金		
支払備金繰入額		
責任準備金等繰入額		
資産運用費用		
特定取引費用		

	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純利益（又は中間純損失）		

(2)(損害保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	正味収入保険料	
	収入積立保険料	
	積立保険料等運用益	
	資産運用収益	
	利息及び配当金収入	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益		
有価証券売却益		
その他経常収益		
経常費用		
保険引受費用		
正味支払保険金		
損害調査費		
諸手数料及び集金費		
満期返戻金		
支払備金繰入額		
責任準備金等繰入額		
資産運用費用		
特定取引費用		

	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特 別 利 益	
	特 別 損 失	
	税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純利益（又は中間純損失）	

（記載上の注意）

- 1 生命保険株式会社にあつては、上記の（1）により、損害保険株式会社にあつては上記の（2）により記載すること。
 - 2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - （1）中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - （2）会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

表示方法を変更したときは、その内容
 - （3）法人税及び住民税等と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨
 - （4）1株当たりの中間純利益又は中間純損失
 - （5）その他保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
 - 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
 - 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特 別 利 益	
	特 別 損 失	
	税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純利益（又は中間純損失）	

（記載上の注意）

- 1 生命保険株式会社にあつては、上記の（1）により、損害保険株式会社にあつては上記の（2）により記載すること。
 - 2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - （1）中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - （2）中間連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

（新設）

（新設）
 - （3）法人税及び住民税等と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨
 - （4）1株当たりの中間純利益又は中間純損失
 - （5）その他保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
 - 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
 - 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3)(生命保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益 保険料等収入 資産運用収益 利息及び配当金等収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 特別勘定資産運用益 その他経常収益	
	経常費用 保険金等支払金 保険年金 給付金 解約返戻金 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 社員配当金積立利息繰入額	
	資産運用費用 支払利息 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用	
	経常利益(又は経常損失)	
特別 損益 の 部	特別利益	

(3)(生命保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益 保険料等収入 資産運用収益 利息及び配当金等収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 特別勘定資産運用益 その他経常収益	
	経常費用 保険金等支払金 保険年金 給付金 解約返戻金 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 社員配当金積立利息繰入額	
	資産運用費用 支払利息 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用	
	経常利益(又は経常損失)	
特別 損益 の 部	特別利益	

特 別 損 失	
税金等調整前当期純剰余（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純剰余（又は中間純損失）	

(4)(損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 引 受 収 益	
	正 味 収 入 保 険 料	
	収 入 積 立 保 険 料	
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		
そ の 他 経 常 収 益		

特 別 損 失	
税金等調整前当期純剰余（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純剰余（又は中間純損失）	

(4)(損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 引 受 収 益	
	正 味 収 入 保 険 料	
	収 入 積 立 保 険 料	
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		
そ の 他 経 常 収 益		

	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金額 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税金等調整前当期純剰余（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純剰余（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

- 生命保険相互会社にあつては上記の（３）により、損害保険相互会社にあつては上記の（４）により記載すること。
- 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 （１）中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 （２）会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている

	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金額 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税金等調整前当期純剰余（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純剰余（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

- 生命保険相互会社にあつては上記の（３）により、損害保険相互会社にあつては上記の（４）により記載すること。
- 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 （１）中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 （２）中間連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

（新設）

影響の内容

表示方法を変更したときは、その内容

- (3) 法人税及び住民税等と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨
- (4) その他保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(新設)

- (3) 法人税及び住民税等と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨
- (4) その他保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 中間連結キャッシュフロー計算書

年度 年 月 日から
年 月 日まで
中間連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社及びその子会社等—直接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	

4 中間連結キャッシュフロー計算書

年度 年 月 日から
年 月 日まで
中間連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社及びその子会社等—直接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払いによる支出	
年金支払いによる支出	
給付金支払いによる支出	
解約返戻金支払いによる支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	

(I + II ①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険株式会社及びその子会社等一問接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間純利益（損失） 減価償却費 連結調整勘定償却額 支払備金の増加額	

(I + II ①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険株式会社及びその子会社等一問接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間純利益（損失） 減価償却費 連結調整勘定償却額 支払備金の増加額	

<p>責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 固定資産関係損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金等の支払額 その他 法人税等の支払額 <u>事業活動によるキャッシュ・フロー</u></p>		<p>責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 <u>不動産動産関係損益</u> 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金等の支払額 その他 法人税等の支払額 <u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u></p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>有形固定資産の取得による支出</u> <u>有形固定資産の売却による収入</u> 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の</p>	<p style="text-align: center;">()</p>	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>不動産及び動産の取得による支出</u> <u>不動産及び動産の売却による収入</u> 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の</p>	<p style="text-align: center;">()</p>

取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険株式会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 特定取引による収入	

取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険株式会社その子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 特定取引による収入	

<p>特定取引による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 事業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>特定取引による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入による収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入による収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出</p>	

配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険株式会社及びその子会社等一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（損失）	
減価償却費	
連結調整勘定償却額	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
固定資産関係損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
その他	

(損害保険株式会社及びその子会社等一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（損失）	
減価償却費	
連結調整勘定償却額	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
その他	

法人税等の支払額 事業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) () 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入による収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	

法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) () 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	

VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険相互会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	
(I + II①)	()

VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険相互会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払いによる支出	
年金支払いによる支出	
給付金支払いによる支出	
解約返戻金支払いによる支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	
(I + II①)	()

有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入による収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険相互会社及びその子会社等一問接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純剰余（損失） 減価償却費 連結調整勘定償却額 支払備金の増加額 責任準備金の増加額	

不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(生命保険相互会社及びその子会社等一問接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純剰余（損失） 減価償却費 連結調整勘定償却額 支払備金の増加額 責任準備金の増加額	

<p>社員配当準備金積立利息繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 固定資産関係損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 事業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>社員配当準備金積立利息繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 不動産動産関係損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の</p>	()

売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入による収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 特定取引による収入 特定取引による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他	

売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 特定取引による収入 特定取引による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他	

<p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 事業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他</p>	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社及びその子会社等―間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
連結調整勘定償却額	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
固定資産関係損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(損害保険相互会社及びその子会社等―間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
連結調整勘定償却額	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	

事業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) () 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) () 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	

VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I + II①)は、事業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I + II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5 中間連結株主資本等変動計算書等（別紙）

（削除）

（新設）

5 中間連結剰余金計算書

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間連結剰余金計算書

（保険株式会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科 目	金 額
（ 資 本 剰 余 金 の 部 ）	
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	
資 本 剰 余 金 増 加 高	
増 資 に よ る 新 株 の 発 行	
自 己 株 式 処 分 差 益	
・	・
資 本 剰 余 金 減 少 高	
配 当	
自 己 株 消 却 額	
・	・
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	
（ 利 益 剰 余 金 の 部 ）	
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	
利 益 剰 余 金 増 加 高	
中 間 純 利 益	
・	・
利 益 剰 余 金 減 少 高	
配 当	
役 員 賞 与	
資 本 金	
自 己 株 式 消 却 額	
・	・
利 益 剰 余 金 中 間 期 末 残 高	

年度 (年 月 日から) 中間連結剰余金計算書
 (年 月 日まで)

(保険相互会社及びその子会社等)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額
連 結 剰 余 金 期 首 残 高	
連 結 剰 余 金 増 加 高	
中 間 純 利 益	
・	・
連 結 剰 余 金 減 少 高	
社 員 配 当 準 備 金	
基 金 償 却 積 立 金	
役 員 賞 与 金	
・	・
連 結 剰 余 金 中 間 期 末 残 高	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成 年 月 日残高	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
中間連結会計期間中の変動額													
新株の発行	× × ×	× × ×			× × ×								× × ×
剰余金の配当			× × ×		× × ×								× × ×
中間純利益					× × ×								× × ×
自己株式の処分				× × ×	× × ×								× × ×
・ ・ ・ ・ ・													× × ×
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)						× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
中間連結会計期間中の変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
平成 年 月 日残高	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

- 1.法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2.株主資本の変動理由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3.株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 4.評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、直前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5.評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 6.以下の事項につき注記すること。

当該中間連結会計年度の末日における発行済株式の総数(種類株式発行会社(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する会社をいう。以下同じ。)にあっては、種類後ごとの発行済株式の総数)

当該中間連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

当該中間連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当(当該中間連結会計年度に相当する事業年度に係る定時株主総会の締結後に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。)に関する事項

当該中間連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)

現行	改正後
----	-----

第2

5 中間連結基金等変動計算書

第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位：百万円）

	基金等						評価・換算差額等				純資産合計
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	連結剰余 金	基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計	
平成 年 月 日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
中間連結会計期間中の変動額											
基金の募集	×××					×××					×××
剰余金処分						×××					×××
当期純剰余						×××					×××
基金の償還	×××	×××				×××					×××
.....											
基金等以外の項目の中間連結 期間中の変動額（純額）							×××	×××	×××	×××	×××
中間連結会計期間中の変動額 合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
平成 年 月 日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- 1 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他連結剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他連結剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、直前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 剰余金処分欄には、直前連結会計年度の剰余金処分別のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後	現行
<p>別紙様式第12号（第16条、第32条、第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平17内府令68）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 事業報告</p> <p><u>1 保険会社の現況に関する事項</u></p> <p>（1） <u>事業の経過及び成果等</u></p> <p>（2） <u>財産及び損益の状況</u></p> <p>（3） <u>支店等及び代理店の状況</u></p> <p>（4） <u>使用人の状況</u></p> <p>（5） <u>主要な借入先の状況</u></p> <p>（6） <u>資金調達の状況</u></p> <p>（7） <u>設備投資の状況</u></p> <p>（8） <u>重要な親会社及び子会社等の状況</u></p> <p>（9） <u>事業の譲渡・譲受け等の状況</u></p> <p>（10） <u>その他保険会社の現況に関する重要な事項</u></p> <p><u>2 会社役員に関する事項</u></p> <p>（1） <u>会社役員の状況</u></p> <p>（2） <u>会社役員に対する報酬等</u></p> <p><u>3 社外役員に関する事項</u></p> <p>（1） <u>社外役員の兼任その他の状況</u></p>	<p>別紙様式第12号（第16条、第32条、第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平17内府令68）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 営業報告書</p> <p><u>1 営業の経過及び成果</u></p> <p><u>2 営業成績及び財産の状況の推移</u></p> <p><u>3 支店等及び代理店の状況</u></p> <p><u>4 従業員等の状況</u></p> <p><u>5 株式の状況</u></p> <p><u>6 大株主</u></p> <p><u>7 自己株式の取得、処分及び保有</u></p> <p><u>8 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）</u></p> <p><u>9 親会社及び子会社等</u></p> <p><u>10 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価</u></p> <p><u>11 新株予約権の状況</u></p> <p><u>12 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実</u></p> <p><u>13 監査委員会の職務遂行のために必要な事項</u></p> <p><u>14 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針</u></p> <p><u>15 会計監査人に対する報酬等</u></p>

<ul style="list-style-type: none"> (2) 社外役員の主な活動状況 (3) 責任限定契約 (4) 社外役員に対する報酬等 (5) 社外役員の意見 4 株式に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 株式数 (2) 当年度末株主数 (3) 大株主 5 新株予約権等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等 (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等 6 会計監査人に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会計監査人の状況 (2) 会計監査人に関するその他の事項 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 8 業務の適正を確保する体制 9 会計参与に関する事項 10 その他 	<p>16 其他会社の状況に関する重要な事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> 第2 附属明細書 <ul style="list-style-type: none"> 1 計算書類に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 商品有価証券 (2) 有価証券 (3) 貸付金 (4) 有形固定資産及び無形固定資産 (5) 保険契約準備金 (6) 引当金 (7) 事業費の明細 (8) 特別勘定の資産及び負債 (9) その他重要な事項 2 事業報告に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会社役員の兼務の状況 (2) 当社と会社役員（又は支配株主）との利益が相反する取引 (3) その他重要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 第2 附属明細書 <ul style="list-style-type: none"> 1 資本の増減 2 商品有価証券 3 有価証券 4 貸付金 5 不動産及び動産 6 リース契約により使用する不動産及び動産 7 資産につき設定している担保権 8 保険契約準備金 9 引当金 10 担保として取得している自己株式 11 子会社等が有する当社の株式数 12 子会社等に対する出資 13 子会社との取引 14 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 15 支配株主に対する金銭債権及び金銭債務 16 取締役、監査役及び支配株主等（委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役及び支配株主等）との間の取引 17 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価 18 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の兼務

- 第3 株主総会に関する事項等
 - 1 株主総会に関する事項
 - 2 契約者配当又は剰余金の分配に関する事項
 - 3 その他参考となるべき事項
- 第4 貸借対照表
- 第5 損益計算書
- 第6 キャッシュ・フロー計算書
- 第7 剰余金処分に関する書面
- 第8 損失処理に関する書面
- 第9 株主資本等変動計算書等
- 第10 基金の償却に関する書面
- 第11 基金利息の支払に関する書面
- 第12 有価証券等に関する書面
 - 1 売買目的有価証券
 - 2 売買目的以外の有価証券等
- 第13 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

- 1 委員会設置会社及び委員会設置相互会社(以下「委員会設置会社等」という。)にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 相互会社が業務報告書を作成する場合には、この様式中「株式に関する事項」を「基金に関する事項」に、「大株主」を「基金拠出者」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に、「株主総会」を「社員総会又は総代会」に改めて記載すること。
- 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - ___ 子会社 保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。
 - ___ 子会社等 保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。
 - ___ 子法人等 保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。
 - ___ 関連法人等 保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。
- 4 会社の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 保険会社の現況に関する事項」については、これらのすべ

- 19 事業費の明細
- 20 特別勘定の資産及び負債
- 21 会計方針の変更理由
- 22 その他重要事項
- 第3 株主総会に関する事項等
 - 1 株主総会に関する事項
 - 2 契約者配当又は剰余金の分配に関する事項
 - 3 その他参考となるべき事項
- 第4 貸借対照表
- 第5 損益計算書
- 第6 キャッシュ・フロー計算書
- 第7 基金の償却に関する書面
- 第8 基金利息の支払に関する書面
- 第9 利益処分に関する書面
- 第10 損失処理に関する書面
- 第11 有価証券等に関する書面
 - 1 売買目的有価証券
 - 2 売買目的以外の有価証券等
- 第12 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

- 1 委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社(以下「委員会等設置会社等」という。)にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 相互会社が業務報告書を作成する場合には、この様式中「営業報告書」を「事業報告書」に、「営業」を「事業」に、「営業成績」を「事業成績」に、「株式の状況」を「基金の状況」に、「大株主」を「基金拠出者」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に、「取締役、監査役及び支配株主等(委員会等設置会社等にあっては、取締役、執行役及び支配株主等)との間の取引」を「取締役及び監査役等(委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役)との間の取引」に、「株主総会」を「社員総会又は総代会」に、「利益処分」を「剰余金処分」に改めて記載すること。
- 3 会社の営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 4 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 営業の経過及び成果」、「2 営業成績及び財産の状況の推移」、「3 支店

てを企業集団（当該保険会社及び保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2) 財産及び損益の状況」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

(削除)

第1

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業報告

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

- 1 保険会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに保険会社のその事業年度における事業の経過及び成果を記載すること。
- 2 保険会社が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果（複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別）対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- 4 生命保険会社においては、保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移、責任準備金の状況及び推移を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況の推移

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

区 分		年度	年度	年度	年度(当期)
年		億円	億円	億円	億円
度	個 人 保 険				
末	個 人 年 金 保 険				
契	団 体 保 険				

等及び代理店の状況」、「4 従業員等の状況」及び「12決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実」については、これらの全てを企業集団（当該保険会社及び保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 営業成績及び財産の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

5 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の営業の経過及び成果」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における営業（相互会社にあつては、事業）の経過及び成果（複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別）対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

第1

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 営業報告書

1 営業の経過及び成果

(記載上の注意)

次に掲げる事項についても記載すること。

- 1 保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移（生命保険会社）
- 2 資産運用の状況
- 3 責任準備金の状況及び推移（生命保険会社）
- 4 会社が対処すべき課題

2 営業成績及び財産の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

区 分		年度	年度	年度	年度(当期)
年		億円	億円	億円	億円
度	個 人 保 険				
末	個 人 年 金 保 険				
契	団 体 保 険				

約高	団体年金保険 その他の保険				
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保険料等収入 資産運用収益 保険金等支払金 経常利益（又は経常損失） 契約者配当準備金繰入額 当期純利益（又は当期純損失） 総資産				

（記載上の注意）

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」は記載を要しない。
- 2 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

（損害保険会社）

区分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料 （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （その他）				
利息及び配当収入				
保険引受利益（又は保険引受損失）				
経常利益（又は経常損失）				
当期純利益（又は当期純損失）				
正味損害率				
正味事業費率				
運用資産				
総資産				

約高	団体年金保険 その他の保険				
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保険料等収入 資産運用収益 保険金等支払金 経常利益（又は経常損失） 契約者配当準備金繰入額 当期純利益（又は当期純損失） 総資産				

（記載上の注意）

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」は記載を要しない。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、営業成績（相互会社にあつては、事業成績）及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

（損害保険会社）

区分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料 （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （その他）				
利息及び配当収入				
保険引受利益（又は保険引受損失）				
経常利益（又は経常損失）				
当期純利益（又は当期純損失）				
正味損害率				
正味事業費率				
運用資産				
総資産				

1 株当たり当期純利益 (又は当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
--------------------------	-----	-----	-----	-----

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

【企業集団の状況について記載する場合】

(生命保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連 結 経 常 収 益				
連 結 経 常 利 益				
連 結 当 期 純 利 益				
連 結 純 資 産 額				
連 結 総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び保険会社の財産及び損益の状況の推移」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結当期純利益」を「連結当期純剰余」に改めて記載すること。
- 3 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 6 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

ロ 保険会社の財産及び損益の状況

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
-----	----	----	----	--------

1 株当たり当期純利益 (又は当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
--------------------------	-----	-----	-----	-----

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

【企業集団の状況について記載する場合】

(生命保険会社の企業集団)

イ 連結営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連 結 経 常 収 益				
連 結 経 常 利 益				
連 結 当 期 純 利 益				
連 結 純 資 産 額				
連 結 総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「2 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結当期純利益」を「連結当期純剰余」に改めて記載すること。
- 3 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)の推移についての説明その他の事項を記載すること。

ロ 単体営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
-----	----	----	----	--------

年 度 末 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 契 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億 円	億 円	億 円	億 円
	保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 険 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 総 資 産	百 万 円	百 万 円	百 万 円	百 万 円

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」は記載を要しない。
- 2 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(損害保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連 結 経 常 収 益				
連 結 経 常 利 益				
連 結 当 期 純 利 益				
連 結 純 資 産 額				
連 結 総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結当期純利益」を「連結当期純剰余」に改めて記載すること。
- 3 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。

年 度 末 契 約 高	個 人 保 険 個 人 年 金 保 険 契 団 体 保 険 団 体 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険	億 円	億 円	億 円	億 円
	保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 険 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 総 資 産	百 万 円	百 万 円	百 万 円	百 万 円

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」は記載を要しない。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、営業成績（相互会社にあつては、事業成績）及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(損害保険会社の企業集団)

イ 連結営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連 結 経 常 収 益				
連 結 経 常 利 益				
連 結 当 期 純 利 益				
連 結 純 資 産 額				
連 結 総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「2 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結当期純利益」を「連結当期純剰余」に改めて記載すること。
- 3 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、営業成績（相互会社にあつては、事業成績）の推移についての説明その他の事項

- 5 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 6 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

を記載すること。

□ 保険会社の財産及び損益の状況

区 分	年度	年度	年度	年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料 （ ・ ・ ・ 保 険 ） （ そ の 他 ）				
利息及び配当収入 保険引受利益（又は保険引受損失）				
経常利益（又は経常損失）				
当期純利益（又は当期純損失）				
正味損害率				
正味事業費率				
運用資産				
総資産				
1株当たり当期純利益 （又は当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

（記載上の注意）

- 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」は記載を要しない。
- 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正

□ 単体営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料 （ ・ ・ ・ 保 険 ） （ そ の 他 ）				
利息及び配当収入 保険引受利益（又は保険引受損失）				
経常利益（又は経常損失）				
当期純利益（又は当期純損失）				
正味損害率				
正味事業比率				
運用資産				
総資産				
1株当たり当期純利益 （又は当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

（記載上の注意）

- 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」は記載を要しない。
- 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、営業成績（相互会社にあつては、事業成績）及び財産状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(3) 支店等及び代理店の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当期増減()
支 店	店	店	店
営 業 所			
海 外 支 店			
海 外 駐 在 員 事 務 所			
計			
代 理 店			
海 外 代 理 店			
計			

(記載上の注意)

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社によっては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

(記載上の注意)

- 表題を「(3) 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 適宜欄を設け、保険会社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な事務所については記載を要しない。

(4) 使用人の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当 期 増減()	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

(記載上の注意)

- 生命保険会社によっては、営業職員欄には生命保険募集人（ただし、内務職員を除く。）について記載すること。
- 損害保険会社によっては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員（ただし、特別研修生を除く。）について記載すること。

3 支店等及び代理店の状況 [保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当期増減()
支 店	店	店	店
営 業 所			
海 外 支 店			
海 外 駐 在 員 事 務 所			
計			
代 理 店			
海 外 代 理 店			
計			

(記載上の注意)

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社によっては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

(記載上の注意)

- 表題を「3 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 適宜欄を設け、保険会社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載すること。

4 従業員等の状況 [保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当 期 増減()	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

(記載上の注意)

- 生命保険会社によっては、営業職員欄には生命保険募集人（ただし、内務職員を除く。）について記載すること。
- 損害保険会社によっては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員（ただし、特別研修生を除く。）について記載すること。

く。)について記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

部門名	前期末	当期末	当期増減()
	名	名	名

(記載上の注意)

- 表題を「(4) 企業集団の使用人の状況」とすること。
- 適宜欄を設け、保険会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(「4 株式に関する事項」へ)

(「4 株式に関する事項」へ)

(削除)

く。)について記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

部門名	前期末	当期末	当期増減()
	名	名	名

(記載上の注意)

- 表題を「4 企業集団の従業員等の状況」とすること。
- 適宜、保険会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従業員数を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

5 株式の状況

発行する株式の総数	千株
発行済株式の総数	千株
株主数	名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、「発行済株式の総数(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「株主数(単位名)」を「基金拠出者数(単位名)」に改めて記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

6 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
	千株	%	千株	%

(記載上の注意)

- 持株数(相互会社にあつては、基金拠出額)の多い順序に従い10名を記載すること。
- 相互会社にあつては、「株主名」を「基金拠出者名」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、「当社への出資状況欄の「持株数(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に、「当社の大株主への出資状況」を「当社の基金拠出者への出資状況」に改めて記載すること。

7 自己株式の取得、処分及び保有

(記載上の注意)

次の事項を記載すること。

- 事業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額
- 事業年度中に特定の者から買い受けた自己株式(商法第204条ノ3ノ2第1項(同法第204条ノ5第1項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。)についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号
- 事業年度中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式(同項第1号の子会社から

(5) 主要な借入先の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

借入先	借入金残高
	百万円

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額を記載すること。
- 2 借入金が、保険会社の資金調達において重要でない場合には、記載を要しない。

[企業集団の状況について記載する場合]

部門名	借入先	借入金残高
		百万円

- 1 表題を「(5) 企業集団の主要な借入先の状況」とすること。
- 2 事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 2 借入金が、企業集団の資金調達において重要でない場合には、記載を要しない。

(6) 資金調達の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 当該事業年中に実施した増資、基金の再募集、社債発行、重要な借入等の資金調達について、その内容および金額を記載すること。また、増資を実施した場合には1株当たり発行価額を記載する。なお、コミットメントライン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

- 1 表題を「(6) 企業集団の資金調達の状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した増資、社債発行、重要な借入等の資金調達について、その内容および金額を記載する。また、増資を実施した場合には1株当たり発行価額を記載する。なお、コミットメントライン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載する。
- 3 事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。

買い受けたものを除く。)については同法第211条ノ3第4項の規定により定時総会に報告しなければならない事項

- 4 事業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額
- 5 事業年度中に株式失効の手続をした自己株式についてはその種類及び数
- 6 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

(新設)

(新設)

(7) 設備投資の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	
---------	--

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 2 主要な業務区分別 (区分することが困難である場合を除く。) に、記載すること。

ロ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 2 主要な業務区分別 (区分することが困難である場合を除く。) に、記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 表題を「(7) 企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 3 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。
また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 3 事業セグメント別 (複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別) に記載すること。

(「2 会社役員の状況」へ)

(新 設)

8 取締役及び監査役 (委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
会 社 長		
副 社 長		
専 務 取 締 役		
常 務 取 締 役		
取 締 役		
執 行 役		
監 査 役		
()		年 月 日 退任

(記載上の注意)

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	親会社が有 する当社の 議決権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有す る会社等の 議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 親会社及び子会社、子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

(記載上の注意)

次に掲げる事項についての状況につき、重要なものを記載すること。

- 1 重要な事業譲渡
- 2 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

(記載上の注意)

- 1 その他の保険会社の現況に関する事業な事項を記載すること。

- 1 代表権のある者については、その旨を役職目欄に記載すること。
- 2 事業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

9 親会社及び子会社等

(1) 親会社の状況

会社名	所在地	資 本 金	当社に対する議決権割合	主要な事業内容
		百万円	%	

(記載上の注意)

商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社について記載すること。

(2) 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当 社 の 議決権割合	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は同令第2条の3第3項に規定する関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

(新 設)

(新 設)

2 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(10) 企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他の企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員（の状況） (年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他

(記載上の注意)

- 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの者であって、当該事業年度の末日までに退任した会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること。
- 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。）についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第345条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の意見があったときは、その意見の内容、及び同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。
- 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）、及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨「その他」欄に記載すること。
- 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。

(2) 会社役員に対する報酬等 (単位：百万円)

区分	報酬等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役 会計参与 監査役 執行役		
計		

(記載上の注意)

- 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 会社役員の一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあっては、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員報酬等の総額を記載すること。

(「8 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）」より)

10 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位：百万円)

区分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役 監査役		

(記載上の注意)

- 本表は、商法第266条第12項（同条第18項において読み替えて適用するこの規定を同法第280条第1項において準用する場合並びに商法特例法第21条の17第4項及び第6項において準用する場合を含む。）又は商法第266条第19項（商法特例法第21条の17第5項において準用する場合を含む。）の定款の定めをした会社が記載する。
- 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に

- 3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 4 「報酬等」には、会社役員（社外役員を除く。）が当該保険会社の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
- 5 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 6 当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、委員会設置会社等以外の会社にあつては、記載を要しない。
- 7 委員会設置会社等にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況

(記載上の注意)

- 1 社外役員が他の会社（外国会社を含む。以下同じ。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者（他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3 において同じ。）又は使用人であるときは、その事実、及び保険会社と当該他の会社との関係（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 2 社外役員が他の会社の社外役員を兼任しているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係者（保険業法第 8 条第 1 項に規定する特定関係者をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準じる者であることを保険会社が知っているときは、その事実を記載すること。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況

(記載上の注意)

- 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。
- 1 当該社外役員の意見により保険会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）

括弧内書すること。

- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
- 4 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役と執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 委員会等設置会社等にあつては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。
- 6 相互会社にあつては、「株主総会」を「社員総会」又は「総代会」に改めて記載すること。

(新設)

(新設)

2 保険会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行(当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行)が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の有無とその内容の概要

(記載上の注意)

責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)の内容については、当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	保険会社から 受けている報酬等	保険会社の親会社等から 受けている報酬等
社外役員合計		

(記載上の注意)

- 1 保険会社が社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額を記載すること。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「保険会社から受けている報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 3 「保険会社から受けている報酬等」には、社外役員が当該保険会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)
- 4 保険会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 「保険会社の親会社等から受けている報酬等」については、保険会社の親会社又は当該親会社の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けているときは、当該財産上の利益の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)

(5) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容

(記載上の注意)

「3 社外役員に関する事項」の内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

(新設)

(新設)

(新設)

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行する株式の総数 千株
 発行済株式の総数 千株

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出額の総額について、百万円単位で記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

(2) 当年度末株主数 名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出者数を記載すること。

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

(記載上の注意)

- 当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株の順に記載すること。
- 種類株式保険会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する保険会社をいう。）にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 相互会社にあつては、「株主の氏名又は名称」を「基金拠出者の氏名又は名称」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、「当社への出資状況欄の「持株数等（単位千株）」を「基金拠出額（単位百万円）」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に改め、基金拠出額の10分の1以上の基金の拠出を行っている基金拠出者について、基金拠出額の多い順に記載すること。
- その他株式（相互会社にあつては、基金）に関する重要な事項を注記すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役（社外役員を除く。）		
社外取締役		
会計参与及び監査役		

(「5 株式の状況」 「6 大株主」 より)

11 新株予約権の状況

〔現に発行している新株予約権〕

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)

〔事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

(記載上の注意)

新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等の役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 使用人とは、当該保険会社の役員を兼ねている使用人を除くものとする。
- 2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該保険会社の役員又は使用人を兼ねている子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

削除 (貸借対照表の注記へ)

削除

削除

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

割当てを受けた者の氏名又は名称、()は割当てを受けた新株予約権の数

()
()
()
.....

新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額

(円)

新株予約権の行使の条件

新株予約権の消却の事由

新株予約権の消却の条件

新株予約権の有利な条件の内容

(記載上の注意)

- 1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第1号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会及び取締役会における発行決議ごとに記載すること。
- 2 「事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第2号に規定する新株予約権をいう。
- 3 商法施行規則第103条第2項第3号に規定する当事業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権については、「事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載し、同項第4号の区分に応じて必要事項を注記すること。

12 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

(記載上の注意)

企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「12 決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。

13 監査委員会の職務遂行のために必要な事項

(記載上の注意)

商法施行規則第104条第1号に規定する取締役会の決議の概要を記載すること。

14 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

(記載上の注意)

商法施行規則第104条第2号に規定する方針を記載すること。

15 会計監査人に対する報酬等

(単位:百万円)

(1) 当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	
(2) うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	

(記載上の注意)

- 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該保険会社の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の4に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。
- 2 以下の事項を「その他」に記載すること。
会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。）の内容
会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（保険会社が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）
会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 3 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名または名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。
会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由
会社法第345条第5項において準用する同条第1項の意見があったときは、その意見の内容
会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由
- 4 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、保険会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該保険会社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。
なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	その他

(記載上の注意)

会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- 会計監査人の解任及び不再任の決定の方針
- 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた

	(3) うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	
--	------------------------------	--

(記載上の注意)

- 1 本表は、商法施行規則第2条第1項第16号に規定する連結特例規定適用会社である保険会社が記載すること。
- 2 非連結の子会社及び子法人等については除いて記載すること。

権限の行使に関する方針

八 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、保険会社の会計監査人以外の公認会計士又は公認会計士（公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、保険会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

（記載上の注意）

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第 127 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定に従い記載すること。

8 業務の適正を確保するための体制

（記載上の注意）

以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容を記載すること。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法施行規則第 98 条又は第 100 条に規定する体制
- 2 会社法施行規則第 112 条に規定する体制
- 3 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法施行規則第 112 条第 2 項に規定する体制

9 会計参与に関する事項

（記載上の注意）

会計参与と保険会社の間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

10 その他

（記載上の注意）

- 1 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。
- 2 相互会社にあつては、事業年度末における社員数及び総代数についても記載すること。

第 2

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 附属明細書

（新設）

（新設）

（新 設）

6 その他会社の状況に関する重要な事項

（記載上の注意）

相互会社にあつては、事業年度末における社員数及び総代数についても記載すること。

第 2

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 附属明細書

1 資本の増減

削除

(株式会社)

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
資 本 金 (発 行 済 株 式 数)	(千株)	(千株)	(千株)
新 株 式 払 込 金			
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金			
そ の 他 資 本 剰 余 金			
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金			
任 意 積 立 金			
当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)			
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)			
土 地 再 評 価 差 額 金			
株 式 等 評 価 差 額 金			
自 己 株 式 払 込 金			
自 己 株 式			
計			

(相互会社)

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
基 金			
基 金 払 込 金			
基 金 償 却 積 立 金			
再 評 価 積 立 金			
剰 余 金			
損 失 て ん 補 準 備 金			
任 意 積 立 金			
当 期 未 処 分 剰 余 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)			
当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)			
土 地 再 評 価 差 額 金			
株 式 等 評 価 差 額 金			
計			

1 計算書類に関する事項

(1) 商品有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
商 品 国 債			
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
.....			
計			

(2) 有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
国 債			
地 方 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
株 式 証 券			
外 国 証 券			
株 式 証 券			
そ の 他 の 証 券			
計			

(3) 貸付金

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
農 林 ・ 水 産 業			
鉱 業			
建 設 業			
製 造 業			
卸 ・ 小 売 業			
金 融 ・ 保 険 業			
不 動 産 業			
情 報 通 信 業			
運 輸 業			
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業			

2 商品有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
商 品 国 債			
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
.....			
計			

3 有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
国 債			
地 方 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
株 式 証 券			
外 国 証 券			
株 式 証 券			
そ の 他 の 証 券			
計			

4 貸付金

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
農 林 ・ 水 産 業			
鉱 業			
建 設 業			
製 造 業			
卸 ・ 小 売 業			
金 融 ・ 保 険 業			
不 動 産 業			
情 報 通 信 業			
運 輸 業			
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業			

サービス業等 その他 (うち個人住宅・消費者ローン)	()	()	()
計			
公共団体 会社・公団 約款貸付			
合計			

(記載上の注意)

- 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載すること。ただし、「サービス業等」欄には、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」の合計額を記載すること。
- 事業団に対する貸付は、「公社・公団」に含めて記載すること。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
土地							
建物							
建設仮勘定							
その他の有形 固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							
ソフトウェア							
のれん							
保証金権利金							
その他の無形 固定資産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

- 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
- 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

サービス業等 その他 (うち個人住宅・消費者ローン)	()	()	()
計			
公共団体 会社・公団 約款貸付			
合計			

(記載上の注意)

- 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載すること。ただし、「サービス業等」欄には、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」の合計額を記載すること。
- 事業団に対する貸付は、「公社・公団」に含めて記載すること。

5 不動産及び動産

(単位：百万円)

区分	前期 末残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期 末残高	償却 累計額	償却 累計率
土地							%
建物							
動産							
建設仮勘定							
計							

(記載上の注意)

- 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
- 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

削除（貸借対照表の注記へ）

削除

(5) 保険契約準備金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
・ ・ ・ ・ 保 険 そ の 他 の 保 険			
計			

(記載上の注意)

- 1 保険契約準備金について貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 生命保険会社にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。
- 3 損害保険会社にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。

(6) 引当金 (単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当期末 残 高	当期増減 ()額	計上の理由及び 算 定 方 法
貸 倒 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・				
価 格 変 動 準 備 金 ・ ・ ・ ・ ・				

(記載上の注意)

計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

6 リース契約により使用する不動産及び動産

資 産 の 種 類	資 産 の 内 容

(記載上の注意)

- 1 リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する不動産及び動産の内訳を記載すること。
- 2 重要でない資産については一括して記載することができる。

7 資産につき設定している担保権 (単位：百万円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期 末 残 高	担 保 権 の 種 類	内 容	期 末 残 高
計			計	

8 保険契約準備金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
・ ・ ・ ・ 保 険 そ の 他 の 保 険			
計			

(記載上の注意)

- 1 保険契約準備金について貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 生命保険会社にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。
- 3 損害保険会社にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。

9 引当金 (単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当期末 残 高	当期増減 ()額	計上の理由及び 算 定 方 法
貸 倒 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・				
価 格 変 動 準 備 金 ・ ・ ・ ・ ・				

(記載上の注意)

計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

削除

10 担保として取得している自己株式 (単位：株)

株 式 数	理 由

削除

11 子会社等が有する当社の株式数

会 社 名	保有する当社の株式数 千株
計	

(記載上の注意)

- 相互会社にあつては、「保有する当社の株式数(単位千株)」を「当社への基金拠出額(単位百万円)」に改めて記載すること。
- 保険業法第2条第12項に規定する子会社並びに会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。

削除

11 子会社等に対する出資 (単位：百万円)

子 会 社 等 名	前期末残高			当期末残高			当期増減() 取得原価 ()は議決件数
	議決 件数	取得 原価	帳簿 価額	議決 件数	取得 原価	帳簿 価額	
							()
計							

(記載上の注意)

- 保険業法第2条第12項に規定する子会社並びに会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。
- 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。
- 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、保険業法第2条第12項に規定する子会社についての記載を省略できるものとする。

削除

13 子会社との取引 (単位：百万円)

子 会 社 名	収 益 総 額	費 用 総 額	摘 要
計			

削除

(記載上の注意)

- 1 保険業法第2条第12項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でない子会社については一括して記載することができる。
- 2 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表による記載を省略できるものとする。

14 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：百万円)

子会社名	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
	前期末残高	当期末残高	当期増減 () 額	前期末残高	当期末残高	当期増減 () 額
計						

(記載上の注意)

- 1 保険業法第2条第12項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でない子会社については一括して記載することができる。
- 2 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表による記載を省略できるものとする。

削除

15 支配株主に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：百万円)

支配株主名	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
	前期末残高	当期末残高	当期増減 () 額	前期末残高	当期末残高	当期増減 () 額
計						

(記載上の注意)

会社の総株主の議決権の2分の1を超える議決権を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社について記載すること。

(「第2の2の「(2) 保険会社と会社役員(又は支配株主)との利益が相反する取引」へ)

16 取締役、監査役及び支配株主等(委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役及び支配株主等)との間の取引

(単位：百万円)

区 分	氏名又は名称	取引の内容	金 額

(記載上の注意)

- 1 取締役、監査役又は支配株主(委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役又は支配株主)との間の取引(これらの者が第三者のためにするものを含む。)及び会社と第三者との間の取引で会社と取締役、監査役又は支配株主(委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役又は支配株主)との利益

(第 1 の 2 の 「(2) 会社役員に対する報酬等」へ)

が相反するものについて記載すること。ただし、普通保険約款による取引を除く。

2 区分欄に取締役、監査役及び支配株主(会社の総株主の議決権の2分の1を超える議決権を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社をいう。)(委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役及び支配株主)の区別を記載すること。

3 取締役又は監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役又は執行役)が第三者のためにするもの及び第三者との間の取引で会社と取締役又は監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役又は執行役)との利益が相反するものについては、当該取締役又は監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役又は執行役)の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を、行を改めて記載すること。

17 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位:百万円)

区 分	報酬その他の職務遂行の対価である 財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役 監査役		

(記載上の注意)

1 商法施行規則第103条第1項第10号又は第104条第3号により、本表を営業報告書に記載した場合には作成を要しない。

2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。

3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)

4 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役と執行役)とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 委員会等設置会社等にあつては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

6 相互会社にあつては、「株主総会」を「社員総会」又は「総代会」に改めて記載すること。

(第 2 の 2 の 「(1) 会社役員の兼務の状況」へ)

18 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)の兼務

区 分	氏 名	兼務会社名	役 職	摘 要
取 締 役 監 査 役				

(記載上の注意)

1 保険業法第8条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けた者のほか、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況(重要でないものを除く。)を記載すること。

2 兼務する他の会社が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に記載すること。

(7) 事業費の明細

(生命保険会社)

(単位：百万円)

区 分	金 額
営業活動費	
営業職員経費	
募集代理店経費	
選 択 経 費	
営業管理費	
募集機関管理費	
営業職員教育訓練費	
広告宣伝費	
一般管理費	
人 件 費	
物 件 費	
寄附・協賛金・諸会費	
拠 出 金	
負 担 金	
計	

(記載上の注意)

- 1 拠出金の金額欄には、保険契約者保護基金拠出金について記載し、負担金の金額欄には、保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 2 監査役(委員会設置会社等)にあっては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(損害保険会社)

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

3 委員会等設置会社等にあっては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。

19 事業費の明細

(生命保険会社)

(単位：百万円)

区 分	金 額
営業活動費	
営業職員経費	
募集代理店経費	
選 択 経 費	
営業管理費	
募集機関管理費	
営業職員教育訓練費	
広告宣伝費	
一般管理費	
人 件 費	
物 件 費	
寄附・協賛金・諸会費	
拠 出 金	
負 担 金	
計	

(記載上の注意)

- 1 拠出金の金額欄には、保険契約者保護基金拠出金について記載し、負担金の金額欄には、保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 2 監査役(委員会等設置会社等)にあっては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(損害保険会社)

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

損害調査費・営業費及び一般管理費	人件費 給職与 退職給付引当金繰入額 厚生費 物件費 減価償却費 土地建物機械賃借料 営繕費 旅費交通費 通通信費 事務費 広告費 諸会費・寄附金・交際費 その他の物件費 税金 拠出金 負担金	
	計 (損害調査費) (営業費及び一般管理費)	() ()
諸手数料及び集金費	代理店手数料等 保険仲立人手数料 募集費 集金費 受再保険手数料 出再保険手数料	
	計	
事業費合計		

(記載上の注意)

- 金額欄は、損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 保険仲立人手数料の金額欄には、保険業法第2条第25項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。
- 会社の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

損害調査費・営業費及び一般管理費	人件費 給職与 退職給付引当金繰入額 厚生費 物件費 減価償却費 土地建物機械賃借料 営繕費 旅費交通費 通通信費 事務費 広告費 諸会費・寄附金・交際費 その他の物件費 税金 拠出金 負担金	
	計 (損害調査費) (営業費及び一般管理費)	() ()
諸手数料及び集金費	代理店手数料等 保険仲立人手数料 募集費 集金費 受再保険手数料 出再保険手数料	
	計	
事業費合計		

(記載上の注意)

- 金額欄は、損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 保険仲立人手数料の金額欄には保険業法第2条第21項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。
- 会社の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 監査役(委員会等設置会社等)にあっては、監査委員が監査をするについて、参考となるように記載すること。

5 監査役(委員会設置会社等)にあっては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(8) 特別勘定の資産及び負債

イ 特別勘定の資産

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
現金及び預貯金			
現 金			
預 貯 金			
コ ー ル ロ ー ン			
買 現 先 勘 定			
債券貸借取引支払保証金			
買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			
有 価 証 券			
国 債			
地 方 債			
社 債			
株 式 債			
外 国 証 券			
そ の 他 の 証 券			
貸 付 金			
そ の 他 資 産			
未 収 金			
前 払 費 用			
未 収 収 益			
預 託 金			
先物取引差入証拠金			
先物取引差金勘定			
保 管 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
仮 払 金			
そ の 他 の 資 産			
貸 倒 引 当 金			
一 般 勘 定 貸			
資 産 合 計			

ロ 特別勘定の負債

(単位：百万円)

と。

20 特別勘定の資産及び負債

(1) 特別勘定の資産

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
現金及び預貯金			
現 金			
預 貯 金			
コ ー ル ロ ー ン			
買 現 先 勘 定			
債券貸借取引支払保証金			
買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			
有 価 証 券			
国 債			
地 方 債			
社 債			
株 式 債			
外 国 証 券			
そ の 他 の 証 券			
貸 付 金			
そ の 他 資 産			
未 収 金			
前 払 費 用			
未 収 収 益			
預 託 金			
先物取引差入証拠金			
先物取引差金勘定			
保 管 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失			
仮 払 金			
そ の 他 の 資 産			
貸 倒 引 当 金			
一 般 勘 定 貸			
資 産 合 計			

(2) 特別勘定の負債

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
保 険 契 約 準 備 金			
そ の 他 負 債			
売 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			
借 入 金			
未 払 金			
未 払 費 用			
前 受 収 益			
先 物 取 引 差 金 勘 定			
借 入 有 価 証 券			
売 付 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
仮 受 金			
そ の 他 の 負 債			
一 般 勘 定 借			
負 債 合 計			

(記載上の注意)

特別勘定を複数設けている場合は、それらの合計額を記載すること。

(9) その他重要な事項

(記載上の注意)

その他必要な事項はその項目を掲げて記載すること。

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

区 分	氏 名	兼務会社名	役 職	摘 要

(記載上の注意)

- 1 本表における会社役員とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。
- 2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、保険業法第 8 条第 2 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨摘要欄に記載すること。
- 3 監査役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
保 険 契 約 準 備 金			
そ の 他 負 債			
売 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			
借 入 金			
未 払 金			
未 払 費 用			
前 受 収 益			
先 物 取 引 差 金 勘 定			
借 入 有 価 証 券			
売 付 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
繰 延 ヘ ッ ジ 利 益			
仮 受 金			
そ の 他 の 負 債			
一 般 勘 定 借			
負 債 合 計			

(記載上の注意)

特別勘定を複数設けている場合は、それらの合計額を記載すること。

21 会計方針の変更理由

(記載上の注意)

貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。

(「18 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)の兼務」より)

の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。

4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2) 当社と会社役員（又は支配株主）との利益が相反する取引 (単位：百万円)

役名	氏名	職業	貸出金残高	当期増減 ()高	債務の保証又 は裏書	当期増減 ()高

(記載上の注意)

- 1 第三者との取引であって、保険会社と会社役員又は支配株主との利益が相反する重要な取引について記載すること。保険会社と会社役員との利益が相反するものについては、当該会社役員の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。ただし、普通保険約款による取引を除く。
- 2 支配株主とは、保険会社の総株主の議決権の過半数を有する株主（保険会社の親会社を含む。）をいう。ただし、この場合の議決権には、役員の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権の数を除く。

(3) その他重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第3 株主総会に関する事項等

1 株主総会に関する事項

(記載上の注意)

- 1 株主総会の招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。
- 2 相互会社にあつては、社員総会又は総代会について記載すること。この場合においては総代の氏名を、総代に異動があったときは、その者の氏名及び当該異動の年月日を記載すること。

2 契約者配当又は剰余金の分配に関する事項

3 その他参考となるべき事項

(「16 取締役、監査役及び支配株主等（委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役及び支配株主等）との間の取引」より)

22 その他重要事項

第3 株主総会に関する事項等

1 株主総会に関する事項

(記載上の注意)

- 1 株主総会の招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。
- 2 相互会社にあつては、社員総会又は総代会について記載すること。この場合においては総代の氏名を、総代に異動があったときは、その者の氏名及び当該異動の年月日を記載すること。

2 契約者配当又は剰余金の分配に関する事項

3 その他参考となるべき事項

改 正 案				現 行			
別紙様式第12号(第16条、第32条、第59条関係)				別紙様式第12号(第16条、第32条、第59条関係)			
第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表				第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表			
(生命保険株式会社)		(単位:百万円)		(生命保険株式会社)		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
現 金		支 払 備 金		現 金		支 払 備 金	
預 貯 金		責 任 準 備 金		預 貯 金		責 任 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		契 約 者 配 当 準 備 金		コ ー ル ロ ー ン		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 現 先 勘 定		代 理 店 借		買 現 先 勘 定		代 理 店 借	
債券貸借取引支払保証金		再 保 険 借		債券貸借取引支払保証金		再 保 険 借	
買 入 金 銭 債 権		短 期 社 債		買 入 金 銭 債 権		短 期 社 債	
商 品 有 価 証 券		社 債		商 品 有 価 証 券		社 債	
金 銭 の 信 託		新 株 予 約 権 付 社 債		金 銭 の 信 託		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 価 証 券		そ の 他 負 債		有 価 証 券		そ の 他 負 債	
国 債		売 現 先 勘 定		国 債		売 現 先 勘 定	
地 方 債		債券貸借取引受入担保金		地 方 債		債券貸借取引受入担保金	
社 債		借 入 金		社 債		借 入 金	
株 式		未 払 法 人 税 等		株 式		未 払 法 人 税 等	
外 国 証 券		未 払 金		外 国 証 券		未 払 金	
そ の 他 の 証 券		未 払 費 用		そ の 他 の 証 券		未 払 費 用	
貸 付 金		前 受 収 益		貸 付 金		前 受 収 益	
保 険 約 款 貸 付		預 り 金		保 険 約 款 貸 付		預 り 金	
一 般 貸 付		預 り 保 証 金		一 般 貸 付		預 り 保 証 金	
有 形 固 定 資 産		先 物 取 引 受 入 証 拠 金		不 動 産 及 び 動 産		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
土 地		先 物 取 引 差 金 勘 定		土 地		先 物 取 引 差 金 勘 定	
建 物		借 入 有 価 証 券		建 物		借 入 有 価 証 券	
動 産		売 付 有 価 証 券		動 産		売 付 有 価 証 券	
建 設 仮 勘 定		金 融 派 生 商 品		建 設 仮 勘 定		金 融 派 生 商 品	
無 形 固 定 資 産		仮 受 金		代 理 店 貸		繰 延 ヘ ッ ジ 利 益	
ソ フ ト ウ ェ ア		そ の 他 の 負 債		再 保 険 貸		仮 受 金	
の れ ん		退 職 給 付 引 当 金		そ の 他 資 産		そ の 他 の 負 債	

その他の無形固定資産 代理店貸 再保険貸 その他資産 未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 仮払金 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 負ののれん 支払承諾 負債の部合計	
		(純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ○○積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 現金及び預貯金		(負債の部) 保険契約準備金	

未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 仮払金 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計	
		(資本の部) 資本金 新株式払込金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 資本金及び資本準備金減少差益 自己株式処分差益 利益剰余金 利益準備金 任意積立金 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計	△
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 現金及び預貯金		(負債の部) 保険契約準備金	

現 金
 預 貯 金
 コ ー ル ロ ー ン
 買 現 先 勘 定
 債券貸借取引支払保証金
 買 入 金 銭 債 権
 商 品 有 価 証 券
 金 銭 の 信 託
 有 価 証 券
 国 債
 地 方 債
 社 債
 株 式
 外 国 証 券
 そ の 他 の 証 券
 貸 付 金
 保 険 約 款 貸 付
 一 般 貸 付
 有 形 固 定 資 産
 土 地
 建 物
 動 産
 建 設 仮 勘 定
 無 形 固 定 資 産
 ソ フ ト ウ ェ ア
 の れ ん
 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産
 そ の 他 資 産
 未 収 保 険 料
 代 理 店 貸
 外 国 代 理 店 貸
 共 同 保 険 貸
 再 保 険 貸
 外 国 再 保 険 貸
 代 理 業 務 貸
 未 収 金
 未 収 収 益
 預 託 金
 地 震 保 険 預 託 金

支 払 備 金
 責 任 準 備 金
 短 期 社 債
 社 債
 新 株 予 約 権 付 社 債
 そ の 他 負 債
 共 同 保 険 借
 再 保 険 借
 外 国 再 保 険 借
 代 理 業 務 借
 売 現 先 勘 定
 債券貸借取引受入担保金
 借 入 金
 未 払 法 人 税 等
 預 り 金
 前 受 収 益
 未 払 金
 仮 受 金
 先 物 取 引 受 入 証 拠 金
 先 物 取 引 差 金 勘 定
 借 入 有 価 証 券
 売 付 有 価 証 券
 金 融 派 生 商 品
 そ の 他 の 負 債
 退 職 給 付 引 当 金
 価 格 変 動 準 備 金
 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金
 証 券 取 引 責 任 準 備 金
 繰 延 税 金 負 債
 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債
 負 の の れ ん
 支 払 承 諾
 負債の部 合計
 (純 資 産 の 部)
 資 本 金
 新 株 式 申 込 証 拠 金
 資 本 剰 余 金
 資 本 準 備 金

現 金
 預 貯 金
 コ ー ル ロ ー ン
 買 現 先 勘 定
 債券貸借取引支払保証金
 買 入 金 銭 債 権
 商 品 有 価 証 券
 金 銭 の 信 託
 有 価 証 券
 国 債
 地 方 債
 社 債
 株 式
 外 国 証 券
 そ の 他 の 証 券
 貸 付 金
 保 険 約 款 貸 付
 一 般 貸 付
 不 動 産 及 び 動 産
 土 地
 建 物
 動 産
 建 設 仮 勘 定
 そ の 他 資 産
 未 収 保 険 料
 代 理 店 貸
 外 国 代 理 店 貸
 共 同 保 険 貸
 再 保 険 貸
 外 国 再 保 険 貸
 代 理 業 務 貸
 未 収 金
 未 収 収 益
 預 託 金
 地 震 保 険 預 託 金
 仮 払 金
 先 物 取 引 差 入 証 拠 金
 先 物 取 引 差 金 勘 定
 保 管 有 価 証 券

支 払 備 金
 責 任 準 備 金
 短 期 社 債
 社 債
 新 株 予 約 権 付 社 債
 そ の 他 負 債
 共 同 保 険 借
 再 保 険 借
 外 国 再 保 険 借
 代 理 業 務 借
 売 現 先 勘 定
 債券貸借取引受入担保金
 借 入 金
 未 払 法 人 税 等
 預 り 金
 前 受 収 益
 未 払 金
 仮 受 金
 先 物 取 引 受 入 証 拠 金
 先 物 取 引 差 金 勘 定
 借 入 有 価 証 券
 売 付 有 価 証 券
 金 融 派 生 商 品
 繰 延 ヘ ッ ジ 利 益
 そ の 他 の 負 債
 退 職 給 付 引 当 金
 価 格 変 動 準 備 金
 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金
 証 券 取 引 責 任 準 備 金
 繰 延 税 金 負 債
 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債
 支 払 承 諾
 負債の部 合計
 (資 本 の 部)
 資 本 金
 新 株 式 払 込 金
 資 本 剰 余 金
 資 本 準 備 金

仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ○○積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

金融派生商品 繰延ヘッジ損失 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	その他資本剰余金 資本金及び資本準備金減少差益 自己株式処分差益 利益剰余金 利益準備金 任意積立金 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計	△
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

- (3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (5) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (6) 不動産及び動産の減価償却の方法
- (7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (8) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- (9) 退職給付引当金の計上方法
- (10) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

⑧ 退職給付引当金の計上方法

⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

⑩ ヘッジ会計の方法

⑪ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、一括した引当金の金額）

(9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(10) 取締役、監査役及び執行役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(11) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

② 繰延税金負債

(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。

(15) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(16) 親会社株式の金額

(17) 子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額

(18) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

① 申込期日経過後における新株式申込証拠金

(11) ヘッジ会計の方法

(12) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(13) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(14) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

(15) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(16) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(17) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(18) 保険業法施行規則第17条の3第1項第1号に規定する金額がある場合は、その額

(19) 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産額

(20) 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りではない。

(21) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(22) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(24) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(25) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(26) 商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社の株式並びに子会社の株式又は持分の額

(27) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(28) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(29) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(30) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(31) 以下に掲げる金額

① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に對

②評価・換算差額等

③新株予約権

(21) 以下に掲げる金額

- ① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
- ② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(22) 1株あたりの純資産額（銭単位で記載すること。）

(23) 会社計算規則第186条第1項に規定する額（同号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）

(24) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(25) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象

(26) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。

7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。（記載上の注意）

応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現 金		支 払 備 金	
預 貯 金		責 任 準 備 金	

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現 金		支 払 備 金	
預 貯 金		責 任 準 備 金	

コーロローン
 買現先勘定
 債券貸借取引支払保証金
 買入金銭債権
 商品有価証券
 金銭の信託
 有価証券
 国債
 地方債
 社債
 株式
 外国証券
 その他の証券
 貸付金
 保険約款貸付
 一般貸付
 有形固定資産
 土地
 建物
 動産
 建設仮勘定
 無形固定資産
 ソフトウェア
 のれん
 その他の無形固定資産
 代理店貸
 再保険貸
 その他資産
 未収金
 前払費用
 未収収益
 預託金
 先物取引差入証拠金
 先物取引差金勘定
 保管有価証券
 金融派生商品
 繰延ヘッジ損失
 仮払金
 その他の資産

社員配当準備金
 代理店借
 再保険借
 短期社債
 社債
 その他負債
 売現先勘定
 債券貸借取引受入担保金
 借入金
 未払法人税等
 未払金
 未払費用
 前受収益
 預り金
 預り保証金
 先物取引受入証拠金
 先物取引差金勘定
 借入有価証券
 売付有価証券
 金融派生商品
 仮受金
 その他の負債
 退職給付引当金
 価格変動準備金
 金融先物取引責任準備金
 証券取引責任準備金
 繰延税金負債
 再評価に係る繰延税金負債
 負ののれん
 支払承諾
 負債の部 合計

 (純資産の部)
 基金
 基金払込金
 基金償却積立金
 再評価積立金
 基金償却積立金減少差益
 剰余金

コーロローン
 買現先勘定
 債券貸借取引支払保証金
 買入金銭債権
 商品有価証券
 金銭の信託
 有価証券
 国債
 地方債
 社債
 株式
 外国証券
 その他の証券
 貸付金
 保険約款貸付
 一般貸付
 不動産及び動産
 土地
 建物
 動産
 建設仮勘定
 代理店貸
 再保険貸
 その他資産
 未収金
 前払費用
 未収収益
 預託金
 先物取引差入証拠金
 先物取引差金勘定
 保管有価証券
 金融派生商品
 繰延ヘッジ損失
 仮払金
 その他の資産
 繰延税金資産
 再評価に係る繰延税金資
 産支払承諾見返
 貸倒引当金

△

社員配当準備金
 代理店借
 再保険借
 短期社債
 社債
 その他負債
 売現先勘定
 債券貸借取引受入担保金
 借入金
 未払法人税等
 未払金
 未払費用
 前受収益
 預り金
 預り保証金
 先物取引受入証拠金
 先物取引差金勘定
 借入有価証券
 売付有価証券
 金融派生商品
 繰延ヘッジ利益
 仮受金
 その他の負債
 退職給付引当金
 価格変動準備金
 金融先物取引責任準備金
 証券取引責任準備金
 繰延税金負債
 再評価に係る繰延税金負債
 支払承諾
 負債の部 合計

 (資本の部)
 基金
 基金払込金
 基金償却積立金
 再評価積立金
 基金償却積立金減少差益
 剰余金

繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	損失てん補準備金 その他剰余金 社員配当平衡積立金 〇〇積立金 当期末処分剰余金 基金等合計額 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

		損失てん補準備金 任意積立金 社員配当平衡積立金 ・ ・ ・ 当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失) 当期純剰余 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 資本の部 合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		社員配当準備金	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		その他負債	
商品有価証券		共同保険借	
金銭の信託		再保険借	
有価証券		外国再保険借	
国債		代理業務借	
地方債		売現先勘定	
社債		債券貸借取引受入担保金	
株式		借入金	
外国証券		未払法人税等	
その他の証券		預り金	
貸付金		前受収益	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		社員配当準備金	
買現先勘定		短期社債	
債券貸借取引支払保証金		社債	
買入金銭債権		その他負債	
商品有価証券		共同保険借	
金銭の信託		再保険借	
有価証券		外国再保険借	
国債		代理業務借	
地方債		売現先勘定	
社債		債券貸借取引受入担保金	
株式		借入金	
外国証券		未払法人税等	
その他の証券		預り金	
貸付金		前受収益	

保険約款貸付 一般貸付 <u>有形固定資産</u> 土地建物 建設仮勘定 <u>無形固定資産</u> ソフトウェア のれん <u>その他の無形固定資産</u> その他の資産 未収保険料 代理店貸 外国代理店貸 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 代理業務貸 未収金 未収収益 預託金 地震保険預託金 仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	未払金 仮受金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 その他の負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 <u>のれん</u> 支払承諾 負債の部合計	
		(純資産の部) 基金 基金払込金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 損失てん補準備金 <u>その他剰余金</u> 社員配当平衡積立金 <u>〇〇積立金</u> 当期末処分剰余金 基金等合計額 <u>その他有価証券評価差額金</u> 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 <u>純資産の部合計</u>	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

保険約款貸付 一般貸付 <u>不動産及び動産</u> 土地建物 建設仮勘定 その他の資産 未収保険料 代理店貸 外国代理店貸 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 代理業務貸 未収金 未収収益 預託金 地震保険預託金 仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	未払金 仮受金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ利益 その他の負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計	
		(資本の部) 基金 基金払込金 基金償却積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 損失てん補準備金 <u>任意積立金</u> 社員配当平衡積立金 ・ ・ ・ 当期末処分剰余金 <u>(又は当期末処理損失)</u> <u>当期純剰余</u> <u>(又は当期純損失)</u> 土地再評価差額金 <u>株式等評価差額金</u> 資本の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑧ 退職給付引当金の計上方法
- ⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ⑩ ヘッジ会計の方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)

(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、一括した引当金の金額)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(5) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(6) 不動産及び動産の減価償却の方法

(7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(8) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

(9) 退職給付引当金の計上方法

(10) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

(11) ヘッジ会計の方法

(12) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(13) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(14) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(15) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(16) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(17) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(18) 保険業法施行規則第24条の2第2項第1号に規定する金額がある場合は、その額

(19) 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産額

(20) 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りではない。

(21) 子会社に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(22) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な不動産及び動産

(23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(10) 取締役、監査役及び執行役（委員会設置会社等にあつては、取締役及び執行役）との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(11) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

② 繰延税金負債

(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。

(15) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(16) 親会社株式の金額

(17) 子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額

(18) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

① 申込期日経過後における新株式申込証拠金

② 評価・換算差額等

③ 新株予約権

(21) 以下に掲げる金額

① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金（以下「出再支払準備金」という。）の金額

② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(22) 会社計算規則第186条第1項に規定する額（同号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）

(23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象

(25) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対

(24) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

(25) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(26) 子会社の株式又は持分の額

(27) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(28) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(29) 貸借対照表上の純資産額から基金払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(30) 以下に掲げる金額

① 出再支払準備金の金額

② 出再責任準備金の金額

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類別の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

- 4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第5

年度 年 月 日から
年 月 日まで
損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険料等収入	
	保険料収入	
	再保険収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	預貯金利息	
	有価証券利息・配当金	
	貸付金利息	
	不動産賃貸料	
	その他利息配当金	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
有価証券償還益		
金融派生商品収益		
為替差益		
その他運用収益		

第5

年度 年 月 日から
年 月 日まで
損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険料等収入	
	保険料収入	
	再保険収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	預貯金利息	
	有価証券利息・配当金	
	貸付金利息	
	不動産賃貸料	
	その他利息配当金	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
有価証券償還益		
金融派生商品収益		
為替差益		
その他運用収益		

特別勘定資産運用益
その他経常収益
年金特約取扱受入金
保険金据置受入金
その他の経常収益

経常費用

保険金等支払金
保険金
年金給付金
解約返戻金
その他の返戻金
再保険料
責任準備金等繰入額
支払備金繰入額
責任準備金繰入額
契約者配当金積立利息繰入額
資産運用費用
支払利息
商品有価証券運用損
金銭の信託運用損
売買目的有価証券運用損
有価証券売却損
有価証券評価損
有価証券償還損
金融派生商品費用
為替差損
貸倒引当金繰入額
貸付金償却
貸用不動産等減価償却費用
その他運用費用
特別勘定資産運用損
事業費用
その他経常費用
保険金据置支払金
税減価償却金
退職給付引当金繰入額

特別勘定資産運用益
その他経常収益
年金特約取扱受入金
保険金据置受入金
その他の経常収益

経常費用

保険金等支払金
保険金
年金給付金
解約返戻金
その他の返戻金
再保険料
責任準備金等繰入額
支払備金繰入額
責任準備金繰入額
契約者配当金積立利息繰入額
資産運用費用
支払利息
商品有価証券運用損
金銭の信託運用損
売買目的有価証券運用損
有価証券売却損
有価証券評価損
有価証券償還損
金融派生商品費用
為替差損
貸倒引当金繰入額
貸付金償却
貸用不動産等減価償却費用
その他運用費用
特別勘定資産運用損
事業費用
その他経常費用
保険金据置支払金
税減価償却金
退職給付引当金繰入額

	その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 固定資産等処分損失 減損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益 保険引受収益 正味収入 収入積立 積立保険料等運用益	
	保険料 保険料 保険料 等運用益	

	その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 不動産動産等処分損失 減損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
	前期繰越利益（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益 保険引受収益 正味収入 収入積立 積立保険料等運用益	
	保険料 保険料 保険料 等運用益	

損益の部	為その他保引受収益 資産運引用収益 利息及び配当金収 商品有価証券運用 金銭の信託運用 売買目的有価証券 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収 為その他運用収 積立保険料等運用 その他の経常収 年金特約取扱受入 保険金据置受入 その他の経常収
損益の部	為その他保引受収益 資産運引用収益 利息及び配当金収 商品有価証券運用 金銭の信託運用 売買目的有価証券 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収 為その他運用収 積立保険料等運用 その他の経常収 年金特約取扱受入 保険金据置受入 その他の経常収

経常費用	保引受費用 正味支払保険金 損害手数料及び集 諸手数料及戻戻 満期返戻戻 契約者配当 支払備金繰入 責任準備金繰入 為替差損 その他保引受費用 資産運用費用 商品有価証券運用 金銭の信託運用 売買目的有価証券 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費 為替差損 その他の運用費用
経常費用	保引受費用 正味支払保険金 損害手数料及び集 諸手数料及戻戻 満期返戻戻 契約者配当 支払備金繰入 責任準備金繰入 為替差損 その他保引受費用 資産運用費用 商品有価証券運用 金銭の信託運用 売買目的有価証券 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費 為替差損 その他の運用費用

損益の部	為その他保引受収益 資産運引用収益 利息及び配当金収 商品有価証券運用 金銭の信託運用 売買目的有価証券 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収 為その他運用収 積立保険料等運用 その他の経常収 年金特約取扱受入 保険金据置受入 その他の経常収
損益の部	為その他保引受収益 資産運引用収益 利息及び配当金収 商品有価証券運用 金銭の信託運用 売買目的有価証券 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収 為その他運用収 積立保険料等運用 その他の経常収 年金特約取扱受入 保険金据置受入 その他の経常収

経常費用	保引受費用 正味支払保険金 損害手数料及び集 諸手数料及戻戻 満期返戻戻 契約者配当 支払備金繰入 責任準備金繰入 為替差損 その他保引受費用 資産運用費用 商品有価証券運用 金銭の信託運用 売買目的有価証券 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費 為替差損 その他の運用費用
経常費用	保引受費用 正味支払保険金 損害手数料及び集 諸手数料及戻戻 満期返戻戻 契約者配当 支払備金繰入 責任準備金繰入 為替差損 その他保引受費用 資産運用費用 商品有価証券運用 金銭の信託運用 売買目的有価証券 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費 為替差損 その他の運用費用

	営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別利益	特別利益 <u>固定資産</u> 処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失	特別損失 <u>固定資産</u> 処分損失 減損損失 の価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
の部		
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	経常収益	

	営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別利益	特別利益 <u>不動産動産</u> 処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失	特別損失 <u>不動産動産</u> 処分損失 減損損失 の価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
の部		
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
	<u>前期繰越利益（又は前期繰越損失）</u> ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 <u>利益準備金取崩額</u> 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	経常収益	

常 損 益 の 部
 保 險 料 等 収 入
 保 險 収 入
 再 保 險 収 入
 資 産 運 用 収 益
 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入
 預 貯 金 利 息
 有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金
 貸 付 金 利 息
 不 動 産 賃 貸 料
 そ の 他 利 息 配 当 金
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 金 銭 の 信 託 運 用 益
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益
 有 価 証 券 売 却 益
 有 価 証 券 償 還 益
 金 融 派 生 商 品 収 益
 為 替 差 益
 そ の 他 運 用 収 益
 特 別 勘 定 資 産 運 用 益
 そ の 他 経 常 収 益
 年 金 特 約 取 扱 受 入 金
 保 險 金 据 置 受 入 金
 そ の 他 の 経 常 収 益

経 常 費 用

保 險 金 等 支 払 金
 保 險 金
 年 給 付 金
 解 約 返 戻 金
 そ の 他 返 戻 金
 再 保 險 料
 責 任 準 備 金 等 繰 入 額
 支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額
 資 産 運 用 費 用
 支 払 利 息
 商 品 有 価 証 券 運 用 損

常 損 益 の 部
 保 險 料 等 収 入
 保 險 収 入
 再 保 險 収 入
 資 産 運 用 収 益
 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入
 預 貯 金 利 息
 有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金
 貸 付 金 利 息
 不 動 産 賃 貸 料
 そ の 他 利 息 配 当 金
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 金 銭 の 信 託 運 用 益
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益
 有 価 証 券 売 却 益
 有 価 証 券 償 還 益
 金 融 派 生 商 品 収 益
 為 替 差 益
 そ の 他 運 用 収 益
 特 別 勘 定 資 産 運 用 益
 そ の 他 経 常 収 益
 年 金 特 約 取 扱 受 入 金
 保 險 金 据 置 受 入 金
 そ の 他 の 経 常 収 益

経 常 費 用

保 險 金 等 支 払 金
 保 險 金
 年 給 付 金
 解 約 返 戻 金
 そ の 他 返 戻 金
 再 保 險 料
 責 任 準 備 金 等 繰 入 額
 支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額
 資 産 運 用 費 用
 支 払 利 息
 商 品 有 価 証 券 運 用 損

金 銭 の 信 託 運 用 損
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損
 有 価 証 券 売 却 損
 有 価 証 券 評 価 損
 有 価 証 券 償 還 損
 金 融 派 生 商 品 費 用
 為 替 差 損
 貸 倒 引 当 金 繰 入 額
 貸 付 金 償 却
 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 用
 そ の 他 運 用 費 用
 特 別 勘 定 資 産 運 用 損
 事 業 費 用
 そ の 他 経 常 費 用
 保 険 金 据 置 支 払 金
 税 金 費 用
 減 価 償 却 費 用
 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額
 そ の 他 の 経 常 費 用

経常利益（又は経常損失）

特 別 利 益
 固 定 資 産 等 処 分 益
 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益
 そ の 他 特 別 利 益

特 別 損 失
 固 定 資 産 等 処 分 損 失
 減 損 損 失
 の 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額
 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
 部 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
 不 動 産 圧 縮 損 失
 そ の 他 特 別 損 失

税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失）
 法 人 税 及 び 住 民 税
 法 人 税 等 調 整 額

金 銭 の 信 託 運 用 損
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損
 有 価 証 券 売 却 損
 有 価 証 券 評 価 損
 有 価 証 券 償 還 損
 金 融 派 生 商 品 費 用
 為 替 差 損
 貸 倒 引 当 金 繰 入 額
 貸 付 金 償 却
 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 用
 そ の 他 運 用 費 用
 特 別 勘 定 資 産 運 用 損
 事 業 費 用
 そ の 他 経 常 費 用
 保 険 金 据 置 支 払 金
 税 金 費 用
 減 価 償 却 費 用
 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額
 そ の 他 の 経 常 費 用

経常利益（又は経常損失）

特 別 利 益
 不 動 産 動 産 等 処 分 益
 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益
 そ の 他 特 別 利 益

特 別 損 失
 不 動 産 動 産 等 処 分 損 失
 減 損 損 失
 の 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額
 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
 部 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
 不 動 産 圧 縮 損 失
 そ の 他 特 別 損 失

税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失）
 法 人 税 及 び 住 民 税
 法 人 税 等 調 整 額

当期純剰余（又は当期純損失）

当期純剰余（又は当期純損失）

前期繰越剰余金（又は前期繰越損失）

・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額

当期末処分剰余金（又は当期末処理損失）

（損害保険相互会社）

（単位：百万円）

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険引受収益	
	正味収入保険料	
	収入積立保険料	
	積立保険料等運用益	
	為替差益	
	その他保険引受収益	
	資産運用収益	
	利息及び配当金収入	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
	金融派生商品収益	
	為替差益	
	その他運用収益	
積立保険料等運用益		
その他経常収益		
社員配当準備金戻入額		
その他の経常収益		
経常費用		
保険引受費用		
正味支払保険金		
損害調査費		
諸手数料及び集金費		
満期返戻金		

（損害保険相互会社）

（単位：百万円）

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険引受収益	
	正味収入保険料	
	収入積立保険料	
	積立保険料等運用益	
	為替差益	
	その他保険引受収益	
	資産運用収益	
	利息及び配当金収入	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
	金融派生商品収益	
	為替差益	
	その他運用収益	
積立保険料等運用益		
その他経常収益		
社員配当準備金戻入額		
その他の経常収益		
経常費用		
保険引受費用		
正味支払保険金		
損害調査費		
諸手数料及び集金費		
満期返戻金		

	支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 為 替 差 損 そ の 他 保 険 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 商 品 有 価 商 品 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 用 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 社 員 配 当 金 そ の 他 の 経 常 費 用	
	経常利益（又は経常損失）	
特	特 別 利 益	
別	固 定 資 産 処 分 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
損		
益	特 別 損 失	
の	固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
部		
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失）	

	支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 為 替 差 損 そ の 他 保 険 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 商 品 有 価 商 品 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 用 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 社 員 配 当 金 そ の 他 の 経 常 費 用	
	経常利益（又は経常損失）	
特	特 別 利 益	
別	不 動 産 動 産 処 分 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
損		
益	特 別 損 失	
の	不 動 産 動 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
部		
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失）	

法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）

法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失）
---------------------------------------	--

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
 - (3) 子会社等との営業取引における取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
 - (4) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
 - (5) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。）
 - ① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
 - ② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
 - ③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
 - ④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
 - ⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
 - ⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
 - (6) 商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額
 - (7) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額
 - (8) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額（銭単位で記載すること。）
 - (9) その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げるある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - (3) 子会社との取引高の総額
 - (4) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
 - (5) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。）
 - ① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
 - ② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
 - ③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
 - ④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
 - ⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
 - ⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
 - (6) 商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額
 - (7) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額
 - (8) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額（銭単位で記載すること。）
 - (9) その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げるある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

年 月 日から
 年度 キャッシュ・フロー計算書
 年 月 日まで

(生命保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の解約返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	

年 月 日から
 年度 キャッシュ・フロー計算書
 年 月 日まで

(生命保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の解約返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	

貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益（損失） 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失	

貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益（損失） 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失	

<p> 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 固定資産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 <div style="text-align: center;">小 計</div> 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー </p>		<p> 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 <div style="text-align: center;">小 計</div> 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー </p>	
<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 </p>		<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 </p>	

有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) () <u>有形固定資産</u> の取得による支出 <u>有形固定資産</u> の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入	

有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) () <u>不動産及び動産</u> の取得による支出 <u>不動産及び動産</u> の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入	

<p>保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出</p>	

株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期末首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期末首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
固定資産関係損益	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額	

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
不動産動産関係損益	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額	

<p>その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I+II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I+II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険相互会社―直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険相互会社―直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①)	()
有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命相互株式会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純剰余 (損失)	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①)	()
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命相互株式会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純剰余 (損失)	

<p> 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 社員配当準備金積立利息繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 固定資産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 <div style="text-align: center;">小 計</div> 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー </p>		<p> 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 社員配当準備金積立利息繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 <div style="text-align: center;">小 計</div> 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー </p>	
<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 </p>		<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 </p>	

金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) ()	
有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	

金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) ()	
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	

<p>保険料の収入 積立保険料の収入 保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: right;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額</p>		<p>保険料の収入 積立保険料の収入 保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: right;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: right;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: right;">()</p>	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: right;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: right;">()</p>
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入</p>	

社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
固定資産関係損益	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）	

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
不動産動産関係損益	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）	

<p>の増加額 その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>の増加額 その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他</p>	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

改正後

(「第10 基金の償却に関する書面」へ)

(「第11 基金利息の支払に関する書面」へ)

第7

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 剰余金処分に関する書面

(相互会社)

(単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
社 員 配 当 平 衡 積 立 金 取 崩 額	
・ ・ ・ ・ ・	
計	

現行

第7

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 基金の償却に関する書面

(単位：千円)

抛出年月日	償却前基金	償却額	償却後基金
計			

第8

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 基金利息の支払に関する書面

(単位：千円)

基金抛出者名	基金抛出額	支払利率	基金利息額
		%	
その他(名)			
計			

(記載上の注意)

基金抛出額の多い順序に従い20名を記載すること。

第9

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 利益処分に関する書面

(相互会社)

(単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
社 員 配 当 平 衡 積 立 金 取 崩 額	
・ ・ ・ ・ ・	
計	

剰	余	金	処	分	額
社	員	配	当	準	備
差	引	純	剰	余	金
損	失	て	ん	補	準
基	金	償	却	積	立
基	金		利	息	金
役	員	賞	与	金	
・	・	・	・	・	・
任	意	積	立	金	
・	・	・	・	・	・
次	期	繰	越	剰	余
				金	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 基金償却積立金は、決算期に基金を償却する場合に記載することとし、期中に基金を償却する場合には、この限りでない。

第8

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 損失処理に関する書面

(相互会社)

(単位：千円)

科	目	金	額
当	期	未	処
損	失	処	理
任	意	積	立
・	・	・	・
損	失	て	ん
基	金	償	却
次	期	繰	越
			損
			失

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

剰	余	金	処	分	額
社	員	配	当	準	備
差	引	純	剰	余	金
損	失	て	ん	補	準
基	金	償	却	積	立
基	金		利	息	金
役	員	賞	与	金	
・	・	・	・	・	・
任	意	積	立	金	
・	・	・	・	・	・
次	期	繰	越	剰	余
				金	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。
- 4 相互会社にあつては、「利益処分に関する書面」を「剰余金処分に関する書面」に改めて記載すること。
- 5 基金償却積立金は、決算期に基金を償却する場合に記載することとし、期中に基金を償却する場合には、この限りでない。

第10

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 損失処理に関する書面

(相互会社)

(単位：千円)

科	目	金	額
当	期	未	処
損	失	処	理
任	意	積	立
・	・	・	・
損	失	て	ん
基	金	償	却
次	期	繰	越
			損
			失

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設ける

こと。

3 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次
期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。

改正後	現行
-----	----

第9 株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備 金	利益剰余金		自己資本	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金			評価・換 算差額等 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計		繰越利益剰 余	剰余金 合計								
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当事業年度変動額															
新株の発行	×××								×××					×××	
剰余金の配当					×××	×××	×××	×××	×××					×××	
当期純利益									×××					×××	
自己株式の処分	×××	×××					×××	×××	×××					×××	
.....															
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額 (純額)										×××	×××	×××	×××	×××	
当事業年度変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

(記載上の注意)

- 1 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 株主資本以外の項目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他資本準備金、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 以下の項目につき注記すること。ただし、連結財務諸表を作成する保険会社は、以下の事項は省略することができる。
 - 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行保険会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する保険会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
 - 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行保険会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
 - 当該事業年度に行った剰余金の配当に関する事項
 - 当該事業年度中の末日後に行う剰余金の配当（当該事業年度に係る定時株主総会の締結後に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。）に関する事項
 - 当該事業年度の末日における保険会社が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

現行	改正後
----	-----

第9 基金等変動計算書

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	剰余金				基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計	
					損失てん 補準備金	その他剰余金		剰余金合計						
						社員配当平 衡積立金	積立金							
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度変動額														
基金の募集	×××									×××				×××
剰余金処分					×××	×××	×××	×××	×××	×××				×××
当期純剰余								×××		×××				×××
基金の償還	×××	×××					×××		×××	×××				×××
.....														
基金等以外の項目の当 事業年度変動額（純額）											×××	×××	×××	×××
当事業年度変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- 1 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 基金等以外の項目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 剰余金処分欄には、前事業年度の「剰余金処分に関する書面」の剰余金処分別のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後

現行

第10

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 基金の償却に関する書面

(単位：千円)

拠出年月日	償却前基金	償却額	償却後基金
計			

第11

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 基金利息の支払に関する書面

(単位：千円)

基金拠出者名	基金拠出額	支払利率	基金利息額
		%	
その他(名)			
計			

(記載上の注意)

基金拠出額の多い順序に従い20名を記載すること。

第12

年度(年 月 日現在)有価証券等に関する書面

1 売買目的有価証券

(単位：百万円)

区分	当期末残高	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券		

(記載上の注意)

売買目的有価証券及び譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)

(「第7 基金の償却に関する書面」より)

(「第8 基金利息の支払に関する書面」より)

第11

年度(年 月 日現在)有価証券等に関する書面

1 売買目的有価証券

(単位：百万円)

区分	当期末残高	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券		

(記載上の注意)

売買目的有価証券及び譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)

2 売買目的以外の有価証券等

(単位：百万円)

区 分	帳簿価額	時価	評 価 差 額	
			うち差益	うち差損
満期保有目的の債券				
責任準備金対応債券				
子会社・関連会社株式				
その他の有価証券				
公 社 債				
株 式				
外 国 証 券				
公 社 債				
株 式				
その他の外国証券				
その他の証券				
計				

(記載上の注意)

- 1 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で保有する譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち、時価のあるものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)
- 2 責任準備金対応債券については、リスクの管理方針の概要等を記載すること。
- 3 子会社・関連会社株式には、保険業法第110条第2項に規定する子会社等に係るものを記載すること。

第13

年度(年 月 日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第130条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第130条第2号に掲げる額をいう。

2 売買目的以外の有価証券等

(単位：百万円)

区 分	帳簿価額	時価	評 価 差 額	
			うち差益	うち差損
満期保有目的の債券				
責任準備金対応債券				
子会社・関連会社株式				
その他の有価証券				
公 社 債				
株 式				
外 国 証 券				
公 社 債				
株 式				
その他の外国証券				
その他の証券				
計				

(記載上の注意)

- 1 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で保有する譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち、時価のあるものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)
- 2 責任準備金対応債券については、リスクの管理方針の概要等を記載すること。
- 3 子会社・関連会社株式には、保険業法第110条第2項に規定する子会社等に係るものを記載すること。

第12

年度(年 月 日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第130条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第130条第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$$

%

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$$

%

改正後	現行
別紙様式第12号の2 (第16条、第32条、第59条関係)	別紙様式第12号の2 (第16条、第32条、第59条関係)
(平17内府令68)	(平17内府令68)
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)
年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 業務報告書	年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 業務報告書
年 月 日	年 月 日
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
住所 会社名 代表取締役 氏名 印	住所 会社名 代表取締役 氏名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次	目 次
第1 事業報告	第1 営業報告書
1 保険会社の現況に関する事項	1 営業の経過及び成果
(1) 事業の経過及び成果等	2 営業成績及び財産の状況の推移
(2) 財産及び損益の状況	3 支店等及び代理店の状況
(3) 支店等及び代理店の状況	4 従業員等の状況
(4) 使用人の状況	5 株式の状況
(5) 主要な借入先の状況	6 大株主
(6) 資金調達状況	7 自己株式の取得、処分及び保有
(7) 設備投資の状況	8 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)
(8) 重要な親会社及び子会社等の状況	9 親会社及び子会社等
(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況	10 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)に対する報酬その他の職務遂行の対価
(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項	11 新株予約権の状況
2 会社役員に関する事項	12 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実
(1) 会社役員の状況	13 監査委員会の職務遂行のために必要な事項
(2) 会社役員に対する報酬等	14 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針
3 社外役員に関する事項	15 会計監査人に対する報酬等
(1) 社外役員の兼任その他の状況	

<p>(2) <u>社外役員の主な活動状況</u></p> <p>(3) <u>責任限定契約</u></p> <p>(4) <u>社外役員に対する報酬等</u></p> <p>(5) <u>社外役員の意見</u></p> <p>4 <u>株式に関する事項</u></p> <p>(1) <u>株式数</u></p> <p>(2) <u>当年度末株主数</u></p> <p>(3) <u>大株主</u></p> <p>5 <u>新株予約権等に関する事項</u></p> <p>(1) <u>事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</u></p> <p>(2) <u>事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等</u></p> <p>6 <u>会計監査人に関する事項</u></p> <p>(1) <u>会計監査人の状況</u></p> <p>(2) <u>会計監査人に関するその他の事項</u></p> <p>7 <u>財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針</u></p> <p>8 <u>業務の適正を確保する体制</u></p> <p>9 <u>会計参与に関する事項</u></p> <p>10 <u>その他</u></p> <p>第2 <u>附属明細書</u></p> <p>1 <u>計算書類に関する事項</u></p> <p>(1) <u>商品有価証券</u></p> <p>(2) <u>特定取引有価証券</u></p> <p>(3) <u>有価証券</u></p> <p>(4) <u>貸付金</u></p> <p>(5) <u>有形固定資産及び無形固定資産</u></p> <p>(6) <u>保険契約準備金</u></p> <p>(7) <u>引当金</u></p> <p>(8) <u>事業費の明細</u></p> <p>(9) <u>特別勘定の資産及び負債</u></p> <p>(10) <u>その他重要な事項</u></p> <p>2 <u>事業報告に関する事項</u></p> <p>(1) <u>会社役員の兼務の状況</u></p> <p>(2) <u>当社と会社役員（又は支配株主）との利益が相反する取引</u></p> <p>(3) <u>その他重要な事項</u></p>	<p>16 <u>その他会社の状況に関する重要な事項</u></p> <p>第2 <u>附属明細書</u></p> <p>1 <u>資本の増減</u></p> <p>2 <u>商品有価証券</u></p> <p>3 <u>特定取引有価証券</u></p> <p>4 <u>有価証券</u></p> <p>5 <u>貸付金</u></p> <p>6 <u>不動産及び動産</u></p> <p>7 <u>リース契約により使用する不動産及び動産</u></p> <p>8 <u>資産につき設定している担保権</u></p> <p>9 <u>保険契約準備金</u></p> <p>10 <u>引当金</u></p> <p>11 <u>担保として取得している自己株式</u></p> <p>12 <u>子会社等が有する当社の株式数</u></p> <p>13 <u>子会社等に対する出資</u></p> <p>14 <u>子会社との取引</u></p> <p>15 <u>子会社に対する金銭債権及び金銭債務</u></p> <p>16 <u>支配株主に対する金銭債権及び金銭債務</u></p> <p>17 <u>取締役、監査役及び支配株主等（委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役及び支配株主等）との間の取引</u></p> <p>18 <u>取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価</u></p>
---	---

<p>第3 株主総会に関する事項等</p> <p>1 株主総会に関する事項</p> <p>2 契約者配当又は剰余金の分配に関する事項</p> <p>3 その他参考となるべき事項</p> <p>第4 貸借対照表</p> <p>第5 損益計算書</p> <p>第6 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第7 剰余金処分に関する書面</p> <p>第8 損失処理に関する書面</p> <p>第9 株主資本等変動計算書等</p> <p>第10 基金の償却に関する書面</p> <p>第11 基金利息の支払に関する書面</p> <p>第12 有価証券等に関する書面</p> <p>1 売買目的有価証券</p> <p>2 売買目的以外の有価証券等</p> <p>第13 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社及び委員会設置相互会社(以下「委員会設置会社等」という。)にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 相互会社が業務報告書を作成する場合には、この様式中「株式に関する事項」を「基金に関する事項」に、「大株主」を「基金抛出处」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に、「株主総会」を「社員総会又は総代会」に改めて記載すること。</p> <p>3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>___ <u>子会社</u> 保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。</p> <p>___ <u>子会社等</u> 保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。</p> <p>___ <u>子法人等</u> 保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。</p> <p>___ <u>関連法人等</u> 保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。</p> <p>4 会社の<u>事業</u>の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する<u>連結計算書類</u>を作成している会社である場合に</p>	<p>19 <u>取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役)の兼務</u></p> <p>20 <u>事業費の明細</u></p> <p>21 <u>特別勘定の資産及び負債</u></p> <p>22 <u>会計方針の変更理由</u></p> <p>24 <u>その他重要事項</u></p> <p>第3 株主総会に関する事項等</p> <p>1 株主総会に関する事項</p> <p>2 契約者配当又は剰余金の分配に関する事項</p> <p>3 その他参考となるべき事項</p> <p>第4 貸借対照表</p> <p>第5 損益計算書</p> <p>第6 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第7 基金の償却に関する書面</p> <p>第8 基金利息の支払に関する書面</p> <p>第9 利益処分に関する書面</p> <p>第10 損失処理に関する書面</p> <p>第11 有価証券等に関する書面</p> <p>1 売買目的有価証券</p> <p>2 売買目的以外の有価証券等</p> <p>第12 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社(以下「委員会等設置会社等」という。)にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 相互会社が業務報告書を作成する場合には、この様式中「<u>営業報告書</u>」を「<u>事業報告書</u>」に、「<u>営業</u>」を「<u>事業</u>」に、「<u>営業成績</u>」を「<u>事業成績</u>」に、「<u>株式の状況</u>」を「<u>基金の状況</u>」に、「<u>大株主</u>」を「<u>基金抛出处</u>」に、「<u>親会社及び子会社等</u>」を「<u>子会社等</u>」に、「<u>取締役、監査役及び支配株主等(委員会等設置会社等にあっては、取締役、執行役及び支配株主等)との間の取引</u>」を「<u>取締役及び監査役等(委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役)との間の取引</u>」に、「<u>株主総会</u>」を「<u>社員総会又は総代会</u>」に、「<u>利益処分</u>」を「<u>剰余金処分</u>」に改めて記載すること。</p> <p>3 会社の<u>営業</u>の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>4 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する<u>連結計算書類作成会社</u>である場合には、この様式第</p>
--	---

は、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 保険会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該保険会社及び保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2) 財産及び損益の状況」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

(削除)

第1

年度 (年 月 日から) 事業報告
 (年 月 日まで)

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

- 1 保険会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに保険会社のその事業年度における事業の経過及び成果を記載すること。
- 2 保険会社が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果（複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別）対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- 4 生命保険会社においては、保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移、責任準備金の状況及び推移を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況の推移

[保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

区 分		年度	年度	年度	年度(当期)
		億円	億円	億円	億円
年	個人保険				
度					
末	個人年金保険				

1中に定める記載事項のうち「1 営業の経過及び成果」、「2 営業成績及び財産の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 従業員等の状況」及び「12決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実」については、これらの全てを企業集団（当該保険会社及び保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 営業成績及び財産の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

5 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の営業の経過及び成果」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における営業（相互会社にあつては、事業）の経過及び成果（複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別）対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

第1

年度 (年 月 日から) 営業報告書
 (年 月 日まで)

1 営業の経過及び成果

(記載上の注意)

次に掲げる事項についても記載すること。

- 1 保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移（生命保険会社）
- 2 資産運用の状況
- 3 責任準備金の状況及び推移（生命保険会社）
- 4 会社が対処すべき課題

2 営業成績及び財産の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合]

(生命保険会社)

区 分		年度	年度	年度	年度(当期)
		億円	億円	億円	億円
年	個人保険				
度					
末	個人年金保険				

契 約 高	団 体 保 険 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険				
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 険 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」は記載を要しない。
- 2 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(損害保険会社)

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正 味 収 入 保 険 料 (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (そ の 他) 利 息 及 び 配 当 収 入 保 険 引 受 利 益 (又 は 保 険 引 受 損 失) 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 正 味 損 害 率 正 味 事 業 費 率				

契 約 高	団 体 保 険 年 金 保 険 そ の 他 の 保 険				
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 保 険 金 等 支 払 金 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」は記載を要しない。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(損害保険会社)

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正 味 収 入 保 険 料 (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (・ ・ ・ ・ 保 険) (そ の 他) 利 息 及 び 配 当 収 入 保 険 引 受 利 益 (又 は 保 険 引 受 損 失) 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 正 味 損 害 率 正 味 事 業 費 率				

運用資産 総資産				
1株当たり当期純利益 (又は当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。なお、特定取引資産とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びその他の特定取引資産をいう。
- 4 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

[企業集団の状況について記載する場合]

(生命保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連結経常収益				
連結経常利益				
連結当期純利益				
連結純資産額				
連結総資産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び保険会社の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結当期純利益」を「連結当期純剰余」に改めて記載すること。
- 3 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 6 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正

運用資産 総資産				
1株当たり当期純利益 (又は当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。なお、特定取引資産とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びその他の特定取引資産をいう。
- 4 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(生命保険会社の企業集団)

イ 連結営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連結経常収益				
連結経常利益				
連結当期純利益				
連結純資産額				
連結総資産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「2 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結当期純利益」を「連結当期純剰余」に改めて記載すること。
- 3 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)の推移についての説明その他の事項を記載すること。

後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

□ 保険会社の財産及び損益の状況

区 分		年度	年度	年度	年度(当期)
		億円	億円	億円	億円
年	個人保険				
度	個人年金保険				
末	団体保険				
契	団体年金保険				
約	その他の保険				
高					
		百万円	百万円	百万円	百万円
保険料等収入					
資産運用収益					
保険金等支払金					
経常利益(又は経常損失)					
契約者配当準備金繰入額					
当期純利益(又は当期純損失)					
総 資 産					

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」は記載を要しない。
- 2 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(損害保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		年度	年度	年度	年度(当期)
		百万円	百万円	百万円	百万円
連	結 経 常 収 益				
連	結 経 常 利 益				
連	結 当 期 純 利 益				
連	結 純 資 産 額				
連	結 総 資 産				

(記載上の注意)

□ 単体営業成績及び財産の状況の推移

区 分		年度	年度	年度	年度(当期)
		億円	億円	億円	億円
年	個人保険				
度	個人年金保険				
末	団体保険				
契	団体年金保険				
約	その他の保険				
高					
		百万円	百万円	百万円	百万円
保険料等収入					
資産運用収益					
保険金等支払金					
経常利益(又は経常損失)					
契約者配当準備金繰入額					
当期純利益(又は当期純損失)					
総 資 産					

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」は記載を要しない。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、営業成績(相互会社にあつては、事業成績)及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(損害保険会社の企業集団)

イ 連結営業成績及び財産の状況の推移

区 分		年度	年度	年度	年度(当期)
		百万円	百万円	百万円	百万円
連	結 経 常 収 益				
連	結 経 常 利 益				
連	結 当 期 純 利 益				
連	結 純 資 産 額				
連	結 総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結当期純利益」を「連結当期純剰余」に改めて記載すること。
- 3 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 6 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

□ 保険会社の財産及び損益の状況

区 分	年度	年度	年度	年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料 （ ・ ・ ・ 保 険 ） （ そ の 他 ）				
利息及び配当収入 保険引受利益（又は保険引受損失） 経常利益（又は経常損失） 当期純利益（又は当期純損失） 正味損害率 正味事業費率				
運用資産 総資産				
1株当たり当期純利益 （又は当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

（記載上の注意）

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。

- 1 表題を「2 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「連結当期純利益」を「連結当期純剰余」に改めて記載すること。
- 3 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、営業成績（相互会社にあつては、事業成績）の推移についての説明その他の事項を記載すること。

□ 単体営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料 （ ・ ・ ・ 保 険 ） （ そ の 他 ）				
利息及び配当収入 保険引受利益（又は保険引受損失） 経常利益（又は経常損失） 当期純利益（又は当期純損失） 正味損害率 正味事業比率				
運用資産 総資産				
1株当たり当期純利益 （又は当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

（記載上の注意）

- 1 相互会社にあつては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、営業成績（相互会社にあつては、事業成績）及び財産状況の推移についての説明その他の事項を

6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

7 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(3) 支店等及び代理店の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当期増減()
支 店	店	店	店
営 業 所			
海 外 支 店			
海 外 駐 在 員 事 務 所			
計			
代 理 店			
海 外 代 理 店			
計			

(記載上の注意)

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 表題を「(3) 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、保険会社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な事務所については記載を要しない。

(4) 使用人の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当 期 増減()	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

記載すること。

3 支店等及び代理店の状況 [保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当期増減()
支 店	店	店	店
営 業 所			
海 外 支 店			
海 外 駐 在 員 事 務 所			
計			
代 理 店			
海 外 代 理 店			
計			

(記載上の注意)

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

(記載上の注意)

- 1 表題を「3 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 2 適宜、保険会社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載すること。

4 従業員等の状況 [保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当期末	当 期 増減()	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

(記載上の注意)

- 1 生命保険会社にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 損害保険会社にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

【企業集団の状況について記載する場合】

部門名	前期末	当期末	当期増減()
	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 表題を「(4)企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、保険会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(「4 株式に関する事項」へ)

(「4 株式に関する事項」へ)

(削除)

(記載上の注意)

- 1 生命保険会社にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 損害保険会社にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

【企業集団の状況について記載する場合】

部門名	前期末	当期末	当期増減()
	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 表題を「4 企業集団の従業員等の状況」とすること。
- 2 適宜、保険会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従業員数を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

5 株式の状況

発行する株式の総数	千株
発行済株式の総数	千株
株主数	名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、「発行済株式の総数(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「株主数(単位名)」を「基金拠出者数(単位名)」に改めて記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

6 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
	千株	%	千株	%

(記載上の注意)

- 1 持株数(相互会社にあつては、基金拠出額)の多い順序に従い10名を記載すること。
- 2 相互会社にあつては、「株主名」を「基金拠出者名」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、「当社への出資状況欄の持株数(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に、「当社の大株主への出資状況」を「当社の基金拠出者への出資状況」に改めて記載すること。

7 自己株式の取得、処分及び保有

(記載上の注意)

次の事項を記載すること。

- 1 事業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額

(5) 主要な借入先の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

借入先	借入金残高
	百万円

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額を記載すること。
- 2 借入金が、保険会社の資金調達において重要ではない場合には、記載を要しない。

[企業集団の状況について記載する場合]

部門名	借入先	借入金残高
		百万円

- 1 表題を「(5) 企業集団の主要な借入先の状況」とすること。
- 2 事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。
- 3 借入金が、企業集団の資金調達において重要ではない場合には、記載を要しない。

(6) 資金調達の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 当該事業年中に実施した増資、基金の再募集、社債発行、重要な借入等の資金調達について、その内容および金額を記載すること。また、増資を実施した場合には1株当たり発行価額を記載する。なお、コミットメントライン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

- 1 表題を「(6) 企業集団の資金調達の状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した増資、社債発行、重要な借入等の資金調達について、その内容および金額を記載する。また、増資を実施した場合には1株当たり発行価額を記載する。なお、コミットメントライン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載する。

2 事業年度中に特定の者から買い受けた自己株式(商法第204条ノ3ノ2第1項(同法第204条ノ5第1項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。)についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号

3 事業年度中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式(同項第1号の子会社から買い受けたものを除く。)については同法第211条ノ3第4項の規定により定時総会に報告しなければならない事項

4 事業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額

5 事業年度中に株式失効の процедуруした自己株式についてはその種類及び数

6 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

(新設)

(新設)

3 事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載すること。

(7) 設備投資の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	
---------	--

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 2 主要な業務区分別（区分することが困難である場合を除く。）に、記載すること。

ロ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 2 主要な業務区分別（区分することが困難である場合を除く。）に、記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 表題を「(7) 企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 3 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 3 事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載すること。

(「2 会社役員」へ)

(新 設)

8 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
会 長		
社 長		
副 社 長		
専 務 取 締 役		
常 務 取 締 役		
取 締 役		
執 行 役		
監 査 役		
()		年 月 日 退任

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	親会社が有 する当社の 議決権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有す る会社等の 議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 親会社及び子会社、子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

(記載上の注意)

次に掲げる事項についての状況につき、重要なものを記載すること。

- 1 重要な事業譲渡
- 2 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

(記載上の注意)

(記載上の注意)

- 1 代表権のある者については、その旨を役職目欄に記載すること。
- 2 事業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

9 親会社及び子会社等

(1) 親会社の状況

会社名	所在地	資 本 金	当社に対する議決権割合	主要な事業内容
		百万円	%	

(記載上の注意)

商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社について記載すること。

(2) 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当 社 の 議決権割合	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は同令第2条の3第3項に規定する関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

(新 設)

(新 設)

- 1 その他の保険会社の現況に関する事業な事項を記載すること。
- 2 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(10) 企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他の企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員（の状況） (年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他

(記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの者であって、当該事業年度の末日までに退任した会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること。
- 2 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。）についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第345条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の意見があったときは、その意見の内容、及び同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）、及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨「その他」欄に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。

(2) 会社役員に対する報酬等 (単位：百万円)

区分	報酬等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役		
会計参与		
監査役		
執行役		
計		

(記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 2 会社役員の一部又は全部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあっては、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員報酬等の総額を記載すること。

(「8 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）」より)

10 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位：百万円)

区分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役		
監査役		

(記載上の注意)

- 1 本表は、商法第266条第12項（同条第18項において読み替えて適用するこの規定を同法第280条第1項において準用する場合並びに商法特例法第21条の17第4項及び第6項において準用する場合を含む。）又は商法第266条第19項（商法特例法第21条の17第5項において準用する場合を含む。）の定款の定めをした会社が記載する。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に

- 3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 4 「報酬等」には、会社役員（社外役員を除く。）が当該保険会社の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
- 5 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 6 当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、委員会設置会社等以外の会社にあつては、記載を要しない。
- 7 委員会設置会社等にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況

(記載上の注意)

- 1 社外役員が他の会社（外国会社を含む。以下同じ。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者（他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。）又は使用人であるときは、その事実、及び保険会社と当該他の会社との関係（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 2 社外役員が他の会社の社外役員を兼任しているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係者（保険業法第 8 条第 1 項に規定する特定関係者をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準じる者であることを保険会社が知っているときは、その事実を記載すること。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況

(記載上の注意)

- 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。
- 1 当該社外役員の意見により保険会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたとき

括弧内書すること。

- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
- 4 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役と執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 委員会等設置会社等にあつては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。
- 6 相互会社にあつては、「株主総会」を「社員総会」又は「総代会」に改めて記載すること。

(新設)

(新設)

は、その内容（重要でないものを除く。）

2 保険会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

（3）責任限定契約

氏名	責任限定契約の有無とその内容の概要

（記載上の注意）

責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）の内容については、当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。

（4）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	保険会社から 受けている報酬等	保険会社の親会社等から 受けている報酬等
社外役員合計		

（記載上の注意）

- 1 保険会社が社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額を記載すること。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「保険会社から受けている報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 3 「保険会社から受けている報酬等」には、社外役員が当該保険会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
- 4 保険会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 「保険会社の親会社等から受けている報酬等」については、保険会社の親会社又は当該親会社の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けているときは、当該財産上の利益の総額を記載すること（社外役員であった期間に受けたものに限る。）。

（5）社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容

（記載上の注意）

「3 社外役員に関する事項」の内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

（新設）

（新設）

（新設）

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行する株式の総数 千株
発行済株式の総数 千株

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出額の総額について、百万円単位で記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

(2) 当年度末株主数 名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出者数を記載すること。

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

(記載上の注意)

- 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株の順に記載すること。
- 種類株式保険会社(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する保険会社をいう。)にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 相互会社にあつては、「株主の氏名又は名称」を「基金拠出者の氏名又は名称」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、当社への出資状況欄の「持株数等(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に改め、基金拠出額の10分の1以上の基金の拠出を行っている基金拠出者について、基金拠出額の多い順に記載すること。
- その他株式(相互会社にあつては、基金)に関する重要な事項を注記すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役(社外役員を除く。)		
社外取締役		

(「5 株式の状況」「6 大株主」より)

11 新株予約権の状況

[現に発行している新株予約権]

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)

会計参与及び監査役		
-----------	--	--

(記載上の注意)
 新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等の役員及び使用人		

- (記載上の注意)
- 1 使用人とは、当該保険会社の役員を兼ねている使用人を除くものとする。
 - 2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該保険会社の役員又は使用人を兼ねている子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
 - 3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

削除 (貸借対照表の注記へ)

削除

削除

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況 (単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

〔事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

割当てを受けた者の氏名又は名称、()は割当てを受けた新株予約権の数	() () ()
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	

- (記載上の注意)
- 1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第1号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会及び取締役会における発行決議ごとに記載すること。
 - 2 「事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第2号に規定する新株予約権をいう。
 - 3 商法施行規則第103条第2項第3号に規定する当事業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権については、「事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載し、同項第4号の区分に応じて必要事項を注記すること。

12 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

(記載上の注意)
 企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「12 決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。

13 監査委員会の職務遂行のために必要な事項

(記載上の注意)
 商法施行規則第104条第1号に規定する取締役会の決議の概要を記載すること。

14 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

(記載上の注意)
 商法施行規則第104条第2号に規定する方針を記載すること。

15 会計監査人に対する報酬等 (単位:百万円)

(1) 当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	
(2) うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬	

(記載上の注意)

- 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該保険会社の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の4に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。
- 2 以下の事項を「その他」に記載すること。
会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。）の内容
会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（保険会社が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）
会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 3 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名または名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。
会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由
会社法第345条第5項において準用する同条第1項の意見があったときは、その意見の内容
会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由
- 4 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、保険会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該保険会社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。
なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	その他

(記載上の注意)

会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- 会計監査人の解任及び不再任の決定の方針
- 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた

酬等の合計額	
(3) うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	

(記載上の注意)

- 1 本表は、商法施行規則第2条第1項第16号に規定する連結特例規定適用会社である保険会社が記載すること。
- 2 非連結の子会社及び子法人等については除いて記載すること。

権限の行使に関する方針

八 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、保険会社の会計監査人以外の公認会計士又は公認会計士（公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、保険会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

（記載上の注意）

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第 127 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定に従い記載すること。

8 業務の適正を確保するための体制

（記載上の注意）

以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容を記載すること。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法施行規則第 98 条又は第 100 条に規定する体制
- 2 会社法施行規則第 112 条に規定する体制
- 3 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法施行規則第 112 条第 2 項に規定する体制

9 会計参与に関する事項

（記載上の注意）

会計参与と保険会社の間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

10 その他

（記載上の注意）

- 1 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。
- 2 相互会社にあつては、事業年度末における社員数及び総代数についても記載すること。

第 2

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 附属明細書

削除

（新設）

（新設）

（新 設）

6 その他会社の状況に関する重要な事項

（記載上の注意）

相互会社にあつては、事業年度末における社員数及び総代数についても記載すること。

第 2

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 附属明細書

1 資本の増減

（株式会社）

（単位：百万円）

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
資 本 金 (発 行 済 株 式 数)	(千 株)	(千 株)	(千 株)
新 株 式 払 込 金			
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金			
そ の 他 資 本 剰 余 金			
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金			
任 意 積 立 金			
当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)			
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)			
土 地 再 評 価 差 額 金			
株 式 等 評 価 差 額 金			
自 己 株 式 払 込 金			
自 己 株 式			
計			

(相互会社)

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
基 金			
基 金 払 込 金			
基 金 償 却 積 立 金			
再 評 価 積 立 金			
剰 余 金			
損 失 て ん 補 準 備 金			
任 意 積 立 金			
当 期 未 処 分 剰 余 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)			
当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)			
土 地 再 評 価 差 額 金			
株 式 等 評 価 差 額 金			
計			

1 計算書類に関する事項

(1) 商品有価証券 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
商 品 国 債			
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
.....			
計			

(2) 特定取引有価証券 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
国 債			
地 方 債			
政 府 保 証 債			
.....			
計			

(3) 有価証券 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
国 債			
地 方 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
株 式 債			
外 国 証 券			
株 式 債			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
計			

(4) 貸付金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額

2 商品有価証券 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
商 品 国 債			
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
.....			
計			

3 特定取引有価証券 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
国 債			
地 方 債			
政 府 保 証 債			
.....			
計			

4 有価証券 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
国 債			
地 方 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
株 式 債			
外 国 証 券			
株 式 債			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
計			

5 貸付金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額

農林・水産業 鉱業 建設業 製造業 卸・小売業 金融・保険業 不動産業 情報通信業 運輸業 電気・ガス・水道・熱供給業 サービス業等 その他 (うち個人住宅・消費者ローン)	()	()	()
計			
公共団体 公社・公団 約款貸付			
合計			

(記載上の注意)

- 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載すること。ただし、「サービス業等」欄には、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」の合計額を記載すること。
- 事業団に対する貸付は、「公社・公団」に含めて記載すること。

(5) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
土地							
建物							
建設仮勘定							
その他の有形 固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							

農林・水産業 鉱業 建設業 製造業 卸・小売業 金融・保険業 不動産業 情報通信業 運輸業 電気・ガス・水道・熱供給業 サービス業等 その他 (うち個人住宅・消費者ローン)	()	()	()
計			
公共団体 公社・公団 約款貸付			
合計			

(記載上の注意)

- 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載すること。ただし、「サービス業等」欄には、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」の合計額を記載すること。
- 事業団に対する貸付は、「公社・公団」に含めて記載すること。

6 不動産及び動産 (単位：百万円)

区分	前期 末残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期 末残高	償却 累計額	償却 累計率
土地							%
建物							
動産							
建設仮勘定							
計							

(記載上の注意)

- 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
- 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

ソフトウェア のれん 保証金権利金 その他の無形 固定資産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

- 1 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
- 2 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

削除（貸借対照表の注記へ）

削除

(6) 保険契約準備金

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
・ ・ ・ ・ 保 険 そ の 他 の 保 険			
計			

(記載上の注意)

- 1 保険契約準備金について貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 生命保険会社にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。

7 リース契約により使用する不動産及び動産

資 産 の 種 類	資 産 の 内 容

(記載上の注意)

- 1 リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する不動産及び動産の内訳を記載すること。
- 2 重要でない資産については一括して記載することができる。

8 資産につき設定している担保権

(単位：百万円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末残高	担保権の種類	内 容	期末残高
計			計	

9 保険契約準備金

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
・ ・ ・ ・ 保 険 そ の 他 の 保 険			
計			

(記載上の注意)

- 1 保険契約準備金について貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 生命保険会社にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。

3 損害保険会社にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。

(7) 引当金

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当期末 残 高	当期増減 () 額	計上の理由及び 算 定 方 法
貸 倒 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・				
価 格 変 動 準 備 金 ・ ・ ・ ・ ・				

(記載上の注意)

計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

削除

削除

削除

3 損害保険会社にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。

10 引当金

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当期末 残 高	当期増減 () 額	計上の理由及び 算 定 方 法
貸 倒 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・				
価 格 変 動 準 備 金 ・ ・ ・ ・ ・				

(記載上の注意)

計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

11 担保として取得している自己株式

(単位：株)

株 式 数	理 由

12 子会社等が有する当社の株式数

会 社 名	保有する当社の株式数 千株
計	

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「保有する当社の株式数(単位千株)」を「当社への基金拠出額(単位百万円)」に改めて記載すること。
- 2 保険業法第2条第12項に規定する子会社並びに会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。

13 子会社等に対する出資

(単位：百万円)

子 会 社 等 名	前期末残高			当期末残高			当期増減() 取得原価 ()は議決件数
	議決 件数	取得 原価	帳簿 価額	議決 件数	取得 原価	帳簿 価額	
							()
計							

(記載上の注意)

- 1 保険業法第2条第12項に規定する子会社並びに会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する

株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。

2 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

3 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、保険業法第2条第12項に規定する子会社についての記載を省略できるものとする。

14 子会社との取引

(単位：百万円)

子会社名	収益総額	費用総額	摘要
計			

(記載上の注意)

1 保険業法第2条第12項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でない子会社については一括して記載することができる。

2 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表による記載を省略できるものとする。

15 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：百万円)

子会社名	金銭債権			金銭債務		
	前期末残高	当期末残高	当期増減 () 額	前期末残高	当期末残高	当期増減 () 額
計						

(記載上の注意)

1 保険業法第2条第12項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でない子会社については一括して記載することができる。

2 保険会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表による記載を省略できるものとする。

16 支配株主に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：百万円)

支配株主名	金銭債権			金銭債務		
	前期末残高	当期末残高	当期増減 () 額	前期末残高	当期末残高	当期増減 () 額
計						

(記載上の注意)

削除

削除

削除

(「第2の2の「(2) 保険会社と会社役員(又は支配株主)との利益が相反する取引」へ)

(第1の2の「(2) 会社役員に対する報酬等」へ)

会社の総株主の議決権の2分の1を超える議決権を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社について記載すること。

17 取締役、監査役及び支配株主等(委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役及び支配株主等)との間の取引 (単位:百万円)

区 分	氏名又は名称	取引の内容	金 額

(記載上の注意)

- 1 取締役、監査役又は支配株主(委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役又は支配株主)との間の取引(これらの者が第三者のためにするものを含む。)及び会社と第三者との間の取引で会社と取締役、監査役又は支配株主(委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役又は支配株主)との利益が相反するものについて記載すること。ただし、普通保険約款による取引を除く。
- 2 区分欄に取締役、監査役及び支配株主(会社の総株主の議決権の2分の1を超える議決権を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社をいう。)(委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役及び支配株主)の区別を記載すること。
- 3 取締役又は監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役又は執行役)が第三者のためにするもの及び第三者との間の取引で会社と取締役又は監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役又は執行役)との利益が相反するものについては、当該取締役又は監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役又は執行役)の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を、行を改めて記載すること。

18 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位:百万円)

区 分	報酬その他の職務遂行の対価である 財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役 監査役		

(記載上の注意)

- 1 商法施行規則第103条第1項第10号又は第104条第3号により、本表を営業報告書に記載した場合には作成を要しない。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)
- 4 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役と執行役)とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

(第2の2の「(1) 会社役員の兼務の状況」へ)

(8) 事業費の明細

(生命保険会社)

(単位：百万円)

区 分	金 額
営業活動費	
営業職員経費	
募集代理店経費	
選 択 経 費	
営業管理費	
募集機関管理費	
営業職員教育訓練費	
広告宣伝費	
一般管理費	
人 件 費	
物 件 費	
寄附・協賛金・諸会費	
拠 出 金	
負 担 金	
計	

(記載上の注意)

- 1 拠出金の金額欄には、保険契約者保護基金拠出金について記載し、負担金の金額欄には、保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 2 監査役(委員会等設置会社等)にあっては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(損害保険会社)

(単位：百万円)

5 委員会等設置会社等にあっては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

6 相互会社等にあっては、「株主総会」を「社員総会」又は「総代会」に改めて記載すること。

19 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役)の兼務

区 分	氏 名	兼務会社名	役 職	摘 要
取 締 役				
監 査 役				

(記載上の注意)

- 1 保険業法第8条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けた者のほか、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況(重要でないものを除く。)に記載すること。
- 2 兼務する他の会社が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に記載すること。
- 3 委員会等設置会社等にあっては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。

20 事業費の明細

(生命保険会社)

(単位：百万円)

区 分	金 額
営業活動費	
営業職員経費	
募集代理店経費	
選 択 経 費	
営業管理費	
募集機関管理費	
営業職員教育訓練費	
広告宣伝費	
一般管理費	
人 件 費	
物 件 費	
寄附・協賛金・諸会費	
拠 出 金	
負 担 金	
計	

(記載上の注意)

- 1 拠出金の金額欄には、保険契約者保護基金拠出金について記載し、負担金の金額欄には、保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 2 監査役(委員会等設置会社等)にあっては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(損害保険会社)

(単位：百万円)

区 分		金 額
損害調査費・営業費及び一般管理費	人 件 費	
	給 与	
	退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	
	厚 生 費	
	物 件 費	
	減 価 償 却 費	
	土 地 建 物 機 械 賃 借 料	
	営 繕 費	
	旅 費 交 通 費	
	通 信 務 費	
廣 告 費		
諸 会 費 ・ 寄 附 金 ・ 交 際 費		
そ の 他 物 件 費		
税 金		
抛 出 金		
負 担 金		
計		
(損 害 調 査 費)	()	
(営 業 費 及 び 一 般 管 理 費)	()	
諸手数料及び集金費	代 理 店 手 数 料 等	
	保 険 仲 立 人 手 数 料	
	募 集 費	
	集 金 費	
	受 再 保 険 手 数 料	
出 再 保 険 手 数 料		
計		
事 業 費 合 計		

(記載上の注意)

- 金額欄は、損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 保険仲立人手数料の金額欄には、保険業法第2条第25項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。
- 会社の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

区 分		金 額
損害調査費・営業費及び一般管理費	人 件 費	
	給 与	
	退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	
	厚 生 費	
	物 件 費	
	減 価 償 却 費	
	土 地 建 物 機 械 賃 借 料	
	営 繕 費	
	旅 費 交 通 費	
	通 信 務 費	
廣 告 費		
諸 会 費 ・ 寄 附 金 ・ 交 際 費		
そ の 他 物 件 費		
税 金		
抛 出 金		
負 担 金		
計		
(損 害 調 査 費)	()	
(営 業 費 及 び 一 般 管 理 費)	()	
諸手数料及び集金費	代 理 店 手 数 料 等	
	保 険 仲 立 人 手 数 料	
	募 集 費	
	集 金 費	
	受 再 保 険 手 数 料	
出 再 保 険 手 数 料		
計		
事 業 費 合 計		

(記載上の注意)

- 金額欄は、損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 保険仲立人手数料の金額欄には、保険業法第2条第21項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。
- 会社の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 監査役（委員会設置会社等）にあっては、監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(9) 特別勘定の資産及び負債

イ 特別勘定の資産

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
現金及び預貯金			
現 金			
預 貯 金			
コ－ルロ－ン			
買 現 先 勘 定			
債券貸借取引支払保証金			
買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			
有 価 証 券			
国 債			
地 方 債			
社 債			
株 式 債			
外 国 証 券			
そ の 他 の 証 券			
貸 付 金			
そ の 他 資 産			
未 収 金			
前 払 費 用			
未 収 収 益			
預 託 金			
先物取引差入証拠金			
先物取引差金勘定			
保 管 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
仮 払 金			
そ の 他 の 資 産			
貸 倒 引 当 金			
一 般 勘 定 貸			
資 産 合 計			

5 監査役（委員会等設置会社等）にあっては、監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

21 特別勘定の資産及び負債

(1) 特別勘定の資産

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
現金及び預貯金			
現 金			
預 貯 金			
コ－ルロ－ン			
買 現 先 勘 定			
債券貸借取引支払保証金			
買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			
有 価 証 券			
国 債			
地 方 債			
社 債			
株 式 債			
外 国 証 券			
そ の 他 の 証 券			
貸 付 金			
そ の 他 資 産			
未 収 金			
前 払 費 用			
未 収 収 益			
預 託 金			
先物取引差入証拠金			
先物取引差金勘定			
保 管 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失			
仮 払 金			
そ の 他 の 資 産			
貸 倒 引 当 金			
一 般 勘 定 貸			
資 産 合 計			

□ 特別勘定の負債

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
保 険 契 約 準 備 金			
そ の 他 負 債			
売 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			
借 入 金			
未 払 金			
未 払 費 用			
前 受 収 益			
先 物 取 引 差 金 勘 定			
借 入 有 価 証 券			
売 付 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
仮 受 金			
そ の 他 の 負 債			
一 般 勘 定 借			
負 債 合 計			

(記載上の注意)

特別勘定を複数設けている場合は、それらの合計額を記載すること。

(10) その他重要な事項

(記載上の注意)

その他必要な事項はその項目を掲げて記載すること。

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員兼務の状況

区 分	氏 名	兼務会社名	役 職	摘 要

(記載上の注意)

- 1 本表における会社役員とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。
- 2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、保

(2) 特別勘定の負債

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
保 険 契 約 準 備 金			
そ の 他 負 債			
売 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			
借 入 金			
未 払 金			
未 払 費 用			
前 受 収 益			
先 物 取 引 差 金 勘 定			
借 入 有 価 証 券			
売 付 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
繰 延 ヘ ッ ジ 利 益			
仮 受 金			
そ の 他 の 負 債			
一 般 勘 定 借			
負 債 合 計			

(記載上の注意)

特別勘定を複数設けている場合は、それらの合計額を記載すること。

22 会計方針の変更理由

(記載上の注意)

貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。

(「18 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)の兼務」より)

険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨摘要欄に記載すること。

3 監査役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。

4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2) 当社と会社役員（又は支配株主）との利益が相反する取引 (単位：百万円)

役名	氏名	職業	貸出金残高	当期増減 ()高	債務の保証又 は裏書	当期増減 ()高

(記載上の注意)

1 第三者との取引であって、保険会社と会社役員又は支配株主との利益が相反する重要な取引について記載すること。保険会社と会社役員との利益が相反するものについては、当該会社役員の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。ただし、普通保険約款による取引を除く。

2 支配株主とは、保険会社の総株主の議決権の過半数を有する株主（保険会社の親会社を含む。）をいう。ただし、この場合の議決権には、役員を選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権の数を除く。

(3) その他重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第3 株主総会に関する事項等

1 株主総会に関する事項

(記載上の注意)

- 株主総会の招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。
- 相互会社にあつては、社員総会又は総代会について記載すること。この場合においては総代の氏名を、総代に異動があつたときは、その者の氏名及び当該異動の年月日を記載すること。

2 契約者配当又は剰余金の分配に関する事項

3 その他参考となるべき事項

(「16 取締役、監査役及び支配株主等（委員会等設置会社等にあつては、取締役、執行役及び支配株主等）との間の取引」より)

23 その他重要事項

第3 株主総会に関する事項等

1 株主総会に関する事項

(記載上の注意)

- 株主総会の招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。
- 相互会社にあつては、社員総会又は総代会について記載すること。この場合においては総代の氏名を、総代に異動があつたときは、その者の氏名及び当該異動の年月日を記載すること。

2 契約者配当又は剰余金の分配に関する事項

3 その他参考となるべき事項

改 正 案				現 行			
別紙様式第12の2号(第16条、第32条、第59条関係)				別紙様式第12の2号(第16条、第32条、第59条関係)			
第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表				第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表			
(生命保険株式会社)		(単位:百万円)		(生命保険株式会社)		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
現 金		支 払 備 金		現 金		支 払 備 金	
預 貯 金		責 任 準 備 金		預 貯 金		責 任 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		契 約 者 配 当 準 備 金		コ ー ル ロ ー ン		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 現 先 勘 定		代 理 店 借		買 現 先 勘 定		代 理 店 借	
債券貸借取引支払保証金		再 保 険 借		債券貸借取引支払保証金		再 保 険 借	
買入金銭債権		特 定 取 引 負 債		買入金銭債権		特 定 取 引 負 債	
特定取引資産		売 付 商 品 債 券		特定取引資産		売 付 商 品 債 券	
商品有価証券		商品有価証券派生商品		商品有価証券		商品有価証券派生商品	
商品有価証券派生商品		特定取引売付債券		商品有価証券派生商品		特定取引売付債券	
特定取引有価証券		特定取引有価証券派生商品		特定取引有価証券		特定取引有価証券派生商品	
特定取引有価証券派生商品		特定金融派生商品		特定取引有価証券派生商品		特定金融派生商品	
特定金融派生商品		その他の特定取引負債		特定金融派生商品		その他の特定取引負債	
その他の特定取引資産		短 期 社 債		その他の特定取引資産		短 期 社 債	
金 銭 の 信 託		社 債		金 銭 の 信 託		社 債	
有 価 証 券		新 株 予 約 権 付 社 債		有 価 証 券		新 株 予 約 権 付 社 債	
国 債		そ の 他 負 債		国 債		そ の 他 負 債	
地 方 債		売 現 先 勘 定		地 方 債		売 現 先 勘 定	
社 債		債券貸借取引受入担保金		社 債		債券貸借取引受入担保金	
株 式		借 入 金		株 式		借 入 金	
外 国 証 券		未 払 法 人 税 等		外 国 証 券		未 払 法 人 税 等	
その他の証券		未 払 金		その他の証券		未 払 金	
貸 付 金		未 払 費 用		貸 付 金		未 払 費 用	
保険約款貸付		前 受 収 益		保険約款貸付		前 受 収 益	
一般貸付		預 り 金		一般貸付		預 り 金	
有形固定資産		預 り 保 証 金		有形固定資産		預 り 保 証 金	
土 地		先物取引受入証拠金		土 地		先物取引受入証拠金	

建物
 不動産
 建設仮勘定
 無形固定資産
 ソフトウェア
 のれん
 その他の無形固定資産
 未収金
 前払費用
 未収収益
 預託金
 先物取引差入証拠金
 先物取引差金勘定
 保管有価証券
 金融派生商品
 仮払金
 その他の資産
 繰延税金資産
 再評価に係る繰延税金資産
 支払承諾見返
 貸倒引当金

△

先物取引差金勘定
 借入商品債券
 借入特定取引有価債券
 借入有価証券
 売付有価証券
 金融派生商品
 仮受金
 その他の負債
 退職給付引当金
 価格変動準備金
 金融先物取引責任準備金
 証券取引責任準備金
 繰延税金負債
 再評価に係る繰延税金負債
 のれん
 支払承諾
 負債の部 合計

(純資産の部)
 資本金
 新株式申込証拠金
 資本剰余金
 資本準備金
 その他資本剰余金
 利益剰余金
 利益準備金
 その他利益剰余金
 ○○積立金
 繰越利益剰余金
 自己株式
 自己株式申込証拠金
 株主資本合計
 その他有価証券評価差額金
 繰延ヘッジ損益
 土地再評価差額金
 評価・換算差額等合計
 新株予約権
 純資産の部 合計

△

建物
 不動産
 建設仮勘定
 代理店貸
 再保険貸
 その他資産
 未収金
 前払費用
 未収収益
 預託金
 先物取引差入証拠金
 先物取引差金勘定
 保管有価証券
 金融派生商品
 繰延ヘッジ損失
 仮払金
 その他の資産
 繰延税金資産
 再評価に係る繰延税金資産
 支払承諾見返
 貸倒引当金

△

先物取引差金勘定
 借入商品債券
 借入特定取引有価債券
 借入有価証券
 売付有価証券
 金融派生商品
 繰延ヘッジ利益
 仮受金
 その他の負債
 退職給付引当金
 価格変動準備金
 金融先物取引責任準備金
 証券取引責任準備金
 繰延税金負債
 再評価に係る繰延税金負債
 支払承諾
 負債の部 合計

(資本の部)
 資本金
 新株式払込金
 資本剰余金
 資本準備金
 その他資本剰余金
 資本金及び資本準備金減少差益
 減少差益
 自己株式処分差益
 利益剰余金
 利益準備金
 任意積立金
 当期末処分利益
 (又は当期末処理損失)
 当期純利益
 (又は当期純損失)
 土地再評価差額金
 株式等評価差額金
 自己株式払込金
 自己株式
 資本の部 合計

△

資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
--------	--	-------------	--

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		売付商品債券	
債券貸借取引支払保証金		商品有価証券派生商品	
買入金銭債権		特定取引売付債券	
特定取引資産		特定取引有価証券派生商品	
商品有価証券		特定金融派生商品	
商品有価証券派生商品		その他の特定取引負債	
特定取引有価証券		短期社債	
特定取引有価証券派生商品		社債	
特定金融派生商品		新株予約権付社債	
その他の特定取引資産		その他負債	
金銭の信託		共同保険借	
有価証券		再保険借	
国債		外国再保険借	
地方債		代理業務借	
社債		売現先勘定	
株		債券貸借取引受入担保金	
外国証券		借入金	
その他の証券		未払法人税等	
貸付金		預り金	
保険約款貸付		前受収益	
一般貸付		未払金	
有形固定資産		仮受金	
土地		先物取引受入証拠金	
建物		先物取引差金勘定	
動産		借入商品債券	
建設仮勘定		借入特定取引有価債券	

資産の部合計		負債及び資本の部合計	
--------	--	------------	--

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		売付商品債券	
債券貸借取引支払保証金		商品有価証券派生商品	
買入金銭債権		特定取引売付債券	
特定取引資産		特定取引有価証券派生商品	
商品有価証券		特定金融派生商品	
商品有価証券派生商品		その他の特定取引負債	
特定取引有価証券		短期社債	
特定取引有価証券派生商品		社債	
特定金融派生商品		新株予約権付社債	
その他の特定取引資産		その他負債	
金銭の信託		共同保険借	
有価証券		再保険借	
国債		外国再保険借	
地方債		代理業務借	
社債		売現先勘定	
株		債券貸借取引受入担保金	
外国証券		借入金	
その他の証券		未払法人税等	
貸付金		預り金	
保険約款貸付		前受収益	
一般貸付		未払金	
不動産及び動産		仮受金	
土地		先物取引受入証拠金	
建物		先物取引差金勘定	
動産		借入商品債券	
建設仮勘定		借入特定取引有価債券	

無形固定資産 ソフトウェア のれん その他の無形固定資産		借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 その他の負債	
その他資産 未収保険料 代理店貸 外国代理店貸 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 代理業務貸 未収金 未収収益 預託金 地震保険預託金 仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 のれん 支払承諾 負債の部 合計	(純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 〇〇積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部 合計	△
資産の部 合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

その他資産 未収保険料 代理店貸 外国代理店貸 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 代理業務貸 未収金 未収収益 預託金 地震保険預託金 仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金		借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ利益 その他の負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部 合計	
	△	(資本の部) 資本金 新株式払込金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 資本金及び資本準備金減少差益 減少差益 自己株式処分差益 利益剰余金 利益準備金 任意積立金 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部 合計	△
資産の部 合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑧ 退職給付引当金の計上方法
- ⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ⑩ ヘッジ会計の方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、一括した引当金の金額)
- (9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(5) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(6) 不動産及び動産の減価償却の方法

(7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(8) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

(9) 退職給付引当金の計上方法

(10) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

(11) ヘッジ会計の方法

(12) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(13) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(14) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。

(15) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(16) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(17) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(18) 保険業法施行規則第17条の3第1項第1号に規定する金額がある場合は、その額

(19) 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産額

(20) 取締役及び監査役(委員会等設置会社等)にあっては、取締役及び執行役)に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りではない。

(21) 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(22) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な不動産及び動産

(23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(24) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(10) 取締役、監査役及び執行役（委員会設置会社等にあつては、取締役及び執行役）との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(11) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額

(12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主原因別の内訳

① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

② 繰延税金負債

(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産

(14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。

(15) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(16) 親会社株式の金額

(17) 子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額

(18) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

① 申込期日経過後における新株式申込証拠金

② 評価・換算差額等

③ 新株予約権

(21) 以下に掲げる金額

① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(22) 1株あたりの純資産額（銭単位で記載すること。）

(23) 会社計算規則第186条第1項に規定する額（同号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）

(24) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(25) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象

(26) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対

(25) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(26) 商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社の株式並びに子会社の株式又は持分の額

(27) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(28) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(29) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(30) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(31) 以下に掲げる金額

① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

- 4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払準備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		社員配当準備金	
買現先勘定		代理店借	
債券貸借取引支払保証金		再保険借	
買入金銭債権		特定取引負債	
特定取引資産		売付商品債券	
商品有価証券		商品有価証券派生商品	
商品有価証券派生商品		特定取引売付債券	
特定取引有価証券		特定取引有価証券派生商品	
特定取引有価証券派生商品		特定金融派生商品	
特定金融派生商品		その他の特定取引負債	
その他の特定取引資産		短期社債	
金銭の信託		社債	
有価証券		その他負債	
国債		売現先勘定	
地方債		債券貸借取引受入担保金	
社債		借入金	
株式		未払法人税等	
外国証券		未払金	
その他の証券		未払費用	
貸付金		前受収益	

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払準備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		社員配当準備金	
買現先勘定		代理店借	
債券貸借取引支払保証金		再保険借	
買入金銭債権		特定取引負債	
特定取引資産		売付商品債券	
商品有価証券		商品有価証券派生商品	
商品有価証券派生商品		特定取引売付債券	
特定取引有価証券		特定取引有価証券派生商品	
特定取引有価証券派生商品		特定金融派生商品	
特定金融派生商品		その他の特定取引負債	
その他の特定取引資産		短期社債	
金銭の信託		社債	
有価証券		その他負債	
国債		売現先勘定	
地方債		債券貸借取引受入担保金	
社債		借入金	
株式		未払法人税等	
外国証券		未払金	
その他の証券		未払費用	
貸付金		前受収益	

保険約款貸付
 一般貸付
有形固定資産
 土地
 建物
 動産
 建設仮勘定
無形固定資産
 ソフトウェア
 のれん
 その他の無形固定資産
 代理店貸
 再保険貸
 その他資産
 未収金
 前払費用
 未収収益
 預託金
 先物取引差入証拠金
 先物取引差金勘定
 保管有価証券
 金融派生商品
 仮払金
 その他の資産
繰延税金資産
 再評価に係る繰延税金資産
 支払承諾見返
 貸倒引当金

△

預り金
 預り保証金
 先物取引受入証拠金
 先物取引差金勘定
 借入商品債券
 借入特定取引有価債券
 借入有価証券
 売付有価証券
 金融派生商品
 仮受金
 その他の負債
 退職給付引当金
 価格変動準備金
 金融先物取引責任準備金
 証券取引責任準備金
 繰延税金負債
 再評価に係る繰延税金負債
負ののれん
 支払承諾
 負債の部 合計

(純資産の部)
 基金
 基金払込金
 基金償却積立金
 再評価積立金
 基金償却積立金減少差益
 剰余金
 損失てん補準備金
その他剰余金
社員配当平衡積立金
〇〇積立金
当期末処分剰余金
基金等合計額
その他有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益
土地再評価差額金
評価・換算差額等合計
純資産の部 合計

保険約款貸付
 一般貸付
不動産及び動産
 土地
 建物
 動産
 建設仮勘定
 代理店貸
 再保険貸
 その他資産
 未収金
 前払費用
 未収収益
 預託金
 先物取引差入証拠金
 先物取引差金勘定
 保管有価証券
 金融派生商品
繰延ヘッジ損失
 仮払金
 その他の資産
繰延税金資産
 再評価に係る繰延税金資
 産
 支払承諾見返
 貸倒引当金

△

預り金
 預り保証金
 先物取引受入証拠金
 先物取引差金勘定
 借入商品債券
 借入特定取引有価債券
 借入有価証券
 売付有価証券
 金融派生商品
繰延ヘッジ利益
 仮受金
 その他の負債
 退職給付引当金
 価格変動準備金
 金融先物取引責任準備金
 証券取引責任準備金
 繰延税金負債
 再評価に係る繰延税金負債
 支払承諾
 負債の部 合計

(資本の部)
 基金
 基金払込金
 基金償却積立金
 再評価積立金
 基金償却積立金減少差益
 剰余金
 損失てん補準備金
任意積立金
社員配当平衡積立金
 ・
 ・
 ・
当期末処分剰余金
(又は当期末処理損失)
当期純剰余
(又は当期純損失)
土地再評価差額金
株式等評価差額金
資本の部 合計

資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
--------	--	-------------	--

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		社員配当準備金	
買現先勘定		特定取引負債	
債券貸借取引支払保証金		売付商品債券	
買入金銭債権		商品有価証券派生商品	
特定取引資産		特定取引売付債券	
商品有価証券		特定取引有価証券派生商品	
商品有価証券派生商品		特定金融派生商品	
特定取引有価証券		その他の特定取引負債	
特定取引有価証券派生商品		短期社債	
特定金融派生商品		社債	
その他の特定取引資産		その他負債	
金銭の信託		共同保険借	
有価証券		再保険借	
国債		外国再保険借	
地方債		代理業務借	
社債		売現先勘定	
株式		債券貸借取引受入担保金	
外国証券		借入金	
その他の証券		未払法人税等	
貸付金		預り金	
保険約款貸付		前受収益	
一般貸付		未払金	
有形固定資産		仮受金	
土地		先物取引受入証拠金	
建物		先物取引差金勘定	
動産		借入商品債券	
建設仮勘定		借入特定取引有価債券	

資産の部合計		負債及び資本の部合計	
--------	--	------------	--

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		社員配当準備金	
買現先勘定		特定取引負債	
債券貸借取引支払保証金		売付商品債券	
買入金銭債権		商品有価証券派生商品	
特定取引資産		特定取引売付債券	
商品有価証券		特定取引有価証券派生商品	
商品有価証券派生商品		特定金融派生商品	
特定取引有価証券		その他の特定取引負債	
特定取引有価証券派生商品		短期社債	
特定金融派生商品		社債	
その他の特定取引資産		その他負債	
金銭の信託		共同保険借	
有価証券		再保険借	
国債		外国再保険借	
地方債		代理業務借	
社債		売現先勘定	
株式		債券貸借取引受入担保金	
外国証券		借入金	
その他の証券		未払法人税等	
貸付金		預り金	
保険約款貸付		前受収益	
一般貸付		未払金	
不動産及び動産		仮受金	
土地		先物取引受入証拠金	
建物		先物取引差金勘定	
動産		借入商品債券	
建設仮勘定		借入特定取引有価債券	

無形固定資産 ソフトウェア のれん その他の無形固定資産		借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 その他の負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 負ののれん	
その他資産 未収保険料 代理店貸 外国代理店貸 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 代理業務貸 未収金 未収収益 預託金 地震保険預託金 仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	支払承諾 負債の部 合計	
		(純資産の部) 基金 基金払込金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 損失てん補準備金 その他剰余金 社員配当平衡積立金 〇〇積立金 当期末処分剰余金 基金等合計額 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱

その他資産 未収保険料 代理店貸 外国代理店貸 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 代理業務貸 未収金 未収収益 預託金 地震保険預託金 仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ利益 その他の負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部 合計	
		(資本の部) 基金 基金払込金 基金償却積立金 基金償却積立金減少差益 剰余金 損失てん補準備金 任意積立金 社員配当平衡積立金 ・ ・ ・ 当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失) 当期純剰余 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 資本の部 合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- ⑧ 退職給付引当金の計上方法
- ⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ⑩ ヘッジ会計の方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引当額
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、一括した引当金の金額）
- (9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 取締役、監査役及び執行役（委員会設置会社等にあつては、取締役及び執行役）との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- (3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (5) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (6) 不動産及び動産の減価償却の方法
- (7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (8) 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- (9) 退職給付引当金の計上方法
- (10) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- (11) ヘッジ会計の方法
- (12) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- (13) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (14) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (15) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (16) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮引当額
- (17) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (18) 保険業法施行規則第24条の2第2項第1号に規定する金額がある場合は、その額
- (19) 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産額
- (20) 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りではない。
- (21) 子会社に対する金銭債権総額及び金銭債務総額
- (22) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産
- (23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
- (24) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額
- (25) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- (26) 子会社の株式又は持分の額
- (27) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
- (28) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借

- (11) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額
- (12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
- ① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
- ② 繰延税金負債
- (13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。
- (15) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (16) 親会社株式の金額
- (17) 子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額
- (18) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額
- (19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- ① 申込期日経過後における新株式申込証拠金
- ② 評価・換算差額等
- ③ 新株予約権
- (21) 以下に掲げる金額
- ① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
- ② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
- (22) 会社計算規則第186条第1項に規定する額（同号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）
- (23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
- (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象
- (25) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。
- 3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(29) 貸借対照表上の純資産額から基金払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(30) 以下に掲げる金額

- ① 出再支払備金の金額
- ② 出再責任準備金の金額

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類別の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。

7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第5

年度 年 月 日から
年 月 日まで
損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険料等収入	
	保険料収入	
	再保険収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	預貯金利息	
	有価証券利息・配当金	
	貸付金利息	
	不動産賃貸料	
	その他利息配当金	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	特定取引有価証券収益	
	特定金融派生商品収益	
	その他の特定取引収益	
	金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益		
有価証券売却益		
有価証券償還益		
金融派生商品収益		
為替差益		

第5

年度 年 月 日から
年 月 日まで
損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険料等収入	
	保険料収入	
	再保険収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	預貯金利息	
	有価証券利息・配当金	
	貸付金利息	
	不動産賃貸料	
	その他利息配当金	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	特定取引有価証券収益	
	特定金融派生商品収益	
	その他の特定取引収益	
	金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益		
有価証券売却益		
有価証券償還益		
金融派生商品収益		
為替差益		

その他運用収益
 特別勘定資産運用益
 その他経常収益
 年金特約取扱受入金
 保険金据置受入金
 その他の経常収益

経常費用
 保険金等支払金
 保険
 年金給付戻金
 解約返戻金
 その他返戻金
 再保険料
 責任準備金等繰入額
 支払備金繰入額
 責任準備金繰入額
 契約者配当金積立利息繰入額
 資産運用費用
 支払利息
 特定取引費用
 商品有価証券運用益
 特定取引有価証券費用
 特定取引金融派生商品費用
 その他の特定取引費用
 金銭の信託運用損
 売買目的有価証券運用損
 有価証券売却損
 有価証券評価損
 有価証券償還損
 金融派生商品費用
 為替差損
 貸倒引当金繰入額
 貸付金償却
 賃貸用不動産等減価償却費用
 その他運用費用
 特別勘定資産運用損
 事業費

その他運用収益
 特別勘定資産運用益
 その他経常収益
 年金特約取扱受入金
 保険金据置受入金
 その他の経常収益

経常費用
 保険金等支払金
 保険
 年金給付戻金
 解約返戻金
 その他返戻金
 再保険料
 責任準備金等繰入額
 支払備金繰入額
 責任準備金繰入額
 契約者配当金積立利息繰入額
 資産運用費用
 支払利息
 特定取引費用
 商品有価証券運用益
 特定取引有価証券費用
 特定取引金融派生商品費用
 その他の特定取引費用
 金銭の信託運用損
 売買目的有価証券運用損
 有価証券売却損
 有価証券評価損
 有価証券償還損
 金融派生商品費用
 為替差損
 貸倒引当金繰入額
 貸付金償却
 賃貸用不動産等減価償却費用
 その他運用費用
 特別勘定資産運用損
 事業費

	その他経常費用 保険金据置支払 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別利益	特別利益 <u>固定資産等処分益</u> 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失	特別損失 <u>固定資産等処分損失</u> 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
の部	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額

	その他経常費用 保険金据置支払 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別利益	特別利益 <u>不動産動産等処分益</u> 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失	特別損失 <u>不動産動産等処分損失</u> 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
の部	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
	<u>前期繰越利益（又は前期繰越損失）</u> ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 <u>利益準備金取崩額</u> <u>当期末処分利益（又は当期末処理損失）</u>	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額

經常収益
 保 險 引 受 收 益
 正 味 収 入 保 險 料
 収 入 積 立 保 險 料
 積 立 保 險 料 等 運 用 益
 為 替 差 益
 損 益
 そ の 他 保 險 引 受 収 益
 資 産 運 用 収 益
 利 息 及 び 配 当 金 収 入 益
 特 定 取 引 収 益
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 特 定 取 引 有 価 証 券 収 益
 特 定 金 融 派 生 商 品 収 益
 そ の 他 の 特 定 取 引 収 益
 金 銭 の 信 託 運 用 益
 部 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益
 有 価 証 券 売 却 益
 有 価 証 券 償 還 益
 金 融 派 生 商 品 収 益
 為 替 差 益
 そ の 他 運 用 収 益
 積 立 保 險 料 等 運 用 益 振 替
 そ の 他 經 常 収 益
 年 金 特 約 取 扱 受 入 金
 保 險 金 据 置 受 入 金
 そ の 他 の 經 常 収 益

經常費用
 保 險 引 受 費 用
 正 味 支 払 保 險 金
 損 害 調 査 費
 諸 手 数 料 及 び 集 金 費
 満 期 返 戻 金
 契 約 者 配 当 金
 支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 為 替 差 損
 そ の 他 保 險 引 受 費 用
 資 産 運 用 費 用

經常収益
 保 險 引 受 收 益
 正 味 収 入 保 險 料
 収 入 積 立 保 險 料
 積 立 保 險 料 等 運 用 益
 為 替 差 益
 損 益
 そ の 他 保 險 引 受 収 益
 資 産 運 用 収 益
 利 息 及 び 配 当 金 収 入 益
 特 定 取 引 収 益
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 特 定 取 引 有 価 証 券 収 益
 特 定 金 融 派 生 商 品 収 益
 そ の 他 の 特 定 取 引 収 益
 金 銭 の 信 託 運 用 益
 部 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益
 有 価 証 券 売 却 益
 有 価 証 券 償 還 益
 金 融 派 生 商 品 収 益
 為 替 差 益
 そ の 他 運 用 収 益
 積 立 保 險 料 等 運 用 益 振 替
 そ の 他 經 常 収 益
 年 金 特 約 取 扱 受 入 金
 保 險 金 据 置 受 入 金
 そ の 他 の 經 常 収 益

經常費用
 保 險 引 受 費 用
 正 味 支 払 保 險 金
 損 害 調 査 費
 諸 手 数 料 及 び 集 金 費
 満 期 返 戻 金
 契 約 者 配 当 金
 支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 為 替 差 損
 そ の 他 保 險 引 受 費 用
 資 産 運 用 費 用

	特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 益 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用 特 定 取 引 金 融 派 生 商 品 費 用 そ の 他 の 特 定 取 引 費 用 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用	
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益 <u>固 定 資 産 処 分 益</u> 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益 特 別 損 失 <u>固 定 資 産 処 分 損 失</u> 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 失 そ の 他 特 別 損 失	
	税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額	

	特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 益 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用 特 定 取 引 金 融 派 生 商 品 費 用 そ の 他 の 特 定 取 引 費 用 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用	
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益 <u>不 動 産 動 産 処 分 益</u> 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益 特 別 損 失 <u>不 動 産 動 産 処 分 損 失</u> 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 失 そ の 他 特 別 損 失	
	税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額	

当期純利益（又は当期純損失）

当期純利益（又は当期純損失）

前期繰越利益（又は前期繰越損失）
 ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額
 利益準備金取崩額
 当期末処分利益（又は当期末処理損失）

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険料等収入	
	再保険収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	預貯金利息	
	有価証券利息・配当金	
	貸付金利息	
	不動産賃貸料	
	その他利息配当金	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	特定取引有価証券収益	
	特定金融派生商品収益	
	その他の特定取引収益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
	金融派生商品収益	
為替差益		
その他運用収益		
特別勘定資産運用益		
その他経常収益		
年金特約取扱受入金		
保険金据置受入金		

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険料等収入	
	再保険収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	預貯金利息	
	有価証券利息・配当金	
	貸付金利息	
	不動産賃貸料	
	その他利息配当金	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	特定取引有価証券収益	
	特定金融派生商品収益	
	その他の特定取引収益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
	金融派生商品収益	
為替差益		
その他運用収益		
特別勘定資産運用益		
その他経常収益		
年金特約取扱受入金		
保険金据置受入金		

そ の 他 の 経 常 収 益

経 常 費 用

保 険 金 等 支 払 金
 保 険 金
 年 給 付 金
 解 約 返 戻 金
 そ の 他 返 戻 金
 再 保 険 料
 責 任 準 備 金 等 繰 入 額
 支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額
 資 産 運 用 費 用
 支 払 利 息
 特 定 取 引 費 用
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用
 特 定 取 引 金 融 派 生 商 品 費 用
 そ の 他 の 特 定 取 引 費 用
 金 銭 の 信 託 運 用 損
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損
 有 価 証 券 売 却 損
 有 価 証 券 評 価 損
 有 価 証 券 償 還 損
 金 融 派 生 商 品 費 用
 為 替 差 損
 貸 倒 引 当 金 繰 入 額
 貸 付 金 償 却
 貸 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 用
 そ の 他 運 用 費 用
 特 別 勘 定 資 産 運 用 損
 事 業 費 用
 そ の 他 経 常 費 用
 保 険 金 据 置 支 払 金
 税 減 価 償 却 費
 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額

そ の 他 の 経 常 収 益

経 常 費 用

保 険 金 等 支 払 金
 保 険 金
 年 給 付 金
 解 約 返 戻 金
 そ の 他 返 戻 金
 再 保 険 料
 責 任 準 備 金 等 繰 入 額
 支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額
 資 産 運 用 費 用
 支 払 利 息
 特 定 取 引 費 用
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用
 特 定 取 引 金 融 派 生 商 品 費 用
 そ の 他 の 特 定 取 引 費 用
 金 銭 の 信 託 運 用 損
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損
 有 価 証 券 売 却 損
 有 価 証 券 評 価 損
 有 価 証 券 償 還 損
 金 融 派 生 商 品 費 用
 為 替 差 損
 貸 倒 引 当 金 繰 入 額
 貸 付 金 償 却
 貸 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 用
 そ の 他 運 用 費 用
 特 別 勘 定 資 産 運 用 損
 事 業 費 用
 そ の 他 経 常 費 用
 保 険 金 据 置 支 払 金
 税 減 価 償 却 費
 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額

	その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 固定資産等処分損失 減損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損	経常収益 保険引受収益 正味収入 積立保険料等運用益 為替差益 その他保険引受収益	
	保険料 積立保険料 等運用益 差益 引受収益	

	その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 不動産動産等処分損失 減損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）	
	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失） ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失）	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常損	経常収益 保険引受収益 正味収入 積立保険料等運用益 為替差益 その他保険引受収益	
	保険料 積立保険料 等運用益 差益 引受収益	

益
 の
 部
 資 産 運 用 収 益
 利 息 及 び 配 当 金 収 入
 特 定 取 引 収 益
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 特 定 取 引 有 価 証 券 収 益
 特 定 金 融 派 生 商 品 収 益
 そ の 他 の 特 定 取 引 収 益
 金 銭 の 信 託 運 用 益
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益
 有 価 証 券 売 却 益
 有 価 証 券 償 還 益
 金 融 派 生 商 品 収 益
 為 替 差 益
 そ の 他 運 用 収 益
 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替
 そ の 他 経 常 収 益
 社 員 配 当 準 備 金 戻 入 額
 そ の 他 の 経 常 収 益

経 常 費 用
 保 険 引 受 費 用
 正 味 支 払 保 険 金
 損 害 調 査 費
 諸 手 数 料 及 び 集 金 費
 満 期 返 戻 金
 支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 為 替 差 損
 そ の 他 保 険 引 受 費 用
 資 産 運 用 費 用
 特 定 取 引 費 用
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用
 特 定 取 引 金 融 派 生 商 品 費 用
 そ の 他 の 特 定 取 引 費 用
 金 銭 の 信 託 運 用 損
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損
 有 価 証 券 売 却 損
 有 価 証 券 評 価 損

益
 の
 部
 資 産 運 用 収 益
 利 息 及 び 配 当 金 収 入
 特 定 取 引 収 益
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 特 定 取 引 有 価 証 券 収 益
 特 定 金 融 派 生 商 品 収 益
 そ の 他 の 特 定 取 引 収 益
 金 銭 の 信 託 運 用 益
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益
 有 価 証 券 売 却 益
 有 価 証 券 償 還 益
 金 融 派 生 商 品 収 益
 為 替 差 益
 そ の 他 運 用 収 益
 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替
 そ の 他 経 常 収 益
 社 員 配 当 準 備 金 戻 入 額
 そ の 他 の 経 常 収 益

経 常 費 用
 保 険 引 受 費 用
 正 味 支 払 保 険 金
 損 害 調 査 費
 諸 手 数 料 及 び 集 金 費
 満 期 返 戻 金
 支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 為 替 差 損
 そ の 他 保 険 引 受 費 用
 資 産 運 用 費 用
 特 定 取 引 費 用
 商 品 有 価 証 券 運 用 益
 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用
 特 定 取 引 金 融 派 生 商 品 費 用
 そ の 他 の 特 定 取 引 費 用
 金 銭 の 信 託 運 用 損
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損
 有 価 証 券 売 却 損
 有 価 証 券 評 価 損

	有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損 社員配当金 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益	特別利益 <u>固定資産処分益</u> 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
の部	特別損失 <u>固定資産処分損失</u> 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）	

(記載上の注意)

	有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損 社員配当金 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益	特別利益 <u>不動産動産処分益</u> 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
の部	特別損失 <u>不動産動産処分損失</u> 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
	税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純剰余（又は当期純損失）	
	<u>前期繰越剰余金（又は前期繰越損失）</u> ・ ・ ・ ・ ・ 積立金取崩額 <u>利益準備金取崩額</u> 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失）	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
- (1) 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (3) 子会社等との営業取引における取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- (4) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
- (5) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。）
- ① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
 - ② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
 - ③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
 - ④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
 - ⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
 - ⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
- (6) 特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額
- (7) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額
- (8) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額（銭単位で記載すること。）
- (9) その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第6

年度 年 月 日から
年 月 日まで
キャッシュ・フロー計算書

- 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
- (1) 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- (2) 損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (3) 子会社との取引高の総額
- (4) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
- (5) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。）
- ① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
 - ② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
 - ③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
 - ④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
 - ⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
 - ⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
- (6) 特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額
- (7) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額
- (8) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額（銭単位で記載すること。）
- (9) その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 積立金取崩額には、一定の目的のために留保した積立金をその目的に従い取り崩した額を、当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第6

年度 年 月 日から
年 月 日まで
キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の解約返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	
(I + II①)	()
有形固定資産の取得による支出	

(生命保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の解約返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
II① 小 計	
(I + II①)	()
不動産及び動産の取得による支出	

有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益（損失） 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額	

不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益（損失） 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額	

<p> 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 固定資産関係損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー </p>		<p> 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー </p>	
<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 </p>		<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 </p>	

II① 小 計 (I+II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出	

II① 小 計 (I+II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出	

<p>特定取引による収入 特定取引による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>特定取引による収入 特定取引による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>有形固定資産</u>の取得による支出 <u>有形固定資産</u>の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>不動産及び動産</u>の取得による支出 <u>不動産及び動産</u>の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
固定資産関係損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	
その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	
その他	
小 計	

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
不動産動産関係損益	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	
その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	

利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー		利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()	II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー		III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額		V 現金及び現金同等物の増加額	

VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	

(生命保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	

その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) () <u>有形固定資産の取得による支出</u> <u>有形固定資産の売却による収入</u> その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ 現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ 現金及び現金同等物期末残高	

(生命相互株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純剰余 (損失) 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額	

その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) () <u>不動産及び動産の取得による支出</u> <u>不動産及び動産の売却による収入</u> その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額	
Ⅵ 現金及び現金同等物期首残高	
Ⅶ 現金及び現金同等物期末残高	

(生命相互株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純剰余 (損失) 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額	

<p>社員配当準備金積立利息繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 固定資産関係損益 特定取引資産の増加額 特定取引資産の増加額 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>社員配当準備金積立利息繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 特定取引資産の増加額 特定取引資産の増加額 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出</p>		<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出</p>	

有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社一直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出	

有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社一直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出	

<p>損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 特定取引による収入 特定取引による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 特定取引による収入 特定取引による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出</p>	

基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期末首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
固定資産関係損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額	
その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）	

基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期末首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
不動産動産関係損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額	
その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）	

<p>の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

改正後

(「第10 基金の償却に関する書面」へ)

(「第11 基金利息の支払に関する書面」へ)

第7

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 剰余金処分に関する書面

(相互会社)

(単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
社 員 配 当 平 衡 積 立 金 取 崩 額	
・ ・ ・ ・ ・	
計	

現行

第7

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 基金の償却に関する書面

(単位：千円)

抛出年月日	償却前基金	償却額	償却後基金
計			

第8

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 基金利息の支払に関する書面

(単位：千円)

基金抛出者名	基金抛出額	支払利率	基金利息額
		%	
その他(名)			
計			

(記載上の注意)

基金抛出額の多い順序に従い20名を記載すること。

第9

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 利益処分に関する書面

(相互会社)

(単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
社 員 配 当 平 衡 積 立 金 取 崩 額	
・ ・ ・ ・ ・	
計	

剰	余	金	処	分	額
社	員	配	当	準	備
差	引	純	剰	余	金
損	失	て	ん	補	準
基	金	償	却	積	立
基	金		利	息	金
役	員	賞	与	金	
・	・	・	・	・	・
任	意	積	立	金	
・	・	・	・	・	・
次	期	繰	越	剰	余
				金	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 基金償却積立金は、決算期に基金を償却する場合に記載することとし、期中に基金を償却する場合には、この限りでない。

第8

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 損失処理に関する書面

(相互会社) (単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	
損 失 処 理 額	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
・	・
・	・
損 失 て ん 補 準 備 金 取 崩 額	
基 金 償 却 積 立 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 損 失	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

剰	余	金	処	分	額
社	員	配	当	準	備
差	引	純	剰	余	金
損	失	て	ん	補	準
基	金	償	却	積	立
基	金		利	息	金
役	員	賞	与	金	
・	・	・	・	・	・
任	意	積	立	金	
・	・	・	・	・	・
次	期	繰	越	剰	余
				金	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。
- 4 相互会社にあつては、「利益処分に関する書面」を「剰余金処分に関する書面」に改めて記載すること。
- 5 基金償却積立金は、決算期に基金を償却する場合に記載することとし、期中に基金を償却する場合には、この限りでない。

第10

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 損失処理に関する書面

(相互会社) (単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	
損 失 処 理 額	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
・	・
・	・
損 失 て ん 補 準 備 金 取 崩 額	
基 金 償 却 積 立 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 損 失	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設ける

こと。

3 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分類及びその他資本剰余金次
期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。

現行	改正後	備考
----	-----	----

第9 株主資本等変動計算書

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己資本	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益			土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		剰余金 合計								
						立金	繰越利益剰 余									
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××		×××	
当事業年度変動額																
新株の発行	×××									×××					×××	
剰余金の配当					×××	×××	×××	×××		×××					×××	
当期純利益										×××					×××	
自己株式の処分	×××	×××					×××	×××		×××					×××	
.....																
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額 (純額)											×××	×××	×××	×××	×××	
当事業年度変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	

(記載上の注意)

- 1 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 株主資本以外の項目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他資本準備金、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 以下の項目につき注記すること。ただし、連結財務諸表を作成する保険会社は、以下の事項は省略することができる。
 - 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行保険会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する保険会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
 - 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行保険会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
 - 当該事業年度に行った剰余金の配当に関する事項
 - 当該事業年度中の末日後に行う剰余金の配当（当該事業年度に係る定時株主総会の締結後に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。）に関する事項
 - 当該事業年度の末日における保険会社が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

現行	改正後	備考
----	-----	----

第9 基金等変動計算書

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	剰余金				基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計		
					損失てん 補準備金	その他剰余金		剰余金合計							
						社員配当平 衡積立金	積立金								当期末処分 剰余金
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度変動額															
基金の募集	×××									×××					×××
剰余金処分					×××	×××	×××	×××	×××	×××					×××
当期純剰余								×××		×××					×××
基金の償還	×××	×××					×××		×××	×××					×××
.....															
基金等以外の項目の当 事業年度変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- 1 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 基金等以外の項目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 剰余金処分欄には、前事業年度の「剰余金処分に関する書面」の剰余金処分別のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後

現行

第10

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 基金の償却に関する書面

(単位：千円)

拠出年月日	償却前基金	償却額	償却後基金
計			

第11

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 基金利息の支払に関する書面

(単位：千円)

基金拠出者名	基金拠出額	支払利率	基金利息額
		%	
その他(名)			
計			

(記載上の注意)

基金拠出額の多い順序に従い20名を記載すること。

第12

年度(年 月 日現在)有価証券等に関する書面

1 売買目的有価証券

(単位：百万円)

区分	当期末残高	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券		

(記載上の注意)

売買目的有価証券及び譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)

(「第7 基金の償却に関する書面」より)

(「第8 基金利息の支払に関する書面」より)

第11

年度(年 月 日現在)有価証券等に関する書面

1 売買目的有価証券

(単位：百万円)

区分	当期末残高	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券		

(記載上の注意)

売買目的有価証券及び譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)

2 売買目的以外の有価証券等

(単位：百万円)

区 分	帳簿価額	時価	評 価 差 額	
			うち差益	うち差損
満期保有目的の債券				
責任準備金対応債券				
子会社・関連会社株式				
その他の有価証券				
公 社 債				
株 式				
外 国 証 券				
公 社 債				
株 式				
その他の外国証券				
その他の証券				
計				

(記載上の注意)

- 1 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で保有する譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち、時価のあるものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)
- 2 責任準備金対応債券については、リスクの管理方針の概要等を記載すること。
- 3 子会社・関連会社株式には、保険業法第110条第2項に規定する子会社等に係るものを記載すること。

第13

年度(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第130条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第130条第2号に掲げる額をいう。

2 売買目的以外の有価証券等

(単位：百万円)

区 分	帳簿価額	時価	評 価 差 額	
			うち差益	うち差損
満期保有目的の債券				
責任準備金対応債券				
子会社・関連会社株式				
その他の有価証券				
公 社 債				
株 式				
外 国 証 券				
公 社 債				
株 式				
その他の外国証券				
その他の証券				
計				

(記載上の注意)

- 1 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で保有する譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち、時価のあるものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)
- 2 責任準備金対応債券については、リスクの管理方針の概要等を記載すること。
- 3 子会社・関連会社株式には、保険業法第110条第2項に規定する子会社等に係るものを記載すること。

第12

年度(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第130条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第130条第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$

%

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$

%

改正後	現行
<p>別紙様式第12号の3（第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平17内府令68） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕連結業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産 の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 <u>事業概況書</u></p> <p>1 <u>事業の概要</u></p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>第2 <u>連結財務諸表</u></p> <p>1 <u>連結財務諸表の作成方針</u></p> <p>2 <u>連結貸借対照表</u></p> <p>3 <u>連結損益計算書</u></p> <p>4 <u>連結キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p>5 <u>連結株主資本等変動計算書等</u></p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>（削除）</p> <p>2 保険会社及び子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の<u>事業</u>の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p>	<p>別紙様式第12号の3（第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平17内府令68） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕連結業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産 の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 <u>営業概況書</u></p> <p>1 <u>営業の概要</u></p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>第2 <u>連結財務諸表</u></p> <p>1 <u>連結財務諸表の作成方針</u></p> <p>2 <u>連結貸借対照表</u></p> <p>3 <u>連結損益計算書</u></p> <p>4 <u>連結キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p>5 <u>連結剰余金計算書</u></p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 <u>委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社</u>（以下「委員会等設置会社等」という。）にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 <u>相互会社</u>にあっては、この様式中「<u>営業概況書</u>」を「<u>事業概況書</u>」に、「<u>営業の概要</u>」を「<u>事業の概要</u>」に改めて記載すること。</p> <p>3 保険会社及び子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の<u>営業</u>の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p>

第1

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

Table with 4 columns: Category, 前期末, 当期末, 当期増減(). Rows include 子会社, 子法人等, 関連法人等, 合計.

(記載上の注意)

- 1 「子会社」とは保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは同法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。
2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(2)において同じ。

(2) 子会社等の概況

Table with 5 columns: 会社名, 主たる営業所又は事務所の所在地, 認可又は届出年月日等, 資本金又は出資金, 事業の内容. Includes 百万円 in the capital column.

(記載上の注意)

認可年月日欄は、保険業法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第127条第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、第85条第1項第7号の4に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

第2 連結財務諸表

第1

年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕営業概況書

1 営業の概要

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

Table with 4 columns: Category, 前期末, 当期末, 当期増減(). Rows include 子会社, 子法人等, 関連法人等, 合計.

(記載上の注意)

- 1 「子会社」とは保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。
2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(2)において同じ。

(2) 子会社等の概況

Table with 5 columns: 会社名, 主たる営業所又は事務所の所在地, 認可又は届出年月日等, 資本金又は出資金, 事業の内容. Includes 百万円 in the capital column.

(記載上の注意)

認可年月日欄は、保険業法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第127条第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、第85条第1項第7号の4に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
(削除)
- (削除)
- (5) のれんの償却に関する事項

2 連結貸借対照表

年度(年 月 日現在)連結貸借対照表

(1)(生命保険株式会社及びその子会社等)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債	
代理店貸		その他負債	
再保険貸		退職給付引当金	
その他資産		価格変動準備金	
有形固定資産		金融先物取引責任準備金	
無形固定資産		証券取引責任準備金	
のれん		繰延税金負債	
その他の無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		負ののれん	
再評価に係る繰延税金資産		支払承諾	
支払承諾見返		負債の部合計	
貸倒引当金			

1 連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
- (6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項
(新設)

2 連結貸借対照表

年度(年 月 日現在)連結貸借対照表

(1)(生命保険株式会社及びその子会社等)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債	
不動産及び動産		その他負債	
代理店貸		退職給付引当金	
再保険貸		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
繰延税金資産		証券取引責任準備金	
再評価に係る繰延税金資産		繰延税金負債	
連結調整勘定		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		連結調整勘定	
貸倒引当金		支払承諾	
		負債の部合計	
		(少数株主持分)	
		少数株主持分	

		(純資産の部) 資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分 純資産の部 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(2)(損害保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) 現 金 及 び 預 貯 金 コ ー ル ロ ー ン 買 現 先 勘 定 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 買 入 金 銭 債 権 特 定 取 引 資 産 商 品 有 価 証 券 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 付 金 そ の 他 資 産 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 の れ ん そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		(負債の部) 保 険 契 約 準 備 金 支 払 備 金 責 任 準 備 金 等 特 定 取 引 負 債 短 期 社 債 社 債 新 株 予 約 権 付 社 債 そ の 他 負 債 退 職 給 付 引 当 金 価 格 変 動 準 備 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 負 の れ ん 支 払 承 諾 負債の部 合計	

		(資本の部) 資 本 金 新 株 式 払 込 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 土 地 再 評 価 差 額 金 株 式 等 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 自 己 株 式 払 込 金 自 己 株 式 資本の部 合計	
資産の部合計		負債、少数株主持分 及び資本の部合計	

(2)(損害保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) 現 金 及 び 預 貯 金 コ ー ル ロ ー ン 買 現 先 勘 定 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 買 入 金 銭 債 権 特 定 取 引 資 産 商 品 有 価 証 券 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 付 金 不 動 産 及 び 動 産 そ の 他 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 連 結 調 整 勘 定 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金		(負債の部) 保 険 契 約 準 備 金 支 払 備 金 責 任 準 備 金 等 特 定 取 引 負 債 短 期 社 債 社 債 新 株 予 約 権 付 社 債 そ の 他 負 債 退 職 給 付 引 当 金 価 格 変 動 準 備 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 連 結 調 整 勘 定 支 払 承 諾 負債の部 合計	

貸倒引当金	(純資産の部)	資本金	
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金		
	利益剰余金		
	自己株式		
	自己株式申込証拠金		
	株主資本合計		
	その他有価証券評価差額金		
	繰延ヘッジ損益		
	土地再評価差額金		
	為替換算調整勘定		
	評価・換算差額等合計		
	新株予約権		
	少数株主持分		
	純資産の部 合計		
資産の部合計	負債及び純資産の部合計		

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 会計方針に関する事項

子会社等が採用した会計方針のうち当該保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

— 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

— 有形固定資産の減価償却の方法

— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

— 貸倒引当金の計上方法

— 退職給付引当金の計上方法

資産の部合計	(少数株主持分)	少数株主持分	
	(資本の部)	資本金	
	新株式払込金		
	資本剰余金		
	利益剰余金		
	土地再評価差額金		
	株式等評価差額金		
	為替換算調整勘定		
	自己株式払込金		
	自己株式		
	資本の部 合計		
資産の部合計	負債、少数株主持分及び資本の部合計		

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 会計方針に関する事項

子会社等が採用した会計方針のうち当該保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

— 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(新設)

— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

— 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

— 不動産及び動産の減価償却の方法

- リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- 子会社等が採用した会計方針のうち銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

表示方法を変更したときは、その内容

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額)
- (9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (11) 1株あたりの純資産額
- (12) 保険会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (13) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (14) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)
- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
- (16) 生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (17) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項(同法第165条第6項において準用する場合を含む。)において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額
- (18) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (19) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。)

- 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 貸倒引当金の計上方法
- 退職給付引当金の計上方法
- 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (新設)
- (新設)
- (7) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (8) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (9) 1株あたりの純資産額
- (10) 保険会社の取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役)と保険会社又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (新設)
- (11) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な不動産及び動産
- (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(13) 生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(14) その他保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(15) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項(同法第165条第2項において準用する場合を含む。)において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額

(16) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額

(新設)

(20) その他保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 保険会社又はその子会社等である保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の商品及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 保険会社又はその子会社等である保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の商品及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3)(生命保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		その他負債	
代理店貸		退職給付引当金	
再保険貸		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
有形固定資産		証券取引責任準備金	
無形固定資産		繰延税金負債	
のれん		再評価に係る繰延税金負債	
その他の無形固定資産		負のれん	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部 合計	

(3)(生命保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		その他負債	
不動産及び動産		退職給付引当金	
代理店貸		価格変動準備金	
再保険貸		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
連結調整勘定		連結調整勘定	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金		負債の部 合計	
		(少数株主持分)	
		少数株主持分	

貸倒引当金		<p>(純資産の部)</p> <p>基金 基金申込証拠金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 連結剰余金 基金等合計</p> <p>その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計</p> <p>少数株主持分</p> <p>純資産の部 合計</p>	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

		<p>(資本の部)</p> <p>基金 基金払込金 基金償却積立金 再評価積立金 基金償却積立金減少差益 連結剰余金 (新設)</p> <p>土地再評価差額金 株式等評価差額金 為替換算調整勘定 (新設)</p> <p>資本の部 合計</p>	
資産の部合計		負債、少数株主持分 及び資本の部合計	

(4)(損害保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		特定取引負債	
特定取引資産		短期社債	
商品有価証券		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
有形固定資産		証券取引責任準備金	
無形固定資産		繰延税金負債	
のれん		再評価に係る繰延税金負債	
その他の無形固定資産		負のれん	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部 合計	

(4)(損害保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		特定取引負債	
特定取引資産		短期社債	
商品有価証券		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
連結調整勘定		連結調整勘定	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金		負債の部 合計	

支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金		(純資産の部)	
		基 金 申 込 証 拠 金 基 金 償 却 積 立 金 再 評 価 積 立 金 基 金 償 却 積 立 金 減 少 差 益 連 結 剰 余 金 基 金 等 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 少 数 株 主 持 分 純 資 産 の 部 合 計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の(3)により、損害保険相互会社にあつては上記の(4)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
 - (2) 会計方針に関する事項
 - 子会社等が採用した会計方針のうちに当該保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
 - 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
 - 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - 有形固定資産の減価償却の方法
 - 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

		(少数株主持分)	
		少 数 株 主 持 分 (資本の部) 基 金 払 込 金 基 金 償 却 積 立 金 再 評 価 積 立 金 基 金 償 却 積 立 金 減 少 差 益 連 結 剰 余 金 (新 設) 土 地 再 評 価 差 額 金 株 式 等 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 (新 設) 資 本 の 部 合 計	
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

(記載上の注意)

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の(3)により、損害保険相互会社にあつては上記の(4)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 会計方針に関する事項
 - 子会社等が採用した会計方針のうちに当該保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
 - 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
 - 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

- ___ 貸倒引当金の計上方法
- ___ 退職給付引当金の計上方法
- ___ リース取引の処理方法
- ___ ヘッジ会計の方法
- ___ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ___ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ___ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ___ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- ___ 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

表示方法を変更したときは、その内容

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額)
- (9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 保険業法施行規則第24条の2第2項第1号に規定する金額がある場合は、その額
- (11) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (12) 保険会社の取締役、監査役及び執行役と保険会社又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (13) 子会社等の株式又は出資金の額
- (14) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること)
- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
- (16) 生命保険会社に係る社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額
- (17) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (18) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。)

- ___ 不動産及び動産の減価償却の方法
- ___ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ___ 貸倒引当金の計上方法
- ___ 退職給付引当金の計上方法
- ___ 価格変更準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ___ リース取引の処理方法
- ___ ヘッジ会計の方法
- ___ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 固定資産の償却方法、償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (新設)
- (新設)
- (7) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (8) 保険業法施行規則第24条の2第2項第1号に規定する金額がある場合は、その額
- (9) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (10) 保険会社の取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあっては、取締役及び執行役)と保険会社又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (新設)
- (11) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な不動産及び動産
- (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
- (13) 生命保険会社に係る社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額
- (14) その他保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- (15) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
- (新設)

(19) その他保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 保険会社又はその子会社等である保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の商品及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 連結損益計算書

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 連結損益計算書

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	為 替 差 益	
そ の 他 運 用 収 益		
特 別 勘 定 資 産 運 用 益		
そ の 他 経 常 収 益		
経 常 費 用		
保 険 金 等 支 払 金		

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 保険会社又はその子会社等である保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の商品及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 連結損益計算書

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 連結損益計算書

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	為 替 差 益	
そ の 他 運 用 収 益		
特 別 勘 定 資 産 運 用 益		
そ の 他 経 常 収 益		
経 常 費 用		
保 険 金 等 支 払 金		

	保 險 金 年 金 給 付 金 解 約 返 戻 金 そ の 他 返 戻 金 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額 資 産 運 用 費 用 支 払 利 息 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用				保 險 金 年 金 給 付 金 解 約 返 戻 金 そ の 他 返 戻 金 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額 資 産 運 用 費 用 支 払 利 息 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用			
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)				経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益 <u>固 定 資 産 等 処 分 益</u> 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益				特 別 利 益 <u>不 動 産 動 産 等 処 分 益</u> 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益			
	特 別 損 失 <u>固 定 資 産 等 処 分 損</u> 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失				特 別 損 失 <u>不 動 産 動 産 等 処 分 損</u> 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失			
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額				契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額			

税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税及び住民税等	
法人税等調整額	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
当期純利益（又は当期純損失）	

(2)(損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	正味収入保険料	
	収入積立保険料	
	積立保険料等運用益	
	生命保険料	
	その他保険引受収益	
	資産運用収益	
	利息及び配当金収入	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
金融派生商品収益		
特別勘定資産運用益		
その他運用収益		
積立保険料等運用益振替		
その他経常収益		
経常費用		
保険引受費用		
正味支払保険金		
損害調査費		
諸手数料及び集金費		
満期返戻金		
契約者配当金		
生命保険金等		
支払備金繰入額		
責任準備金等繰入額		
その他保険引受費用		
資産運用費用		
特定取引費用		

税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税及び住民税等	
法人税等調整額	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
当期純利益（又は当期純損失）	

(2)(損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	正味収入保険料	
	収入積立保険料	
	積立保険料等運用益	
	生命保険料	
	その他保険引受収益	
	資産運用収益	
	利息及び配当金収入	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券償還益	
金融派生商品収益		
特別勘定資産運用益		
その他運用収益		
積立保険料等運用益振替		
その他経常収益		
経常費用		
保険引受費用		
正味支払保険金		
損害調査費		
諸手数料及び集金費		
満期返戻金		
契約者配当金		
生命保険金等		
支払備金繰入額		
責任準備金等繰入額		
その他保険引受費用		
資産運用費用		
特定取引費用		

	商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	
	税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

- 1 生命保険株式会社にあつては、上記の（1）により、損害保険株式会社にあつては上記の（2）により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - （1）連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - （2）会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている

	商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 不動産動産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	
	税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

- 1 生命保険株式会社にあつては、上記の（1）により、損害保険株式会社にあつては上記の（2）により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - （1）連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - （2）連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

影響の内容

表示方法を変更したときは、その内容

(3) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額

(4) その他保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る利益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。

4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3)(生命保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	為 替 差 益	
	そ の 他 運 用 収 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 経 常 収 益		
経 常 費 用		
保 険 金 等 支 払 金		
保 険 金		
年 給 付 金		
解 約 返 戻 金		
そ の 他 返 戻 金		
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		
支 払 備 金 繰 入 額		
責 任 準 備 金 繰 入 額		
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		

(3) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額

(4) その他保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る利益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。

4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3)(生命保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	為 替 差 益	
	そ の 他 運 用 収 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 経 常 収 益		
経 常 費 用		
保 険 金 等 支 払 金		
保 険 金		
年 給 付 金		
解 約 返 戻 金		
そ の 他 返 戻 金		
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		
支 払 備 金 繰 入 額		
責 任 準 備 金 繰 入 額		
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		

	資 産 運 用 費 用 支 払 利 息 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特 別 利 益 <u>固 定 資 産 等 処 分 益</u> 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
	特 別 損 失 <u>固 定 資 産 等 処 分 損</u> 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
	税金等調整前当期純剰余(又は税金等調整前当期純損失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失) 当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)	

(4)(損害保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

	資 産 運 用 費 用 支 払 利 息 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特 別 利 益 <u>不 動 産 動 産 等 処 分 益</u> 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
	特 別 損 失 <u>不 動 産 動 産 等 処 分 損</u> 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
	税金等調整前当期純剰余(又は税金等調整前当期純損失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失) 当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)	

(4)(損害保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

経常損益の部	経常収益			経常収益		
	保険引受収益			保険引受収益		
	正味収入保険料			正味収入保険料		
	収入積立保険料			収入積立保険料		
	積立保険料等運用益			積立保険料等運用益		
	生命保険料			生命保険料		
	その他の保険引受収益			その他の保険引受収益		
	資産運用収益			資産運用収益		
	利息及び配当金収入			利息及び配当金収入		
	特定取引収益			特定取引収益		
	商品有価証券運用益			商品有価証券運用益		
	金銭の信託運用益			金銭の信託運用益		
	売買目的有価証券運用益			売買目的有価証券運用益		
	有価証券売却益			有価証券売却益		
	有価証券償還益			有価証券償還益		
	金融派生商品収益			金融派生商品収益		
特別勘定資産運用益			特別勘定資産運用益			
その他の運用収益			その他の運用収益			
積立保険料等運用益振替			積立保険料等運用益振替			
その他の経常収益			その他の経常収益			
社員配当準備金戻入額			社員配当準備金戻入額			
その他の経常収益			その他の経常収益			

	<p>経常費用</p> <p>保険引受費用</p> <p>正味支払保険金</p> <p>損害調査費</p> <p>諸手数料及び集金費</p> <p>満期返戻金</p> <p>契約者配当金</p> <p>生命保険金等</p> <p>支払備金繰入額</p> <p>責任準備金等繰入額</p> <p>その他保険引受費用</p> <p>資産運用費用</p> <p>特定取引費用</p> <p>商品有価証券運用損</p> <p>金銭の信託運用損</p> <p>売買目的有価証券運用損</p> <p>有価証券売却損</p> <p>有価証券評価損</p> <p>有価証券償還損</p> <p>金融派生商品費用</p> <p>特別勘定資産運用損</p> <p>その他運用費用</p> <p>営業費及び一般管理費</p> <p>その他経常費用</p> <p>支払利息</p> <p>貸倒引当金繰入額</p> <p>貸倒損失</p> <p>社員配当金</p> <p>その他の経常費用</p>				<p>経常費用</p> <p>保険引受費用</p> <p>正味支払保険金</p> <p>損害調査費</p> <p>諸手数料及び集金費</p> <p>満期返戻金</p> <p>契約者配当金</p> <p>生命保険金等</p> <p>支払備金繰入額</p> <p>責任準備金等繰入額</p> <p>その他保険引受費用</p> <p>資産運用費用</p> <p>特定取引費用</p> <p>商品有価証券運用損</p> <p>金銭の信託運用損</p> <p>売買目的有価証券運用損</p> <p>有価証券売却損</p> <p>有価証券評価損</p> <p>有価証券償還損</p> <p>金融派生商品費用</p> <p>特別勘定資産運用損</p> <p>その他運用費用</p> <p>営業費及び一般管理費</p> <p>その他経常費用</p> <p>支払利息</p> <p>貸倒引当金繰入額</p> <p>貸倒損失</p> <p>社員配当金</p> <p>その他の経常費用</p>			
	経常利益(又は経常損失)				経常利益(又は経常損失)			
特別損益の部	<p>特別利益</p> <p>固定資産等処分益</p> <p>保険業法第112条評価益</p> <p>その他特別利益</p>				<p>特別利益</p> <p>不動産動産処分益</p> <p>保険業法第112条評価益</p> <p>その他特別利益</p>			

<p>特 別 損 失</p> <p>固 定 資 産 等 処 分 損</p> <p>減 損 損 失</p> <p>価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額</p> <p>金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額</p> <p>証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額</p> <p>不 動 産 等 圧 縮 損</p> <p>そ の 他 特 別 損 失</p>	
<p>税金等調整前当期純剰余（又は税金等調整前当期純損失）</p> <p>法 人 税 及 び 住 民 税 等</p> <p>法 人 税 等 調 整 額</p> <p>少 数 株 主 利 益 （ 又 は 少 数 株 主 損 失 ）</p> <p>当 期 純 剰 余 （ 又 は 当 期 純 損 失 ）</p>	

（記載上の注意）

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の（3）により、損害保険相互会社にあつては上記の（4）により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - （1）連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - （2）会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
 - 表示方法を変更したときは、その内容
- （3）その他保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る利益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

<p>特 別 損 失</p> <p>不 動 産 動 産 処 分 損</p> <p>減 損 損 失</p> <p>価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額</p> <p>金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額</p> <p>証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額</p> <p>不 動 産 等 圧 縮 損</p> <p>そ の 他 特 別 損 失</p>	
<p>税金等調整前当期純剰余（又は税金等調整前当期純損失）</p> <p>法人税及び住民税等</p> <p>法人税等調整額</p> <p>少数株主利益（又は少数株主損失）</p> <p>当期純剰余（又は当期純損失）</p>	

（記載上の注意）

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の（3）により、損害保険相互会社にあつては上記の（4）により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - （1）連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - （2）連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- （3）その他保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る利益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 連結キャッシュフロー計算書

年度 年 月 日から
年 月 日まで
キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社及びその子会社等—直接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の解約返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	

4 連結キャッシュフロー計算書

年度 年 月 日から
年 月 日まで
キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社及びその子会社等—直接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払いによる支出	
年金支払いによる支出	
給付金支払いによる支出	
解約返戻金支払いによる支出	
その他の解約返戻金支払いによる支出	
再保険料収入	
再保険料支払いによる支出	
保険料据置支払いによる支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	

貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険株式会社及びその子会社等—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	

貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険株式会社及びその子会社等—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	

税金等調整前当期純利益（損失）
貸貸用不動産等減価償却費
減価償却費
減損損失
連結調整勘定償却額
支払備金の増加額
責任準備金の増加額
契約者配当準備金積立利息繰入額
契約者配当準備金繰入額
貸倒引当金の増加額
退職給付引当金の増加額
価格変動準備金の増加額
金融先物取引責任準備金の増加額
証券取引責任準備金の増加額
保険業法第112条評価益
利息及び配当金等収入
有価証券関係損益
支払利息
為替差損益
固定資産関係損益
持分法による投資損益
特定取引資産の増加額
特定取引負債の増加額
商品有価証券の増加額
代理店貸の増加額
再保険貸の増加額
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）
の増加額
代理店借の増加額
再保険借の増加額
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）
の増加額
その他
小計
利息及び配当金等の受取額
利息の支払額
契約者配当金の支払額
その他
法人税等の支払額

税金等調整前当期純利益（損失）
貸貸用不動産等減価償却費
減価償却費
減損損失
連結調整勘定償却額
支払備金の増加額
責任準備金の増加額
契約者配当準備金積立利息繰入額
契約者配当準備金繰入額
貸倒引当金の増加額
退職給付引当金の増加額
価格変動準備金の増加額
金融先物取引責任準備金の増加額
証券取引責任準備金の増加額
保険業法第112条評価益
利息及び配当金等収入
有価証券関係損益
支払利息
為替差損益
不動産動産関係損益
持分法による投資損益
特定取引資産の増加額
特定取引負債の増加額
商品有価証券の増加額
代理店貸の増加額
再保険貸の増加額
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）
の増加額
代理店借の増加額
再保険借の増加額
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）
の増加額
その他
小計
利息及び配当金等の受取額
利息の支払額
契約者配当金の支払額
その他
法人税等の支払額

事業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) () 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) () 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	

VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険料の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
商品有価証券の売却による収入	
商品有価証券の取得による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	

VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険料の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
商品有価証券の売却による収入	
商品有価証券の取得による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	

II① 小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社一問接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純利益 (損失) 減価償却費 減損損失	

II① 小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社一問接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純利益 (損失) 減価償却費 減損損失	

<p>連結調整勘定償却額 支払備金の増加額 責任準備金等の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 固定資産関係損益 持分法による投資損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 商品有価証券の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 事業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>連結調整勘定償却額 支払備金の増加額 責任準備金等の増加額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 持分法による投資損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 商品有価証券の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出</p>		<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出</p>	

貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険相互会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	

貸付金の回収による収入 その他 II① 小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険相互会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	

<p>保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 その他の返戻金支払による支出 再保険料収入 再保険料支払による支出 保険料据置支払による支出 事業費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 <u>事業活動によるキャッシュ・フロー</u></p>		<p>保険料等収入 保険金等支払いによる支出 年金支払いによる支出 給付金支払いによる支出 解約返戻金支払いによる支出 その他の返戻金支払いによる支出 再保険料収入 再保険料支払いによる支出 保険料据置支払いによる支出 事業費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 <u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u></p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>有形固定資産の取得による支出</u> <u>有形固定資産の売却による収入</u> その他 <u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u></p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>不動産及び動産の取得による支出</u> <u>不動産及び動産の売却による収入</u> その他 <u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u></p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p>	

借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命相互株式会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（損失）	
賃貸用不動産等減価償却費	
減価償却費	
減損損失	
連結調整勘定償却額	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
社員配当準備金積立利息繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	

借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命相互株式会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（損失）	
賃貸用不動産等減価償却費	
減価償却費	
減損損失	
連結調整勘定償却額	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
社員配当準備金積立利息繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	

<p>支払利息 為替差損益 <u>固定資産関係損益</u> 持分法による投資損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 事業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>支払利息 為替差損益 <u>不動産動産関係損益</u> 持分法による投資損益 特定取引資産の増加額 特定取引負債の増加額 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>有形固定資産</u>の取得による支出 <u>有形固定資産</u>の売却による収入</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>不動産及び動産</u>の取得による支出 <u>不動産及び動産</u>の売却による収入</p>	()

連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 特定取引による収入	

連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の 売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 特定取引による収入	

<p>特定取引による支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額</p>		<p>特定取引による支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>有形固定資産</u>の取得による支出 <u>有形固定資産</u>の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p><u>不動産及び動産</u>の取得による支出 <u>不動産及び動産</u>の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社及びその子会社等―間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
減損損失	
連結調整勘定償却額	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
固定資産関係損益	
持分法による投資損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	
その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）	

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社及びその子会社等―間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
減損損失	
連結調整勘定償却額	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
不動産動産関係損益	
持分法による投資損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	
その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）	

<p>の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 事業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出</p>	

基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I + II①)は、事業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I + II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5 連結株主資本等変動計算書（別紙）

（削除）

（新設）

5 連結剰余金計算書

年度 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 連結剰余金計算書

（保険株式会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科 目	金 額
（ 資 本 剰 余 金 の 部 ）	
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	
資 本 剰 余 金 増 加 高	
増 資 に よ る 新 株 の 発 行	
自 己 株 式 処 分 差 益	
・	・
資 本 剰 余 金 減 少 高	
配 当	
自 己 株 消 却 額	
・	・
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	
（ 利 益 剰 余 金 の 部 ）	
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	
利 益 剰 余 金 増 加 高	
当 期 純 利 益	
・	・
利 益 剰 余 金 減 少 高	
配 当	
役 員 賞 与	
資 本 金	
自 己 株 式 消 却 額	
・	・
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	

年度 (年 月 日から) 連結剰余金計算書
 (年 月 日まで)

(保険相互会社及びその子会社等)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額
連 結 剰 余 金 期 首 残 高	
連 結 剰 余 金 増 加 高	
当 期 純 剰 余	
・	・
連 結 剰 余 金 減 少 高	
社 員 配 当 準 備 金	
基 金 償 却 積 立 金	
役 員 賞 与 金	
・	・
連 結 剰 余 金 期 末 残 高	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第 期 (年 月 日から 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
前期連結会計年度末残高	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当連結会計年度変動額													
新株の発行	× × ×	× × ×			× × ×								× × ×
剰余金の配当			× × ×		× × ×								× × ×
当期純利益					× × ×								× × ×
自己株式の処分				× × ×	× × ×								× × ×
・ ・ ・ ・ ・													× × ×
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当連結会計年度変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当連結会計年度末残高	× × ×	× × ×	× × ×		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

- 1.法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2.株主資本の変動理由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3.株主資本以外の項目について、連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 4.評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、直前連結会計年度末残高、連結会計期間中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5.評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 6.以下の事項につき注記すること。

当該連結会計年度の末日における発行済株式の総数(種類株式発行会社(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する会社をいう。以下同じ。)にあっては、種類ごとの発行済株式の総数)

当該連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当(当該連結会計年度に相当する事業年度に係る定時株主総会の締結後に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。)に関する事項

当該連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数)

現行	改正後
----	-----

5 (年 月 日から
年 月 日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等						評価・換算差額等				純資産合計
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	連結剰余 金	基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計	
前連結会計年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当連結会計年度変動額											
基金の募集	×××					×××					×××
剰余金処分						×××					×××
当期純剰余						×××					×××
基金の償還	×××	×××				×××					×××
.....											
基金等以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）							×××	×××	×××	×××	×××
当連結会計年度変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当連結会計年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 基金等以外の項目について、当連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
- その他連結剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- その他連結剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 合計欄の記載は省略することができる。
- 剰余金処分欄には、前連結会計年度の剰余金処分額のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後	現行
<p>別紙様式第12号の4（第52条の7第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">、 （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 商 号 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金供託届出書</p> <p>法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、供託書の正本を添付して、届け出ます。</p>	<p>別紙様式第12号の4（第52条の7第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（平16内府令108） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 商 号 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金供託届出書</p> <p>法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、供託書の正本を添付して、届け出ます。</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第12号の5（第52条の8第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 商 号 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金保証契約締結届出書</p> <p>法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。</p>	<p>別紙様式第12号の5（第52条の8第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（平16内府令108） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 商 号 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金保証契約締結届出書</p> <p>法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。</p>

改正後

別紙様式第12号の6 (第52条の8第2項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

法第九十九条第八項(法第九十九条(法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約(以下「営業保証金供託保証契約」という。)の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

現行

別紙様式第12号の6 (第52条の8第2項関係)

(平16内府令108)

(日本工業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

届出者

住 所

商 号

代表者の氏名

印

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

法第九十九条第八項(法第九十九条(法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約(以下「営業保証金供託保証契約」という。)の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

5. 申請の理由

6. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘 柄	金 額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

改正後

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

現行

7. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

8. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

改正後

現行

別紙様式第12号の7 (第52条の8第2項関係)

別紙様式第12号の7 (第52条の8第2項関係)

(日本工業規格A4)

(平16内府令108)

(日本工業規格A4)

年 月 日

年 月 日

金融庁長官 殿

金融庁長官 殿

届出者

届出者

住 所

住 所

商 号

商 号

代表者の氏名

代表者の氏名

印

印

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

法第九十九条第八項(法第九十九条(法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約(以下「営業保証金供託保証契約」という。)の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

法第九十九条第八項(法第九十九条(法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約(以下「営業保証金供託保証契約」という。)の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

記

1. 申請の理由

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供託金額	供託者名
	円	

供託所名・供託番号	供託金額	供託者名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番号
			円	円		

供託所名・供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘柄	金額
		円

供託所名・供託番号	銘柄	金額
		円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

改正後

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

現行

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の 商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

改正後	現行
<p>別紙様式第12号の8（第52条の8第4項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 商 号 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金供託保証契約変更届出書</p> <p>法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。</p>	<p>別紙様式第12号の8（第52条の8第4項関係）</p> <p style="text-align: right;">（平16内府令108） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 商 号 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金供託保証契約変更届出書</p> <p>法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第12号の9（第52条の8第4項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 商 号 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金供託保証契約解除届出書</p> <p>法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を変更したので、契約を解除した事実を証する書面を添付して、届け出ます。</p>	<p>別紙様式第12号の9（第52条の8第4項関係）</p> <p style="text-align: right;">（平16内府令108） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 商 号 代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金供託保証契約解除届出書</p> <p>法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を変更したので、契約を解除した事実を証する書面を添付して、届け出ます。</p>

改正後

現行

別紙様式第13号(第117条関係)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
生命保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

商号又は名称

氏名

印

(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第186条第2項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の
生命保険契約の申込みの許可を申請します。

記

- 1 保険契約の種類及び名称
- 2 外国保険業者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 組織
 - (4) 国籍
- 3 保険契約者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 国籍
 - (4) 職業又は事業の目的
- 4 被保険者
 - (1) 氏名、年齢及び性別
 - (2) 住所
 - (3) 国籍
 - (4) 職業
- 5 保険金その他の給付金の受取人
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 国籍
 - (4) 職業又は事業の目的
 - (5) 保険契約者との続柄
- 6 保険金その他の給付金の額
- 7 保険期間
- 8 保険料の払込方法及び払込期間
- 9 保険料
- 10 保険金その他の給付金の支払事由及びその給付の内容
- 11 免責事由、契約無効の原因、契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務
- 12 契約者配当等の有無及びその内容
- 13 特約の名称及びその内容
- 14 日本に支店を設けない外国保険業者との契約の有無及びその概要
- 15 その他参考事項

(備考)

- 1 保険契約者、保険金その他の給付金の受取人が外国人又は外国法人であつて、日本に居所又は事務所を有する場合には、そのうち主たるものを付記すること。
- 2 保険金その他の給付金の額及び保険料は、いずれの国の通貨による表示であるかを明記し、外貨表示である場合にはその邦貨換算額を、また、外貨表示であっても保険金その他の給付金が邦貨で支払われる場合又は邦貨表示であっても保険金その他の給付金が外貨で支払われる場合には、その旨をそれぞれ付記すること。

別紙様式第13号(第117条関係)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
生命保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

商号又は名称

氏名

印

(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第186条第2項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の
生命保険契約の申込みの許可を申請します。

記

- 1 保険契約の種類及び名称
- 2 外国保険業者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 組織
 - (4) 国籍
- 3 保険契約者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 国籍
 - (4) 職業又は事業の目的
- 4 被保険者
 - (5) 氏名、年齢及び性別
 - (6) 住所
 - (7) 国籍
 - (8) 職業
- 5 保険金その他の給付金の受取人
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 国籍
 - (4) 職業又は事業の目的
 - (5) 保険契約者との続柄
- 6 保険金その他の給付金の額
- 7 保険期間
- 8 保険料の払込方法及び払込期間
- 9 保険料
- 10 保険金その他の給付金の支払事由及びその給付の内容
- 11 免責事由、契約無効の原因、契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務
- 12 契約者配当等の有無及びその内容
- 13 特約の名称及びその内容
- 14 日本に支店を設けない外国保険業者との契約の有無及びその概要
- 15 その他参考事項

(備考)

- 1 保険契約者、保険金その他の給付金の受取人が外国人又は外国法人であつて、日本に居所又は事務所を有する場合には、そのうち主たるものを付記すること。
- 2 保険金その他の給付金の額及び保険料は、いずれの国の通貨による表示であるかを明記し、外貨表示である場合にはその邦貨換算額を、また、外貨表示であっても保険金その他の給付金が邦貨で支払われる場合又は邦貨表示であっても保険金その他の給付金が外貨で支払われる場合には、その旨をそれぞれ付記すること。

改正後	現行
<p>3 保険金その他の給付金の受取人が二人以上ある場合には、各人の受取る保険金その他の給付金の種類及び金額を記入すること。</p>	<p>3 保険金その他の給付金の受取人が二人以上ある場合には、各人の受取る保険金その他の給付金の種類及び金額を記入すること。</p>

改正後

現行

別紙様式第14号(第117条関係)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
損害保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

商号又は名称

氏名

印

(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第186条第2項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の
損害保険契約の申込みの許可を申請します。

記

- 1 保険契約の種類及び名称
- 2 外国保険業者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 組織
 - (4) 国籍
- 3 保険契約者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 組織
 - (4) 職業又は事業の目的
- 4 被保険者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 組織
 - (4) 職業又は事業の目的
- 5 保険の目的の概要及び保険価額
- 6 保険金その他の給付金の額
- 7 保険期間
- 8 保険料の払込方法及び保険金その他の給付金の受領方法
- 9 保険料率及び保険料
- 10 保険金その他の給付金の支払事由又は損害のてん補の方法
- 11 免責事由及び告知又は通知義務
- 12 特約の内容
- 13 日本に支店等を設けない外国保険業者との保険契約の有無及びその概要
- 14 その他参考事項

(備考)

- 1 保険契約者が外国人又は外国法人であつて、日本に居所又は事務所を有する場合には、そのうち主たるものを付記すること。
- 2 保険金その他の給付金の額及び保険料は、いずれの国の通貨による表示であるかを明記し、外貨表示である場合にはその邦貨換算額を、また、外貨表示であっても保険金その他の給付金が邦貨で支払われる場合又は邦貨表示であっても保険金その他の給付金が外貨で支払われる場合には、その旨をそれぞれ付記すること。

別紙様式第14号(第117条関係)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
損害保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

商号又は名称

氏名

印

(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第186条第2項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の
損害保険契約の申込みの許可を申請します。

記

- 1 保険契約の種類及び名称
- 2 外国保険業者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 組織
 - (4) 国籍
- 3 保険契約者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 組織
 - (4) 職業又は事業の目的
- 4 被保険者
 - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
 - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (3) 組織
 - (4) 職業又は事業の目的
- 5 保険の目的の概要及び保険価額
- 6 保険金その他の給付金の額
- 7 保険期間
- 8 保険料の払込方法及び保険金その他の給付金の受領方法
- 9 保険料率及び保険料
- 10 保険金その他の給付金の支払事由又は損害のてん補の方法
- 11 免責事由及び告知又は通知義務
- 12 特約の内容
- 13 日本に支店等を設けない外国保険業者との保険契約の有無及びその概要
- 14 その他参考事項

(備考)

- 1 保険契約者が外国人又は外国法人であつて、日本に居所又は事務所を有する場合には、そのうち主たるものを付記すること。
- 2 保険金その他の給付金の額及び保険料は、いずれの国の通貨による表示であるかを明記し、外貨表示である場合にはその邦貨換算額を、また、外貨表示であっても保険金その他の給付金が邦貨で支払われる場合又は邦貨表示であっても保険金その他の給付金が外貨で支払われる場合には、その旨をそれぞれ付記すること。

改正後	現行
<p>別紙様式第14号の2（第143条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平17内府令68） （日本工業規格A4）</p> <p>年度中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における中間業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 日本における代表者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間事業報告</p> <p>1 日本における保険業の現況に関する事項</p> <p>（1）日本における事業の経過及び成果等</p> <p>（2）日本における財産及び損益の状況</p> <p>（3）日本における支店等及び代理店の状況</p> <p>（4）日本における使用人の状況</p> <p>（5）その他</p> <p>第2 日本における保険業の中間貸借対照表</p> <p>第3 日本における保険業の中間損益計算書</p> <p>第4 日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 基金等変動計算書</p> <p>第6 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>外国保険会社等の日本における事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>第1</p> <p>年度中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の中間事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げる事項についても記載すること。</p>	<p>別紙様式第14号の2（第143条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平16内府令66） （日本工業規格A4）</p> <p>年度中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における中間業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 日本における代表者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 <u>日本における保険業の中間事業報告書</u></p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>2 日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移</p> <p>3 日本における支店等及び代理店の状況</p> <p>4 日本における従業員等の状況</p> <p>5 <u>日本における事業年度に係る中間期末後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実</u></p> <p>6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項</p> <p>第2 日本における保険業の中間貸借対照表</p> <p>第3 日本における保険業の中間損益計算書</p> <p>第4 日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>外国保険会社等の日本における事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>第1</p> <p>年度中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の中間事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げる事項についても記載すること。</p>

(その他)			
利息及び配当金収入			
保険引受利益(又は保険引受損失)			
経常利益(又は経常損失)			
当期純利益(又は当期純損失)			
正味損害率			
正味事業費率			
運用資産			
総資産			

(記載上の注意)

- 1 正味収入保険料の内訳は、各外国損害保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 2 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 3 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要に応じ、日本における財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

3 日本における支店等及び代理店の状況

区分	前期末	当中間期末	増減()
日本における支店			
日本における代理店			

(記載上の注意)

支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

4 日本における使用人の状況

区分	前期末	当中間期末	増減()	当中間期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名	名	名	歳	年	千円
営業職員						

(記載上の注意)

- 1 外国生命保険会社等にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 外国損害保険会社等にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

5 日本における事業年度に係る中間期末後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実

6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項

(その他)			
利息及び配当金収入			
保険引受利益(又は保険引受損失)			
経常利益(又は経常損失)			
当期純利益(又は当期純損失)			
正味損害率			
正味事業費率			
運用資産			
総資産			

(記載上の注意)

- 1 正味収入保険料の内訳は、各外国損害保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 2 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 3 必要に応じ、日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3 日本における支店等及び代理店の状況

区分	前期末	当中間期末	増減()
日本における支店			
日本における代理店			

(記載上の注意)

支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

4 日本における従業員等の状況

区分	前期末	当中間期末	増減()	当中間期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名	名	名	歳	年	千円
営業職員						

(記載上の注意)

- 1 外国生命保険会社等にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 外国損害保険会社等にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

5 日本における事業年度に係る中間期末後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実

6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項

改正後			
第2 年度中(年 月 日現在)の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
商品有価証券		再保険借	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債	
有形固定資産		その他負債	
無形固定資産		退職給付引当金	
代理店貸		価格変動準備金	
再保険貸		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金		再評価に係る繰延税金負債	
資産		支払承諾	
支払承諾見返		本支店勘定	
貸倒引当金		負債の部合計	
本支店勘定			
		(純資産の部)	
		持込資本金	
		供託金	
		剰余金	
		中間未処分利益	
		(又は中間未処理損失)	
		中間純利益	
		(又は中間純損失)	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(外国損害保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額

現行			
第2 年度中(年 月 日現在)の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
商品有価証券		再保険借	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債	
不動産及び動産		その他負債	
(新設)		退職給付引当金	
代理店貸		価格変動準備金	
再保険貸		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金		本支店勘定	
本支店勘定		負債の部合計	
		(資本の部)	
		持込資本金	
		供託金	
		剰余金	
		中間未処分利益	
		(又は中間未処理損失)	
		中間純利益	
		(又は中間純損失)	
		(新設)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		資産の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の合計	
(外国損害保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額

(資産の部) 現金及び預貯金 コーポレート 買現先勘定 債券貸取引支払保証金 買入金銭債権 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 有形固定資産 無形固定資産 その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定	(負債の部) 保険契約準備金 支払準備金 責任準備金 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 本支店勘定 負債の部合計	(純資産の部) 持込資本金 供託金 剰余金 中間未処分利益 (又は中間未処理損失) 中間純利益 (又は中間純損失) その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 純資産の部合計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会社方針に関する事項

— 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第199条において準用する同法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

— 金銭の信託の評価基準及び評価方法

— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(資産の部) 現金及び預貯金 コーポレート 買現先勘定 債券貸取引支払保証金 買入金銭債権 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 不動産及び動産 (新設) その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定	(負債の部) 保険契約準備金 支払準備金 責任準備金 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 本支店勘定 負債の部合計	(資本の部) 持込資本金 供託金 剰余金 中間未処分利益 (又は中間未処理損失) 中間純利益 (又は中間純損失) (新設) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 資産の部合計
資産の部合計	負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

<p>— <u>土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額</u></p> <p>— <u>有形固定資産の減価償却の方法</u></p> <p>— <u>外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</u></p> <p>— <u>貸倒引当金の計上方法（貸倒引当金には、当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）</u></p> <p>— <u>退職給付引当金の計上方法</u></p> <p>— <u>価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法</u></p> <p>— <u>ヘッジ会計の方法</u></p> <p>— <u>その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p><u>会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</u></p> <p><u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p><u>(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</u></p> <p><u>(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。</u></p> <p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(8) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれる旨</u></p> <p><u>(9) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、一括した引当金の金額）</u></p> <p><u>(10) 保険業法第199条において準用する同法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額</u></p> <p><u>(11) 日本における代表者に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、日本において締結する保険契約の普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。</u></p> <p><u>(12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</u> <u>繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</u> <u>繰延税金負債</u></p> <p><u>(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産</u></p> <p><u>(14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</u></p> <p><u>(18) 外国生命保険会社等にあっては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額</u></p> <p><u>(19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</u></p> <p><u>(20) 以下に掲げる金額</u> <u>保険業法施行規則第160条において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）</u></p>	<p><u>(5) 不動産及び動産の減価償却の方法</u></p> <p><u>(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</u></p> <p><u>(7) 貸倒引当金の計上方法（当中間期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）</u></p> <p><u>(8) 退職給付引当金の計上方法</u></p> <p><u>(9) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法</u></p> <p><u>(10) ヘッジ会計の方法</u></p> <p><u>(11) 本支店勘定は、本店及び他の支店との日常取引で生じる資金の貸借額とする。</u></p> <p><u>(12) 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、保険業法第197条の自己資本に相当するものとする。</u></p> <p><u>(13) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p><u>(14) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(15) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。</u></p> <p><u>(16) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(17) 不動産及び動産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(18) 保険業法第199条において準用する同法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額</u></p> <p><u>(19) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産</u></p> <p><u>(20) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(21) 外国生命保険会社等にあっては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額</u></p> <p><u>(22) その他外国保険会社等の日本における財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p><u>(23) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額</u></p> <p><u>(24) 以下に掲げる金額</u> <u>保険業法施行規則第160条において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）</u></p>
--	--

の金額

保険業法施行規則第160条において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(21) 本支店勘定は、本店及び他の支店との日常取引で生じる資金の貸借額とする。

(22) 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、法第197条の自己資本に相当するものとする。

(23) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象

(24) その他外国保険会社等の日本における財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 外国損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該外国損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

の金額

保険業法施行規則第160条において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

2 消費貸借契約等により貸し付けている有価証券は、その種類毎に商品有価証券、有価証券、その他資産に計上し、その合計額を注記すること。

3 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正後											
<p>第3 年度中 (年 月 日から) 日本における保険業の中間損益計算書 (外国生命保険会社等) (単位：百万円)</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (うち 有 価 証 券 売 却 益) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経 常 損 益 の 部 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経常利益 (又は経常損失) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		科 目	金 額	経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (うち 有 価 証 券 売 却 益) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益		経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用		経 常 損 益 の 部		経常利益 (又は経常損失)	
科 目	金 額										
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (うち 有 価 証 券 売 却 益) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益											
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用											
経 常 損 益 の 部											
経常利益 (又は経常損失)											
改正後											

現行											
<p>第3 年度中 (年 月 日から) 日本における保険業の中間損益計算書 (外国生命保険会社等) (単位：百万円)</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (うち 有 価 証 券 売 却 益) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経 常 損 益 の 部 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経常利益 (又は経常損失) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		科 目	金 額	経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (うち 有 価 証 券 売 却 益) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益		経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用		経 常 損 益 の 部		経常利益 (又は経常損失)	
科 目	金 額										
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (うち 有 価 証 券 売 却 益) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益											
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用											
経 常 損 益 の 部											
経常利益 (又は経常損失)											
現行											

特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
契約者配当準備金繰入額		
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）		
法人税及び住民税		
法人税等調整額		
中間純利益（又は中間純損失）		
（ 削 除 ）		
（ 削 除 ）		
（ 削 除 ）		

（外国損害保険会社等） (単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	（うち正味収入保険料）	
	（うち収入積立保険料）	
	（うち積立保険料等運用益）	
	資産運用収益	
	（うち利息及び配当金収入）	
	（うち商品有価証券運用益）	
	（うち金銭の信託運用益）	
	（うち売買目的有価証券運用益）	
	（うち有価証券売却益）	
	（うち積立保険料等運用益振替）	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険引受費用	
	（うち正味支払保険金）	
	（うち損害調査費）	
（うち諸手数料及び集金費）		
（うち満期返戻金）		
（うち支払備金繰入額）		
（うち責任準備金繰入額）		
資産運用費用		
（うち商品有価証券運用損）		

改正後

特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
契約者配当準備金繰入額		
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）		
法人税及び住民税		
法人税等調整額		
中間純利益（又は中間純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失）		
本社送金		
中間未処分利益（又は中間未処理損失）		

（外国損害保険会社等） (単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	（うち正味収入保険料）	
	（うち収入積立保険料）	
	（うち積立保険料等運用益）	
	資産運用収益	
	（うち利息及び配当金収入）	
	（うち商品有価証券運用益）	
	（うち金銭の信託運用益）	
	（うち売買目的有価証券運用益）	
	（うち有価証券売却益）	
	（うち積立保険料等運用益振替）	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険引受費用	
	（うち正味支払保険金）	
	（うち損害調査費）	
（うち諸手数料及び集金費）		
（うち満期返戻金）		
（うち支払備金繰入額）		
（うち責任準備金繰入額）		
資産運用費用		
（うち商品有価証券運用損）		

現行

	(うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) 営業費及び一般管理費 その他経常費用 (うち支払利息)	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純利益(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純利益(又は中間純損失)	
	(削 除) (削 除) (削 除)	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - 日本における保険業の損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - 日本における保険業の損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - 外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
 - 以下の収益及び費用に関する内訳(ただし、 から まで及び の注記は、外国生命保険会社を除く。)

正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

	(うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) 営業費及び一般管理費 その他経常費用 (うち支払利息)	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純利益(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純利益(又は中間純損失)	
	前期繰越利益(又は前期繰越損失) 本社送金 中間未処分利益(又は中間未処理損失)	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - 日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - 日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - 外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
 - 以下の収益及び費用に関する内訳(ただし、 から までの注記は、外国生命保険会社等を除く。)

正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

- (5) 商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額
 - (6) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額
 - (7) その他日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

年度中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書

(外国生命保険会社等 - 直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払いによる支出	
年金支払いによる支出	
給付金支払いによる支出	
解約返戻支払いによる支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	

利息及び配当等金収入（外国損害保険会社等にあつては、利息及び配当金収入）の資産源泉別内訳

- (5) 法人税及び住民税と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨
 - (6) その他日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

年度中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書

(外国生命保険会社等 - 直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払いによる支出	
年金支払いによる支出	
給付金支払いによる支出	
解約返戻支払いによる支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	

その他 小 計 (+) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
契約者配当準備金積立利息繰入額	
契約者配当準備金繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	

その他 小 計 (+) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
契約者配当準備金積立利息繰入額	
契約者配当準備金繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	

不動産動産関係損益 その他 小　　計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー			不動産動産関係損益 その他 小　　計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 小　　計 (　　+　　) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー		(　　　　　)	投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 小　　計 (　　+　　) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー		(　　　　　)
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー			財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額			現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増加額			現金及び現金同等物の増加額		
現金及び現金同等物期首残高			現金及び現金同等物期首残高		
現金及び現金同等物中間期末残高			現金及び現金同等物中間期末残高		

(外国損害保険会社等 - 直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
小 計	()
不動産及び動産の取得による支出	
不動産及び動産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	

(外国損害保険会社等 - 直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
小 計	()
不動産及び動産の取得による支出	
不動産及び動産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	

社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
本店からの送金による収入	
本店への送金による支出	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	

改正後

社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
本店からの送金による収入	
本店への送金による支出	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	

現行

買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <div style="text-align: right;">小 計</div> <div style="text-align: center;">(+)</div>	()
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2)(+)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <div style="text-align: right;">小 計</div> <div style="text-align: center;">(+)</div>	()
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2)(+)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

現行	改正後	備考
----	-----	----

第5 基金等変動計算書

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	剰余金				基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計		
					損失てん 補準備金	その他剰余金		剰余金合計							
						社員配当平 衡積立金	積立金								当期末処分 剰余金
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額															
基金の募集	×××									×××					×××
剰余金処分					×××	×××	×××	×××	×××	×××					×××
当期純剰余								×××		×××					×××
基金の償還	×××	×××					×××		×××	×××					×××
.....															
基金等以外の項目の当 中間期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- 1 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 基金等以外の項目について、当中間期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当中間期変動額及び当中間期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 剰余金処分欄には、前事業年度の「剰余金処分に関する書面」の剰余金処分量のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後

第6

年度中(年 月 日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額 (A)	百万円
---------------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第202条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額 (B)	百万円
---------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第202条第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%
--------------------------------	---

現行

第5

年度中(年 月 日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額 (A)	百万円
---------------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第202条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額 (B)	百万円
---------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第202条第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%
--------------------------------	---

改正後	現行
<p>別紙様式第14号の3（第143条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平 内府令 ） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年度中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕日本における中間業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 日本における代表者 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の状況</p> <p>を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">目 次</p> <p>第1 中間事業報告</p> <p>1 日本における保険業の現況に関する事項</p> <p>（1）日本における事業の経過及び成果等</p> <p>（2）日本における財産及び損益の状況</p> <p>（3）日本における支店等及び代理店の状況</p> <p>（4）日本における使用人の状況</p> <p>（5）その他</p> <p>第2 日本における保険業の中間貸借対照表</p> <p>第3 日本における保険業の中間損益計算書</p> <p>第4 日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 基金等変動計算書</p> <p>第6 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>外国保険会社等の日本における事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: right;">年度中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕日本における保険業の中間事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げる事項についても記載すること。</p>	<p>別紙様式第14号の3（第143条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平16内府令66） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年度中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕日本における中間業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 日本における代表者 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の状況</p> <p>を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">目 次</p> <p>第1 <u>日本における保険業の中間事業報告書</u></p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>2 日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移</p> <p>3 日本における支店等及び代理店の状況</p> <p>4 日本における従業員等の状況</p> <p>5 <u>日本における事業年度に係る中間期末後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実</u></p> <p>6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項</p> <p>第2 日本における保険業の中間貸借対照表</p> <p>第3 日本における保険業の中間損益計算書</p> <p>第4 日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>外国保険会社等の日本における事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: right;">年度中〔 年 月 日から 年 月 日まで〕日本における保険業の中間事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>次に掲げる事項についても記載すること。</p>

(その他)			
利息及び配当金収入			
保険引受利益(又は保険引受損失)			
経常利益(又は経常損失)			
当期純利益(又は当期純損失)			
正味損害率			
正味事業費率			
運用資産			
総資産			

(記載上の注意)

- 1 正味収入保険料の内訳は、各外国損害保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 2 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 3 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要に応じ、日本における財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、基金等変動計算書)に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

3 日本における支店等及び代理店の状況

区分	前期末	当中間期末	増減()
日本における支店			
日本における代理店			

(記載上の注意)

支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

4 日本における使用人の状況

区分	前期末	当中間期末	増減()	当中間期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名	名	名	歳	年	千円
営業職員						

(記載上の注意)

- 1 外国生命保険会社等にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 外国損害保険会社等にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

5 日本における事業年度に係る中間期末後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実

6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項

(その他)			
利息及び配当金収入			
保険引受利益(又は保険引受損失)			
経常利益(又は経常損失)			
当期純利益(又は当期純損失)			
正味損害率			
正味事業費率			
運用資産			
総資産			

(記載上の注意)

- 1 正味収入保険料の内訳は、各外国損害保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 2 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 3 必要に応じ、日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3 日本における支店等及び代理店の状況

区分	前期末	当中間期末	増減()
日本における支店			
日本における代理店			

(記載上の注意)

支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

4 日本における従業員等の状況

区分	前期末	当中間期末	増減()	当中間期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名	名	名	歳	年	千円
営業職員						

(記載上の注意)

- 1 外国生命保険会社等にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 外国損害保険会社等にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

5 日本における事業年度に係る中間期末後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実

6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項

改正後			
第2 年度中(年 月 日現在)の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債	
有形固定資産		その他負債	
無形固定資産		退職給付引当金	
代理店貸		価格変動準備金	
再保険貸		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金		本支店勘定	
本支店勘定		負債の部合計	
		(純 資 産 の 部)	
		持込資本金	
		供託金	
		剰余金	
		中間未処分利益	
		(又は中間未処理損失)	
		中間純利益	
		(又は中間純損失)	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額

現行			
第2 年度中(年 月 日現在)の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		新株予約権付社債	
不動産及び動産		その他負債	
(新 設)		退職給付引当金	
代理店貸		価格変動準備金	
再保険貸		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金		本支店勘定	
本支店勘定		負債の部合計	
		(資 本 の 部)	
		持込資本金	
		供託金	
		剰余金	
		中間未処分利益	
		(又は中間未処理損失)	
		中間純利益	
		(又は中間純損失)	
		(新 設)	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		資産の部合計	
資産の部合計		負債及び資本の合計	

(外国損害保険会社等) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額

(資産の部) 現金及び預貯金 コールローン 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権 特定取引資産 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 有形固定資産 無形固定資産 その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定	(負債の部) 保険契約準備金 支払備金 責任準備金 特定取引負債 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 本支店勘定 負債の部合計	(純資産の部) 持込資本金 供託金 剰余金 中間未処分利益 (又は中間未処理損失) 中間純利益 (又は中間純損失) その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 純資産の部合計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会社方針に関する事項

— 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第199条において準用する同法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

— 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(資産の部) 現金及び預貯金 コールローン 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権 特定取引資産 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 不動産及び動産 (新設) その他資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定	(負債の部) 保険契約準備金 支払備金 責任準備金 特定取引負債 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 本支店勘定 負債の部合計	(資本の部) 持込資本金 供託金 剰余金 中間未処分利益 (又は中間未処理損失) 中間純利益 (又は中間純損失) (新設) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 資産の部合計
資産の部合計	負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

<p>— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>— <u>土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額</u></p> <p>— 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>— 貸倒引当金の計上方法（<u>貸倒引当金には、当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。</u>）</p> <p>— 退職給付引当金の計上方法</p> <p>— 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法</p> <p>— ヘッジ会計の方法</p> <p>— その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p><u>会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</u></p> <p><u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p>	<p><u>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</u></p> <p><u>(5) 不動産及び動産の減価償却の方法</u></p> <p><u>(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</u></p> <p><u>(7) 貸倒引当金の計上方法（当中間期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）</u></p> <p><u>(8) 退職給付引当金の計上方法</u></p> <p><u>(9) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法</u></p> <p><u>(10) ヘッジ会計の方法</u></p> <p><u>(11) 本支店勘定は、本店及び他の支店との日常取引で生じる資金の貸借額とする。</u></p> <p><u>(12) 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、保険業法第197条の自己資本に相当するものとする。</u></p> <p><u>(13) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p><u>(14) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</u></p>
<p><u>(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</u></p> <p><u>(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。</u></p> <p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(8) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれる旨</u></p> <p><u>(9) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、一括した引当金の金額）</u></p> <p><u>(10) 保険業法第199条において準用する同法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額</u></p> <p><u>(11) 日本における代表者に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、日本において締結する保険契約の普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。</u></p> <p><u>(12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</u> <u>繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</u> <u>繰延税金負債</u></p> <p>(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産</p> <p>(14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(18) 外国生命保険会社等にあっては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額</p> <p>(19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(20) 以下に掲げる金額 <u>保険業法施行規則第160条において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第</u></p>	<p><u>(15) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。</u></p> <p><u>(16) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(17) 不動産及び動産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(18) 保険業法第199条において準用する同法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額</u></p> <p>(19) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産</p> <p>(20) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。</p> <p>(21) 外国生命保険会社等にあっては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額</p> <p>(22) その他外国保険会社等の日本における財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p><u>(23) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額</u></p> <p>(24) 以下に掲げる金額 <u>保険業法施行規則第160条において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第</u></p>

71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

保険業法施行規則第160条において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(21) 本支店勘定は、本店及び他の支店との日常取引で生じる資金の貸借額とする。

(22) 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、法第197条の自己資本に相当するものとする。

(23) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象

(24) その他外国保険会社等の日本における財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。

3 外国損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該外国損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

4 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類 of 資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

保険業法施行規則第160条において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

2 消費貸借契約等により貸し付けている有価証券は、その種類毎に商品有価証券、有価証券、その他資産に計上し、その合計額を注記すること。

3 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正後	
<p>第3 年度中 () 年 月 日から) 年 月 日まで) 日本における保険業の中間損益計算書 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)</p>	
科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (うち 有 価 証 券 売 却 益) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
経 常 損 益 の 部	
経常利益(又は経常損失)	
改正後	

現行	
<p>第3 年度中 () 年 月 日から) 年 月 日まで) 日本における保険業の中間損益計算書 (外国生命保険会社等) (単位:百万円)</p>	
科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (うち 有 価 証 券 売 却 益) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
経 常 損 益 の 部	
経常利益(又は経常損失)	
現行	

特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
契約者配当準備金繰入額		
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）		
法人税及び住民税		
法人税等調整額		
中間純利益（又は中間純損失）		
（ 削 除 ）		
（ 削 除 ）		
（ 削 除 ）		

（外国損害保険会社等） (単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	（うち正味収入保険料）	
	（うち収入積立保険料）	
	（うち積立保険料等運用益）	
	資産運用収益	
	（うち利息及び配当金収入）	
	（うち商品有価証券運用益）	
	（うち金銭の信託運用益）	
	（うち売買目的有価証券運用益）	
	（うち有価証券売却益）	
	（うち積立保険料等運用益振替）	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険引受費用	
	（うち正味支払保険金）	
	（うち損害調査費）	
（うち諸手数料及び集金費）		
（うち満期返戻金）		
（うち支払備金繰入額）		
（うち責任準備金繰入額）		
資産運用費用		
（うち商品有価証券運用損）		

改正後

特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
契約者配当準備金繰入額		
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）		
法人税及び住民税		
法人税等調整額		
中間純利益（又は中間純損失）		
前期繰越利益（又は前期繰越損失）		
本社送金		
中間未処分利益（又は中間未処理損失）		

（外国損害保険会社等） (単位：百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	
	保険引受収益	
	（うち正味収入保険料）	
	（うち収入積立保険料）	
	（うち積立保険料等運用益）	
	資産運用収益	
	（うち利息及び配当金収入）	
	（うち商品有価証券運用益）	
	（うち金銭の信託運用益）	
	（うち売買目的有価証券運用益）	
	（うち有価証券売却益）	
	（うち積立保険料等運用益振替）	
	その他経常収益	
	経常費用	
	保険引受費用	
	（うち正味支払保険金）	
	（うち損害調査費）	
（うち諸手数料及び集金費）		
（うち満期返戻金）		
（うち支払備金繰入額）		
（うち責任準備金繰入額）		
資産運用費用		
（うち商品有価証券運用損）		

現行

	(うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) 営業費及び一般管理費 その他経常費用 (うち支払利息)	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純利益(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純利益(又は中間純損失)	
	(削 除) (削 除) (削 除)	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - 日本における保険業の損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - 日本における保険業の損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - 外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
 - 以下の収益及び費用に関する内訳(ただし、 から まで及び の注記は、外国生命保険会社を除く。)

正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

	(うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) 営業費及び一般管理費 その他経常費用 (うち支払利息)	
	経常利益(又は経常損失)	
特別損益の部	特別利益	
	特別損失	
	税引前中間純利益(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 中間純利益(又は中間純損失)	
	前期繰越利益(又は前期繰越損失) 本社送金 中間未処分利益(又は中間未処理損失)	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - 日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - 日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - 外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
 - 以下の収益及び費用に関する内訳(ただし、 から までの注記は、外国生命保険会社等を除く。)

正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

- (5) 商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額
 - (6) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額
 - (7) その他日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

年度中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書

(外国生命保険会社等 - 直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払いによる支出	
年金支払いによる支出	
給付金支払いによる支出	
解約返戻支払いによる支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	

利息及び配当等金収入（外国損害保険会社等にあつては、利息及び配当金収入）の資産源泉別内訳

- (5) 法人税及び住民税と法人税等調整額とを一括して記載したときは、その旨
 - (6) その他日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

年度中 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書

(外国生命保険会社等 - 直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払いによる支出	
年金支払いによる支出	
給付金支払いによる支出	
解約返戻支払いによる支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	

その他 小 計 (+) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
契約者配当準備金積立利息繰入額	
契約者配当準備金繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	

その他 小 計 (+) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(外国生命保険会社等 - 間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
契約者配当準備金積立利息繰入額	
契約者配当準備金繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	

不動産動産関係損益 その他 小　　計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 小　　計 (　　+　　) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	(　　　　　)
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

不動産動産関係損益 その他 小　　計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 小　　計 (　　+　　) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	(　　　　　)
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(外国損害保険会社等 - 直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
小 計	
(+)	()
不動産及び動産の取得による支出	
不動産及び動産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	

(外国損害保険会社等 - 直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
小 計	
(+)	()
不動産及び動産の取得による支出	
不動産及び動産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	

社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
本店からの送金による収入	
本店への送金による支出	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	

改正後

社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
本店からの送金による収入	
本店への送金による支出	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(外国損害保険会社等 - 間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
減価償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
不動産動産関係損益	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	

現行

買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <div style="text-align: right;">小 計</div> <div style="text-align: center;">(+)</div>	()
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2)(+)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <div style="text-align: right;">小 計</div> <div style="text-align: center;">(+)</div>	()
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間期末残高	

(注1) は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2)(+)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

現行	改正後	備考
----	-----	----

第5 基金等変動計算書

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	剰余金				基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計		
					損失てん 補準備金	その他剰余金		剰余金合計							
						社員配当平 衡積立金	積立金								当期末処分 剰余金
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額															
基金の募集	×××									×××					×××
剰余金処分					×××	×××	×××	×××	×××	×××					×××
当期純剰余								×××		×××					×××
基金の償還	×××	×××					×××		×××	×××					×××
.....															
基金等以外の項目の当 中間期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- 1 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 基金等以外の項目について、当中間期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当中間期変動額及び当中間期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 剰余金処分欄には、前事業年度の「剰余金処分に関する書面」の剰余金処分量のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後

第6

年度中(年 月 日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額 (A)	百万円
---------------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第202条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額 (B)	百万円
---------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第202条第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{(1/2) \times (B)\}$	%
------------------------------	---

現行

第5

年度中(年 月 日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額 (A)	百万円
---------------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第202条第1号に掲げる額をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額 (B)	百万円
---------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第202条第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{(1/2) \times (B)\}$	%
------------------------------	---

改正後	現行
<p>別紙様式第15号（第137条、第143条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平18内府令〇〇） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 会社名 日本における代表者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の状況を 次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 日本における保険業の事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>2 日本における財産及び損益の状況</p> <p>3 日本における支店等及び代理店の状況</p> <p>4 日本における使用人の状況</p> <p>5 日本における事業年度に係る決算期後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実</p> <p>6 その他外国保険会社等の現況に関する重要な事項</p> <p>第2 附属明細書</p> <p>1 商品有価証券</p> <p>2 有価証券</p> <p>3 貸付金</p> <p>4 有形固定資産及び無形固定資産</p> <p>5 保険契約準備金</p> <p>6 引当金</p> <p>7 事業費の明細</p> <p>8 特別勘定の資産及び負債</p> <p>9 その他重要事項</p> <p>第3 日本における保険業の貸借対照表</p> <p>第4 日本における保険業の損益計算書</p> <p>第5 日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書</p> <p>第6 剰余金処分又は損失処理に関する書面</p> <p>第7 基金等変動計算書</p> <p>第8 有価証券等に関する書面</p>	<p>別紙様式第15号（第137条、第143条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平17内府令68） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 会社名 日本における代表者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の状況を 次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 日本における保険業の事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>2 日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移</p> <p>3 日本における支店等及び代理店の状況</p> <p>4 日本における従業員等の状況</p> <p>5 日本における事業年度に係る決算期後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実</p> <p>6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項</p> <p>第2 附属明細書</p> <p>1 商品有価証券</p> <p>2 有価証券</p> <p>3 貸付金</p> <p>4 不動産及び動産</p> <p>5 リース契約により使用する不動産及び動産</p> <p>6 資産につき設定している担保権</p> <p>7 保険契約準備金</p> <p>8 引当金</p> <p>9 事業費の明細</p> <p>10 特別勘定の資産及び負債</p> <p>11 会計方針の変更理由</p> <p>12 その他重要事項</p> <p>第3 日本における保険業の貸借対照表</p> <p>第4 日本における保険業の損益計算書</p>

改正後	現行																																																																																																																																												
<p>1 売買目的有価証券 2 売買目的以外の有価証券 第9 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 (記載上の注意) 外国保険会社等の日本における事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果 (記載上の注意)</p> <p>1 外国保険会社等の日本における主要な事業内容、金融経済環境並びにその事業年度における事業の経過及び成果を記載すること。 2 外国保険会社等が日本における対処すべき課題を記載すること。 3 外国生命保険会社等においては、保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移、責任準備金の状況及び推移を記載すること。</p> <p>2 日本における財産及び損益の状況 (外国生命保険会社等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">年度 (当期)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">億 円</th> <th style="text-align: center;">億 円</th> <th style="text-align: center;">億 円</th> <th style="text-align: center;">億 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 人 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>末 個 人 年 金 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契 団 体 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>約 団 体 年 金 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 そ の 他 の 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 料 等 収 入</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> <tr> <td>資 産 運 用 収 益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 金 等 支 払 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 資 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>	区 分	年度	年度	年度	年度 (当期)	年 度	億 円	億 円	億 円	億 円	個 人 保 険					末 個 人 年 金 保 険					契 団 体 保 険					約 団 体 年 金 保 険					高 そ の 他 の 保 険					保 険 料 等 収 入	百万円	百万円	百万円	百万円	資 産 運 用 収 益					保 険 金 等 支 払 金					経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)					契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額					当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)					総 資 産					<p>第5 日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書 第6 有価証券等に関する書面 1 売買目的有価証券 2 売買目的以外の有価証券 第7 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 (記載上の注意) 外国保険会社等の日本における営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果 (記載上の注意)</p> <p>次に掲げる事項についても記載すること。 1 日本における保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移(外国生命保険会社等) 2 日本における資産運用の状況 3 日本における責任準備金の状況及び推移(外国生命保険会社等) 4 日本における会社が対処すべき課題</p> <p>2 日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移 (外国生命保険会社等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">年度 (当期)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">億 円</th> <th style="text-align: center;">億 円</th> <th style="text-align: center;">億 円</th> <th style="text-align: center;">億 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 人 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>末 個 人 年 金 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契 団 体 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>約 団 体 年 金 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 そ の 他 の 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 料 等 収 入</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> <tr> <td>資 産 運 用 収 益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 金 等 支 払 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 資 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>	区 分	年度	年度	年度	年度 (当期)	年 度	億 円	億 円	億 円	億 円	個 人 保 険					末 個 人 年 金 保 険					契 団 体 保 険					約 団 体 年 金 保 険					高 そ の 他 の 保 険					保 険 料 等 収 入	百万円	百万円	百万円	百万円	資 産 運 用 収 益					保 険 金 等 支 払 金					経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)					契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額					当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)					総 資 産				
区 分	年度	年度	年度	年度 (当期)																																																																																																																																									
年 度	億 円	億 円	億 円	億 円																																																																																																																																									
個 人 保 険																																																																																																																																													
末 個 人 年 金 保 険																																																																																																																																													
契 団 体 保 険																																																																																																																																													
約 団 体 年 金 保 険																																																																																																																																													
高 そ の 他 の 保 険																																																																																																																																													
保 険 料 等 収 入	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																									
資 産 運 用 収 益																																																																																																																																													
保 険 金 等 支 払 金																																																																																																																																													
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)																																																																																																																																													
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額																																																																																																																																													
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)																																																																																																																																													
総 資 産																																																																																																																																													
区 分	年度	年度	年度	年度 (当期)																																																																																																																																									
年 度	億 円	億 円	億 円	億 円																																																																																																																																									
個 人 保 険																																																																																																																																													
末 個 人 年 金 保 険																																																																																																																																													
契 団 体 保 険																																																																																																																																													
約 団 体 年 金 保 険																																																																																																																																													
高 そ の 他 の 保 険																																																																																																																																													
保 険 料 等 収 入	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																									
資 産 運 用 収 益																																																																																																																																													
保 険 金 等 支 払 金																																																																																																																																													
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)																																																																																																																																													
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額																																																																																																																																													
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)																																																																																																																																													
総 資 産																																																																																																																																													

改正後					現行				
<p>1 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。</p> <p>2 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載すること。</p> <p>3 必要に応じ、日本における財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。</p> <p>4 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</p>					<p>1 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載すること。</p> <p>2 必要に応じ、日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。</p>				
(外国損害保険会社等)					(外国損害保険会社等)				
区 分	年度	年度	年度	年度 (当期)	区 分	年度	年度	年度	年度 (当期)
正 味 収 入 保 険 料 (. . . 保 険) (そ の 他)	百万円	百万円	百万円	百万円	正 味 収 入 保 険 料 (. . . 保 険) (そ の 他)	百万円	百万円	百万円	百万円
利息及び配当金収入					利息及び配当金収入				
保険引受利益(又は保険引受損失)					保険引受利益(又は保険引受損失)				
経常利益(又は経常損失)					経常利益(又は経常損失)				
当期純利益(又は当期純損失)					当期純利益(又は当期純損失)				
正 味 損 害 率					正 味 損 害 率				
正 味 事 業 費 率					正 味 事 業 費 率				
運 用 資 産					運 用 資 産				
総 資 産					総 資 産				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
<p>1 正味収入保険料の内訳は、各外国保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。</p> <p>2 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>3 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。</p> <p>4 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載すること。</p> <p>5 必要に応じ、日本における財産及び損益の状況についての説明その他の事項を記載すること。</p> <p>6 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</p>					<p>1 正味収入保険料の内訳は、各外国保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。</p> <p>2 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。</p> <p>3 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載すること。</p> <p>4 必要に応じ、日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。</p>				
3 日本における支店等及び代理店の状況					3 日本における支店等及び代理店の状況				
区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)		区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)	
日 本 に お け る 支 店					日 本 に お け る 支 店				
日 本 に お け る 代 理 店					日 本 に お け る 代 理 店				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				

改正後	現行																																																																																																																																																
<p style="text-align: center;">支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。</p> <p>4 日本における使用人の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">前期末</th> <th rowspan="2">当期末</th> <th rowspan="2">当期増減 (△)</th> <th colspan="3">当期末現在</th> </tr> <tr> <th>平均年齢</th> <th>平均勤続年数</th> <th>平均給与月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内務職員</td> <td>名</td> <td>名</td> <td>名</td> <td>歳</td> <td>年</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>営業職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国生命保険会社等にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。 外国損害保険会社等にあつては、営業職員欄には固定給与と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。 <p>5 日本における事業年度に係る決算期後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実</p> <p>6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項 (記載上の注意) 外国相互会社にあつては、日本における事業年度末における日本における社員の数についても記載すること。</p> <p>第2</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> { <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> 年度 年 月 日から 年 月 日まで </div> } 附属明細書 </div> <p>1 商品有価証券 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>前期末残高</th> <th>当期末残高</th> <th>当期増減(△)額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品国債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品地方債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品政府保証債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 有価証券 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>前期末残高</th> <th>当期末残高</th> <th>当期増減(△)額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公社団債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在			平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額	内務職員	名	名	名	歳	年	千円	営業職員							区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	商品国債				商品地方債				商品政府保証債				計				区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	国債				地方債				社債				公社団債				金融債				事業債				<p style="text-align: center;">支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。</p> <p>4 日本における従業員等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">前期末</th> <th rowspan="2">当期末</th> <th rowspan="2">当期増減 (△)</th> <th colspan="3">当期末現在</th> </tr> <tr> <th>平均年齢</th> <th>平均勤続年数</th> <th>平均給与月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内務職員</td> <td>名</td> <td>名</td> <td>名</td> <td>歳</td> <td>年</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>営業職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国生命保険会社等にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。 外国損害保険会社等にあつては、営業職員欄には固定給与と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。 <p>5 日本における事業年度に係る決算期後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実</p> <p>6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項 (記載上の注意) 外国相互会社にあつては、日本における事業年度末における日本における社員の数についても記載すること。</p> <p>第2</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> { <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> 年度 年 月 日から 年 月 日まで </div> } 附属明細書 </div> <p>1 商品有価証券 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>前期末残高</th> <th>当期末残高</th> <th>当期増減(△)額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品国債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品地方債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品政府保証債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 有価証券 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>前期末残高</th> <th>当期末残高</th> <th>当期増減(△)額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公社団債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在			平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額	内務職員	名	名	名	歳	年	千円	営業職員							区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	商品国債				商品地方債				商品政府保証債				計				区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	国債				地方債				社債				公社団債				金融債				事業債			
区分					前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在																																																																																																																																									
	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額																																																																																																																																														
内務職員	名	名	名	歳	年	千円																																																																																																																																											
営業職員																																																																																																																																																	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額																																																																																																																																														
商品国債																																																																																																																																																	
商品地方債																																																																																																																																																	
商品政府保証債																																																																																																																																																	
計																																																																																																																																																	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額																																																																																																																																														
国債																																																																																																																																																	
地方債																																																																																																																																																	
社債																																																																																																																																																	
公社団債																																																																																																																																																	
金融債																																																																																																																																																	
事業債																																																																																																																																																	
区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在																																																																																																																																													
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額																																																																																																																																											
内務職員	名	名	名	歳	年	千円																																																																																																																																											
営業職員																																																																																																																																																	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額																																																																																																																																														
商品国債																																																																																																																																																	
商品地方債																																																																																																																																																	
商品政府保証債																																																																																																																																																	
計																																																																																																																																																	
区分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額																																																																																																																																														
国債																																																																																																																																																	
地方債																																																																																																																																																	
社債																																																																																																																																																	
公社団債																																																																																																																																																	
金融債																																																																																																																																																	
事業債																																																																																																																																																	

改正後			
株 外 株 の 計	国 証 の 証 券	式 式 他 券	

3 貸付金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
農 林 ・ 水 産 業 鉱 業 建 設 業 製 造 業 卸 ・ 小 売 業 金 融 ・ 保 険 業 不 動 産 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業 サ ー ビ ス 業 等 そ の 他 (うち個人住宅・消費者ローン)	()	()	()
計			
公 共 団 体 公 社 ・ 公 団 約 款 貸 付			
合 計			

(記載上の注意)

- 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載すること。ただし、「サービス業等」欄には、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」の合計額を記載すること。
- 事業団に対する貸付は、「公社・公団」に含めて記載すること。

4 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 帳簿価格	減価償却 累計額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産 土 地 建 物 建 設 仮 勘 定 その他の有形固定資産							%

現行			
株 外 株 の 計	国 証 の 証 券	式 式 他 券	

3 貸付金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
農 林 ・ 水 産 業 鉱 業 建 設 業 製 造 業 卸 ・ 小 売 業 金 融 ・ 保 険 業 不 動 産 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業 サ ー ビ ス 業 等 そ の 他 (うち個人住宅・消費者ローン)	()	()	()
計			
公 共 団 体 公 社 ・ 公 団 約 款 貸 付			
合 計			

(記載上の注意)

- 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載すること。ただし、「サービス業等」欄には、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」の合計額を記載すること。
- 事業団に対する貸付は、「公社・公団」に含めて記載すること。

4 不動産及び動産 (単位：百万円)

区 分	前 期 末残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当 期 末残高	償 却 累計額	償 却 累計率
土 地 建 物 動 産 建設仮勘定							%
計							

(記載上の注意)

改正後								現行																																								
有形固定資産計								1 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。 2 償却累計は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。																																								
無形固定資産 ソフトウェア のれん 保証金 権利金 その他の無形固定資産																																																
無形固定資産計																																																
(記載上の注意) 1 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。 2 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。								5 リース契約により使用する不動産及び動産 <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">資産の種類</th> <th style="width:50%;">資産の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> (記載上の注意) 1 リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する不動産及び動産の内訳を記載すること。 2 重要でない資産については一括して記載することができる。					資産の種類	資産の内容																																		
資産の種類	資産の内容																																															
(削除)																																																
(削除)																																																
5 保険契約準備金 (単位：百万円) <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:20%;">前期末残高</th> <th style="width:20%;">当期末残高</th> <th style="width:45%;">当期増減(△)額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ・ ・ 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	・ ・ ・ 保 険				そ の 他 の 保 険				計				6 資産につき設定している担保権 (単位：百万円) <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">担保に供している資産</th> <th colspan="2">担保権によって担保されている債務</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">種 類</th> <th style="width:15%;">期末残高</th> <th style="width:15%;">担保権の種類</th> <th style="width:15%;">内 容</th> <th style="width:15%;">期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		種 類	期末残高	担保権の種類	内 容	期末残高						計			計	
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額																																													
・ ・ ・ 保 険																																																
そ の 他 の 保 険																																																
計																																																
担保に供している資産			担保権によって担保されている債務																																													
種 類	期末残高	担保権の種類	内 容	期末残高																																												
計			計																																													
(記載上の注意) 1 保険契約準備金について日本における保険業の貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。 2 外国生命保険会社等にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。 3 外国損害保険会社等にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。																																																
5 保険契約準備金 (単位：百万円) <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:20%;">前期末残高</th> <th style="width:20%;">当期末残高</th> <th style="width:45%;">当期増減(△)額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ・ ・ 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	・ ・ ・ 保 険				そ の 他 の 保 険				計				7 保険契約準備金 (単位：百万円) <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:20%;">前期末残高</th> <th style="width:20%;">当期末残高</th> <th style="width:45%;">当期増減(△)額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ・ ・ 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 保 険</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (記載上の注意) 1 保険契約準備金について日本における保険業の貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。 2 外国生命保険会社等にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。 3 外国損害保険会社等にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。					区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	・ ・ ・ 保 険				そ の 他 の 保 険				計							
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額																																													
・ ・ ・ 保 険																																																
そ の 他 の 保 険																																																
計																																																
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額																																													
・ ・ ・ 保 険																																																
そ の 他 の 保 険																																																
計																																																
(記載上の注意) 1 保険契約準備金について日本における保険業の貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。 2 外国生命保険会社等にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。 3 外国損害保険会社等にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。																																																

改正後

6 引当金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由 及び算定方法
貸倒引当金 ・ ・ ・ ・ ・				
価格変動準備金 ・ ・ ・ ・ ・				

(記載上の注意)

計上の理由及び算定方法については、日本における保険業の貸借対照表に注記したものを省略することができる。

7 事業費の明細

(外国生命保険会社等) (単位：百万円)

区 分	金 額
事業活動費	
営業職員経費	
募集代理店経費	
選 択 経 費	
事業管理費	
募集機関管理費	
営業職員教育訓練費	
広 告 宣 伝 費	
一般管理費	
人 件 費	
物 件 費	
寄 附 ・ 協 賛 金 ・ 諸 会 費	
抛 出 金	
負 担 金	
計	

(記載上の注意)

1 抛出金の金額欄には、保険契約者保護基金抛出金について記載し、負担金の金額欄には、保険契約者保護機構負担金について記載すること。

(外国損害保険会社等) (単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

現行

8 引当金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由 及び算定方法
貸倒引当金 ・ ・ ・ ・ ・				
価格変動準備金 ・ ・ ・ ・ ・				

(記載上の注意)

計上の理由及び算定方法については、日本における保険業の貸借対照表に注記したものを省略することができる。

9 事業費の明細

(外国生命保険会社等) (単位：百万円)

区 分	金 額
事業活動費	
営業職員経費	
募集代理店経費	
選 択 経 費	
事業管理費	
募集機関管理費	
営業職員教育訓練費	
広 告 宣 伝 費	
一般管理費	
人 件 費	
物 件 費	
寄 附 ・ 協 賛 金 ・ 諸 会 費	
抛 出 金	
負 担 金	
計	

(記載上の注意)

1 抛出金の金額欄には、保険契約者保護基金抛出金について記載し、負担金の金額欄には、保険契約者保護機構負担金について記載すること。

2 監査役が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(外国損害保険会社等) (単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

改正後			現行			
損害調査費・営業費及び一般管理費	人件費 給付引当金繰入 退職厚生 物件費 減土地建物 土営旅通事広諸 会の費・寄附金・交際費 税出金 拠負担金 職当金繰入 生 償機 械 却 賃 貸 繕 交 通 信 務 告 附 金 交 際 物 件 費 料 費 費 費 費 費 費 費 費 費			人件費 給付引当金繰入 退職厚生 物件費 減土地建物 土営旅通事広諸 会の費・寄附金・交際費 税出金 拠負担金 職当金繰入 生 償機 械 却 賃 貸 繕 交 通 信 務 告 附 金 交 際 物 件 費 料 費 費 費 費 費 費 費 費 費		
	計 (損害調査費) (事業費及び一般管理費)	()	()	計 (損害調査費) (事業費及び一般管理費)	()	()
諸手数料及び集金費	代理店手数料等 保険仲立人手数料 募集費 集金費 受再保険手数料 出再保険手数料			代理店手数料等 保険仲立人手数料 募集費 集金費 受再保険手数料 出再保険手数料		
	計			計		
事業費合計			事業費合計			
(記載上の注意)			(記載上の注意)			
1 金額欄は、損害調査費、事業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。 2 拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。 3 保険仲立人手数料の金額欄には保険業法第2条第21項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。 4 外国保険会社等の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。			1 金額欄は、損害調査費、事業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。 2 拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。 3 保険仲立人手数料の金額欄には保険業法第2条第21項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。 4 外国保険会社等の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。 5 監査役が監査をするについて、参考となるように記載すること。			

改正後

8 特別勘定の資産及び負債

(1) 特別勘定の資産

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
現金及び預貯金			
現 金			
預 貯 金			
コーポレート			
買 現 先 勘 定			
債券貸借取引支払保証金			
買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			
有 価 証 券			
国 債			
地 方 債			
社 債			
株 式			
外 国 証 券			
そ の 他 の 証 券			
貸 付 金			
そ の 他 の 資 産			
未 収 金			
前 払 費 用			
未 収 収 益			
預 託 金			
先物取引差入証拠金			
先物取引差金勘定			
保 管 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失			
仮 払 金			
そ の 他 の 資 産			
貸 倒 引 当 金			
一 般 勘 定 貸	△	△	
資 産 合 計			

(2) 特別勘定の負債

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
-----	-------	-------	----------

現行

10 特別勘定の資産及び負債

(1) 特別勘定の資産

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
現金及び預貯金			
現 金			
預 貯 金			
コーポレート			
買 現 先 勘 定			
債券貸借取引支払保証金			
買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			
有 価 証 券			
国 債			
地 方 債			
社 債			
株 式			
外 国 証 券			
そ の 他 の 証 券			
貸 付 金			
そ の 他 の 資 産			
未 収 金			
前 払 費 用			
未 収 収 益			
預 託 金			
先物取引差入証拠金			
先物取引差金勘定			
保 管 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失			
仮 払 金			
そ の 他 の 資 産			
貸 倒 引 当 金			
一 般 勘 定 貸	△	△	
資 産 合 計			

(2) 特別勘定の負債

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
-----	-------	-------	----------

改正後				現行			
保 險 契 約 準 備 金				保 險 契 約 準 備 金			
そ の 他 負 債				そ の 他 負 債			
売 現 先 勘 定				売 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金				債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			
借 入 金				借 入 金			
未 払 金				未 払 金			
未 払 費 用				未 払 費 用			
前 受 収 益				前 受 収 益			
先 物 取 引 差 金 勘 定				先 物 取 引 差 金 勘 定			
借 入 有 価 証 券				借 入 有 価 証 券			
売 付 有 価 証 券				売 付 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品				金 融 派 生 商 品			
繰 延 ヘ ッ ジ 利 益				繰 延 ヘ ッ ジ 利 益			
仮 受 金				仮 受 金			
そ の 他 の 負 債				そ の 他 の 負 債			
一 般 勘 定 借				一 般 勘 定 借			
負 債 合 計				負 債 合 計			

(記載上の注意)

特別勘定を複数設けている場合は、それらの合計額を記載すること。

(削除)

9 その他重要事項

第3 年度（年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 險 契 約 準 備 金	
現 金		支 払 備 金	
預 貯 金		責 任 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 現 先 勘 定		代 理 店 借	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		再 保 険 借	
買 入 金 銭 債 権		短 期 社 債	

(記載上の注意)

特別勘定を複数設けている場合は、それらの合計額を記載すること。

11 会計方針の変更理由

(記載上の注意)

日本における保険業の貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。

12 その他重要事項

第3 年度（年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 險 契 約 準 備 金	
現 金		支 払 備 金	
預 貯 金		責 任 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 現 先 勘 定		代 理 店 借	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		再 保 険 借	
買 入 金 銭 債 権		短 期 社 債	

改正後				現行					
商品有価証券 金銭の信託 有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 その他の証券 貸付金 保険約款貸付 一般貸付 有形固定資産 土地 建物 不動産 建設仮勘定 有形固定資産 ソフトウェア のれん 保証金権利金 その他無形固定資産 代理店貸 再保険貸 その他資産 未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 仮払金 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定		社債 新株予約権付社債 その他負債 売現先勘定 債券貸借取引受入担保金 借入金 未払法人税等 未払金 未払費用 前受収益 預り金 預り保証金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ利益 仮受金 その他の負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負のれん 本支店勘定 負債の部合計 (純資産の部) 持込資本金 供託金 剰余金 当期未処分利益 (又は当期未処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 純資産の部合計		商品有価証券 金銭の信託 有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 その他の証券 貸付金 保険約款貸付 一般貸付 不動産及び動産 土地 建物 不動産 建設仮勘定 代理店貸 再保険貸 その他資産 未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 仮払金 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定		社債 新株予約権付社債 その他負債 売現先勘定 債券貸借取引受入担保金 借入金 未払法人税等 未払金 未払費用 前受収益 預り金 預り保証金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ利益 仮受金 その他の負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 本支店勘定 負債の部合計 (資本の部) 持込資本金 供託金 剰余金 当期未処分利益 (又は当期未処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 資産の部合計		資産の部合計	負債及び資本の合計

改正後				現行			
資産の部合計		負債及び純資産の合計		資産の部合計		負債及び純資産の合計	
(外国損害保険会社等) (単位：百万円)				(外国損害保険会社等) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
現 金		支払準備金		現 金		支払準備金	
預 貯 金		責任準備金		預 貯 金		責任準備金	
コーポレートローン		短期社債		コーポレートローン		短期社債	
買現先勘定		社 債		買現先勘定		社 債	
債券貸借取引支払保証金		新株予約権付社債		債券貸借取引支払保証金		新株予約権付社債	
買入金銭債権		その他負債		買入金銭債権		その他負債	
商品有価証券		共同保険借		商品有価証券		共同保険借	
金銭の信託		再 保 険 借		金銭の信託		再 保 険 借	
有価証券		外国再保険借		有価証券		外国再保険借	
国 債		代理店業務借		国 債		代理店業務借	
地方債		売現先勘定		地方債		売現先勘定	
社債		債券貸借取引受入担保金		社債		債券貸借取引受入担保金	
株 式		借 入 金		株 式		借 入 金	
外国証券		未払法人税等		外国証券		未払法人税等	
その他の証券		預 り 金		その他の証券		預 り 金	
貸付有価証券		前 受 収 益		貸付有価証券		前 受 収 益	
貸付金		未 払 金		貸付金		未 払 金	
保険約款貸付		仮 受 金		保険約款貸付		仮 受 金	
一般貸付		先物取引受入証拠金					
有形固定資産		先物取引差金勘定					
+		借入有価証券					

改正後				現行			
外国再保険貸		(資本の部)		預託金		(資本の部)	
代理業務貸		持込資本金		地震保険預託金		持込資本金	
未収金		供託金		仮払金		供託金	
未収収益		剰余金		先物取引差入証拠金		剰余金	
預託金		・		先物取引差金勘定		・	
地震保険預託金		当期未処分利益		保管有価証券		当期未処分利益	
仮払金		(又は当期未処理損失)		金融派生商品		(又は当期未処理損失)	
先物取引差入証拠金		当期純利益		繰延ヘッジ損失		当期純利益	
先物取引差金勘定		(又は当期純損失)		その他の資産		(又は当期純損失)	
保管有価証券		土地再評価差額金		繰延税金資産		土地再評価差額金	
金融派生商品		株式等評価差額金		再評価に係る繰延税金資産		株式等評価差額金	
繰延ヘッジ損失	△	資産の部合計		支払承諾見返		資産の部合計	
その他の資産				貸倒引当金	△		
繰延税金資産				本支店勘定			
再評価に係る繰延税金資産							
支払承諾見返							
貸倒引当金							
本支店勘定							
資産の部合計		負債及び純資産の部合計					

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社法計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第 199 条において準用する同法第 112 条第 1 項による評価換えをしたときは、その旨
 - ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ④ 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
 - ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑦ 貸倒引当金の計上方法（貸倒引当金の計上方法には、当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - ⑧ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
 - ⑩ ヘッジ会計の方法

改正後	現行
<p>⑩ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</p> <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</p> <p>(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。</p> <p>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(8) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれる旨</p> <p>(9) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、一括した引当金の金額）</p> <p>(10) 保険業法第199条において準用する同法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額</p> <p>(11) 日本における代表者に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、日本において締結する保険契約の普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。</p> <p>(12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</p> <p>① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</p> <p>② 繰延税金負債</p> <p>(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産</p> <p>(14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(18) 外国生命保険会社等にあっては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額</p> <p>(19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(20) 以下に掲げる金額</p> <p>① 保険業法施行規則第160条において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額</p> <p>② 保険業法施行規則第160条において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額</p> <p>(21) 本支店勘定は、本店及び他の支店との日常取引で生じる資金の貸借額とする。</p> <p>(22) 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、法第197条の自己資本に相当するものとする。</p> <p>(23) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象</p> <p>(24) その他外国保険会社等の日本における財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保</p>	

改正後	現行								
<p>「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。</p> <p>3 外国損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該外国損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。</p> <p>4 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>	<p>この限りでない。</p> <p>(17) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(18) 保険業法第199条において準用する同法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額</p> <p>(19) 日本における代表者に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、日本において締結する保険契約の普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。</p> <p>(20) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産</p> <p>(21) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。</p> <p>(22) 外国生命保険会社等にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額</p> <p>(23) その他外国保険会社等の日本における財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>(24) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額</p> <p>(25) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</p> <p>(26) 以下に掲げる金額</p> <p>① 保険業法施行規則第160条において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額</p> <p>② 保険業法施行規則第160条において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額</p> <p>2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>3 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>								
<p>第4</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">科 目</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額			<p>第4</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">科 目</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額		
科 目	金 額								
科 目	金 額								

改正後		現行	
経常損益の部	経常収益 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 利息及び配当金等収入 預貯金利息 有価証券利息・配当金 貸付金利息 不動産賃貸料 その他利息配当金 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 その他運用収益 特別勘定資産運用益 その他経常収益 年金特約取扱受入金 保険金据置受入金 その他の経常収益		経常収益 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 利息及び配当金等収入 預貯金利息 有価証券利息・配当金 貸付金利息 不動産賃貸料 その他利息配当金 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 その他運用収益 特別勘定資産運用益 その他経常収益 年金特約取扱受入金 保険金据置受入金 その他の経常収益
	経常費用 保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額		経常費用 保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額

改正後			現行		
				経常費用 保険金等支払金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額 資産運用費用 支払利息 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用 保険金据置支払金 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）			経常利益（又は経常損失）	
特別 損 益 の 部	特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益			特別利益	
	特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失			不動産動産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）			の損特 部益別	

改正後		現行	
		特 別 損 失 不 動 産 動 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
		契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	
		前 期 繰 越 利 益 (又 は 前 期 繰 越 損 失) 本 社 送 金 当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 引 受 収 益	
	正 味 収 入 保 険 料	
	収 入 積 立 保 険 料	
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	
	為 替 差 益	
	そ の 他 保 険 引 受 収 益	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
為 替 差 益		
そ の 他 運 用 収 益		
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		
そ の 他 経 常 収 益		

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 険 引 受 収 益	
	正 味 収 入 保 険 料	
	収 入 積 立 保 険 料	
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	
	為 替 差 益	
	そ の 他 保 険 引 受 収 益	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
為 替 差 益		
そ の 他 運 用 収 益		
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		
そ の 他 経 常 収 益		

改正後		現行	
	経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期戻戻金 契約者配当金 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 為替差損 その他保険引受費用 資産運用費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券等売却損 有価証券等評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用		
	経常利益（又は経常損失）		経常利益（又は経常損失）
特別損益の部	特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益 特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失		特別利益 不動産動産処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失

改正後	現行								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 5px;"> 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失） </td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 日本における保険業の損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</p> <p>(2) 日本における保険業の損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳</p> <p>(4) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、外国生命保険会社を除く。）</p> <p>① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額</p> <p>② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額</p> <p>③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額</p> <p>④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額</p> <p>⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額</p> <p>⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳</p> <p>(5) 商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額</p> <p>(6) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額</p> <p>(7) その他日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>第5</p> <p style="text-align: center;"> 年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書 </p> <p style="text-align: right;">(外国生命保険会社等—直接法により表示する場合) (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">科 目</td> <td style="width:50%; text-align: center;">金 額</td> </tr> </table>	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）		科 目	金 額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 5px;"> 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失） </td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 前期繰越利益（又は前期繰越損失） 本社送金 当期末処分利益（又は当期末処理損失） </td> <td></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 日本における保険業の損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</p> <p>(2) 日本における保険業の損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳</p> <p>(4) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、外国生命保険会社等を除く。）</p> <p>① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額</p> <p>② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額</p> <p>③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額</p> <p>④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額</p> <p>⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額</p> <p>⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳</p> <p>(5) 商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額</p> <p>(6) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額</p> <p>(7) その他日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>第5</p> <p style="text-align: center;"> 年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書 </p> <p style="text-align: right;">(外国生命保険会社等—直接法により表示する場合) (単位：百万円)</p>	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）		前期繰越利益（又は前期繰越損失） 本社送金 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）									
科 目	金 額								
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）									
前期繰越利益（又は前期繰越損失） 本社送金 当期末処分利益（又は当期末処理損失）									

改正後		現行	
		科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入 保険金支払いによる支出 年金支払いによる支出 給付金支払いによる支出 解約返戻金支払いによる支出 その他の返戻金支払いによる支出 再保険料収入 再保険料支払いによる支出 保険金据置支払いによる支出 事業費の支出 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー		I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入 保険金支払いによる支出 年金支払いによる支出 給付金支払いによる支出 解約返戻金支払いによる支出 その他の返戻金支払いによる支出 再保険料収入 再保険料支払いによる支出 保険金据置支払いによる支出 事業費の支出 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
		II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()

改正後		現行	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー		III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額		V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高		VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高		VII 現金及び現金同等物期末残高	
(外国生命保険会社等一間接法により表示する場合) (単位：百万円)		(外国生命保険会社等一間接法により表示する場合) (単位：百万円)	
	金額		金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）		税引前当期純利益（損失）	

改正後		現行	
賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー		賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	

改正後		現行	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()	II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー		III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額		V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高		VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高		VII 現金及び現金同等物期末残高	
(外国損害保険会社等一直接法により表示する場合) (単位：百万円)		(外国損害保険会社等一直接法により表示する場合) (単位：百万円)	
科 目 I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出	金 額	科 目 I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出	金 額

改正後		現行	
損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー		損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()	II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入による収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入 本店への送金による支出		III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入による収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 本店からの送金による収入	

改正後		現行	
その他 財務活動によるキャッシュ・フロー		本店への送金による支出 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額		V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高		VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高		VII 現金及び現金同等物期末残高	
(外国損害保険会社等－間接法により表示する場合) (単位：百万円)		(外国損害保険会社等－間接法により表示する場合) (単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）		税引前当期純利益（損失）	
減価償却費		減価償却費	
減損損失		減損損失	
支払備金の増加額		支払備金の増加額	
責任準備金等の増加額		責任準備金等の増加額	
貸倒引当金の増加額		貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額		退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額		価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額		金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額		証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益		保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入		利息及び配当金収入	
有価証券関係損益		有価証券関係損益	
支払利息		支払利息	
為替差損益		為替差損益	
不動産動産関係損益		不動産動産関係損益	
商品有価証券の増加額		商品有価証券の増加額	
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額		その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額		その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	
その他		その他	
小 計		小 計	
利息及び配当金の受取額		利息及び配当金の受取額	
利息の支払額		利息の支払額	
その他		その他	
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	

改正後		現行	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p>II①小計</p> <p>(I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出</p> <p>有形固定資産の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p>II①小計</p> <p>(I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出</p> <p>不動産及び動産の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>株式の発行による収入</p> <p>自己株式の取得による支出</p> <p>配当金の支払額</p> <p>本店からの送金による収入</p> <p>本店への送金による支出</p> <p>その他</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>株式の発行による収入</p> <p>自己株式の取得による支出</p> <p>配当金の支払額</p> <p>本店からの送金による収入</p> <p>本店への送金による支出</p> <p>その他</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額		V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高		VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高		VII 現金及び現金同等物期末残高	
<p>(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。</p> <p>(注2) (I + II①) は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。</p> <p>2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。</p> <p>3 法令等に基づき、又は日本における保険業のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要が</p>		<p>(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。</p> <p>(注2) (I + II①) は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。</p> <p>2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。</p> <p>3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この</p>	

改正後

あるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

第6

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 剰余金処分に関する書面

(単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
計	
利 益 処 分 額	
本 社 送 金 額	
任 意 積 立 金	
次 期 繰 越 利 益	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。
- 4 相互会社にあつては、「利益処分に関する書面」を「剰余金処分に関する書面」に改めて記載すること。
- 5 基金償却積立金は、決算期に基金を償却する場合に記載することとし、期中に基金を償却する場合には、この限りでない。

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 損失処理に関する書面

(株式会社)

(単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	
損 失 処 理 額	
任 意 積 立 金 取 崩 額	

現行

様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

改正後							現行
・	・	・	・	・	・	・	
利	益	準	備	金	取	崩	額
資	本	準	備	金	取	崩	額
次	期	繰	越	損	失		
(記載上の注意)							
1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。							
2 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。							
3 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。							

改正後	現行
-----	----

第7 基金等変動計算書

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	剰余金				基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計		
					損失てん 補準備金	その他剰余金		剰余金合計							
						社員配当平 衡積立金	積立金								当期末処分 剰余金
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度変動額															
基金の募集	×××									×××					×××
剰余金処分					×××	×××	×××	×××	×××	×××					×××
当期純剰余								×××		×××					×××
基金の償還	×××	×××							×××	×××					×××
.....															
基金等以外の項目の当 事業年度変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- 1 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 基金等以外の項目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 合計欄の記載は省略することができる。
- 6 剰余金処分欄には、前事業年度の「剰余金処分に関する書面」の剰余金処分別のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後	現行																																																																																																																																																						
<p>第8</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）有価証券等に関する書面</p> <p>1 売買目的有価証券 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:30%;">当期末残高</th> <th style="width:40%;">当期の損益に含まれた評価差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売買目的有価証券</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>売買目的有価証券及び譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること（ただし、特別勘定を除く。）</p> <p>2 売買目的以外の有価証券等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">帳簿価額</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">時 価</th> <th colspan="2" style="width:25%;">評 価 差 額</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">うち差益</th> <th style="width:10%;">うち差損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子会社・関連会社株式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公 社 債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株 式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公 社 債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株 式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の外国証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で所有する譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち、時価のあるものについて記載すること（ただし、特別勘定を除く。）。 2 責任準備金対応債券については、リスクの管理方針の概要等を記載すること。 3 子会社・関連会社株式には、保険業法第110条第2項に規定する子会社等に係るものを記載すること。 <p>第9</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・マージン総額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;">ソルベンシー・マージン総額（A）</td> <td style="width:30%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>保険業法第202条第1号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額</p>	区 分	当期末残高	当期の損益に含まれた評価差額	売買目的有価証券			区 分	帳簿価額	時 価	評 価 差 額		うち差益	うち差損	満期保有目的の債券					責任準備金対応債券					子会社・関連会社株式					その他の有価証券					公 社 債					株 式					外 国 証 券					公 社 債					株 式					その他の外国証券					その他の証券					計					ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円	<p>第6</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）有価証券等に関する書面</p> <p>1 売買目的有価証券 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:30%;">当期末残高</th> <th style="width:40%;">当期の損益に含まれた評価差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売買目的有価証券</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>売買目的有価証券及び譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること（ただし、特別勘定を除く。）</p> <p>2 売買目的以外の有価証券等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">帳簿価額</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">時 価</th> <th colspan="2" style="width:25%;">評 価 差 額</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">うち差益</th> <th style="width:10%;">うち差損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子会社・関連会社株式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公 社 債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株 式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公 社 債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株 式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の外国証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で所有する譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち、時価のあるものについて記載すること（ただし、特別勘定を除く。）。 2 責任準備金対応債券については、リスクの管理方針の概要等を記載すること。 3 子会社・関連会社株式には、保険業法第110条第2項に規定する子会社等に係るものを記載すること。 <p>第7</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・マージン総額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;">ソルベンシー・マージン総額（A）</td> <td style="width:30%; text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>保険業法第202条第1号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額</p>	区 分	当期末残高	当期の損益に含まれた評価差額	売買目的有価証券			区 分	帳簿価額	時 価	評 価 差 額		うち差益	うち差損	満期保有目的の債券					責任準備金対応債券					子会社・関連会社株式					その他の有価証券					公 社 債					株 式					外 国 証 券					公 社 債					株 式					その他の外国証券					その他の証券					計					ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円
区 分	当期末残高	当期の損益に含まれた評価差額																																																																																																																																																					
売買目的有価証券																																																																																																																																																							
区 分	帳簿価額	時 価	評 価 差 額																																																																																																																																																				
			うち差益	うち差損																																																																																																																																																			
満期保有目的の債券																																																																																																																																																							
責任準備金対応債券																																																																																																																																																							
子会社・関連会社株式																																																																																																																																																							
その他の有価証券																																																																																																																																																							
公 社 債																																																																																																																																																							
株 式																																																																																																																																																							
外 国 証 券																																																																																																																																																							
公 社 債																																																																																																																																																							
株 式																																																																																																																																																							
その他の外国証券																																																																																																																																																							
その他の証券																																																																																																																																																							
計																																																																																																																																																							
ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円																																																																																																																																																						
区 分	当期末残高	当期の損益に含まれた評価差額																																																																																																																																																					
売買目的有価証券																																																																																																																																																							
区 分	帳簿価額	時 価	評 価 差 額																																																																																																																																																				
			うち差益	うち差損																																																																																																																																																			
満期保有目的の債券																																																																																																																																																							
責任準備金対応債券																																																																																																																																																							
子会社・関連会社株式																																																																																																																																																							
その他の有価証券																																																																																																																																																							
公 社 債																																																																																																																																																							
株 式																																																																																																																																																							
外 国 証 券																																																																																																																																																							
公 社 債																																																																																																																																																							
株 式																																																																																																																																																							
その他の外国証券																																																																																																																																																							
その他の証券																																																																																																																																																							
計																																																																																																																																																							
ソルベンシー・マージン総額（A）	百万円																																																																																																																																																						

改正後		現行	
リスクの合計額 (B)	百万円	リスクの合計額 (B)	百万円
(記載上の注意) 保険業法第202条第2号に掲げる額を記載すること。		(記載上の注意) 保険業法第202条第2号に掲げる額を記載すること。	
3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率		3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	
$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%	$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$	%

改正後	現行
<p>別紙様式第15号の2（第137条、第143条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平18内府令 ） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度 { 年 月 日から 年 月 日まで } 日本における業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 会 社 名 日本における代表者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の 状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 日本における保険業の事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>2 日本における財産及び損益の状況</p> <p>3 日本における支店等及び代理店の状況</p> <p>4 日本における使用人の状況</p> <p>5 日本における事業年度に係る決算期後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実</p> <p>6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項</p> <p>第2 附属明細書</p> <p>1 商品有価証券</p> <p>2 特定取引有価証券</p> <p>3 有価証券</p> <p>4 貸付金</p> <p>5 固定資産及び無形固定資産</p> <p>6 保険契約準備金</p> <p>7 引当金</p> <p>8 事業費の明細</p> <p>9 特別勘定の資産及び負債</p> <p>10 その他重要事項</p> <p>第3 日本における保険業の貸借対照表</p> <p>第4 日本における保険業の損益計算書</p> <p>第5 日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書</p> <p>第6 余剰金処分又は損失処理に関する書面</p>	<p>別紙様式第15号の2（第137条、第143条関係）</p> <p style="text-align: right;">（平17内府令68） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度 { 年 月 日から 年 月 日まで } 日本における業務報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 会 社 名 日本における代表者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の 状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 日本における保険業の事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果</p> <p>2 日本における事業成績及び日本における財産の状況の推移</p> <p>3 日本における支店等及び代理店の状況</p> <p>4 日本における従業員等の状況</p> <p>5 日本における事業年度に係る決算期後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実</p> <p>6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項</p> <p>第2 附属明細書</p> <p>1 商品有価証券</p> <p>2 特定取引有価証券</p> <p>3 有価証券</p> <p>4 貸付金</p> <p>5 不動産及び動産</p> <p>6 リース契約により使用する不動産及び動産</p> <p>7 資産につき設定している担保権</p> <p>8 保険契約準備金</p> <p>9 引当金</p> <p>10 事業費の明細</p> <p>11 特別勘定の資産及び負債</p> <p>12 会計方針の変更理由</p> <p>13 その他重要事項</p>

改正後	現行																																																																																																																														
<p>第7 基金等変動計算書</p> <p>第8 有価証券等に関する書面</p> <p>1 売買目的有価証券</p> <p>2 売買目的以外の有価証券等</p> <p>第9 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 (記載上の注意)</p> <p>外国保険会社等の日本における事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果 (記載上の注意)</p> <p>次に掲げる事項についても記載すること。</p> <p>1 外国保険会社等の日本における主要な事業内容、金融経済環境並びにその事業年度における事業の経過及び成果を記載すること。</p> <p>2 外国保険会社等が日本における対処すべき課題を記載すること。</p> <p>3 外国生命保険会社等においては、保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移、責任準備金の状況及び推移を記載すること。</p> <p>2 日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移 (外国生命保険会社等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区</th> <th style="width: 15%;">分</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度(当期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">年度末契約高</td> <td>個人保険</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">億円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">億円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">億円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">億円</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険</td> </tr> <tr> <td>団体保険</td> </tr> <tr> <td>団体年金保険</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>の保険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料等収入</td> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> <tr> <td>資産運用収益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険金等支払金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常利益(又は経常損失)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純利益(又は当期純損失)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総</td> <td>資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>	区	分	年度	年度	年度	年度(当期)	年度末契約高	個人保険	億円	億円	億円	億円	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	その他	の保険					保険料等収入		百万円	百万円	百万円	百万円	資産運用収益						保険金等支払金						経常利益(又は経常損失)						契約者配当準備金繰入額						当期純利益(又は当期純損失)						総	資産					<p>第3 日本における保険業の貸借対照表</p> <p>第4 日本における保険業の損益計算書</p> <p>第5 日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書</p> <p>第6 有価証券等に関する書面</p> <p>1 売買目的有価証券</p> <p>2 売買目的以外の有価証券等</p> <p>第7 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 (記載上の注意)</p> <p>外国保険会社等の日本における営業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 日本における保険業の事業報告書</p> <p>1 日本における事業の経過及び成果 (記載上の注意)</p> <p>次に掲げる事項についても記載すること。</p> <p>1 日本における保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移(外国生命保険会社等)</p> <p>2 日本における資産運用の状況</p> <p>3 日本における責任準備金の状況及び推移(外国生命保険会社等)</p> <p>4 日本における会社が対処すべき課題</p> <p>2 日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移 (外国生命保険会社等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区</th> <th style="width: 15%;">分</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度(当期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">年度末契約高</td> <td>個人保険</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">億円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">億円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">億円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">億円</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険</td> </tr> <tr> <td>団体保険</td> </tr> <tr> <td>団体年金保険</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>の保険</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料等収入</td> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> <tr> <td>資産運用収益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険金等支払金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常利益(又は経常損失)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純利益(又は当期純損失)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総</td> <td>資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>	区	分	年度	年度	年度	年度(当期)	年度末契約高	個人保険	億円	億円	億円	億円	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	その他	の保険					保険料等収入		百万円	百万円	百万円	百万円	資産運用収益						保険金等支払金						経常利益(又は経常損失)						契約者配当準備金繰入額						当期純利益(又は当期純損失)						総	資産				
区	分	年度	年度	年度	年度(当期)																																																																																																																										
年度末契約高	個人保険	億円	億円	億円	億円																																																																																																																										
	個人年金保険																																																																																																																														
	団体保険																																																																																																																														
	団体年金保険																																																																																																																														
その他	の保険																																																																																																																														
保険料等収入		百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																																										
資産運用収益																																																																																																																															
保険金等支払金																																																																																																																															
経常利益(又は経常損失)																																																																																																																															
契約者配当準備金繰入額																																																																																																																															
当期純利益(又は当期純損失)																																																																																																																															
総	資産																																																																																																																														
区	分	年度	年度	年度	年度(当期)																																																																																																																										
年度末契約高	個人保険	億円	億円	億円	億円																																																																																																																										
	個人年金保険																																																																																																																														
	団体保険																																																																																																																														
	団体年金保険																																																																																																																														
その他	の保険																																																																																																																														
保険料等収入		百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																																										
資産運用収益																																																																																																																															
保険金等支払金																																																																																																																															
経常利益(又は経常損失)																																																																																																																															
契約者配当準備金繰入額																																																																																																																															
当期純利益(又は当期純損失)																																																																																																																															
総	資産																																																																																																																														

改正後

- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、日本における財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

（外国損害保険会社等）

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
正 味 収 入 保 険 料 (. . . . 保 険) (そ の 他)	百万円	百万円	百万円	百万円
利 息 及 び 配 当 金 収 入				
保 険 引 受 利 益 (又 は 保 険 引 受 損 失)				
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)				
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)				
正 味 損 害 率				
正 味 事 業 費 率				
運 用 資 産				
総 資 産				

（記載上の注意）

- 正味収入保険料の内訳は、各外国保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、日本における財産及び損益の状況についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、基金等変動計算書）に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

3 日本における支店等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減()
日 本 に お け る 支 店	店	店	店

現行

- 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

（外国損害保険会社等）

区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
正 味 収 入 保 険 料 (. . . . 保 険) (そ の 他)	百万円	百万円	百万円	百万円
利 息 及 び 配 当 金 収 入				
保 険 引 受 利 益 (又 は 保 険 引 受 損 失)				
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)				
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)				
正 味 損 害 率				
正 味 事 業 費 率				
運 用 資 産				
総 資 産				

（記載上の注意）

- 正味収入保険料の内訳は、各外国保険会社等の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。なお、特定取引資産とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びその他の特定取引資産をいう。
- 必要がある場合は、4事業年度以前の日本における事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、日本における事業の成績及び日本における財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

3 日本における支店等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減()
日 本 に お け る 支 店	店	店	店

改正後

日本における代理店

(記載上の注意)

支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

4 日本における使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減 ()	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月数
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

(記載上の注意)

- 1 外国生命保険会社等にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 外国損害保険会社等にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

5 日本における事業年度に係る決算期後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実

6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)

外国相互会社にあつては、日本における事業年度末における日本における社員の数についても記載すること。

第2

年度 (年 月 日から) 附属明細書
(年 月 日まで)

1 商品有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
商 品 国 債			
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
・			
・			
計			

2 特定取引有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額

現行

日本における代理店

(記載上の注意)

支店以外の呼称を使用する外国保険会社等にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

4 日本における従業員等の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減 ()	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月数
内 務 職 員	名	名	名	歳	年	千円
営 業 職 員						

(記載上の注意)

- 1 外国生命保険会社等にあつては、営業職員欄には生命保険募集人(ただし、内務職員を除く。)について記載すること。
- 2 外国損害保険会社等にあつては、営業職員欄には固定給と歩合給を支給されている社員(ただし、特別研修生を除く。)について記載すること。

5 日本における事業年度に係る決算期後に生じた外国保険会社等の状況に関する重要な事実

6 その他外国保険会社等の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)

外国相互会社にあつては、日本における事業年度末における日本における社員の数についても記載すること。

第2

年度 (年 月 日から) 附属明細書
(年 月 日まで)

1 商品有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
商 品 国 債			
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
・			
・			
計			

2 特定取引有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額

改正後			
国 地 政	方 府 保	債 証 債	
計			

現行			
国 地 政	方 府 保	債 証 債	
計			

3 有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
国 地 社			
公 社 公 団			
金 融			
事 業			
株 外			
国 証			
株 式			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
計			

3 有価証券

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
国 地 社			
公 社 公 団			
金 融			
事 業			
株 外			
国 証			
株 式			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
計			

4 貸付金

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
農 林 ・ 水 産 業			
鉱 業			
建 設 業			
製 造 業			
卸 ・ 小 売 業			
金 融 ・ 保 険 業			
不 動 産 業			
情 報 通 信 業			
運 輸 業			
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業			
サ ー ビ ス 業 等			
そ の 他			
(うち個人住宅・消費者ローン)	()	()	()

4 貸付金

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
農 林 ・ 水 産 業			
鉱 業			
建 設 業			
製 造 業			
卸 ・ 小 売 業			
金 融 ・ 保 険 業			
不 動 産 業			
情 報 通 信 業			
運 輸 業			
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業			
サ ー ビ ス 業 等			
そ の 他			
(うち個人住宅・消費者ローン)	()	()	()

改正後			
計			
公 共 団 体 公 社 ・ 公 団 約 款 貸 付			
合 計			

(記載上の注意)

- 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載すること。ただし、「サービス業等」欄には、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の合計額を記載すること。
- 事業団に対する貸付は、「公社・公団」に含めて記載すること。

5 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 帳簿価格	減価償却 累計額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産 土 地 建 物 建 設 仮 勘 定 その他の有形固定資産							%
有 形 固 定 資 産 計							
無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん 保 証 金 権 利 金 その他の無形固定資産							
無 形 固 定 資 産 計							

(記載上の注意)

- 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
- 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

現行			
計			
公 共 団 体 公 社 ・ 公 団 約 款 貸 付			
合 計			

(記載上の注意)

- 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載すること。ただし、「サービス業等」欄には、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の合計額を記載すること。
- 事業団に対する貸付は、「公社・公団」に含めて記載すること。

5 不動産及び動産 (単位：百万円)

区 分	前 期 未残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当 期 未残高	償 却 累計額	償 却 累計率
土 地 建 物 動 産 建 設 仮 勘 定							%
計							

(記載上の注意)

- 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
- 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

6 リース契約により使用する不動産及び動産

資 産 の 種 類	資 産 の 内 容

(記載上の注意)

- リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する不動産及び動産の内訳を記載すること。
- 重要でない資産については一括して記載することができる。

改正後

6 保険契約準備金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
・ ・ ・ ・ 保 険			
そ の 他 の 保 険			
計			

(記載上の注意)

- 1 保険契約準備金について日本における保険業の貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 外国生命保険会社等にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。
- 3 外国損害保険会社等にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。

9 引当金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額	計上の理由及び算定方法
貸 倒 引 当 金				
・ ・ ・ ・ ・				
価 格 変 動 準 備 金				
・ ・ ・ ・ ・				

(記載上の注意)

計上の理由及び算定方法については、日本における保険業の貸借対照表に注記したものを省略することができる。

10 事業費の明細

(外国生命保険会社等) (単位：百万円)

区 分	金 額

現行

7 資産につき設定している担保権 (単位：百万円)

担保に供して資産		担保権によって担保されている債務		
種 類	期末残高	担保権の種類	内 容	期末残高
計			計	

8 保険契約準備金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
・ ・ ・ ・ 保 険			
そ の 他 の 保 険			
計			

(記載上の注意)

- 1 保険契約準備金について日本における保険業の貸借対照表上の内訳科目ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 外国生命保険会社等にあつては、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険及びその他の保険について記載すること。
- 3 外国損害保険会社等にあつては、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。

9 引当金 (単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額	計上の理由及び算定方法
貸 倒 引 当 金				
・ ・ ・ ・ ・				
価 格 変 動 準 備 金				
・ ・ ・ ・ ・				

(記載上の注意)

計上の理由及び算定方法については、日本における保険業の貸借対照表に注記したものを省略することができる。

10 事業費の明細

(外国生命保険会社等) (単位：百万円)

区 分	金 額

改正後	
事業活動費	
営業職員経費	
募集代理店経費	
選択経費	
事業管理費	
募集機関管理費	
営業職員教育訓練費	
広告宣伝費	
一般管理費	
人件費	
人物件費	
寄附・協賛金・諸会費	
拠出金	
負担金	
計	

- (記載上の注意)
- 1 拠出金の金額欄には、保険契約者保護基金拠出金について記載し、負担金の金額欄には、保険契約者保護機構負担金について記載すること。
 - 2 監査役が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(外国損害保険会社等) (単位：百万円)

区	分	金額
損害調査費・営業費及び一般管理費	人件費	与金額費
	給退退職厚物	職給付引当金繰入
	減土地	賃借
	営旅通事広諸	償機繕交信務告附金物
	会費の	却賃借
	寄他	通
	税拠負	際
		費
		費
		費
		費
		費

現行	
事業活動費	
営業職員経費	
募集代理店経費	
選択経費	
事業管理費	
募集機関管理費	
営業職員教育訓練費	
広告宣伝費	
一般管理費	
人件費	
人物件費	
寄附・協賛金・諸会費	
拠出金	
負担金	
計	

- (記載上の注意)
- 1 拠出金の金額欄には、保険契約者保護基金拠出金について記載し、負担金の金額欄には、保険契約者保護機構負担金について記載すること。
 - 2 監査役が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(外国損害保険会社等) (単位：百万円)

区	分	金額
損害調査費・営業費及び一般管理費	人件費	与金額費
	給退退職厚物	職給付引当金繰入
	減土地	賃借
	営旅通事広諸	償機繕交信務告附金物
	会費の	却賃借
	寄他	通
	税拠負	際
		費
		費
		費
		費
		費

改正後		
	計 (損 害 調 査 費) (営 業 費 及 び 一 般 管 理 費)	() ()
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	代 理 店 手 数 料 等 保 險 仲 立 人 手 数 料 募 集 費 集 金 費 受 再 保 險 手 数 料 出 再 保 險 手 数 料	
	計	
	事 業 費 合 計	

(記載上の注意)

- 金額欄は、損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 保険仲立人手数料の金額欄には保険業法第2条第21項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。
- 外国保険会社等の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

11 特別勘定の資産及び負債

(1) 特別勘定の資産

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
現 金 及 び 預 貯 金			
現 金			
預 貯 金			
コ ー ル 口 ー ン			
買 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金			
買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			
有 価 証 券			
国 債			
地 方 債			
社 債			

現行		
	計 (損 害 調 査 費) (営 業 費 及 び 一 般 管 理 費)	() ()
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	代 理 店 手 数 料 等 保 險 仲 立 人 手 数 料 募 集 費 集 金 費 受 再 保 險 手 数 料 出 再 保 險 手 数 料	
	計	
	事 業 費 合 計	

(記載上の注意)

- 金額欄は、損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。
- 保険仲立人手数料の金額欄には保険業法第2条第21項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。
- 会社の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 監査役が監査をするについて、参考となるように記載すること。

11 特別勘定の資産及び負債

(1) 特別勘定の資産

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
現 金 及 び 預 貯 金			
現 金			
預 貯 金			
コ ー ル 口 ー ン			
買 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金			
買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			
有 価 証 券			
国 債			
地 方 債			
社 債			

改正後			
株 外 所 の 他 の 証 券 金 産 金 未 前 未 預 先 先 保 金 繰 繰 返 所 の 他 の 資 産 金 貸 倒 引 当 金 一 般 勘 定 貸			
式 券 金 産 金 用 益 金 勘 定 券 品 損 失 金 産 金 勘 定 貸			
資 産 合 計			

現行			
株 外 所 の 他 の 証 券 金 産 金 未 前 未 預 先 先 保 金 繰 繰 返 所 の 他 の 資 産 金 貸 倒 引 当 金 一 般 勘 定 貸			
式 券 金 産 金 用 益 金 勘 定 券 品 損 失 金 産 金 勘 定 貸			
資 産 合 計			

(2) 特別勘定の負債

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
保 険 契 約 準 備 金			
そ の 他 の 負 債			
売 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			
借 入 金			
未 払 金			
未 払 費 用			
前 受 収 益			
先 物 取 引 差 金 勘 定			
借 入 有 価 証 券			
売 付 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
繰 延 ヘ ッ ジ 利 益			
返 受 金			
そ の 他 の 負 債			

(2) 特別勘定の負債

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減()額
保 険 契 約 準 備 金			
そ の 他 の 負 債			
売 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			
借 入 金			
未 払 金			
未 払 費 用			
前 受 収 益			
先 物 取 引 差 金 勘 定			
借 入 有 価 証 券			
売 付 有 価 証 券			
金 融 派 生 商 品			
繰 延 ヘ ッ ジ 利 益			
返 受 金			
そ の 他 の 負 債			

改正後				現行					
一	般	勘	定	借	一	般	勘	定	借
負債合計				負債合計					
<p>(記載上の注意)</p> <p>特別勘定を複数設けている場合は、それらの合計額を記載すること。</p> <p>12 会計方針の変更理由</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>日本における保険業の貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。</p> <p>13 その他重要事項</p>				<p>(記載上の注意)</p> <p>特別勘定を複数設けている場合は、それらの合計額を記載すること。</p> <p>12 会計方針の変更理由</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>日本における保険業の貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。</p> <p>13 その他重要事項</p>					

改 正 案				現 行			
別紙様式第15号の2 (第137条、第143条関係)				別紙様式第15号の2 (第137条、第143条関係)			
第3 年度(年 月 日現在) 貸借対照表				第3 年度(年 月 日現在) 貸借対照表			
(外国生命保険会社)		(単位:百万円)		(外国生命保険会社)		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
現 金		支 払 備 金		現 金		支 払 備 金	
預 貯 金		責 任 準 備 金		預 貯 金		責 任 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		契 約 者 配 当 準 備 金		コ ー ル ロ ー ン		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 現 先 勘 定		代 理 店 借		買 現 先 勘 定		代 理 店 借	
債券貸借取引支払保証金		再 保 険 借		債券貸借取引支払保証金		再 保 険 借	
買 入 金 銭 債 権		特 定 取 引 負 債		買 入 金 銭 債 権		短 期 社 債	
特 定 取 引 資 産		売 付 有 価 証 券		特 定 取 引 資 産		社 債	
商品有価証券		商品有価証券派生商品		商品有価証券		新株予約権付社債	
商品有価証券派生商品		特定取引売付債権		商品有価証券派生商品		そ の 他 負 債	
特定取引有価証券		特定取引有価証券派生商品		特定取引有価証券		売 現 先 勘 定	
特定取引有価証券派生商品		特定金融派生商品		特定取引有価証券派生商品		債券貸借取引受入担保金	
特定金融派生商品		その他の特定取引負債		特定金融派生商品		借 入 金	
その他の特定取引資産		短 期 社 債		その他の特定取引資産		未 払 法 人 税 等	
商品有価証券		社 債		商品有価証券		未 払 金	
金 銭 の 信 託		新 株 予 約 権 付 社 債		金 銭 の 信 託		未 払 費 用	
有 価 証 券		そ の 他 負 債		有 価 証 券		前 受 収 益	
国 債		売 現 先 勘 定		国 債		預 り 金	
地 方 債		債券貸借取引受入担保金		地 方 債		預 り 保 証 金	
社 債		借 入 金		社 債		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
株 式		未 払 法 人 税 等		株 式		先 物 取 引 差 金 勘 定	
外 国 証 券		未 払 金		外 国 証 券		借 入 有 価 証 券	
そ の 他 の 証 券		未 払 費 用		そ の 他 の 証 券		売 付 有 価 証 券	
貸 付 金		前 受 収 益		貸 付 金		金 融 派 生 商 品	
保 険 約 款 貸 付		預 り 金		保 険 約 款 貸 付		繰 延 ヘ ッ ジ 利 益	
一 般 貸 付		預 り 保 証 金		一 般 貸 付		仮 受 金	
有 形 固 定 資 産		先 物 取 引 受 入 証 拠 金		有 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債	
				不 動 産 及 び 動 産			
				土 地			
				建 物			
				動 産			
				建 設 仮 勘 定			
				代 理 店 貸			
				再 保 険 貸			
				そ の 他 資 産			

土地建物 動産 建設仮勘定 無形固定資産 ソフトウェア のれん その他の無形固定資産 代理店貸 再保険貸 その他資産 未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 仮払金 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定	△	先物取引差金勘定 借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 仮受金 その他の負債 退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 負ののれん 支払承諾 本支店勘定 負債の部 合計	
		(純資産の部) 持込資本金 供託金 剰余金 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 純資産の部 合計	
資産の部 合計		負債及び純資産の部合計	

未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 仮払金 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定	△	退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部 合計	
		(資本の部) 持込資本金 供託金 剰余金 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 資本の部 合計	
資産の部 合計		負債及び資本の部合計	

(外国損害保険会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		売付有価証券	
債券貸借取引支払保証金		商品有価証券派生商品	
買入金銭債権		特定取引売付債権	
特定取引資産		特定取引有価証券派生商品	
商品有価証券		特定金融派生商品	
商品有価証券派生商品		その他の特定取引負債	
特定取引有価証券		短期社債	
特定取引有価証券派生商品		社債	
特定金融派生商品		新株予約権付社債	
その他の特定取引資産		その他負債	
商品有価証券		共同保険借	
金銭の信託		再保険借	
有価証券		外国再保険借	
国債		代理業務借	
地方債		売現先勘定	
社債		債券貸借取引受入担保金	
株式		借入金	
外国証券		未払法人税等	
その他の証券		預り金	
貸付金		前受収益	
保険約款貸付		未払金	
一般貸付		仮受金	
有形固定資産		先物取引受入証拠金	
土地		先物取引差金勘定	
建物		借入有価証券	
動産		売付有価証券	
建設仮勘定		金融派生商品	
無形固定資産		その他の負債	
ソフトウェア		退職給付引当金	

(外国損害保険会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
コールローン		特定取引負債	
買現先勘定		売付有価証券	
債券貸借取引支払保証金		商品有価証券派生商品	
買入金銭債権		特定取引売付債権	
特定取引資産		特定取引有価証券派生商品	
商品有価証券		特定金融派生商品	
商品有価証券派生商品		その他の特定取引負債	
特定取引有価証券		短期社債	
特定取引有価証券派生商品		社債	
特定金融派生商品		新株予約権付社債	
その他の特定取引資産		その他負債	
商品有価証券		共同保険借	
金銭の信託		再保険借	
有価証券		外国再保険借	
国債		代理業務借	
地方債		売現先勘定	
社債		債券貸借取引受入担保金	
株式		借入金	
外国証券		未払法人税等	
その他の証券		預り金	
貸付金		前受収益	
保険約款貸付		未払金	
一般貸付		仮受金	
不動産及び動産		先物取引受入証拠金	
土地		先物取引差金勘定	
建物		借入有価証券	
動産		売付有価証券	
建設仮勘定		金融派生商品	
その他資産		その他の負債	
未収保険料		繰延ヘッジ利益	
		その他の負債	

のれん <u>その他の無形固定資産</u> その他資産 未収保険料 代理店貸 外国代理店貸 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 代理業務貸 未収金 未収収益 預託金 地震保険預託金 仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定	△	価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 <u>負ののれん</u> 支払承諾 本支店勘定 負債の部合計	(純資産の部) 持込資本金 供託金 剰余金 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 <u>純資産の部</u> 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		

代理店貸 外国代理店貸 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 代理業務貸 未収金 未収収益 預託金 地震保険預託金 仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 その他の資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定	△	退職給付引当金 価格変動準備金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 本支店勘定 負債の部合計	(資本の部) 持込資本金 供託金 剰余金 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 <u>資本の部</u> 合計	
資産の部合計		負債及び資本の部合計		

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社法計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第199条において準用する同法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑧ 退職給付引当金の計上方法
- ⑨ 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ⑩ ヘッジ会計の方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)

(5) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、一括した引当金の金額)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第199条において準用する同法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(5) 不動産及び動産の減価償却の方法

(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(7) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

(8) 退職給付引当金の計上方法

(9) 価格変動準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法

(10) ヘッジ会計の方法

(11) 本支店勘定は、本店及び他の支店との日常取引で生じる資金の貸借額とする。

(12) 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、法第197条の自己資本に相当するものとする。

(13) その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(14) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(15) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。

(16) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(17) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(18) 保険業法第199条において準用する同法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(19) 日本における代表者に対する金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、日本において締結する保険契約の普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(20) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な不動産及び動産

(21) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(22) 外国生命保険会社等にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(23) その他外国保険会社等の日本における財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- (9) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 取締役、監査役及び執行役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (11) 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権総額及び金銭債務総額
- (12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
- ① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
- (13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。
- (15) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (16) 親会社株式の金額
- (17) 子会社等（保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額
- (18) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額
- (19) 資産が担保に供されている場合における当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- ① 申込期日経過後における新株式申込証拠金
 - ② 評価・換算差額等
 - ③ 新株予約権
- (21) 以下に掲げる金額
- ① 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
 - ② 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
- (22) 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、法第197条の自己資本に相当するものとする。
- (23) 会社計算規則第186条第1項に規定する額（同号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）
- (24) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
- (25) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合における当該事象
- (26) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、「その他の資産」の前に「保険業法第113条繰延資産」として記載すること。
- 3 保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間

- (24) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
- (25) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。
- (26) 以下に掲げる金額
- ① 保険業法施行規則第160条において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
 - ② 保険業法施行規則第160条において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
- 2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

- 4 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

年度 年 月 日から
年 月 日まで
損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険料等収入	
	保険料収入	
	再保険収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	預貯金利息	
	有価証券利息・配当金	
	貸付金利息	
	不動産賃貸料	
	その他利息配当金	
	特定取引収益	
	商品有価証券運用益	
	特定取引有価証券収益	
	特定金融派生商品収益	
その他の特定取引収益		
商品有価証券運用益		
金銭の信託運用益		
売買目的有価証券運用益		

第4

年度 年 月 日から
年 月 日まで
損益計算書

(外国生命保険会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	経常収益	
	保険料等収入	
	保険料収入	
	再保険収入	
	資産運用収益	
	利息及び配当金等収入	
	預貯金利息	
	有価証券利息・配当金	
	貸付金利息	
	不動産賃貸料	
	その他利息配当金	
	商品有価証券運用益	
	金銭の信託運用益	
	売買目的有価証券運用益	
	有価証券売却益	
有価証券償還益		
金融派生商品収益		
為替差益		
その他運用収益		

有価証券売却益
 有価証券償還益
 金融派生商品収益
 為替差益
 その他運用収益
 特別勘定資産運用益
 その他の経常収益
 年金特約取扱受入金
 保険金据置受入金
 その他の経常収益

経常費用

保険金等支払金
 保険金
 年金給付金
 解約返戻金
 その他の返戻金
 再保険料
 責任準備金等繰入額
 支払備金繰入額
 責任準備金繰入額
 契約者配当金積立利息繰入額
 資産運用費用
 支払利息
 特定取引費用
 商品有価証券運用損
 特定取引有価証券費用
 特定金融派生商品費用
 その他の特定取引費用
 商品有価証券運用損
 金銭の信託運用損
 売買目的有価証券運用損
 有価証券売却損
 有価証券評価損
 有価証券償還損
 金融派生商品費用
 為替差損
 貸倒引当金繰入額
 貸付金償却費用
 貸用不動産等減価償却費用
 その他の運用費用
 特別勘定資産運用損
 事業

特別勘定資産運用益
 その他の経常収益
 年金特約取扱受入金
 保険金据置受入金
 その他の経常収益

経常費用

保険金等支払金
 保険金
 年金給付金
 解約返戻金
 その他の返戻金
 再保険料
 責任準備金等繰入額
 支払備金繰入額
 責任準備金繰入額
 契約者配当金積立利息繰入額
 資産運用費用
 支払利息
 商品有価証券運用損
 金銭の信託運用損
 売買目的有価証券運用損
 有価証券売却損
 有価証券評価損
 有価証券償還損
 金融派生商品費用
 為替差損
 貸倒引当金繰入額
 貸付金償却費用
 貸用不動産等減価償却費用
 その他の運用費用
 特別勘定資産運用損
 事業

	貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費用 その他経常費用 保険金据置支払 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 固定資産等処分損失 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	

	その他経常費用 保険金据置支払 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用	
	経常利益（又は経常損失）	
特別損益の部	特別利益 不動産動産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
	特別損失 不動産動産等処分損失 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
	契約者配当準備金繰入額 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
	前期繰越利益（又は前期繰越損失） 本社送金 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

(外国損害保険会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険引受収益 正味収入 積立保険料等運用益 為替差益 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 特定取引有価証券収益 特定金融派生商品収益 その他の特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益 年金特約取扱受入金 保険金据置受入金 その他の経常収益	
損益	経常費用	
	保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金	

(外国損害保険会社)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	経常収益	
	保険引受収益 正味収入 積立保険料等運用益 為替差益 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益 年金特約取扱受入金 保険金据置受入金 その他の経常収益	
損益	経常費用	
	保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金	

支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 為 替 差 損
 そ の 他 保 険 引 受 費 用
 資 産 運 用 費 用
 特 定 取 引 費 用
 商 品 有 価 証 券 運 用 損
 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用
 特 定 金 融 派 生 商 品 費 用
 そ の 他 の 特 定 取 引 費 用
 商 品 有 価 証 券 運 用 損
 金 銭 の 信 託 運 用 損
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損
 有 価 証 券 売 却 損
 有 価 証 券 評 価 損
 有 価 証 券 償 還 損
 金 融 派 生 商 品 費 用
 為 替 差 損
 そ の 他 運 用 費 用
 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 用
 そ の 他 経 常 費 用
 支 払 利 息
 貸 倒 引 当 金 繰 入 額
 貸 倒 損 失
 そ の 他 の 経 常 費 用

経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)

特 別 利 益
 固 定 資 産 処 分 益
 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益
 そ の 他 特 別 利 益

特 別 損 失
 固 定 資 産 処 分 損
 減 損
 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額
 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額

部

支 払 備 金 繰 入 額
 責 任 準 備 金 繰 入 額
 為 替 差 損
 そ の 他 保 険 引 受 費 用
 資 産 運 用 費 用
 商 品 有 価 証 券 運 用 損
 金 銭 の 信 託 運 用 損
 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損
 有 価 証 券 売 却 損
 有 価 証 券 評 価 損
 有 価 証 券 償 還 損
 金 融 派 生 商 品 費 用
 為 替 差 損
 そ の 他 運 用 費 用
 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 用
 そ の 他 経 常 費 用
 支 払 利 息
 貸 倒 引 当 金 繰 入 額
 貸 倒 損 失
 そ の 他 の 経 常 費 用

経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)

特 別 利 益
 不 動 産 動 産 処 分 益
 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益
 そ の 他 特 別 利 益

特 別 損 失
 不 動 産 動 産 処 分 損
 減 損
 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額
 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額
 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額

部

不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1) 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(3) 子会社等との営業取引における取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

(4) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(5) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。）

① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

(6) 商品有価証券及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額

(7) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額

(8) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額（銭単位で記載すること。）

(9) その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 当期純利益（又は当期純損失）	
前期繰越利益（又は前期繰越損失） 本 社 送 金 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1) 日本における保険業の損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 日本における保険業の損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

(4) 以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、外国生命保険会社等を除く。）

① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

(5) 特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額

(6) 金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額

(7) その他日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第5

年度 年 月 日から
年 月 日まで
キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の解約返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	

第5

年度 年 月 日から
年 月 日まで
キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金等支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の解約返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険料据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増加額	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	

有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益（損失） 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費	

有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益（損失） 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費	

<p>減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 固定資産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出</p>		<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出</p>	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) ()	
有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) ()	
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入	

<p>積立保険料の収入 保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>積立保険料の収入 保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入</p>	

社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
固定資産関係損益	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）	

(損害保険株式会社—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
不動産動産関係損益	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）	

<p>の増加額 その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>の増加額 その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I+II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II① 小 計 (I+II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー</p>	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①)	()
有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命相互株式会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純剰余 (損失)	

金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①)	()
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命相互株式会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純剰余 (損失)	

<p> 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 社員配当準備金積立利息繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 固定資産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 <div style="text-align: center;">小 計</div> 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー </p>		<p> 賃貸用不動産等減価償却費 減価償却費 減損損失 支払備金の増加額 責任準備金の増加額 社員配当準備金積立利息繰入額 貸倒引当金の増加額 退職給付引当金の増加額 価格変動準備金の増加額 金融先物取引責任準備金の増加額 証券取引責任準備金の増加額 保険業法第112条評価益 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益 支払利息 為替差損益 不動産動産関係損益 商品有価証券の増加額 代理店貸の増加額 再保険貸の増加額 その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増加額 その他 <div style="text-align: center;">小 計</div> 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー </p>	
<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 </p>		<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 </p>	

金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) ()	
有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	

金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 Ⅱ① 小 計 (Ⅰ+Ⅱ①) ()	
不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	

<p> 保険料の収入 積立保険料の収入 保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他 <div style="text-align: right;">小 計</div> 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 </p>		<p> 保険料の収入 積立保険料の収入 保険料の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他 <div style="text-align: right;">小 計</div> 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 </p>	
<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <div style="text-align: right;">II① 小 計</div> <div style="text-align: right;">(I + II①)</div> 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー </p>	<p style="text-align: right;">()</p>	<p> II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <div style="text-align: right;">II① 小 計</div> <div style="text-align: right;">(I + II①)</div> 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー </p>	<p style="text-align: right;">()</p>
<p> III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 </p>		<p> III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 </p>	

社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
固定資産関係損益	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）	

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余（損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
貸倒引当金の増加額	
退職給付引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
不動産動産関係損益	
商品有価証券の増加額	
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額
V	現金及び現金同等物の増加額
VI	現金及び現金同等物期首残高
VII	現金及び現金同等物期末残高

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額
V	現金及び現金同等物の増加額
VI	現金及び現金同等物期首残高
VII	現金及び現金同等物期末残高

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

改正後

現行

第6

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 剰余金処分に関する書面

(単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
社 員 配 当 平 衡 積 立 金 取 崩 額	
・ ・ ・ ・ ・	
計	
剰 余 金 処 分 額	
社 員 配 当 準 備 金	
差 引 純 剰 余 金	
損 失 て ん 補 準 備 金	
基 金 償 却 積 立 金	
基 金 利 息 金	
役 員 賞 与 金	
・ ・ ・ ・ ・	
任 意 積 立 金	
・ ・ ・ ・ ・	
次 期 繰 越 剰 余 金	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 基金償却積立金は、決算期に基金を償却する場合に記載することとし、期中に基金を償却する場合には、この限りでない。

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 損失処理に関する書面

(単位：千円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	
損 失 処 理 額	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
・ ・ ・ ・ ・	

改正後		現行						
<table border="1"> <tr> <td>損失てん補準備金取崩額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金償却積立金取崩額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>次期繰越損失</td> <td></td> </tr> </table>	損失てん補準備金取崩額		基金償却積立金取崩額		次期繰越損失			
損失てん補準備金取崩額								
基金償却積立金取崩額								
次期繰越損失								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。</p>								

改正後	現行
-----	----

第7 基金等変動計算書

	基金等									評価・換算差額等				純資産合計
	基金	基金償却 積立金	再評価積 立金	基金償却 積立金減 少差益	剰余金				基金等合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計	
					損失てん 補準備金	その他剰余金		剰余金合計						
						社員配当平 衡積立金	積立金							
前事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度変動額														
基金の募集	×××									×××				×××
剰余金処分					×××	×××	×××	×××	×××	×××				×××
当期純剰余								×××		×××				×××
基金の償還	×××	×××							×××	×××				×××
.....														
基金等以外の項目の当 事業年度変動額（純額）											×××	×××	×××	×××
当事業年度変動額合計	×××	×××	-	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当事業年度末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- 基金等の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 基金等以外の項目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- その他剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 合計欄の記載は省略することができる。
- 剰余金処分欄には、前事業年度の「剰余金処分に関する書面」の剰余金処分別のうち、社員配当準備金および差引純剰余金に対応する金額を記載すること。

改正後

現行

第8 年度(年 月 日現在) 有価証券等に関する書面

1 売買目的有価証券 (単位: 百万円)

区 分	当期末残高	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券		

(記載上の注意)

売買目的有価証券及び譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)

2 売買目的以外の有価証券等 (単位: 百万円)

区 分	帳簿価額	時 価	評 価 差 額	
			うち差益	うち差損
満期保有目的の債券				
責任準備金対応債券				
子会社・関連会社株式				
その他有価証券				
公 社 債				
株 式				
外 国 証 券				
公 社 債				
株 式				
その他の外国証券				
その他の証券				
計				

(記載上の注意)

- 1 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で保有する譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち、時価のあるものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)
- 2 責任準備金対応債券については、リスクの管理方針の概要等を記載すること。
- 3 子会社・関連会社株式には、保険業法第110条第2項に規定する子会社等に係るものを記載すること。

第9 年度(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額 (A)	百万円
-------------------	-----

(記載上の注意)

保険業法第202条第1号に掲げる額をいう。

改正後	
2 リスク合計額	
リ ス ク の 合 計 額 (B)	百万円
(記載上の注意) 保険業法第 202 条第 2 号に掲げる額を記載すること。	
3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	
$(A) / \{(1/2) \times (B)\}$	%

現行					
(新設)					
第 6					
年度(年 月 日現在) 有価証券等に関する書面					
1 売買目的有価証券 (単位: 百万円)					
区 分	当期末残高				
売買目的有価証券	当期の損益に含まれた評価差額				
(記載上の注意) 売買目的有価証券及び譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち売買目的で保有するものについて記載すること(ただし、特別勘定を除く。)					
2 売買目的以外の有価証券等 (単位: 百万円)					
区 分	帳簿価額	時 価	評 価 差 額	う ち 差 益	う ち 差 損
満期保有目的の債券 責任準備金対応債券 子会社・関連会社株式 その他有価証券 公 社 債 株 式 外 国 証 券 公 社 債 株 式 その他の外国証券 その他の証券					
計					
(記載上の注意) 1 売買目的有価証券以外の有価証券及び売買目的以外で保有する譲渡性預金等証券取引法上の有価証券に準じた取扱いをすることが適当と認められるもののうち、時価のあるものについて記載すること(た					

改正後	現行						
	<p>だし、特別勘定を除く。)</p> <p>2 責任準備金対応債券については、リスクの管理方針の概要等を記載すること。</p> <p>3 子会社・関連会社株式には、保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等に係るものを記載すること。</p> <p>第 7 年度(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面</p> <p>1 ソルベンシー・マージン総額</p> <table border="1" data-bbox="1495 554 2694 600"> <tr> <td>ソルベンシー・マージン総額 (A)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意) 保険業法第 202 条第 1 号に掲げる額をいう。</p> <p>2 リスク合計額</p> <table border="1" data-bbox="1495 768 2694 814"> <tr> <td>リスクの合計額 (B)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意) 保険業法第 202 条第 2 号に掲げる額を記載すること。</p> <p>3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率</p> <table border="1" data-bbox="1495 982 2694 1029"> <tr> <td>$(A) / \{(1/2) \times (B)\}$</td> <td>%</td> </tr> </table>	ソルベンシー・マージン総額 (A)	百万円	リスクの合計額 (B)	百万円	$(A) / \{(1/2) \times (B)\}$	%
ソルベンシー・マージン総額 (A)	百万円						
リスクの合計額 (B)	百万円						
$(A) / \{(1/2) \times (B)\}$	%						

改正後

現行

別紙様式第15号の2の2 (第205条第1項、第207条第1項関係)

(日本工業規格A4)

保険業法第271条の3第1項に基づく保険議決権保有届出書・
保険業法第271条の4第1項に基づく変更報告書(NO.) (イ)

年 月 日

金融庁長官 殿
財務(支)局長 殿

商号、名称又は氏名 印(□)
住所又は本店所在地 (□)
届出又は報告義務発生日 年 月 日(ハ)

第1 提出者及びその他保有者等に関する事項

1 保険会社又は保険持株会社

保険会社又は保険持株会社の名称		提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数(ニ)	
本店又は主たる事務所の所在地		提出形態(ホ)	1 連名 2 その他

2 提出者等

(1) 提出者等の概要(ハ)

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他()) (団体名等:)	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
事業の種類	

別紙様式第15号の2の2 (第205条第1項、第207条第1項関係)

(平14内府令17)

(日本工業規格A4)

保険業法第271条の3第1項に基づく保険議決権保有届出書・
保険業法第271条の4第1項に基づく変更報告書(NO.) (イ)

年 月 日

金融庁長官 殿
財務(支)局長 殿

商号、名称又は氏名 印(□)
住所又は本店所在地 (□)
届出又は報告義務発生日 年 月 日(ハ)

第1 提出者及びその他保有者等に関する事項

1 保険会社又は保険持株会社

保険会社又は保険持株会社の名称		提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数(ニ)	
本店又は主たる事務所の所在地		提出形態(ホ)	1 連名 2 その他

2 提出者等

(1) 提出者等の概要(ハ)

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他()) (団体名等:)	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
事業の種類	

改正後			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職業	勤務先名称	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名	
提出者との関係		1 本人 2 その他大量保有者(保険業法第2条の2第1項第 号) 3 共同保有者 4 共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者(保険業法第2条の2第1項第 号)	
事務上の連絡先及び担当者名			
電話番号			
(2) 出者等が保有する議決権の数(ト) 提出者等が保有する議決権の数			
(3) 保有の目的(チ) 新保有の目的 旧保有の目的			
(4) 取得資金(リ) 取得資金の内訳 自己資金額(千円) 借入金額計(千円)			

現行			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職業	勤務先名称	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名	
提出者との関係		1 本人 2 その他大量保有者(保険業法第2条の2第1項第 号) 3 共同保有者 4 共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者(保険業法第2条の2第1項第 号)	
事務上の連絡先及び担当者名			
電話番号			
(2) 出者等が保有する議決権の数(ト) 提出者等が保有する議決権の数			
(3) 保有の目的(チ) 新保有の目的 旧保有の目的			
(4) 取得資金(リ) 取得資金の内訳 自己資金額(千円) 借入金額計(千円)			

改正後					現行												
フリガナ（カタカナ） 住所又は本店所在地					フリガナ（カタカナ） 住所又は本店所在地												
事業の種類					事業の種類												
フリガナ（カタカナ） 旧商号、名称又は氏名					フリガナ（カタカナ） 旧商号、名称又は氏名												
フリガナ（カタカナ） 旧住所又は本店所在地					フリガナ（カタカナ） 旧住所又は本店所在地												
旧事業の種類					旧事業の種類												
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	（フリガナ）			個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	（フリガナ）										
	職業	勤務先名称				職業	勤務先名称										
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	（フリガナ）			法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	（フリガナ）										
	資本金額（百万円）	代表者氏名	代表者役職			資本金額（百万円）	代表者氏名	代表者役職									
提出者との関係		1 その他保有者（保険業法第2条の2第1項第 号） 2 共同保有者に係るその他保有者に相当する者（保険業法第2条の2第1項第 号）			提出者との関係		1 その他保有者（保険業法第2条の2第1項第 号） 2 共同保有者に係るその他保有者に相当する者（保険業法第2条の2第1項第 号）										
事務上の連絡先 及び担当者名					事務上の連絡先 及び担当者名												
電話番号					電話番号												
<p>(2) 上記その他保有者等が保有する議決権の数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">その他保有者等が保有する議決権の数</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table>					その他保有者等が保有する議決権の数		<p>(2) 上記その他保有者等が保有する議決権の数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">その他保有者等が保有する議決権の数</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table>					その他保有者等が保有する議決権の数					
その他保有者等が保有する議決権の数																	
その他保有者等が保有する議決権の数																	
<p>(3) 保有の目的</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新保有の目的</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>旧保有の目的</td> <td></td> </tr> </table>					新保有の目的		旧保有の目的		<p>(3) 保有の目的</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新保有の目的</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>旧保有の目的</td> <td></td> </tr> </table>					新保有の目的		旧保有の目的	
新保有の目的																	
旧保有の目的																	
新保有の目的																	
旧保有の目的																	
<p>(4) 取得資金</p>					<p>(4) 取得資金</p>												

改正後	現行
-----	----

取得資金の内訳	
自己資金額（千円）	借入金額計（千円）
その他（具体的に）	
その他金額計（千円）	
取得資金合計（千円）	

借入金の内訳				
（フリガナ） 名称(支店名)	業 種	（フリガナ） 代表者氏名	所 在 地	金 額 (千円)

取得資金の内訳	
自己資金額（千円）	借入金額計（千円）
その他（具体的に）	
その他金額計（千円）	
取得資金合計（千円）	

借入金の内訳				
（フリガナ） 名称(支店名)	業 種	（フリガナ） 代表者氏名	所 在 地	金 額 (千円)

4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合(Ⅱ)

提出者及びその他保有者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)

4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合(Ⅱ)

提出者及びその他保有者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)

改正後				
個人	生年月日 年 月 日	(フリガナ)		
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称		
職業		勤務先住所		
法人	設立年月日 年 月 日	(フリガナ)		代表者役職
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名		
資本金額(百万円)				
事務上の連絡先及び担当者名				
電話番号				

2 上記共同保有者が保有する議決権の数(ヨ)

共同保有者が保有する議決権の数	
-----------------	--

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者等(ク)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	

現行				
個人	生年月日 年 月 日	(フリガナ)		
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称		
職業		勤務先住所		
法人	設立年月日 年 月 日	(フリガナ)		代表者役職
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名		
資本金額(百万円)				
事務上の連絡先及び担当者名				
電話番号				

2 上記共同保有者が保有する議決権の数(ヨ)

共同保有者が保有する議決権の数	
-----------------	--

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者等(ク)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	

改正後

20

40

60

現行

20

40

60

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合(レ)

提出者、その他保有者及び共同保有者等 が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
共同保有者が保有する議決権の数	
共同保有者に係るその他保有者に相 当する者が保有する議決権の数	
保険会社又は保険持株会社の総株主の 議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B×100)
直前の届出書等に記載された議決権保 有割合	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) この様式において「議決権」とは、保険業法第2条第11項に規定する議決権をいう。
- (B) この様式において「届出書等」とは、保険業法第271条の3第1項に規定する保険議決権保有届出書又は第271条の4第1項に規定する変更報告書をいう。
- (C) この様式において「提出者」とは、保険業法第271条の3第1項又は第271条の4第1項の規定により、届出書等の提出を行う者(代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者)をいう。
- (D) この様式において「その他保有者」とは、保険業法第2条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有しているものとみなされる議決権のうち、提出者が現に保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
- (E) この様式において「共同保有者」とは、提出者が保険業法第2条の2第1項第6号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。
- (F) この様式において「その他大量保有者」とは、総株主の議決権の100分の5を超えて議決権を保有するその他保有者をいう。
- (G) この様式において「提出者等」とは、提出者及び当該提出者に届出書等の提出を委任したその他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者をいう。
- (H) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者等」には、その他保有者がいる場合にのみ記載し、その他保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ記載し、共同保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、これらに加え「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に係る部分の提出を要しない。
- (I) 提出者は、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当す

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合(レ)

提出者、その他保有者及び共同保有者等 が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
共同保有者が保有する議決権の数	
共同保有者に係るその他保有者に相 当する者が保有する議決権の数	
保険会社又は保険持株会社の総株主の 議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B×100)
直前の届出書等に記載された議決権保 有割合	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) この様式において「議決権」とは、保険業法第2条第11項に規定する議決権をいう。
- (B) この様式において「届出書等」とは、保険業法第271条の3第1項に規定する保険議決権保有届出書又は第271条の4第1項に規定する変更報告書をいう。
- (C) この様式において「提出者」とは、保険業法第271条の3第1項又は第271条の4第1項の規定により、届出書等の提出を行う者(代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者)をいう。
- (D) この様式において「その他保有者」とは、保険業法第2条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有しているものとみなされる議決権のうち、提出者が現に保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
- (E) この様式において「共同保有者」とは、提出者が保険業法第2条の2第1項第6号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。
- (F) この様式において「その他大量保有者」とは、総株主の議決権の100分の5を超えて議決権を保有するその他保有者をいう。
- (G) この様式において「提出者等」とは、提出者及び当該提出者に届出書等の提出を委任したその他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者をいう。
- (H) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者等」には、その他保有者がいる場合にのみ記載し、その他保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ記載し、共同保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、これらに加え「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に係る部分の提出を要しない。
- (I) 提出者は、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当す

改正後	現行
<p>る者全員の委任を受けて、提出者等全員の届出書等を一括して提出することができる。</p> <p>(J) 上記(1)の場合には、提出者等のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」に記載するとともに、当該提出者等の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に記載すること。また、総株主の議決権の100分の5以下の議決権を保有するその他保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に記載するとともに、「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に提出者等と併せて記載すること。この際には、その他大量保有者及び共同保有者の議決権の保有状況については、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」及び「第2 共同保有者に関する事項」に記載することを要しない。</p> <p>(K) 変更報告書は、議決権保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、提出者の保有の目的の変更、その他保有者等の変更、その他保有者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、その他保有者等の保有の目的の変更、共同保有者の変更、共同保有者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、保険業法の他の規定及び他の法令に基づき、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。</p> <p>(L) 変更報告書の提出に当たっては、保険議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄、「3 その他保有者等」の「(1) その他保有者等の概要」欄又は「第2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「1 保険会社又は保険持株会社」及び「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。</p> <p>(M) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。</p> <p>(N) 届出書等に係る訂正報告書については、保険会社又は保険持株会社の名称、提出者の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。</p> <p>(O) 保険議決権保有届出書の提出を行う際には、提出者若しくはその他保有者又は共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が事業を行っている場合は、これらの者の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の名称及び所在地を記載した書類を添付すること。なお、当該営業所の名称又は所在地の変更を行った場合には、当該変更を行った日の属する営業年度の終了の日から5日以内に、当該営業年度の終了の日現在の当該営業所の名称及び所在地を記載した書類又は当該変更を行った営業所についての当該変更前及び変更後の名称及び所在地を記載した書類を提出すること。</p> <p>2 個別事項</p> <p>(イ) 表題 表題の欄は、保険議決権保有届出書又は変更報告書のいずれか該当しないものを消し、変更報告書である場合には、保険議決権保有届出書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記入すること。</p> <p>(ロ) 商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地 (1) 届出書等の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、代理人が提出する場合には、届出書等の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等1通につき1通ずつ添付すること。 (2) 届出書等の提出者が、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて当該提出者等全員の届出書等を一括して提出する場合</p>	<p>る者全員の委任を受けて、提出者等全員の届出書等を一括して提出することができる。</p> <p>(J) 上記(1)の場合には、提出者等のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」に記載するとともに、当該提出者等の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に記載すること。また、総株主の議決権の100分の5以下の議決権を保有するその他保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に記載するとともに、「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に提出者等と併せて記載すること。この際には、その他大量保有者及び共同保有者の議決権の保有状況については、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」及び「第2 共同保有者に関する事項」に記載することを要しない。</p> <p>(K) 変更報告書は、議決権保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、提出者の保有の目的の変更、その他保有者等の変更、その他保有者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、その他保有者等の保有の目的の変更、共同保有者の変更、共同保有者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、保険業法の他の規定及び他の法令に基づき、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。</p> <p>(L) 変更報告書の提出に当たっては、保険議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄、「3 その他保有者等」の「(1) その他保有者等の概要」欄又は「第2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「1 保険会社又は保険持株会社」及び「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。</p> <p>(M) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。</p> <p>(N) 届出書等に係る訂正報告書については、保険会社又は保険持株会社の名称、提出者の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。</p> <p>(O) 保険議決権保有届出書の提出を行う際には、提出者若しくはその他保有者又は共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が事業を行っている場合は、これらの者の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の名称及び所在地を記載した書類を添付すること。なお、当該営業所の名称又は所在地の変更を行った場合には、当該変更を行った日の属する営業年度の終了の日から5日以内に、当該営業年度の終了の日現在の当該営業所の名称及び所在地を記載した書類又は当該変更を行った営業所についての当該変更前及び変更後の名称及び所在地を記載した書類を提出すること。</p> <p>2 個別事項</p> <p>(イ) 表題 表題の欄は、保険議決権保有届出書又は変更報告書のいずれか該当しないものを消し、変更報告書である場合には、保険議決権保有届出書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記入すること。</p> <p>(ロ) 商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地 (1) 届出書等の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、代理人が提出する場合には、届出書等の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等1通につき1通ずつ添付すること。 (2) 届出書等の提出者が、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて当該提出者等全員の届出書等を一括して提出する場合</p>

改正後	現行
<p>には、委任を受けた者が、その商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を届出書等の一頁目のみに記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、当該その他大量保有者並びに当該共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者が、当該提出者に届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該その他大量保有者並びに当該共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等 1 通につき 1 通ずつ添付すること。</p> <p>(3)「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと。</p> <p>(ハ)届出又は報告義務発生日 保険議決権保有届出書にあっては、総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権の保有者（保険業法第 2 条の 2 第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定により、当該各号に定める数の議決権の保有者とみなされる場合を含む。）となった日を、変更報告書にあっては当該変更報告書に記載すべき変更があった日を記載すること。</p> <p>第 1 提出者及びその他保有者等に関する事項</p> <p>(ニ)提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数 提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の総数を記載すること。</p> <p>(ホ)提出形態 届出書等の提出者が、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて当該提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には「1 連名」を で囲み、それ以外の場合には「2 その他」を で囲むこと。</p> <p>(ハ)提出者等の概要</p> <p>(1)「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。保険業法第 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する法人でない団体である場合には、当該団体を保有者として提出せず、代表者又は管理人を保有者として提出すること。また、この場合には、当該団体名及び提出者の当該団体との関係等を記載すること。</p> <p>(2)提出者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧商号、名称又は氏名」、「旧住所又は本店所在地」又は「旧事業の種類」欄に、変更前の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類を記載すること。</p> <p>(3)「事業の種類」欄には、当該提出者等が事業を行っている場合にのみ、届出書等の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。</p> <p>(4)提出者等が個人である場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。</p> <p>(5)「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。</p> <p>(6)「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。</p> <p>(7)「提出者との関係」欄には、提出者である場合は「1 本人」を で囲み、その他大量保有者である場合は「2 その他大量保有者」を で囲み、保険業法第 2 条の 2 第 1 項各号のうち、該当する号を記載すること。また、共同保有者である場合は「3 共同保有者」を で囲み、当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者である場合は「4 共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者」を で囲み、保険業法第 2 条の 2 第 1 項各号のうち、該当する号を記載すること。</p> <p>(ト)上記提出者等が保有する議決権の数 その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する保険会社若しくは保険持株会社の議決権の数又は提出者に届出書等の提出を委任したその他大量保有者若しくは共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者が現に保有する保険会社の議決権の数(その他保有者又は共同保有者に係るその他保有者に相当する者が、それぞれ提出者又は共同保有者に連結される会社である</p>	<p>には、委任を受けた者が、その商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を届出書等の一頁目のみに記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、当該その他大量保有者並びに当該共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者が、当該提出者に届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該その他大量保有者並びに当該共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等 1 通につき 1 通ずつ添付すること。</p> <p>(3)「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと。</p> <p>(ハ)届出又は報告義務発生日 保険議決権保有届出書にあっては、総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権の保有者（保険業法第 2 条の 2 第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定により、当該各号に定める数の議決権の保有者とみなされる場合を含む。）となった日を、変更報告書にあっては当該変更報告書に記載すべき変更があった日を記載すること。</p> <p>第 1 提出者及びその他保有者等に関する事項</p> <p>(ニ)提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数 提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の総数を記載すること。</p> <p>(ホ)提出形態 届出書等の提出者が、その他大量保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者全員の委任を受けて当該提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には「1 連名」を で囲み、それ以外の場合には「2 その他」を で囲むこと。</p> <p>(ハ)提出者等の概要</p> <p>(1)「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。保険業法第 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する法人でない団体である場合には、当該団体を保有者として提出せず、代表者又は管理人を保有者として提出すること。また、この場合には、当該団体名及び提出者の当該団体との関係等を記載すること。</p> <p>(2)提出者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧商号、名称又は氏名」、「旧住所又は本店所在地」又は「旧事業の種類」欄に、変更前の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類を記載すること。</p> <p>(3)「事業の種類」欄には、当該提出者等が事業を行っている場合にのみ、届出書等の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。</p> <p>(4)提出者等が個人である場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。</p> <p>(5)「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。</p> <p>(6)「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。</p> <p>(7)「提出者との関係」欄には、提出者である場合は「1 本人」を で囲み、その他大量保有者である場合は「2 その他大量保有者」を で囲み、保険業法第 2 条の 2 第 1 項各号のうち、該当する号を記載すること。また、共同保有者である場合は「3 共同保有者」を で囲み、当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者である場合は「4 共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者」を で囲み、保険業法第 2 条の 2 第 1 項各号のうち、該当する号を記載すること。</p> <p>(ト)上記提出者等が保有する議決権の数 その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する保険会社若しくは保険持株会社の議決権の数又は提出者に届出書等の提出を委任したその他大量保有者若しくは共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他大量保有者に相当する者が現に保有する保険会社の議決権の数(その他保有者又は共同保有者に係るその他保有者に相当する者が、それぞれ提出者又は共同保有者に連結される会社である</p>

改正後	現行
<p>場合は、第1条の5第2項各号に規定する数とする。以下同じ。)を記載すること。</p> <p>(フ) 保有の目的</p> <p>(1) 「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。</p> <p>(2) 保険議決権保有届出書を提出する場合には、「新保有の目的」欄に保有の目的を記載し、「旧保有の目的」欄には記載しないこと。変更報告書を提出する場合には、「新保有の目的」欄には変更後の保有の目的を記載し、「旧保有の目的」欄には変更前の保有の目的を記載すること。</p> <p>(リ) 取得資金</p> <p>(1) 取得資金(累計)の内訳 届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金(累計)の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。</p> <p>(2) 借入金の内訳 「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。) 「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。</p> <p>(ヌ) その他保有者等 その他保有者等がいる場合に、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」に準じて記載すること。</p> <p>(ル) 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合</p> <p>(1) 議決権保有割合は、その日の取引が全て終了した後の提出者及びその他保有者が保有する議決権の状況により記載すること。</p> <p>(2) 「提出者が保有する議決権の数」欄には、提出者が現に保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数を記載すること。</p> <p>(3) 「その他保有者が保有する議決権の数」欄には、その他保有者がいる場合にのみ、当該その他保有者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。</p> <p>(4) 「保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権」欄には、届出又は報告義務が発生した日の当該保険会社又は当該保険持株会社の総株主の議決権を記載すること。</p> <p>(5) 「議決権保有割合」欄には、小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁まで算出した割合を記載すること。</p> <p>(6) 「直前の届出書等に記載された議決権保有割合」欄には、変更報告書を提出する場合に、当該変更報告書の直前の届出書等に記載された議決権保有割合を記載すること。</p> <p>(7) 保険会社又は保険持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況</p> <p>(1) 保険業法第271条の4第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合以外の場合にのみ記載すること。</p> <p>(2) 届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。</p> <p>(3) 「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。</p> <p>(4) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。</p> <p>(5) 「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を で囲むこと。</p> <p>(6) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。</p> <p>(7) 保険会社又は保険持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況</p> <p>(1) 保険業法第271条の4第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について</p>	<p>場合は、第1条の5第2項各号に規定する数とする。以下同じ。)を記載すること。</p> <p>(フ) 保有の目的</p> <p>(1) 「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。</p> <p>(2) 保険議決権保有届出書を提出する場合には、「新保有の目的」欄に保有の目的を記載し、「旧保有の目的」欄には記載しないこと。変更報告書を提出する場合には、「新保有の目的」欄には変更後の保有の目的を記載し、「旧保有の目的」欄には変更前の保有の目的を記載すること。</p> <p>(リ) 取得資金</p> <p>(1) 取得資金(累計)の内訳 届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金(累計)の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。</p> <p>(2) 借入金の内訳 「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」(証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。) 「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。</p> <p>(ヌ) その他保有者等 その他保有者等がいる場合に、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」に準じて記載すること。</p> <p>(ル) 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合</p> <p>(1) 議決権保有割合は、その日の取引が全て終了した後の提出者及びその他保有者が保有する議決権の状況により記載すること。</p> <p>(2) 「提出者が保有する議決権の数」欄には、提出者が現に保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数を記載すること。</p> <p>(3) 「その他保有者が保有する議決権の数」欄には、その他保有者がいる場合にのみ、当該その他保有者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。</p> <p>(4) 「保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権」欄には、届出又は報告義務が発生した日の当該保険会社又は当該保険持株会社の総株主の議決権を記載すること。</p> <p>(5) 「議決権保有割合」欄には、小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁まで算出した割合を記載すること。</p> <p>(6) 「直前の届出書等に記載された議決権保有割合」欄には、変更報告書を提出する場合に、当該変更報告書の直前の届出書等に記載された議決権保有割合を記載すること。</p> <p>(7) 保険会社又は保険持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況</p> <p>(1) 保険業法第271条の4第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について</p>

改正後	現行
<p>記載しなければならない場合にのみ記載すること。</p> <p>(2) 届出又は報告義務が発生した日の 60 日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。</p> <p>(3) 「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。</p> <p>(4) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。</p> <p>(5) 「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を で囲むこと。</p> <p>(6) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。</p> <p>(7) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。</p>	<p>記載しなければならない場合にのみ記載すること。</p> <p>(2) 届出又は報告義務が発生した日の 60 日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。</p> <p>(3) 「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。</p> <p>(4) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。</p> <p>(5) 「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を で囲むこと。</p> <p>(6) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。</p> <p>(7) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。</p>
<p>第2 共同保有者に関する事項</p> <p>(カ) 共同保有者 共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」に準じて記載すること。</p> <p>(コ) 上記共同保有者が保有する議決権の数 共同保有者がいる場合に、その日の取引が全て終了した後の当該共同保有者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。</p>	<p>第2 共同保有者に関する事項</p> <p>(カ) 共同保有者 共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」に準じて記載すること。</p> <p>(コ) 上記共同保有者が保有する議決権の数 共同保有者がいる場合に、その日の取引が全て終了した後の当該共同保有者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。</p>
<p>第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表</p> <p>(タ) 提出者、その他保有者及び共同保有者等 その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び共同保有者が提出者に届出書等の提出を委任した場合における当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者の商号、名称又は氏名のみを記載すること。</p> <p>(ト) 上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合 (1) 議決権保有割合は、その他保有者又は共同保有者若しくは共同保有者に係るその他保有者に相当する者がいる場合に、その日の取引が全て終了した後の提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の状況により記載すること。 (2) 「提出者が保有する議決権の数」欄には、提出者が現に保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数を記載すること。 (3) 「その他保有者が保有する議決権の数」欄には、その他保有者がいる場合にのみ、当該その他保有者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。 (4) 「共同保有者が保有する議決権の数」欄には、共同保有者がいる場合にのみ、当該共同保有者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。 (5) 「共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数」欄には、共同保有者に係るその他保有者に相当する者がいる場合にのみ、当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。</p>	<p>第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表</p> <p>(タ) 提出者、その他保有者及び共同保有者等 その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び共同保有者が提出者に届出書等の提出を委任した場合における当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者の商号、名称又は氏名のみを記載すること。</p> <p>(ト) 上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合 (1) 議決権保有割合は、その他保有者又は共同保有者若しくは共同保有者に係るその他保有者に相当する者がいる場合に、その日の取引が全て終了した後の提出者及びその他保有者並びに共同保有者及び当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の状況により記載すること。 (2) 「提出者が保有する議決権の数」欄には、提出者が現に保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数を記載すること。 (3) 「その他保有者が保有する議決権の数」欄には、その他保有者がいる場合にのみ、当該その他保有者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。 (4) 「共同保有者が保有する議決権の数」欄には、共同保有者がいる場合にのみ、当該共同保有者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。 (5) 「共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数」欄には、共同保有者に係るその他保有者に相当する者がいる場合にのみ、当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が現に保有する保険会社の議決権の数を記載すること。</p>

改正後

現行

別紙様式第15号の2の3 (第208条第1項関係)

(日本工業規格A4)

保険業法第271条の5第1項に基づく保険議決権保有届出書・
保険業法第271条の5第2項に基づく変更報告書(NO.)

年 月 日

金融庁長官 殿
財務(支)局長 殿

商号、名称又は氏名 印
住所又は本店所在地
届出又は報告義務発生日 年 月 日

第1 提出者及びその他保有者等に関する事項

1 保険会社又は保険持株会社

保険会社又は保険持株会社の名称		提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数(二)	
本店又は主たる事務所の所在地		提出形態(ホ)	1 連名 2 その他

2 提出者等

(1) 提出者等の概要

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他()) (団体名等:)	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
事業の種類	
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地	
旧事業の種類	

別紙様式第15号の2の3 (第208条第1項関係)

(平14内府令17)

(日本工業規格A4)

保険業法第271条の5第1項に基づく保険議決権保有届出書・
保険業法第271条の5第2項に基づく変更報告書(NO.)

年 月 日

金融庁長官 殿
財務(支)局長 殿

商号、名称又は氏名 印
住所又は本店所在地
届出又は報告義務発生日 年 月 日

第1 提出者及びその他保有者等に関する事項

1 保険会社又は保険持株会社

保険会社又は保険持株会社の名称		提出者、その他保有者及び共同保有者等の総数(二)	
本店又は主たる事務所の所在地		提出形態(ホ)	1 連名 2 その他

2 提出者等

(1) 提出者等の概要

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他()) (団体名等:)	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
事業の種類	
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地	
旧事業の種類	

改正後

個 人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
		勤務先名称	
人	職 業		勤務先住所
法 人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
		代表者氏名	
人	資本金額(百万円)		
提出者との関係		1 本人 2 共同保有者	
事務上の連絡先及び担当者名			
電 話 番 号			

(2) 上記提出者等が保有する議決権の数

提出者等が保有する議決権の数	
----------------	--

(3) 保有の目的

新保有の目的	
旧保有の目的	
その他金額計(千円)	

3 その他保有者等

(1) その他保有者等の概要

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他()) (団体名等:)	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
事 業 の 種 類	
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地	
旧 事 業 の 種 類	

現行

個 人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
		勤務先名称	
人	職 業		勤務先住所
法 人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
		代表者氏名	
人	資本金額(百万円)		
提出者との関係		1 本人 2 共同保有者	
事務上の連絡先及び担当者名			
電 話 番 号			

(2) 上記提出者等が保有する議決権の数

提出者等が保有する議決権の数	
----------------	--

(3) 保有の目的

新保有の目的	
旧保有の目的	
その他金額計(千円)	

3 その他保有者等

(1) その他保有者等の概要

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他()) (団体名等:)	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
事 業 の 種 類	
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地	
旧 事 業 の 種 類	

改正後

個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	勤務先名称		
人	職業	勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	代表者氏名		
人	資本金額(百万円)		
提出者との関係	1 その他保有者(保険業法第2条の2第1項第 号) 2 共同保有者に係るその他保有者に相当する者(保険業法第2条の2第1項第 号)		
事務上の連絡先及び担当者名			
電話番号			

(2) 上記その他保有者等が保有する議決権の数

その他保有者等が保有する議決権の数	
-------------------	--

(3) 保有の目的

新保有の目的	
旧保有の目的	

4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

提出者及びその他保有者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他()) (団体名等:)	
フリガナ(カタカナ)	
商号、名称又は氏名	

現行

個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	勤務先名称		
人	職業	勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	代表者氏名		
人	資本金額(百万円)		
提出者との関係	1 その他保有者(保険業法第2条の2第1項第 号) 2 共同保有者に係るその他保有者に相当する者(保険業法第2条の2第1項第 号)		
事務上の連絡先及び担当者名			
電話番号			

(2) 上記その他保有者等が保有する議決権の数

その他保有者等が保有する議決権の数	
-------------------	--

(3) 保有の目的

新保有の目的	
旧保有の目的	

4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

提出者及びその他保有者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他()) (団体名等:)	
フリガナ(カタカナ)	
商号、名称又は氏名	

改正後					現行				
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地					フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地				
事業の種類					事業の種類				
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名					フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名				
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地					フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地				
旧事業の種類					旧事業の種類				
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)			個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)		
	勤務先名称			勤務先名称					
職業		勤務先住所			職業		勤務先住所		
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)			法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)		
	代表者氏名		代表者役職			代表者氏名		代表者役職	
資本金額(百万円)					資本金額(百万円)				
事務上の連絡先 及び担当者名					事務上の連絡先 及び担当者名				
電話番号					電話番号				

2 上記共同保有者が保有する議決権の数

共同保有者が保有する 議決権の数	
---------------------	--

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者等

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	

2 上記共同保有者が保有する議決権の数

共同保有者が保有する 議決権の数	
---------------------	--

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者等

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	

改正後					
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合

提出者、その他保有者及び共同保有者等が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
共同保有者が保有する議決権の数	
共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数	
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) この様式において「議決権」とは、保険業法第2条第11項に規定する議決権をいう。
 (B) この様式において「届出書等」とは、保険業法第271条の5第1項に規定する保険議決権保有届出書又は同条第2項に規定する変更報告書をいう。
 (C) この様式において「提出者」とは、保険業法第271条の5第1項又は第2項の規定により、届出書等の提出を行う者(代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者)をいう。
 (D) この様式において「その他保有者」とは、保険業法第2条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有しているものとみなされる議決権のうち、提出者が現に保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
 (E) この様式において「共同保有者」とは、提出者が保険業法第2条の2第1項第6号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。
 (F) この様式において「提出者等」とは、提出者及び当該提出者に届出書等の提出を委任した共同保有者をいう。
 (G) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者等」には、その他保有者がいる場合のみ記載し、その他保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。

現行					
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者等の議決権保有割合

提出者、その他保有者及び共同保有者等が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
その他保有者が保有する議決権の数	
共同保有者が保有する議決権の数	
共同保有者に係るその他保有者に相当する者が保有する議決権の数	
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) この様式において「議決権」とは、保険業法第2条第11項に規定する議決権をいう。
 (B) この様式において「届出書等」とは、保険業法第271条の5第1項に規定する保険議決権保有届出書又は同条第2項に規定する変更報告書をいう。
 (C) この様式において「提出者」とは、保険業法第271条の5第1項又は第2項の規定により、届出書等の提出を行う者(代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者)をいう。
 (D) この様式において「その他保有者」とは、保険業法第2条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有しているものとみなされる議決権のうち、提出者が現に保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
 (E) この様式において「共同保有者」とは、提出者が保険業法第2条の2第1項第6号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。
 (F) この様式において「提出者等」とは、提出者及び当該提出者に届出書等の提出を委任した共同保有者をいう。
 (G) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者等」には、その他保有者がいる場合のみ記載し、その他保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。

改正後	現行
<p>「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ記載し、共同保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、これらに加え「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に係る部分の提出を要しない。</p> <p>(H) 提出者は、共同保有者全員の委任を受けて、提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出することができる。</p> <p>(I) 上記(H)の場合には、提出者等のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」に記載するとともに、当該提出者等の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に記載すること。また、その他保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に記載するとともに、「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に提出者等と併せて記載すること。この際には、共同保有者の議決権の保有状況については、「第2 共同保有者に関する事項」に記載することを要しない。</p> <p>(J) 変更報告書は、議決権保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、提出者の保有の目的の変更、その他保有者等の変更、その他保有者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、その他保有者等の保有の目的の変更、共同保有者の変更、共同保有者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、保険業法の他の規定及び他の法令に基づき、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。</p> <p>(K) 変更報告書の提出に当たっては、保険議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄、「3 その他保有者等」の「(1) その他保有者等の概要」欄又は「第2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「1 保険会社又は保険持株会社」及び「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。</p> <p>(L) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。</p> <p>(M) 届出書等に係る訂正報告書については、保険会社又は保険持株会社の名称、提出者の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。</p> <p>(N) 保険議決権保有届出書の提出を行う際には、提出者若しくはその他保有者又は共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が事業を行っている場合は、これらの者の営業所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の名称及び所在地を記載した書類を添付すること。なお、当該営業所の名称又は所在地の変更を行った場合には、当該変更を行った日の属する営業年度の終了の日から5日以内に、当該営業年度の終了の日現在の当該営業所の名称及び所在地を記載した書類又は当該変更を行った営業所についての当該変更前及び変更後の名称及び所在地を記載した書類を提出すること。</p> <p>2 個別事項 別紙様式第15号の2の2に準じて記載すること。</p>	<p>「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ記載し、共同保有者が複数いる場合はそれぞれの議決権の保有状況について、別々に記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、これらに加え「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に係る部分の提出を要しない。</p> <p>(H) 提出者は、共同保有者全員の委任を受けて、提出者等全員の届出書等を一つにまとめて提出することができる。</p> <p>(I) 上記(H)の場合には、提出者等のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」に記載するとともに、当該提出者等の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に記載すること。また、その他保有者及び共同保有者に係るその他保有者に相当する者の議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「3 その他保有者等」に記載するとともに、「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者等に関する総括表」に提出者等と併せて記載すること。この際には、共同保有者の議決権の保有状況については、「第2 共同保有者に関する事項」に記載することを要しない。</p> <p>(J) 変更報告書は、議決権保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、提出者の保有の目的の変更、その他保有者等の変更、その他保有者等の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更、その他保有者等の保有の目的の変更、共同保有者の変更、共同保有者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は事業の種類の変更その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、保険業法の他の規定及び他の法令に基づき、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。</p> <p>(K) 変更報告書の提出に当たっては、保険議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄、「3 その他保有者等」の「(1) その他保有者等の概要」欄又は「第2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「1 保険会社又は保険持株会社」及び「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。</p> <p>(L) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。</p> <p>(M) 届出書等に係る訂正報告書については、保険会社又は保険持株会社の名称、提出者の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。</p> <p>(N) 保険議決権保有届出書の提出を行う際には、提出者若しくはその他保有者又は共同保有者若しくは当該共同保有者に係るその他保有者に相当する者が事業を行っている場合は、これらの者の営業所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の名称及び所在地を記載した書類を添付すること。なお、当該営業所の名称又は所在地の変更を行った場合には、当該変更を行った日の属する営業年度の終了の日から5日以内に、当該営業年度の終了の日現在の当該営業所の名称及び所在地を記載した書類又は当該変更を行った営業所についての当該変更前及び変更後の名称及び所在地を記載した書類を提出すること。</p> <p>2 個別事項 別紙様式第15号の2の2に準じて記載すること。</p>

改正後

現行

別紙様式第15号の2の4 (第208条第7項関係)

(日本工業規格A4)

保険業法第271条の5第3項に基づく届出書・変更届出書(イ)

年 月 日

金融庁長官 殿
財務(支)局長 殿

商号、名称又は氏名 印(口)
住所又は本店所在地 (口)

1 提出者の概要(ハ)

1 個人			
2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())			
(団体名等:)			
フリガナ(カタカナ)			
商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ)			
住所又は本店所在地			
事業の種類			
フリガナ(カタカナ)			
旧商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個	生年月日 年 月 日	(フリガナ)	
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称	
人	職業	勤務先住所	
	設立年月日 年 月 日	(フリガナ)	代表者役職
法	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名	
	資本金額(百万円)		
事務上の連絡先及び担当者名			
電話番号			

2 基準日(ニ)

新基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

別紙様式第15号の2の4 (第208条第7項関係)

(平14内府令17)

(日本工業規格A4)

保険業法第271条の5第3項に基づく届出書・変更届出書(イ)

年 月 日

金融庁長官 殿
財務(支)局長 殿

商号、名称又は氏名 印(口)
住所又は本店所在地 (口)

1 提出者の概要(ハ)

1 個人			
2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())			
(団体名等:)			
フリガナ(カタカナ)			
商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ)			
住所又は本店所在地			
事業の種類			
フリガナ(カタカナ)			
旧商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個	生年月日 年 月 日	(フリガナ)	
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称	
人	職業	勤務先住所	
	設立年月日 年 月 日	(フリガナ)	代表者役職
法	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名	
	資本金額(百万円)		
事務上の連絡先及び担当者名			
電話番号			

2 基準日(ニ)

新基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

改正後

旧基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

基準日変更の理由(ホ)	
-------------	--

3 提出者の類型(ハ)

1 第 208 条第 2 項第 1 号に該当	2 第 208 条第 2 項第 2 号に該当
3 第 208 条第 2 項第 3 号に該当	

銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ)	
商号、名称又は氏名	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) この様式において「提出者」とは、保険業法第 271 条の 5 第 3 項の規定により、届出書の提出を行う者(代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者)をいう。
- (B) この様式において「共同保有者」とは、提出者が保険業法第 2 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。
- (C) 第 208 条第 2 項第 3 号に規定する銀行等は、その共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。
- (D) 変更届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地に変更があった場合にはすみやかに提出すること。
- (E) 変更届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項の全てについて記載すること。

2 個別事項

(イ) 表題

表題の欄は、基準日の届出書又は変更届出書のいずれか該当しないものを消すこと。

(ロ) 商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地

- (1) 提出者本人(代理人が提出する場合には当該代理人)の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
- (2) 提出者が、第 208 条第 2 項第 3 号に規定する銀行等である場合であって、当該提出者が共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出する場合には、当該提出者がその商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
- (3) 「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと。

(ハ) 提出者の概要

別紙様式第 15 号の 2 の 2 の「第 1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の

現行

旧基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

基準日変更の理由(ホ)	
-------------	--

3 提出者の類型(ハ)

1 第 208 条第 2 項第 1 号に該当	2 第 208 条第 2 項第 2 号に該当
3 第 208 条第 2 項第 3 号に該当	

銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ)	
商号、名称又は氏名	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) この様式において「提出者」とは、保険業法第 271 条の 5 第 3 項の規定により、届出書の提出を行う者(代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者)をいう。
- (B) この様式において「共同保有者」とは、提出者が保険業法第 2 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。
- (C) 第 208 条第 2 項第 3 号に規定する銀行等は、その共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。
- (D) 変更届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地に変更があった場合にはすみやかに提出すること。
- (E) 変更届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項の全てについて記載すること。

2 個別事項

(イ) 表題

表題の欄は、基準日の届出書又は変更届出書のいずれか該当しないものを消すこと。

(ロ) 商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地

- (1) 提出者本人(代理人が提出する場合には当該代理人)の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
- (2) 提出者が、第 208 条第 2 項第 3 号に規定する銀行等である場合であって、当該提出者が共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出する場合には、当該提出者がその商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
- (3) 「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと。

(ハ) 提出者の概要

別紙様式第 15 号の 2 の 2 の「第 1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の

改正後	現行
<p>「(1) 提出者等の概要」に準じて記載すること。</p> <p>(二) 基準日 基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に任意の3月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更届出書を提出する場合には、「新基準日」欄には変更後の基準日(任意の3月毎の月末日)を記載し、「旧基準日」欄には変更前の基準日を記載すること。</p> <p>(ホ) 基準日変更の理由 基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。</p> <p>(ハ) 提出者の類型 (1) 提出者が該当する類型の番号を で囲むこと。 (2) 「銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名」欄には、提出者が第208条第2項第3号に掲げる者に該当する場合(将来該当する場合を含む。)に、当該提出者の共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)であって、第208条第2項第1号又は第2号に掲げる者に該当する者の商号、名称又は氏名を1つ記載すること。</p>	<p>「(1) 提出者等の概要」に準じて記載すること。</p> <p>(二) 基準日 基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に任意の3月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更届出書を提出する場合には、「新基準日」欄には変更後の基準日(任意の3月毎の月末日)を記載し、「旧基準日」欄には変更前の基準日を記載すること。</p> <p>(ホ) 基準日変更の理由 基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。</p> <p>(ハ) 提出者の類型 (1) 提出者が該当する類型の番号を で囲むこと。 (2) 「銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名」欄には、提出者が第208条第2項第3号に掲げる者に該当する場合(将来該当する場合を含む。)に、当該提出者の共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)であって、第208条第2項第1号又は第2号に掲げる者に該当する者の商号、名称又は氏名を1つ記載すること。</p>

1 事業の概要

(記載上の注意)

保険持株会社については、主要勘定の増減理由、その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。
 なお、子会社等（保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る事業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

	前期末	当中間期末	当期増減(Δ)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

- 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、同法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、同法第2条第12項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。
- 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(3)において同じ。

(2) 保険持株会社グループの事業系統図

(3) 子会社等の概況

会社名	所在地	承認又は届出年月日	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合
			百万円		%		%

(記載上の注意)

承認又は届出年月日欄は、保険業法第271条の22第1項各号に掲げる会社である子会社にあつては、同法第271条の32第2項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を、また、同法第271条の22第1項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けた子会社にあつては、その承認年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、設立年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は 売上高	経常利益	中間 純利益	総資産	純資産額	当社への 中間配当 額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

「決算日」欄は、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結剰余金計算書をいう。以下同じ。）の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入状況

会社名	業務の 内 容	当該業務に係る期 中総収入	当社及びその子会社からの収入 ()は期中総収入に占める 比率		当社の子会社である 保険会社、銀行等又 は証券専門会社から の収入の有無
			百万円	百万円 (%)	
		百万円		百万円 (%)	

(記載上の注意)

- 1 保険業法第271条の2第1項第9号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 2 当社の子会社である保険会社、銀行等又は証券専門会社からの収入の有無は、保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、保険業を営む外国の会社、銀行業を営む外国の会社及び証券業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

3 役員・従業員等の状況

(1) 当社

区 分		前 期 末	当中間期末	当期増減 (△)
会 社 役 員	取 締 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	執 行 役 計			
職 員	職 員			
	(うち執行役員)	()	()	()
合 計				

(記載上の注意)

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

(2) 当社及び子会社等

区 分	前 期 末	当中間期末	当期増減 (△)
役 員	名	名	名
従 業 員			
計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、役員欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	株又は千株	%

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社について記載すること。
- 2 持株数の多い順序に従い30名を記載すること。

5 保険契約準備金

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減 (△) 額
支 払 備 金	生 命 保 険	百万円	百万円	百万円
	(個 人 保 険)			
	(. . 保 険)			
	(そ の 他 の 保 険)			
	損 害 保 険			
	(. . 保 険)			
(そ の 他 の 保 険)				
計				

責任準備金等	生 命 保 険			
	(個 人 保 険)			
	(・ ・ 保 険)			
	(そ の 他 の 保 険)			
	損 害 保 険			
	(・ ・ 保 険)			
	(そ の 他 の 保 険)			
	計			
	合 計			

(記載上の注意)

連結貸借対照表上の保険契約準備金の額のうち海外に所在する子会社の額は、「海外子会社分」として区分し、「責任準備金等」の下に一括して記載することができる。

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険持株会社及びその子会社等について作成する中間連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) のれんの償却に関する事項

2 中間連結貸借対照表

年度 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

- (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	(新 設)
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金		
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金		
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金		
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		契 約 者 配 当 準 備 金		
買 入 金 銭 債 権		短 期 社 債		
特 定 取 引 資 産		社 債		
商 品 有 価 証 券		新 株 予 約 権 付 社 債		
金 銭 の 信 託		代 理 店 借 借		
有 価 証 券		再 保 險 借 借		
貸 付 金		特 定 取 引 負 債		
代 理 店 貸 貸		そ の 他 負 債		
再 保 險 貸 貸		退 職 給 付 引 当 金		
そ の 他 資 産		価 格 変 動 準 備 金		
<u>有 形 固 定 資 産</u>		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金		
<u>無 形 固 定 資 産</u>		証 券 取 引 責 任 準 備 金		
の れ ん		繰 延 税 金 負 債		
<u>そ の 他 の 無 形 固 定 資 産</u>		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		
繰 延 税 金 資 産		負 の の れ ん		
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾		
支 払 承 諾 見 返		負 債 の 部 合 計		
貸 倒 引 当 金	△	(純 資 産 の 部)		
		資 本 金		
		新 株 式 申 込 証 拠 金		
		資 本 剰 余 金		
		利 益 剰 余 金		
		自 己 株 式	△	
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金		
		株 主 資 本 合 計		
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		
		土 地 再 評 価 差 額 金		
		為 替 換 算 調 整 勘 定		
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
		新 株 予 約 権		
		少 数 株 主 持 分		
		純 資 産 の 部 合 計		
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		

2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)		(新設)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金 等	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		特 定 取 引 負 債	
買 入 金 銭 債 権		短 期 社 債	
特 定 取 引 資 産		社 債	
商 品 有 価 証 券		新 株 予 約 権 付 社 債	
金 銭 の 信 託		そ の 他 負 債	
有 価 証 券		退 職 給 付 引 当 金	
貸 付 金		価 格 変 動 準 備 金	
そ の 他 資 産		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
有 形 固 定 資 産		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
無 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
の れ ん		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		負 の の れ ん	
繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		負 債 の 部 合 計	
支 払 承 諾 見 返			
貸 倒 引 当 金	△	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	

		資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 少 数 株 式 持 分	△
		純資産の部 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 会計方針に関する事項

子会社及び子法人等が採用した会計方針のうちに当該保険持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法

- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ 価格変更準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- ⑬ 子会社等が採用した会計方針のうち銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該連結中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）はその旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。
なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却方法、償却年数及び残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (8) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (9) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (10) 1株当たりの総資産額
- (11) 保険持株会社の取締役、監査役及び執行役と保険持株会社又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (12) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (13) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
- (15) 保険持株会社の子会社等である生命保険会社に係る契約者記当準備金の増減異動及び契約者記当金の支払額
- (16) 保険持株会社に係る商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により保険持株会社の親会社となる会社の株式
- (17) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項（同法第165条第6項において準用する場合を含む。）において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額
- (18) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (19) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌中間連結会計期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の中間連結会計期間の末日と異なる日をその中間連結会計期間の末日とする子会社及び関連会社につ

いては、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。)

(20) その他保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 保険持株会社の子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 連結損益計算書

(新 設)

年度 { 年 月 日から
年 月 日まで } 連結損益計算書

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目		金 額
の 損 益	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	為 替 差 益	
	そ の 他 運 用 収 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 経 常 収 益		
部 益 常		

経常費用 保険金等支払 年金給 解約の 責任準備金 支払 責任準備金 契約者配当金積立 資産運用 支払 特定取引 商品有価証券運用 金銭の信託運用 売買目的有価証券 有価証券売却 有価証券評価 有価証券償還 金融派生商品費 為替差 貸倒引当金繰入 貸付金消却 賃貸用不動産等減価償却 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 事 の 他 業 常 費	金 金 金 金 額 額 額 用 息 用 損 損 損 損 損 損 額 却 費 用 費 用		
經常利益（又は經常損失）			

特別損益の部	特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益		(新設)
	特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失		
	契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失) 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益(又は少数株主損失) 当期純利益(又は当期純損失)		

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

(新 設)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 險 引 受 収 益	
	正 味 収 入 保 險 料	
	収 入 積 立 保 險 料	
	積 立 保 險 料 等 運 用 益	
	生 命 保 險 料	
	そ の 他 保 險 引 受 収 益	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
	そ の 他 運 用 収 益	
	積 立 保 險 料 等 運 用 益 振 替	
	そ の 他	
経 常 収 益		
経 常 費 用		
保 險 引 受 費 用		
正 味 支 払 保 險 金		
損 害 調 査 費		
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		

	<p>満期返戻金 契約者配当金等 生命保険金 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他の運用費用 営業費及び一般管理費用 その他の経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損 その他の経常費用</p>		(新設)
	<p>経常利益(又は経常損失)</p>		
<p>特別損益の部</p>	<p>特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益 特別損失 固定資産等処分損 減損 減損 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損失 その他特別損失</p>		
	<p>税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失) 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益(又は少数株主損失) 当期純利益(又は当期純損失)</p>		

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

- (3) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失額
 - (4) その他保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
 - 4 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
 - 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 { 年 月 日から
 年 月 日まで } 連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等-直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額

(新 設)

<p>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>保険料等収入</p> <p>保険金支払による支出</p> <p>年金支払による支出</p> <p>給付金支払による支出</p> <p>解約返戻金支払による支出</p> <p>その他の返戻金支払による支出</p> <p>再保険料収入</p> <p>再保険料支払による支出</p> <p>保険金据置支払による支出</p> <p>事業費の支出</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>契約者配当金の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>事業活動によるキャッシュ・フロー</p>		(新 設)
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">II①小 計</p> <p style="text-align: center;">(I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出</p> <p>有形固定資産の売却による収入</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	()	

(新 設)

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー

借入れによる収入

借入金の返済による支出

社債の発行による収入

社債の償還による支出

株式の発行による収入

自己株式の取得による支出

配当金の支払額

その他

財務活動によるキャッシュ・フロー

Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額

V 現金及び現金同等物の増加額

Ⅵ 現金及び現金同等物期首残高

Ⅶ 現金及び現金同等物期末残高

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等一間接法により表示する場合)

(新 設)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益 (損失)	
貸貸用不動産等減価償却費	
減価償却費	
減損損失	
連結調整勘定償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
契約者配当準備金積立利息繰入額	
契約者配当準備金繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職者給付引当金の増加額	
その他引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
固定資産関係損益	
持分法による投資損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
商品有価証券の増加額	
代理店貸の増加額	
再保険貸の増加額	
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関	

<p>その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 <u>事業活動によるキャッシュ・フロー</u></p>		
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小 計 (I + II①) <u>有形固定資産の取得による支出</u> <u>有形固定資産の売却による収入</u> 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 <u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u></p>	<p>()</p>	<p>(新 設)</p>

III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー			(新 設)																																										
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額																																													
V 現金及び現金同等物の増加額																																													
VI 現金及び現金同等物期首残高																																													
VII 現金及び現金同等物期末残高																																													
(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等－直接法により表示する場合)																																													
(単位：百万円)																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険料の収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 積立保険料の収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険金の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 損害調査費の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 諸手数料及び集金費の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 満期返戻金の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 契約者配当金の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 特定取引による収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 特定取引による支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 商品有価証券の売却による収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 商品有価証券の取得による支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 営業費及び一般管理費の支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 利息及び配当金の受取額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 利息の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 法人税等の支払額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業活動によるキャッシュ・フロー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	I 事業活動によるキャッシュ・フロー		保険料の収入		積立保険料の収入		保険金の支出		損害調査費の支出		諸手数料及び集金費の支出		満期返戻金の支出		契約者配当金の支出		特定取引による収入		特定取引による支出		商品有価証券の売却による収入		商品有価証券の取得による支出		営業費及び一般管理費の支出		その他		小 計		利息及び配当金の受取額		利息の支払額		その他		法人税等の支払額		事業活動によるキャッシュ・フロー				
科 目	金 額																																												
I 事業活動によるキャッシュ・フロー																																													
保険料の収入																																													
積立保険料の収入																																													
保険金の支出																																													
損害調査費の支出																																													
諸手数料及び集金費の支出																																													
満期返戻金の支出																																													
契約者配当金の支出																																													
特定取引による収入																																													
特定取引による支出																																													
商品有価証券の売却による収入																																													
商品有価証券の取得による支出																																													
営業費及び一般管理費の支出																																													
その他																																													
小 計																																													
利息及び配当金の受取額																																													
利息の支払額																																													
その他																																													
法人税等の支払額																																													
事業活動によるキャッシュ・フロー																																													

<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p>II①小 計</p> <p>(I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出</p> <p>有形固定資産の売却による収入</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p>()</p>	<p>(新 設)</p>
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>株式の発行による収入</p> <p>自己株式の取得による支出</p> <p>配当金の支払額</p> <p>その他</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		
<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>		
<p>V 現金及び現金同等物の増加額</p>		
<p>VI 現金及び現金同等物期首残高</p>		
<p>VII 現金及び現金同等物期末残高</p>		
<p>(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—間接法により表示する場合)</p>		
<p>(単位：百万円)</p>		
<p>科 目</p>	<p>金 額</p>	

<p>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>税金等調整前当期純利益（損失）</p> <p>減価償却費</p> <p>減損損失</p> <p>連結調整勘定償却額</p> <p>支払備金の増加額</p> <p>責任準備金等の増加額</p> <p>貸倒引当金の増加額</p> <p>退職給付引当金の増加額</p> <p>価格変動準備金の増加額</p> <p>金融先物取引責任準備金の増加額</p> <p>証券取引責任準備金の増加額</p> <p>保険業法第112条評価益</p> <p>利息及び配当金収入</p> <p>有価証券関係損益</p> <p>支払利息</p> <p>為替差損益</p> <p>固定資産関係損益</p> <p>持分法による投資損益</p> <p>特定取引資産の増加額</p> <p>特定取引負債の増加額</p> <p>商品有価証券の増加額</p> <p>その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額</p> <p>その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>事業活動によるキャッシュ・フロー</p>		(新 設)
---	--	-------

<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p>II①小 計</p> <p>(I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出</p> <p>有形固定資産の売却による収入</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>		(新 設)
<p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>株式の発行による収入</p> <p>自己株式の取得による支出</p> <p>配当金の支払額</p> <p>その他</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p>		
<p>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</p>		
<p>V 現金及び現金同等物の増加額</p>		
<p>VI 現金及び現金同等物期首残高</p>		
<p>VII 現金及び現金同等物期末残高</p>		
<p>(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。</p> <p>(注2) (I + II①) は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするため</p>		

必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5 連結株主資本等変動計算書（別紙）

(削除)

第 期 (年 月 日から 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
前期連結会計年度末残高	xxx	xxx	xxx	Δxxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当連結会計年度変動額													
新株の発行	xxx	xxx			xxx								xxx
剰余金の配当			xxx		Δxxx								Δxxx
当期純利益					xxx								xxx
自己株式の処分				xxx	xxx								xxx
.....													xxx
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当連結会計年度変動額合計	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当連結会計年度末残高	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(記載上の注意)

- 1.法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2.株主資本の変動理由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3.株主資本以外の項目について、連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 4.評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、直前連結会計年度末残高、連結会計期間中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5.評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 6.以下の事項につき注記すること。
 - ①当該連結会計年度の末日における発行済株式の総数(種類株式発行会社(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する会社をいう。以下同じ。)にあっては、種類後ごとの発行済株式の総数)
 - ②当該連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ③当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当(当該連結会計年度に相当する事業年度に係る定時株主総会の締結後に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。)に関する事項
 - ④当該連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社(種類株式発行会社)にあっては、種類及び種類ごとの数)

改正後	現行
別紙様式第15号の3 (第210条の10関係)	別紙様式第15号の3 (第210条の10関係)
(平17内府令68) (日本工業規格A4)	(平17内府令68) (日本工業規格A4)
年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで)	年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで)
年 月 日	年 月 日
金融庁長官殿	金融庁長官殿
住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印	住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次	目 次
第1 事業概況書 1 事業の概要 2 子会社等の状況 3 役員・従業員の状況 4 大株主 5 取締役及び監査役 (委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役) 6 株主総会に関する事項 7 有価証券 8 保険契約準備金 第2 連結財務諸表 1 連結財務諸表の作成方針 2 連結貸借対照表 3 連結損益計算書 4 連結キャッシュ・フロー計算書 5 連結株主資本等変動計算書 (記載上の注意) 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。	第1 営業概況書 1 営業の概要 2 子会社等の状況 3 役員・従業員の状況 4 大株主 5 取締役及び監査役 (委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役) 6 株主総会に関する事項 7 有価証券 8 保険契約準備金 第2 連結財務諸表 1 連結財務諸表の作成方針 2 連結貸借対照表 3 連結損益計算書 4 連結キャッシュ・フロー計算書 5 連結剰余金計算書 (記載上の注意) 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

第1

年度 (年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

1 事業の概要

(記載上の注意)

保険持株会社については、主要勘定の増減理由、その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。
 なお、子会社等（保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る事業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

	前期末	当期末	当期増減(△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

- 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、同法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、同法第2条第12項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。
- 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(3)において同じ。

(2) 保険持株会社グループの事業系統図

(3) 子会社等の概況

会社名	所在地	承認又は届出年月日	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合
			百万円		%		%

(記載上の注意)

承認又は届出年月日欄は、保険業法第271条の22第1項各号に掲げる会社である子会社にあつては、同法第271条の32第2項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を、また、同法第271条の22第1項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けた子会社にあつては、その承認年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、設立年月日を記載すること。

第1

年度 (年 月 日から) 営業概況書
 (年 月 日まで)

1 営業の概要

(記載上の注意)

保険持株会社については、主要勘定の増減理由、その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。
 なお、子会社等（保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る営業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

	前期末	当期末	当期増減(△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

- 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、同法第2条第12項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。
- 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(3)において同じ。

(2) 保険持株会社グループの事業系統図

(3) 子会社等の概況

会社名	所在地	承認又は届出年月日	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合
			百万円		%		%

(記載上の注意)

承認又は届出年月日欄は、保険業法第271条の22第1項各号に掲げる会社である子会社にあつては、同法第271条の32第2項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を、また、同法第271条の22第1項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けた子会社にあつては、その承認年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、設立年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は 売上高	経常利益	当期 純利益	総資産	純資産額	当社への 配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

「決算日欄は、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結剰余金計算書をいう。以下同じ。）の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入状況

会社名	業務の 内容	当該業務に係る期 中総収入	当社の子会社である 保険会社、銀行等又 は証券専門会社から の収入の有無	
			当社及びその子会社からの収入 ()は期中総収入に占める 比率	百万円 (%)
		百万円		百万円 (%)

(記載上の注意)

- 1 保険業法第271条の22第1項第9号に掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 2 当社の子会社である保険会社、銀行等又は証券専門会社からの収入の有無は、保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、保険業を営む外国の会社、銀行業を営む外国の会社及び証券業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

3 役員・従業員等の状況

(1) 当社

区 分		前 期 末	当 期 末	当期増減(Δ)
会 社 役 員	取 締 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	執 行 役 員			
	計			
職 員				

員

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は 売上高	経常利益	当期 純利益	総資産	純資産額	当社への 配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

決算日欄は、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結剰余金計算書をいう。以下同じ。）の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入状況

会社名	業務の 内容	当該業務に係る期 中総収入	当社の子会社である 保険会社、銀行等又 は証券専門会社から の収入の有無	
			当社及びその子会社からの収入 ()は期中総収入に占める 比率	百万円 (%)
		百万円		百万円 (%)

(記載上の注意)

- 1 保険業法第271条の22第1項第9号に掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 2 当社の子会社である保険会社、銀行等又は証券専門会社からの収入の有無は、保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、保険業を営む外国の会社、銀行業を営む外国の会社及び証券業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

3 役員・従業員等の状況

(1) 当社

区 分		前 期 末	当 期 末	当期増減(Δ)
役 員	名	名	名	
(うち執行役員)	()	()	()	()
(うち非常勤役員)	()	()	()	()
(定 数)	()	()	()	()
執 行 役 員				
従 業 員				
(うち執行役員)	()	()	()	()
計				

(うち執行役員)	()	()	()
合計			

(記載上の注意)

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2 会計参加が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

(2) 当社及び子会社等

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
役 員 名	名	名	名
従 業 員			
計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、役員欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	株又は千株	%

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社について記載すること。
- 2 持株数の多い順序に従い30名を記載すること。

5 会社役員の内訳

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他

(記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの者であって、当該事業年度の末日までに退任した会社役員（取締役、会計参加、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること。
- 2 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任された

(記載上の注意)

1 「役員」の欄は、取締役及び監査役の合計員数（委員会等設置会社にあつては、取締役（執行役を兼務する者を含む。）の員数）を記載し、「(定数)」欄は、定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における執行役を兼務する取締役 人

2 「執行役」欄は、委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。

3 取締役又は従業員と兼務していない執行役員数については、欄外に次のとおり記載すること。

取締役又は従業員と兼務していない執行役員 人

(2) 当社及び子会社等

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
役 員 名	名	名	名
従 業 員			
計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、役員欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
	株又は千株	%	株又は千株	%

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社について記載すること。
- 2 持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

5 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）

地 位	氏 名	担当又は主な職業
会 長		
社 長		
副 社 長		
専務取締役		
常務取締役		
取 締 役		
執 行 役		
監 査 役		
()		年 月 日 退任

ものを除く。)についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の意見があったときは、その意見の内容、及び同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。

- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)、及び兼職の状況(重要でないものを除く。)を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨「その他」欄に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。

6 株主総会に関する事項

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社について記載すること。
- 2 株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。

7 有価証券

(単位:百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
国 債			
地 方 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
株 式			
外 国 証 券			
株 式			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
計			

(記載上の注意)

保険持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。

8 保険契約準備金

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
生 命 保 険	百万円	百万円	百万円
(個 人 保 険)			
(・ ・ 保 険)			

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社の取締役及び監査役について記載すること。
- 2 他の会社の役員を兼務している者は、兼務状況(兼務する他の会社が子会社でないものについては重要でないものを除く。)を担当又は主な職業欄に記載すること。
- 3 代表権のある者については、その旨を地位欄に記載すること。
- 4 営業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

6 株主総会に関する事項

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社について記載すること。
- 2 株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。

7 有価証券

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
株 式	百万円	百万円	百万円
保 険 業 を 営 む 子 会 社			
そ の 他 の 子 会 社			
そ の 他			
債 券			
国 債			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
計			

(記載上の注意)

保険持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。

8 保険契約準備金

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額
生 命 保 険	百万円	百万円	百万円
(個 人 保 険)			
(・ ・ 保 険)			

支払備金	(その他の保険)			
	損害保険 (・・保険) (その他の保険)			
	計			
責任準備金等	生命保険			
	(個人保険)			
	(・・保険)			
	(その他の保険)			
	損害保険			
	(・・保険)			
	(その他の保険)			
	計			
	合計			

支払備金	(その他の保険)			
	損害保険 (・・保険) (その他の保険)			
	計			
責任準備金等	生命保険			
	(個人保険)			
	(・・保険)			
	(その他の保険)			
	損害保険			
	(・・保険)			
	(その他の保険)			
	計			
	合計			

(記載上の注意)

連結貸借対照表上の保険契約準備金の額のうち海外に所在する子会社の額は、「海外子会社分」として区分し、「責任準備金等」の下に一括して記載することができる。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険持株会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (削除)
- (削除)
- (5) のれんの償却に関する事項

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

- (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)

(記載上の注意)

連結貸借対照表上の保険契約準備金の額のうち海外に所在する子会社の額は、「海外子会社分」として区分し、「責任準備金等」の下に一括して記載することができる。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険持株会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - (2) 持分法の適用に関する事項
 - (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
 - (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
 - (6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項
- (新設)

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

- (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金		現金及び預貯金		保険契約準備金	
コーポレート		支払備金		コーポレート		支払備金	
買現先勘定		責任準備金		買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金		債券貸借取引支払保証金		契約者配当準備金	
買入金銭債権		短期社債		買入金銭債権		短期社債	
特定取引資産		社債		特定取引資産		社債	
商品有価証券		新株予約権付社債		商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		代理店借		金銭の信託		代理店借	
有価証券		再保険借		有価証券		再保険借	
貸付金		特定取引負債		貸付金		特定取引負債	
代理店貸		その他負債		代理店貸		その他負債	
再保険貸		退職給付引当金		再保険貸		退職給付引当金	
その他資産		価格変動準備金		その他資産		価格変動準備金	
有形固定資産		金融先物取引責任準備金		有形固定資産		金融先物取引責任準備金	
無形固定資産		証券取引責任準備金		無形固定資産		証券取引責任準備金	
のれん		繰延税金負債		繰延税金資産		繰延税金負債	
その他の無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債		再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		負ののれん		繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		支払承諾見返		再評価に係る繰延税金資産		連結調整勘定	
支払承諾見返		負債の部合計		支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金				貸倒引当金			
	△	(純資産の部)			△	負債の部合計	
		資本金				(少数株主持分)	
		新株式申込証拠金				少数株主持分	
		資本剰余金				(資本の部)	
		利益剰余金				資本金	
		自己株式	△			新株式払込金	
		自己株式申込証拠金				資本剰余金	
		株主資本合計				利益剰余金	
		その他有価証券評価差額金				土地再評価差額金	
		繰延ヘッジ損益				株式等評価差額金	
		土地再評価差額金				為替換算調整勘定	
		為替換算調整勘定				自己株式払込金	
		評価・換算差額等合計				自己株式	△
		新株予約権					
		少数株主持分					
		純資産の部合計				資本の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計					

	資産の部合計		負債、少数株主持分 及び資本の部合計	
--	--------	--	-----------------------	--

2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		特定取引負債	
買入金銭債権		短期社債	
特定取引資産		社債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
その他資産		金融先物取引責任準備金	
有形固定資産		証券取引責任準備金	
無形固定資産		繰延税金負債	
のれん		再評価に係る繰延税金負債	
その他の無形固定資産		負ののれん	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返			
貸倒引当金	△	(純資産の部)	
		資本金	

2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		特定取引負債	
買入金銭債権		短期社債	
特定取引資産		社債	
商品有価証券		新株予約権付社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付引当金	
貸付金		価格変動準備金	
不動産及び動産		金融先物取引責任準備金	
その他資産		証券取引責任準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
連結調整勘定		連結調整勘定	
支払承諾見返		支払承諾	
貸倒引当金	△	負債の部合計	
		(少数株主持分)	
		少数株主持分	

			△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 会計方針に関する事項

子会社及び子法人等が採用した会計方針のうち当該保険持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法

			△
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(3) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(4) 会計方針に関する事項

子会社及び子法人等が採用した会計方針のうち当該保険持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、保険業法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
(新設)
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ 価格変更準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- ⑬ 子会社等が採用した会計方針のうち銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却方法、償却年数及び残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (8) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (9) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (10) 1株当たりの総資産額
- (11) 保険持株会社の取締役、監査役及び執行役と保険持株会社又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (12) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (13) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
- (15) 保険持株会社の子会社等である生命保険会社に係る契約者記当準備金の増減異動及び契約者記当金の支払額
- (16) 保険持株会社に係る商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により保険持株会社の親会社となる会社の株式
- (17) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項（同法第165条第6項において準用する場合を含む。）において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額
- (18) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (19) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事

- ⑤ 不動産及び動産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法
- ⑧ 退職給付引当金の計上方法
- ⑨ 価格変更準備金、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金の計上方法
- ⑩ リース取引の処理方法
- ⑪ ヘッジ会計の方法
- ⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

- (4) 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。
- (5) 固定資産の償却方法、償却年数及び残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 不動産及び動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (新設)
- (7) 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (8) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額
- (9) 1株当たりの総資産額
- (10) 保険持株会社の取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）と保険持株会社又はその子会社等との間の金銭債権総額及び金銭債務総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (新設)
- (11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な不動産及び動産
- (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。

(13) 保険持株会社の子会社等である生命保険会社に係る契約者記当準備金の増減異動及び契約者記当金の支払額

- (14) その他保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- (15) 保険持株会社に係る商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により保険持株会社の親会社となる会社の株式
- (16) 保険業法第92条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第5項（同法第165条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第92条の規定による合併剰余金額
- (17) 担保に供している資産の額及び担保付き債務の額
- (新設)

業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。)

(20) その他保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2其他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 保険持株会社の子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2其他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 保険持株会社の子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 連結損益計算書

年度 (年 月 日から) 連結損益計算書
 (年 月 日まで)

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	為 替 差 益	
	そ の 他 運 用 収 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 経 常 収 益		
部 損	経 常 費 用	
	保 険 金 等 支 払 金	
	保 険	
	年 給	
	解 約 付 戻 金	
	そ の 他 返 戻 金	
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	
	支 払 備 金 繰 入 額	
	責 任 準 備 金 繰 入 額	
	の	

3 連結損益計算書

年度 (年 月 日から) 連結損益計算書
 (年 月 日まで)

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	経 常 収 益	
	保 険 料 等 収 入	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
	特 定 取 引 収 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	為 替 差 益	
	そ の 他 運 用 収 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 経 常 収 益		
部 損	経 常 費 用	
	保 険 金 等 支 払 金	
	保 険	
	年 給	
	解 約 付 戻 金	
	そ の 他 返 戻 金	
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	
	支 払 備 金 繰 入 額	
	責 任 準 備 金 繰 入 額	
	の	

<p> 契約者配当金積立利息繰入額 資産運用費用 支払利息 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金消却費用 貸用不動産等減価償却費用 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用 </p>		<p> 契約者配当金積立利息繰入額 資産運用費用 支払利息 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金消却費用 貸用不動産等減価償却費用 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用 </p>	
<p>経常利益（又は経常損失）</p>		<p>経常利益（又は経常損失）</p>	

特別損益の部	特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
	特 別 損 失 固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失) 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	

特別損益の部	特 別 利 益 不 動 産 動 産 等 処 分 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
	特 別 損 失 不 動 産 動 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失) 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 險 引 受 収 益	
	正 味 収 入 保 險 料	
	収 入 積 立 保 險 料	
	積 立 保 險 料 等 運 用 益	
	生 命 保 險 料 益	
	そ の 他 保 險 引 受 収 益	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 収 入 益	
	特 定 取 引 収 入 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 運 用 収 益		
積 立 保 險 料 等 運 用 益 振 替		
そ の 他		
経 常 収 益		
経 常 費 用		
保 險 引 受 費 用		
正 味 支 払 保 險 金		
損 害 調 査 費		
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	
	保 險 引 受 収 益	
	正 味 収 入 保 險 料	
	収 入 積 立 保 險 料	
	積 立 保 險 料 等 運 用 益	
	生 命 保 險 料 益	
	そ の 他 保 險 引 受 収 益	
	資 産 運 用 収 益	
	利 息 及 び 配 当 金 収 入 益	
	特 定 取 引 収 入 益	
	商 品 有 価 証 券 運 用 益	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
	有 価 証 券 売 却 益	
	有 価 証 券 償 還 益	
	金 融 派 生 商 品 収 益	
	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 運 用 収 益		
積 立 保 險 料 等 運 用 益 振 替		
そ の 他		
経 常 収 益		
経 常 費 用		
保 險 引 受 費 用		
正 味 支 払 保 險 金		
損 害 調 査 費		
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		

	満期返戻金 契約者配当金等 生命保険金 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費用 その他経常費用 支貸倒引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 その他経常費用			満期返戻金 契約者配当金等 生命保険金 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費用 その他経常費用 支貸倒引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 その他経常費用		
	経常利益（又は経常損失）			経常利益（又は経常損失）		
特別損益の部	特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益 特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損失 その他特別損失			特別損益の部 特別利益 不動産動産処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損失 その他特別損失		
	税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）			税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

- (3) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失額
- (4) その他保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 連結損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

- (3) 1株当たりの当期純利益又は当期純損失額
- (4) その他保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額

<p>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 その他の返戻金支払による支出 再保険料収入 再保険料支払による支出 保険金据置支払による支出 事業費の支出 その他</p> <p style="text-align: right;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額</p> <p>事業活動によるキャッシュ・フロー</p>			<p>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 その他の返戻金支払による支出 再保険料収入 再保険料支払による支出 保険金据置支払による支出 事業費の支出 その他</p> <p style="text-align: right;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: right;">II①小 計</p> <p style="text-align: center;">(I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>		<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: right;">II①小 計</p> <p style="text-align: center;">(I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の売却による収入 その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>	

III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（損失）	
貸貸用不動産等減価償却費	
減価償却費	
減損損失	
連結調整勘定償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
契約者配当準備金積立利息繰入額	
契約者配当準備金繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職者給付引当金の増加額	
その他引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
固定資産関係損益	
持分法による投資損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
商品有価証券の増加額	
代理店貸の増加額	
再保険貸の増加額	
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関	

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（損失）	
貸貸用不動産等減価償却費	
減価償却費	
減損損失	
連結調整勘定償却費	
支払備金の増加額	
責任準備金の増加額	
契約者配当準備金積立利息繰入額	
契約者配当準備金繰入額	
貸倒引当金の増加額	
退職者給付引当金の増加額	
その他引当金の増加額	
価格変動準備金の増加額	
金融先物取引責任準備金の増加額	
証券取引責任準備金の増加額	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益	
支払利息	
為替差損益	
不動産動産関係損益	
持分法による投資損益	
特定取引資産の増加額	
特定取引負債の増加額	
商品有価証券の増加額	
代理店貸の増加額	
再保険貸の増加額	
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関	

<p>その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額</p> <p>事業活動によるキャッシュ・フロー</p>		<p>その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 代理店借の増加額 再保険借の増加額 その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額 その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II①小 計 (I + II①)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">II①小 計 (I + II①)</p> <p>不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	<p style="text-align: center;">()</p>

III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
特定取引による収入	
特定取引による支出	
商品有価証券の売却による収入	
商品有価証券の取得による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	

(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
積立保険料の収入	
保険金の支出	
損害調査費の支出	
諸手数料及び集金費の支出	
満期返戻金の支出	
契約者配当金の支出	
特定取引による収入	
特定取引による支出	
商品有価証券の売却による収入	
商品有価証券の取得による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	

II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小 計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー		
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー		
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		
V 現金及び現金同等物の増加額		
VI 現金及び現金同等物期首残高		
VII 現金及び現金同等物期末残高		

(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小 計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー		
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー		
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		
V 現金及び現金同等物の増加額		
VI 現金及び現金同等物期首残高		
VII 現金及び現金同等物期末残高		

(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
-----	-----

<p>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>税金等調整前当期純利益（損失）</p> <p>減価償却費</p> <p>減損損失</p> <p>連結調整勘定償却額</p> <p>支払備金の増加額</p> <p>責任準備金等の増加額</p> <p>貸倒引当金の増加額</p> <p>退職給付引当金の増加額</p> <p>価格変動準備金の増加額</p> <p>金融先物取引責任準備金の増加額</p> <p>証券取引責任準備金の増加額</p> <p>保険業法第112条評価益</p> <p>利息及び配当金収入</p> <p>有価証券関係損益</p> <p>支払利息</p> <p>為替差損益</p> <p>固定資産関係損益</p> <p>持分法による投資損益</p> <p>特定取引資産の増加額</p> <p>特定取引負債の増加額</p> <p>商品有価証券の増加額</p> <p>その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額</p> <p>その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額</p> <p>その他</p> <p>小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>事業活動によるキャッシュ・フロー</p>			<p>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>税金等調整前当期純利益（損失）</p> <p>減価償却費</p> <p>減損損失</p> <p>連結調整勘定償却額</p> <p>支払備金の増加額</p> <p>責任準備金等の増加額</p> <p>貸倒引当金の増加額</p> <p>退職給付引当金の増加額</p> <p>価格変動準備金の増加額</p> <p>金融先物取引責任準備金の増加額</p> <p>証券取引責任準備金の増加額</p> <p>保険業法第112条評価益</p> <p>利息及び配当金収入</p> <p>有価証券関係損益</p> <p>支払利息</p> <p>為替差損益</p> <p>不動産動産関係損益</p> <p>持分法による投資損益</p> <p>特定取引資産の増加額</p> <p>特定取引負債の増加額</p> <p>商品有価証券の増加額</p> <p>その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額</p> <p>その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額</p> <p>その他</p> <p>小 計</p> <p>利息及び配当金の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p>		
---	--	--	--	--	--

II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小計 (I + II①) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I + II①) は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするため

II 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増加額 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 II①小計 (I + II①) 不動産及び動産の取得による支出 不動産及び動産の売却による収入 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額	
VI 現金及び現金同等物期首残高	
VII 現金及び現金同等物期末残高	

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I + II①) は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするため

に必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5 連結株主資本等変動計算書 (別紙)

(削除)

に必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

(新設)

5 連結剰余金計算書

年度 年 月 日から 連結剰余金計算書
年 月 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	
資本剰余金増加高	
増資による新株の発行	
自己株式処分差益	
資本剰余金減少高	
配当	
自己株式償却額	
資本剰余金期末残高	
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	
利益剰余金増加高	
当期純利益	
利益剰余金減少高	
配当	
役員賞与	
自己株式消却額	
利益剰余金期末残高	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要がある

ときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

2 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正後

別紙様式第15号の4 (第210条の11関係)

(平17内府令〇〇)
(日本工業規格A4)

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業報告

(記載上の注意)

1 委員会設置会社及び委員会設置相互会社 (以下「委員会設置会社等」という。) については、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

2 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

① 子会社 保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。

② 子会社等 保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。

③ 子法人等 保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。

3 会社の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

4 保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団 (当該保険持株会社及び保険業法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。) の状況について記載することで、当該保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2) 財産及び損益の状況」については、当該保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

1 保険持株会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに保険会社のその事業年度における事業の経過及び成果を記載すること。

2 保険持株会社が対処すべき課題を記載すること。

3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果 (複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況の推移

【保険持株会社の状況について記載する場合】

区 分	年度	年度	年度	年度 (当期)
事業収益	百万円	百万円	百万円	百万円
受取配当金				

現行

別紙様式第15号の4 (第210条の11関係)

(平17内府令68)
(日本工業規格A4)

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 営業報告書

(記載上の注意)

保険持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 営業の経過及び成果」、「2 営業成績及び財産の状況の推移」、「4 事務所の状況」、「5 従業員等の状況」及び「13 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実」については、これらの全てを企業集団 (当該保険持株会社及び保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等をいう。以下同じ。) の状況について記載することで、当該保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 営業成績及び財産の状況の推移」については、当該保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 営業の経過及び成果

(記載上の注意)

1 当営業年度における営業の経過及び成果 (保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等に係るものを含む。) を記載すること。

2 会社が対処すべき課題についても記載すること。

3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の営業の経過及び成果」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその営業年度における営業の経過及び成果 (複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

2 営業成績及び財産の状況の推移 [保険持株会社の状況について記載する場合]

区 分	年度	年度	年度	年度 (当期)
営業収益	百万円	百万円	百万円	百万円
受取配当金				
保険業を営む子会社等				
その他の子会社等				
当期純利益 (又は当期純損失)				
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総資産	百万円	百万円	百万円	百万円
保険業を営む子会社等株式会社等				
その他の子会社等株式会社等				

(記載上の注意)

改正後				
	保険業を営む子会社等			
	その他の子会社等			
当期純利益（又は当期純損失）				
1株当たり当期純利益 （又は1株当たり当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総資産	百万円	百万円	百万円	百万円
	保険業を営む子会社等株式等			
	その他の子会社等株式等			

〔記載上の注意〕

- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。
- 保険業を営む子会社等欄は、保険業法第271条の22第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる会社である子会社等からの受取配当金について記載すること。
- 保険業を営む子会社等株式等欄は、保険業法第271条の22第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる会社である子会社等の株式及び出資持分について記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 連結事業成績及び財産の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
連結経常収益				
連結経常利益				
連結当期純利益				
連結純資産額				
連結総資産				

〔記載上の注意〕

- 表題を「(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移」とすること。
- 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

現行				
1	必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。			
2	必要に応じ、営業成績及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。			
3	子会社等とは、保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等をいう。			
4	保険業を営む子会社等欄は、保険業法第271条の22第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる会社である子会社等からの受取配当金について記載すること。			
5	保険業を営む子会社等株式等欄は、保険業法第271条の22第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる会社である子会社等の株式及び出資持分について記載すること。			

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 連結営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
連結経常収益				
連結経常利益				
連結当期純利益				
連結純資産額				
連結総資産				

〔記載上の注意〕

- 表題を「2 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移」とすること。
- 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

ロ 単体の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度（当期）
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益				
受取配当金				
保険業を営む子会社等				
その他の子会社等				
当期純利益（又は当期純損失）				
1株当たり当期純利益 （又は1株当たり当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総資産	百万円	百万円	百万円	百万円
	保険業を営む子会社等株式等			
	その他の子会社等株式等			

〔記載上の注意〕

- 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、営業成績及び財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 子会社等とは、保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等をいう。
- 保険業を営む子会社等欄は、保険業法第271条の22第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる会社である子会社等からの受取配当金について記載すること。

改正後				
ロ 単体の事業成績及び財産の状況の推移				
区 分	年度	年度	年度	年度(当期)
事業収益	百万円	百万円	百万円	百万円
受取配当金				
保険業を営む子会社等				
その他の子会社等				
当期純利益(又は当期純損失)				
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総資産	百万円	百万円	百万円	百万円
保険業を営む子会社等				
その他の子会社等				
(記載上の注意)				
1 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。				
2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。				
3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。				
4 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により過年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。				
5 保険業を営む子会社等欄は、保険業法第271条の22第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる会社である子会社等からの受取配当金について記載すること。				
6 保険業を営む子会社等株式等欄は、保険業法第271条の22第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる会社である子会社等の株式及び出資持分について記載すること。				
(3) 事務所の状況				
[保険持株会社の状況について記載する場合]				
事務所名	所在地	設置年月日		
[企業集団の状況について記載する場合]				
会社名	事務所名	所在地	設置年月日	
(記載上の注意)				
1 表題を「(3) 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。				
2 適宜欄を設け、保険持株会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な事務所については記載を要しない。				
(4) 使用人の状況				

現行						
5 保険業を営む子会社等株式等欄は、保険業法第271条の22第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる会社である子会社等の株式及び出資持分について記載すること。						
3 親会社及び子会社等						
(1) 親会社の状況						
会社名	所在地	資本金	当社に対する議決権割合	主要な事業内容		
		百万円	%			
(記載上の注意)						
商法第211条ノ2第1項の親会社及び同条第3項の規定により親会社となる会社について記載すること。						
(2) 子会社等の状況						
会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社の議決権割合	当社への当期配当金額
				百万円	%	百万円
(記載上の注意)						
1 保険業法第271条の24第1項に規定する子会社等のうち、重要なものについて記載すること。なお、保険業法第271条の22第1項第1号及び第2号に掲げる会社である子会社等については、必ず記載すること。						
2 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。						
3 重要な業務提携の概況を付記すること。						
4 事務所の状況 [保険持株会社の状況について記載する場合]						
事務所名	所在地		設置年月日			
[企業集団の状況について記載する場合]						
会社名	事務所名	所在地	設置年月日			
(記載上の注意)						
1 表題を「4 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。						
2 適宜、保険持株会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別(複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別)に記載すること。						
5 従業員の状況 [保険持株会社の状況について記載する場合]						
区 分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
職 員	名	名	名	歳	年	千円

改正後						
<u>〔保険持株会社の状況について記載する場合〕</u>						
区 分	前期末	当期末	当 期 増減(Δ)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
職 員	名	名	名	歳	年	千円
<u>〔企業集団の状況について記載する場合〕</u>						
部 門 名	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減 (Δ)			
		名	名	名		
<u>〔記載上の注意〕</u>						
1 表題を「(4) 企業集団の使用人の状況」とすること。						
2 適宜欄を設け、保険持株会社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の従業員数を事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。						
3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。						
<u>(5) 主要な借入先の状況</u>						
<u>〔保険持株会社の状況について記載する場合〕</u>						
借入先	借入金残高					
	百万円					
<u>〔記載上の注意〕</u>						
1 当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額を記載すること。						
2 借入金が、保険持株会社の資金調達において重要でない場合には、記載を要しない。						
<u>〔企業集団の状況について記載する場合〕</u>						
部門名	借入先	借入金残高				
		百万円				
<u>〔記載上の注意〕</u>						
1 表題を「(5) 企業集団の主要な借入先の状況」とすること。						
2 事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載すること。						
3 借入金が、企業集団の資金調達において重要でない場合には、記載を要しない。						
<u>(6) 資金調達の状況</u>						
<u>〔保険持株会社の状況について記載する場合〕</u>						
<u>〔記載上の注意〕</u>						
当該事業年中に実施した増資、社債発行、重要な借入等の資金調達について、その内容および金額を記載すること。また、増資を実施した場合には1株当たり発行価額を記載する。なお、コミットメントライン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載すること。						

現 行				
<u>〔企業集団の状況について記載する場合〕</u>				
部 門 名	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減 (Δ)	
	名	名	名	
<u>〔記載上の注意〕</u>				
1 表題を「5 企業集団の従業員の状況」とすること。				
2 適宜、保険持株会社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の従業員数を事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載すること。				
3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。				
<u>6 株式の状況</u>				
発行する株式の総数			株又は千株	
発行済株式の総数			株又は千株	
株 主 数			名	
<u>7 大株主</u>				
株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
	株又は千株	%	株又は千株	%
<u>〔記載上の注意〕</u>				
持株数の多い順序に従い10名を記載すること。				
<u>8 自己株式の取得、処分及び保有</u>				
<u>〔記載上の注意〕</u>				
次の事項を記載すること。				
1 営業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額				
2 営業年度中に特定の者から買い受けた自己株式（商法第204条ノ3ノ2第1項（同法第204条ノ5第1項において準用する場合を含む。）の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。）についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号				
3 営業年度中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式（同項第1号の子会社から買い受けたものを除く。）については同法第211条ノ3第4項の規定により定時総会に報告しなければならない事項				
4 営業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額				
5 営業年度中に株式失効の手続をした自己株式についてはその種類及び数				
6 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数				
<u>9 主要な借入先</u>				
借 入 先	借入金残高	当 社 へ の 出 資 状 況		
		持 株 数	議 決 権 比 率	
	百万円	株又は千株	%	

改正後

[企業集団の状況について記載する場合]

- 1 表題を「(6) 企業集団の資金調達状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した増資、社債発行、重要な借入等の資金調達について、その内容および金額を記載する。また、増資を実施した場合には1株当たり発行価額を記載する。なお、コミットメントライン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載する。
- 3 事業セグメント別（複数のセグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載すること。

(7) 設備投資の状況

[保険持株社の状況について記載する場合]

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 2 主要な業務区分別（区分することが困難である場合を除く。）に、記載すること。

ロ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 2 主要な業務区分別（区分することが困難である場合を除く。）に、記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 表題を「(7) 企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 3 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 4 事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載すること。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	親会社が有する当社の議決権比率	その他

現行

10 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）

地位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
会 長		
社 長		
副 社 長		
専務取締役		
常務取締役		
取 締 役		
執 行 役		
監 査 役		
()		年 月 日退任

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社の取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）について記載すること。
- 2 代表権のある者については、その旨を地位欄に記載すること。
- 3 営業年度中に退任した者についても末尾に記載し、退職時の地位を記載すること。

11 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位：百万円)

区分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役		
監査役		

(記載上の注意)

- 1 本表は、商法第 266 条第 12 項（同条第 18 項において読み替えて適用するこの規定を同法第 280 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 266 条第 19 項の定款の定めをした会社が記載する。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
- 4 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 委員会等設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

12 新株予約権の状況

[現に発行している新株予約権]

新株予約権の数	
---------	--

改正後																																
				百万円	%																											
<p>ロ 子会社等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">会社名</th> <th style="width: 10%;">所在地</th> <th style="width: 10%;">主要な事業 内 容</th> <th style="width: 10%;">設 立 年 月 日</th> <th style="width: 10%;">資 本 金</th> <th style="width: 10%;">当社が有す る会社等の 議決権比率</th> <th style="width: 10%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 親会社及び子会社、子法人等のうち子会社を除いた子法人等又は関連法人等のうち、重要なものについて記載すること。</p> <p>2 重要な企業結合の経過及び成果を記載すること。</p> <p>3 重要な業務提携の概況を付記すること。</p> <p>(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業譲渡等の日付</th> <th style="width: 50%;">事業譲渡等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げる事項についての状況につき、重要なものを記載すること。</p> <p>1 重要な事業譲渡</p> <p>2 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受けのうち重要なもの</p> <p>3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの</p> <p>4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該持株会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの</p> <p>(10) その他持株会社の現況に関する重要な事項</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 その他の持株会社の現況に関する事業な事項を記載すること。</p> <p>2 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他の企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。</p> <p>2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項</p> <p>(1) 会社役員（年度末現在）の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 25%;">地位及び担当</th> <th style="width: 25%;">重要な兼職</th> <th style="width: 25%;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>							会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有す る会社等の 議決権比率	その他					百万円	%		事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況			氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他				
会社名	所在地	主要な事業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有す る会社等の 議決権比率	その他																										
				百万円	%																											
事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況																															
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他																													

現行	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)
<u>(営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権)</u>	
割当てを受けた者の氏名又は名称、()	()
は割当てを受けた新株予約権の数	()
	()
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	
<u>(記載上の注意)</u>	
1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第1号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会及び取締役会における発行決議ごとに記載すること。	
2 「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第2号に規定する新株予約権をいう。	
3 商法施行規則第103条第2項第3号に規定する当営業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権については、「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載し、同項第4号の区分に応じて必要事項を注記すること。	
13 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実	
<u>(記載上の注意)</u>	
企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「13 決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。	
14 監査委員会の職務遂行のために必要な事項	
<u>(記載上の注意)</u>	
商法施行規則第104条第1号に規定する取締役会の決議の概要を記載すること。	

改正後	
1	直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの者であって、当該事業年度の末日までに退任した会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること。
2	当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。）についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第345条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の意見があったときは、その意見の内容、及び同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。
3	社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
4	取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）、及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨「その他」欄に記載すること。
5	会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
6	監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。
(2) 会社役員に対する報酬等 (単位：百万円)	
区分	報酬等 定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役	
会計参与	
監査役	
執行役	
計	
(記載上の注意)	
1	報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
2	会社役員の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあつては、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員の報酬等の総額を記載すること。
3	報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
4	「報酬等」には、会社役員（社外役員を除く。）が当該保険持株会社の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
5	会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
6	当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、委員会設置会社等以外の会社にあつては、記載を要しない。
7	委員会設置会社等にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。
3	社外役員に関する事項
(1)	社外役員の兼任その他の状況

現行	
15	取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針 (記載上の注意) 商法施行規則第104条第2号に規定する方針を記載すること。
16	会計監査人に対する報酬等 (単位：百万円)
(1)	当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額
(2)	うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額
(3)	うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬額
(記載上の注意)	
1	本表は、商法施行規則第2条第1項第16号に規定する連結特例規定適用会社である保険持株会社が記載すること。
2	非連結の子会社及び子会社等については除いて記載すること。
17	その他

改正後		現行	
氏名	兼任その他の状況		
(記載上の注意)			
<p>1 社外役員が他の会社（外国会社を含む。以下同じ。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者（他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。）又は使用人であるときは、その事実、及び保険会社と当該他の会社との関係（重要でないものを除く。）を記載すること。</p> <p>2 社外役員が他の会社の社外役員を兼任しているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。</p> <p>3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係者（保険業法第8条第1項に規定する特定関係者をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準じる者であることを保険会社が知っているときは、その事実を記載すること。</p>			
(2) 社外役員の主な活動状況			
氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
(記載上の注意)			
「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。			
<p>1 当該社外役員の意見により保険会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）</p> <p>2 保険会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p>			
(3) 責任限定契約			
氏名	責任限定契約の有無とその内容の概要		
(記載上の注意)			
責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）の内容については、当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。			
(4) 社外役員に対する報酬等 (単位：百万円)			
	保険会社から受けている報酬等	保険会社の親会社等から受けている報酬等	
社外役員合計			
(記載上の注意)			

- 1 保険会社が社外役員の一部又は全部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額を記載すること。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「保険会社から受けている報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 3 「保険会社から受けている報酬等」には、社外役員が当該保険会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
- 4 保険会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 「保険会社の親会社等から受けている報酬等」については、保険会社の親会社又は当該親会社の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けているときは、当該財産上の利益の総額を記載すること（社外役員であった期間に受けたものに限る。）。

(5) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容

(記載上の注意)

「3 社外役員に関する事項」の内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行する株式の総数	千株
発行済株式の総数	千株

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出額の総額について、百万円単位で記載し、「発行する株式の総数」については記載を要しない。

(2) 当年度末株主数 名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、基金拠出者数を記載すること。

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株の順に記載すること。
- 2 種類株式保険会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる

改正後

現行

2以上の種類の株式を発行する保険会社をいう。)にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。

3 相互会社にあつては、「株主の氏名又は名称」を「基金拠出者の氏名又は名称」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、「当社への出資状況欄の「持株数等(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に改め、基金拠出額の10分の1以上の基金の拠出を行っている基金拠出者について、基金拠出額の多い順に記載すること。

4 その他株式(相互会社にあつては、基金)に関する重要な事項を注記すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役(社外役員を除く。)		
社外取締役		
会計参加及び監査役		

(記載上の注意)

新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等の役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 使用人とは、当該保険会社の役員を兼ねている使用人を除くものとする。
- 2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該保険会社の役員又は使用人を兼ねている子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況 (単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

(記載上の注意)

- 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該保険会社の監査の職務を行った指定社員(公

認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の4に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。

2 以下の事項を「その他」に記載すること。

- ① 会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。）の内容
- ② 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（保険持株会社が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）
- ③ 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

3 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名または名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。

- ① 会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由
- ② 会社法第345条第5項において準用する同条第1項の意見があったときは、その意見の内容
- ③ 会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由

4 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、保険持株会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該保険持株会社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	その他

(記載上の注意)

会計監査人と保険持株会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- イ 会計監査人の解任及び不再任の決定の方針
- ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
- ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士又は公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、保険持株会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

改正後	現行
<p><u>財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条第1項第1号から第3号の規定に従い記載すること。</u></p> <p><u>8 業務の適正を確保するための体制</u> <u>(記載上の注意)</u> <u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容を記載すること。</u></p> <p><u>1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法施行規則第98条又は第100条に規定する体制</u></p> <p><u>2 会社法施行規則第112条に規定する体制</u></p> <p><u>3 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法施行規則第112条第2項に規定する体制</u></p> <p><u>9 会計参与に関する事項</u> <u>(記載上の注意)</u> <u>会計参与と保険持株会社の間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。</u></p> <p><u>10 その他</u> <u>(記載上の注意)</u> <u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p>	

改正後

現行

別紙様式第15号の5 (第210条の11関係)

別紙様式第15号の5 (第210条の11関係)

(平17内府令〇〇)
(日本工業規格A4)

(平17内府令68)
(日本工業規格A4)

年度 (年 月 日から) 附属明細書
 (年 月 日まで)

年度 (年 月 日から) 附属明細書
 (年 月 日まで)

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位: 百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
土地							
建物							
建設仮勘定							
その他の有形 固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							
ソフトウェア							
のれん							
保証金権利金							
その他の無形 固定資産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

- 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
- 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

(2) 引当金 (単位: 百万円)

区 分	前期末 残高	当期末 残高	当期増減 (△) 額	計上の理由及び 算定方法
貸倒引当金				
.				
価格変動準備金				
.				

(記載上の注意)

計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

1 資本の増減 (単位: 百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減 (△) 額
資 本 金 (発行済株式数)	(株又は千株)	(株又は千株)	(株又は千株)
新株式払込金			
資本剰余金			
資本準備金			
その他資本剰余金			
利益剰余金			
利益準備金			
任意積立金			
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)			
当期純利益 (又は当期純損失)			
土地再評価差額金			
株式等評価差額金			
自己株式払込金			
自己株式	△	△	
計			

2 固定資産 (単位: 百万円)

区 分	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	償 却	
						累 計 額	累 計 率
有形固定 資 産							%
計							
無形固定 資 産							

改正後				
(3) 一般管理費の明細 (単位：百万円)				
区 分	金 額			
給 与				
退 職 金				
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額				
厚 生 費				
減 価 償 却 費				
土 地 建 物 機 械 賃 借 料				
営 繕 費				
旅 費 交 通 費				
通 信 費				
事 務 費				
広 告 費				
諸 会 費 ・ 寄 附 金 ・ 交 際 費				
税 金				
計				
(記載上の注意)				
1 会社の一般管理費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。				
2 監査役（委員会等設置会社にあつては、監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。				
(4) その他重要な事項				
(記載上の注意)				
その他必要な事項はその項目を掲げて記載すること。				
2 事業報告に関する事項				
(1) 会社役員の内兼任者の状況				
区 分	氏 名	兼務会社名	役 職	摘 要
(記載上の注意)				
1 本表における会社役員とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。				
2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼任の状況（重要でないものを除く。）に記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨摘要欄に記載すること。				
3 監査役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項				

現行				
投資その他 の資産	計 長期前払費用			
合 計				
(記載上の注意)				
1 貸借対照表上の固定資産の部の科目について記載すること。				
2 当営業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。				
3 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。				
3 資産につき設定している担保権 (単位：百万円)				
担保に供している資産		担保権によって担保されている債務		
種 類	期 末 残 高	担保権の種類	内 容	期 末 残 高
計			計	
4 リース契約により使用する固定資産				
資産の種類		資産の内容		
(記載上の注意)				
1 リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する固定資産の内訳を記載すること。				
2 重要でない資産については一括して記載することができる。				
5 社債及び借入金 (単位：百万円)				
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額	
計				
(記載上の注意)				
1 社債については、社債、転換社債及び新株引受権付社債の別に記載すること。				
2 借入金については、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金及び短期借入金の別に記載すること。				
6 保証債務				
被 保 証 者	保 証 金 額		被保証債務の内容	
	外 貨 額	邦 貨 額		
		百万円		
計				
(記載上の注意)				
重要でない保証債務については一括して記載することができる。				

改正後						
の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。						
4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。						
(2) 当社と会社役員(又は支配株主)との利益が相反する取引 (単位:百万円)						
役名	氏名	職業	貸出金残高	当期増減 (△)高	債務の保証又は 裏書	当期増減 (△)高
(記載上の注意)						
1 第三者との取引であって、保険持株会社と会社役員又は支配株主との利益が相反する重要な取引について記載すること。保険持株会社と会社役員との利益が相反するものについては、当該会社役員の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。ただし、普通保険約款による取引を除く。						
2 支配株主とは、保険持株会社の総株主の議決権の過半数を有する株主(保険持株会社の親会社を含む。)をいう。ただし、この場合の議決権には、役員の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権の数を除く。						
(3) その他重要な事項						
(記載上の注意)						
その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。						

現行							
7 引当金 (単位:百万円)							
区 分	前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法			
(記載上の注意)							
計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。							
8 担保として取得している自己株式及び親会社の株式 (単位:株)							
区 分	株 式 数	理 由					
(記載上の注意)							
区分欄に自己株式及び親会社の株式の別を記載すること。							
9 子会社等有する当社の株式数							
会 社 名		保 有 する 当 社 の 株 式 数					
		千株					
計							
(記載上の注意)							
保険業法第2条第12項に規定する子会社並びに会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。							
10 子会社等に対する出資 (単位:百万円)							
子会社等名	前期末残高			当期末残高			当期増減(△)
	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額	取得原価 ()は議決権数
							()
計							
(記載上の注意)							
1 保険業法第2条第12項に規定する子会社並びに会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は資本の4分の1を超える出資口数を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。							
2 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。							
3 保険持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合に、保険業法第2条第12項に規定する子会社についての記載を省略できるものとする。							

改正後

現行

11 子会社との取引 (単位：百万円)

子会社名	収益総額	費用総額	摘要
計			

(記載上の注意)

- 1 保険業法第2条第12項に規定する子会社のうち生命保険会社又は損害保険会社以外で重要でない子会社については一括して記載することができる。
- 2 保険持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表による記載を省略できるものとする。

12 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 (単位：百万円)

子会社名	金銭債権			金銭債務		
	前期末 残高	当期末 残高	当期増減 (△)額	前期末 残高	当期末 残高	当期増減 (△)額
計						

(記載上の注意)

- 1 保険業法第2条第12項に規定する子会社のうち生命保険会社又は損害保険会社以外で重要でない子会社については一括して記載することができる。
- 2 保険持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表による記載を省略できるものとする。

13 支配株主に対する金銭債権及び金銭債務 (単位：百万円)

支配株主名	金銭債権			金銭債務		
	前期末 残高	当期末 残高	当期増減 (△)額	前期末 残高	当期末 残高	当期増減 (△)額
計						

(記載上の注意)

会社の総株主の議決権の2分の1を超える議決権を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社について記載すること。

14 取締役、監査役及び支配株主等(委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び支配株主等)との間の取引 (単位：百万円)

区分	氏名又は名称	取引の内容	金額

(記載上の注意)

- 1 取締役、監査役又は支配株主(委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役又は支配株主)との間の取引

改正後

現行

(これらの者が第三者のためにするものを含む。)及び会社と第三者との間の取引で会社と取締役、監査役又は支配株主(委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役又は支配株主)との利益が相反するものについて記載すること。

- 2 区分欄に取締役、監査役及び支配株主(会社の総株主の議決権の2分の1を超える議決権を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社をいう。)(委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び支配株主)の区別を記載すること。
- 3 取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役)が第三者のためにするもの及び第三者との間の取引で会社と取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役)との利益が相反するものについては、当該取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役)の役職名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を、行を改めて記載すること。

15 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位:百万円)

区 分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役		
監査役		

(記載上の注意)

- 1 商法施行規則第103条第1項第10号又は第104条第3号により、本表を営業報告書に記載した場合には作成を要しない。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)
- 4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役)とを区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 委員会等設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

16 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の兼務

区 分	氏 名	兼務会社名	役 職	摘 要
取締役				
監査役				

(記載上の注意)

- 1 他の会社の役員を兼務している者の兼務状況(兼務する他の会社が子会社でないものについては重要でないものを除く。)を記載すること。
- 2 委員会等設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」に改めて記載すること。

改正後

現行

17 一般管理費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 与	
退 職 金	
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	
厚 生 費	
減 価 償 却 費	
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	
営 繕 費	
旅 費 交 通 費	
通 信 費	
事 務 費	
広 告 費	
諸 会 費 ・ 寄 附 金 ・ 交 際 費	
税 金	
社	

(記載上の注意)

- 1 会社の一般管理費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 監査役(委員会等設置会社)にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

18 会計方針の変更理由

(記載上の注意)

貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。

19 その他重要事項

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

改正後

別紙様式第16号(第212条関係)

(日本工業規格A4)

収入印紙貼付欄

年 月 日

財務(支)局長 殿

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

〔法定代理人氏名 印〕
(申込者が未成年者の場合記入)

登録申請書
(生命保険募集人)

保険業法第277条第1項の規定により、同法第276条の生命保険募集人の登録を申請します。

登録	年 月 日	第 号	所属保険会社の商号、名称又は氏名	
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名				
(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名(法人等 の場合)				
生年月日	年 月 日	性 別 男・女		
事務所の名称			他に業務を行っている場合は その業務の種類	
事務所の所在 地				
所属代理店等 の商号等				
備 考			抹 消 (年 月 日)	受 付
			事 由	

(記載上の注意)

- 欄は、記載しないこと。
- 代理申請の場合は、所属保険会社の商号等にその旨を記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

現行

別紙様式第16号(第212条関係)

(H15内府令62)

(日本工業規格A4)

収入印紙貼付欄

年 月 日

財務(支)局長 殿

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

〔法定代理人氏名 印〕
(申込者が未成年者の場合記入)

登録申請書
(生命保険募集人)

保険業法第277条第1項の規定により、同法第276条の生命保険募集人の登録を申請します。

登録	年 月 日	第 号	所属保険会社の商号、名称又は氏名	
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名				
(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名(法人等 の場合)				
生年月日	年 月 日	性 別 男・女		
事務所の名称			他に業務を行っている場合は その業務の種類	
事務所の所在 地				
所属代理店等 の商号等				
備 考			抹 消 (年 月 日)	受 付
			事 由	

(記載上の注意)

- 欄は、記載しないこと。
- 代理申請の場合は、所属保険会社の商号等にその旨を記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

改正後

収入印紙添付欄

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)
{ 法定代理人氏名 印 }
(申請者が未成年者の場合記入)

登録申請書
(損害保険代理店)

保険業法第277条第1項の規定により、同法第276条の損害保険代理店の登録を申請します。

登 録	年 月 日		代 理 申 請 会 社 名	
	第 号			
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名			(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名 (法人等の場合)	
			生年月日等	年 月 日(男・女)
事務所の名 称、所在地	名 称		所 在 地	
他に業務を行 っている場合 はその業務の 種類				
所属保険会社 の商号、名称 又は氏名				
備 考			抹消(年 月 日)	受 付
			事 由	

(記載上の注意)

- 欄は、記載しないこと。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

現行

収入印紙添付欄

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)
{ 法定代理人氏名 印 }
(申請者が未成年者の場合記入)

登録申請書
(損害保険代理店)

保険業法第277条第1項の規定により、同法第276条の損害保険代理店の登録を申請します。

登 録	年 月 日		代 理 申 請 会 社 名	
	第 号			
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名			(ふりがな) 代表者又は管理 人の氏名 (法人等の場合)	
			生年月日等	年 月 日(男・女)
事務所の名 称、所在地	名 称		所 在 地	
他に業務を行 っている場合 はその業務の 種類				
所属保険会社 の商号、名称 又は氏名				
備 考			抹消(年 月 日)	受 付
			事 由	

(記載上の注意)

- 欄は、記載しないこと。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

改正後	現行
<p>別紙様式第17号(第214条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)</p> <p>〔 法定代理人氏名 印 〕 (申請者が未成年者の場合記入)</p> <p>保険業法第276条の登録を申請するに当たって、保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。</p>	<p>別紙様式第17号(第214条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)</p> <p>〔 法定代理人氏名 印 〕 (申請者が未成年者の場合記入)</p> <p>保険業法第276条の登録を申請するに当たって、保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。</p>

改正後 現行

別紙様式第18号 (第215条第1号関係) (日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号

商号又は名称

氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

登録事項変更届出書

下記事項について変更しましたので、保険業法第280条第1項第1号の規定により届け出ます。
 なお、保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)第9号(同項第6号に係る部分を除く。)第10号又は第11号のいずれにも該当していません。

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前

別紙様式第18号 (第215条第1号関係) (日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号

商号又は名称

氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

登録事項変更届出書

下記事項について変更しましたので、保険業法第280条第1項第1号の規定により届け出ます。
 なお、保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)第9号(同項第6号に係る部分を除く。)第10号又は第11号のいずれにも該当していません。

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前

改正後

現行

別紙様式第19号(第215条第2号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

住 所

氏 名 印
(届出に係る者との関係)

廃業等届出書

保険業法第280条第1項第2号から第6号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事 由 〔該当に 〕	〔 〕業務廃止(保険業法第280条第1項第2号) 〔 〕死 亡(保険業法第280条第1項第3号) 〔 〕破 産(保険業法第280条第1項第4号) 〔 〕合併による消滅(保険業法第280条第1項第5号) 〔 〕解 散(保険業法第280条第1項第6号)

別紙様式第19号(第215条第2号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

住 所

氏 名 印
(届出に係る者との関係)

廃業等届出書

保険業法第280条第1項第2号から第6号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事 由 〔該当に 〕	〔 〕業務廃止(保険業法第280条第1項第2号) 〔 〕死 亡(保険業法第280条第1項第3号) 〔 〕破 産(保険業法第280条第1項第4号) 〔 〕合併による消滅(保険業法第280条第1項第5号) 〔 〕解 散(保険業法第280条第1項第6号)

改正後

別紙様式第20号(第217条関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

登 録 申 請 書
(保険仲立人)

保険業法第287条第1項の規定により、同法第286条の保険仲立人の登録を申請します。

現行

別紙様式第20号(第217条関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

登 録 申 請 書
(保険仲立人)

保険業法第287条第1項の規定により、同法第286条の保険仲立人の登録を申請します。

改正後			
(第2面)			
登 録	年 月 日	第 号	
(ふりがな) 商号・名称又は氏名			
(ふりがな) 代表者又は管理人の氏名(法人等の場合)			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
住所(法人等の場合は本店の所在地)	(郵便番号 -) 電話番号() -		
取り扱う保険契約の種類 (該当するものに)	[] 生命保険契約	[] 損害保険契約	
他に業務を行っている場合にはその業務の種類			
代表者又は管理人(法人等の場合)(上記の代表者又は管理人の氏名欄に記載した者を除く。)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
備 考	抹消(年 月 日)		受 付
	事 由		
(記載上の注意)			
1. 欄は、記載しないこと。			
2. 代表者又は管理人について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。			
(第3面)			

現行			
(第2面)			
登 録	年 月 日	第 号	
(ふりがな) 商号・名称又は氏名			
(ふりがな) 代表者又は管理人の氏名(法人等の場合)			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
住所(法人等の場合は本店の所在地)	(郵便番号 -) 電話番号() -		
取り扱う保険契約の種類 (該当するものに)	[] 生命保険契約	[] 損害保険契約	
他に業務を行っている場合にはその業務の種類			
代表者又は管理人(法人等の場合)(上記の代表者又は管理人の氏名欄に記載した者を除く。)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
備 考	抹消(年 月 日)		受 付
	事 由		
(記載上の注意)			
1. 欄は、記載しないこと。			
2. 代表者又は管理人について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。			
(第3面)			

改正後

事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
	電話番号() -
	電話番号() -

(記載上の注意)

事務所の名称及び所在地について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第3面の次に添付すること。

登録免許税領収書貼付欄

--

現行

事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
	電話番号() -
	電話番号() -

(記載上の注意)

事務所の名称及び所在地について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第3面の次に添付すること。

登録免許税領収書貼付欄

--

改正後	現行
<p>別紙様式第21号（第219条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)</p> <p>保険業法第286条の登録を申請するに当たって、保険業法第289条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）第9号（同項第6号に係る部分を除く。）又は第10号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。</p>	<p>別紙様式第21号（第219条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)</p> <p>保険業法第286条の登録を申請するに当たって、保険業法第289条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）第9号（同項第6号に係る部分を除く。）又は第10号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。</p>

改正後 現行

別紙様式第22号(第220条第1号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号() -

商号又は名称

氏 名 印

(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

登録事項変更届出書

下記の事項について変更しましたので、保険業法第290条第1項第1号の規定により届け出ます。

なお、保険業法第289条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)又は第10号のいずれにも該当していません。

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	

(記載上の注意)

登録申請書の第2面以降に係る変更届出書については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第22号(第220条第1号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号() -

商号又は名称

氏 名 印

(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

登録事項変更届出書

下記の事項について変更しましたので、保険業法第290条第1項第1号の規定により届け出ます。

なお、保険業法第289条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)又は第10号のいずれにも該当していません。

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	

(記載上の注意)

登録申請書の第2面以降に係る変更届出書については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

改正後 現行

別紙様式第23号(第220条第2号関係)

(日本工業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)
住 所

電話番号() -

氏 名 印

(届出に係る者との関係)

廃業等届出書

保険業法第290条第1項第2号から第6号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登 録 番 号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事 由 〔該当に 印〕	<input type="checkbox"/> 業 務 廃 止 (保険業法第290条第1項第2号) <input type="checkbox"/> 死 亡 (保険業法第290条第1項第3号) <input type="checkbox"/> 破 産 (保険業法第290条第1項第4号) <input type="checkbox"/> 合併による消滅 (保険業法第290条第1項第5号) <input type="checkbox"/> 解 散 (保険業法第290条第1項第6号)

別紙様式第23号(第220条第2号関係)

(日本工業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)
住 所

電話番号() -

氏 名 印

(届出に係る者との関係)

廃業等届出書

保険業法第290条第1項第2号から第6号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登 録 番 号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事 由 〔該当に 印〕	<input type="checkbox"/> 業 務 廃 止 (保険業法第290条第1項第2号) <input type="checkbox"/> 死 亡 (保険業法第290条第1項第3号) <input type="checkbox"/> 破 産 (保険業法第290条第1項第4号) <input type="checkbox"/> 合併による消滅 (保険業法第290条第1項第5号) <input type="checkbox"/> 解 散 (保険業法第290条第1項第6号)

改正後	現行																																																														
<p>別紙様式第 2 4 号 (第 2 2 1 条第 3 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(平 1 7 内府令) (日本工業規格 A 4) (第 1 面) 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">登録番号 第 号 (郵便番号 -) 住 所</p> <p style="text-align: right;">電話番号() - 商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)</p> <p style="text-align: center;">保証金等内訳書</p> <p>1. 保証金等の額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">届出後における金額</th> <th style="text-align: center;">届出前における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険業法施行令第 41 条に規定する保証金の額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>供託所へ供託した保証金の額(金銭及び有価証券の額)</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>保証委託契約の契約金額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>保険仲立人賠償責任保険契約のてん補限度額 (1 事故 / 期間中)</td> <td style="text-align: center;">円 / 円</td> <td style="text-align: center;">円 / 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 該当項目のみを記載すれば足りる。 2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>2. 届出後における保証金の内容 (1) 供託物の内容 (供託所名)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 金銭の場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>供 託 番 号</th> <th>供 託 金 額</th> <th>供 託 者 名</th> <th>新規・既存の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度金第 号</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度金第 号</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度金第 号</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		届出後における金額	届出前における金額	保険業法施行令第 41 条に規定する保証金の額	円	円	供託所へ供託した保証金の額(金銭及び有価証券の額)	円	円	保証委託契約の契約金額	円	円	保険仲立人賠償責任保険契約のてん補限度額 (1 事故 / 期間中)	円 / 円	円 / 円	供 託 番 号	供 託 金 額	供 託 者 名	新規・既存の別	年度金第 号	円			年度金第 号	円			年度金第 号	円			<p>別紙様式第 2 4 号 (第 2 2 1 条第 3 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(平 1 4 内府令 7 7) (日本工業規格 A 4) (第 1 面) 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">登録番号 第 号 (郵便番号 -) 住 所</p> <p style="text-align: right;">電話番号() - 商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印 (法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)</p> <p style="text-align: center;">保証金等内訳書</p> <p>1. 保証金等の額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">届出後における金額</th> <th style="text-align: center;">届出前における金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険業法施行令第 41 条に規定する保証金の額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>供託所へ供託した保証金の額(金銭及び有価証券の額)</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>保証委託契約の契約金額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>保険仲立人賠償責任保険契約のてん補限度額 (1 事故 / 期間中)</td> <td style="text-align: center;">円 / 円</td> <td style="text-align: center;">円 / 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 該当項目のみを記載すれば足りる。 2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>2. 届出後における保証金の内容 (1) 供託物の内容 (供託所名)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 金銭の場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>供 託 番 号</th> <th>供 託 金 額</th> <th>供 託 者 名</th> <th>新規・既存の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度金第 号</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度金第 号</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度金第 号</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		届出後における金額	届出前における金額	保険業法施行令第 41 条に規定する保証金の額	円	円	供託所へ供託した保証金の額(金銭及び有価証券の額)	円	円	保証委託契約の契約金額	円	円	保険仲立人賠償責任保険契約のてん補限度額 (1 事故 / 期間中)	円 / 円	円 / 円	供 託 番 号	供 託 金 額	供 託 者 名	新規・既存の別	年度金第 号	円			年度金第 号	円			年度金第 号	円		
	届出後における金額	届出前における金額																																																													
保険業法施行令第 41 条に規定する保証金の額	円	円																																																													
供託所へ供託した保証金の額(金銭及び有価証券の額)	円	円																																																													
保証委託契約の契約金額	円	円																																																													
保険仲立人賠償責任保険契約のてん補限度額 (1 事故 / 期間中)	円 / 円	円 / 円																																																													
供 託 番 号	供 託 金 額	供 託 者 名	新規・既存の別																																																												
年度金第 号	円																																																														
年度金第 号	円																																																														
年度金第 号	円																																																														
	届出後における金額	届出前における金額																																																													
保険業法施行令第 41 条に規定する保証金の額	円	円																																																													
供託所へ供託した保証金の額(金銭及び有価証券の額)	円	円																																																													
保証委託契約の契約金額	円	円																																																													
保険仲立人賠償責任保険契約のてん補限度額 (1 事故 / 期間中)	円 / 円	円 / 円																																																													
供 託 番 号	供 託 金 額	供 託 者 名	新規・既存の別																																																												
年度金第 号	円																																																														
年度金第 号	円																																																														
年度金第 号	円																																																														

改正後

□. 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日	新規・既存の別
年度証第 号			円	円	%	円		
年度証第 号			円	円	%	円		
年度証第 号			円	円	%	円		

八. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額	満期償還日	新規・既存の別
年度証第 号		円	%	円		
年度証第 号		円	%	円		
年度証第 号		円	%	円		

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2) 保証委託契約

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額	新規・既存の別
			円	
			円	

(3) 保険仲立人賠償責任保険契約

契約の相手方	契約年月日	保険期間の始期及び終期	てん補限度額 (1事故/期間中)	新規・既存の別
		~	円 / 円	

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間	新規・既存の別
円			

現行

□. 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日	新規・既存の別
年度証第 号			円	円	%	円		
年度証第 号			円	円	%	円		
年度証第 号			円	円	%	円		

八. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額	満期償還日	新規・既存の別
年度証第 号		円	%	円		
年度証第 号		円	%	円		
年度証第 号		円	%	円		

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2) 保証委託契約

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額	新規・既存の別
			円	
			円	

(3) 保険仲立人賠償責任保険契約

契約の相手方	契約年月日	保険期間の始期及び終期	てん補限度額 (1事故/期間中)	新規・既存の別
		~	円 / 円	

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間	新規・既存の別
円			

改正後	現行																																																																																										
<p>別紙様式第25号（第236条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">登 録 番 号 第 号 商 号 又 は 名 称 氏 名 印 （法人等の場合は、代表者 又は管理人の氏名）</p> <p style="text-align: center;">保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書 （損害保険代理店）</p> <p>保険業法第302条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）第9号（同項第6号に係る部分を除く。）第10号又は第11号のいずれにも該当していません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>生 年 月 日</th> <th>事 由 発 生 年 月 日</th> <th>事 由 (該当に 印)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>新規・追加 廃止・改姓</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏 名	生 年 月 日	事 由 発 生 年 月 日	事 由 (該当に 印)	備 考				新規・追加 廃止・改姓		<p>別紙様式第25号（第236条関係）</p> <p style="text-align: right;">（H15内府令62） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">登 録 番 号 第 号 商 号 又 は 名 称 氏 名 印 （法人等の場合は、代表者 又は管理人の氏名）</p> <p style="text-align: center;">保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書 （損害保険代理店）</p> <p>保険業法第302条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）第9号（同項第6号に係る部分を除く。）第10号又は第11号のいずれにも該当していません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>生 年 月 日</th> <th>事 由 発 生 年 月 日</th> <th>事 由 (該当に 印)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>新規・追加 廃止・改姓</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏 名	生 年 月 日	事 由 発 生 年 月 日	事 由 (該当に 印)	備 考				新規・追加 廃止・改姓																																																																							
氏 名	生 年 月 日	事 由 発 生 年 月 日	事 由 (該当に 印)	備 考																																																																																							
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
氏 名	生 年 月 日	事 由 発 生 年 月 日	事 由 (該当に 印)	備 考																																																																																							
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								
			新規・追加 廃止・改姓																																																																																								

改正後

別紙様式第25号(第236条関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号
(郵便番号 -)

住 所
電話番号() -

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者
又は管理人の氏名)

保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書
(保険仲立人)

保険業法第302条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、保険業法第289条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。))又は第10号のいずれにも該当していません。

記

氏 名	生 年 月 日	事 由 発 生 年 月 日	事 由 (該当に 印)	備 考
			新規・追加 廃止・改姓	

(記載上の注意)
記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

現行

別紙様式第25号(第236条関係)

(H15内府令62)
(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号
(郵便番号 -)

住 所
電話番号() -

商号又は名称
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者
又は管理人の氏名)

保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書
(保険仲立人)

保険業法第302条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、保険業法第289条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。))又は第10号のいずれにも該当していません。

記

氏 名	生 年 月 日	事 由 発 生 年 月 日	事 由 (該当に 印)	備 考
			新規・追加 廃止・改姓	

(記載上の注意)
記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

改正後

別紙様式第26号(第238条第1項関係) (法人の場合) (日本工業規格A4) (第1面)

第 期 事 業 報 告 書 [年 月 日から 年 月 日まで]

年 月 日提出

登録番号 第 号
(郵便番号 -)
住 所
電話番号() -
商号又は名称

氏 名 印
(代表者又は管理人の氏名)

業 務 の 状 況

1. 業務開始年月日
2. 当期の事業概要
3. 株主総会等の決議事項の要旨
4. 役員及び使用人の状況

役 員			使用人	合 計
常 勤	非 常 勤	小 計		
名	名	名	名	名

保険募集を行 う者として 届け出て いる人数	役 員	使用人	合 計	備 考
	名	名	名	

(第2面)

5. 事務所の状況

名 称	所 在 地	保険募集に従事する役員及び使用人	備 考
主たる事務所		名	
計 店		計 名	

現行

別紙様式第26号(第238条第1項関係) (法人の場合) (日本工業規格A4) (第1面)

第 期 事 業 報 告 書 [年 月 日から 年 月 日まで]

平成 年 月 日提出

登録番号 第 号
(郵便番号 -)
住 所
電話番号() -
商号又は名称

氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

業 務 の 状 況

1. 業務開始年月日
2. 当期の業務概要
3. 株主総会等の決議事項の要旨
4. 役員及び使用人の状況

役 員			使用人	合 計
常 勤	非 常 勤	小 計		
名	名	名	名	名

保険募集を行 う者として 届け出て いる人数	役 員	使用人	合 計	備 考
	名	名	名	

(第2面)

5. 事務所の状況

名 称	所 在 地	保険募集に従事する役員及び使用人	備 考
主たる事務所		名	
計 店		計 名	

改正後

6. 保険募集業務の状況

区 分	生 命 保 険			損 害 保 険			合 計		
	法 人	個 人	計	法 人	個 人	計	法 人	個 人	計
契約件数(件) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
保険料(千円) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
手数料等(千円) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

手数料等とは保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価の合計額をいう。以下において同じ。

(第3面)

7. 取扱保険契約の内訳

日本で免許を受けた保険者との取引契約

(生命保険の部)

種 類	契約件数(件)	保険金額(百万円)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考
個人保険					
個人年金保険					
団体保険					
団体年金保険					
そ の 他					
合 計					

(記載上の注意)

1. 取扱保険契約の内訳を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えない。
3. 生命保険会社又は外国生命保険会社等(法第219条第4項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。)が保険者である保険契約について記載すること。

(損害保険の部)

種 類	契約件数(件)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考
火 災 保 険				
自 動 車 保 険				
傷 害 保 険				

現行

6. 保険募集業務の状況

区 分	生 命 保 険			損 害 保 険			合 計		
	法 人	個 人	計	法 人	個 人	計	法 人	個 人	計
契約件数(件) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
保険料(千円) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
手数料等(千円) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

手数料等とは保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価の合計額をいう。以下において同じ。

(第3面)

7. 取扱保険契約の内訳

日本で免許を受けた保険者との取引契約

(生命保険の部)

種 類	契約件数(件)	保険金額(百万円)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考
個人保険					
個人年金保険					
団体保険					
団体年金保険					
そ の 他					
合 計					

(記載上の注意)

1. 取扱保険契約の内訳を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えない。
3. 生命保険会社又は外国生命保険会社等(法第219条第4項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。)が保険者である保険契約について記載すること。

(損害保険の部)

種 類	契約件数(件)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考
火 災 保 険				
自 動 車 保 険				
傷 害 保 険				

改正後

10. 翌年度の改定日までに供託すべき保証金の額

手数料等				翌年度保証金
前々年度	前年度	当年度	合計	
円	円	円	円	円

11. その他

(第5面)

____ 経理の状況

(保険仲立業部門についてのみ作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。)

1. 貸借対照表

年 月 日現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
その他			未払法人税等		
貸倒引当金			その他		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			その他		
器具・備品			負債合計		
土地			純資産の部		
その他			資本金		
無形固定資産			法定準備金		
投資等			剰余金		
投資有価証券			(又は欠損金)		
長期差入保証金			当期末処分利益		

現行

10. 翌年度の改定日までに供託すべき保証金の額

手数料等				翌年度保証金
前々年度	前年度	当年度	合計	
円	円	円	円	円

11. その他

(第5面)

____ 経理の状況

(保険仲立業部門についてのみ作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。)

1. 貸借対照表

平成 年 月 日現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
その他			未払法人税等		
貸倒引当金			その他		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			その他		
器具・備品			負債合計		
土地			資本の部		
その他			資本金		
無形固定資産			法定準備金		
投資等			剰余金		
投資有価証券			(又は欠損金)		
長期差入保証金			当期末処分利益		

改正後				
その他			(又は当期末処理損失)	
貸倒引当金			(うち当期利益(又は 当期純損失))	
繰延資産			純資産合計	
資産合計			負債・純資産合計	

(記載上の注意)

1. 本表は有価証券報告書その他の財産状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(第6面)

2. 損益計算書
自 年 月 日
至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営業収益	千円	千円
手数料等		
営業収益計		
営業費用		
人件費		
不動産関係費		
租税公課		
通信交通費		
調査研究費		
広告宣伝費		
その他		
営業費用計		
営業損益		
営業外収益		
受取利息		
有価証券等取引益		
その他		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益		

現行				
その他			(又は当期末処理損失)	
貸倒引当金			(うち当期利益(又は 当期純損失))	
繰延資産			資本合計	
資産合計			負債・資本合計	

(記載上の注意)

1. 本表は有価証券報告書その他の財産状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(第6面)

2. 損益計算書
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営業収益	千円	千円
手数料等		
営業収益計		
営業費用		
人件費		
不動産関係費		
租税公課		
通信交通費		
調査研究費		
広告宣伝費		
その他		
営業費用計		
営業損益		
営業外収益		
受取利息		
有価証券等取引益		
その他		
営業外収益計		
営業外費用		
経常損益		
特別損益		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損)		

改正後		
(又は税引前当期純損失)		
法人税等充当額		
当期純利益 (又は当期純損失)		
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		

(記載上の注意)

1. 本表は有価証券報告書その他の損益状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(第7面)

3. 利益金処分
自 年 月 日
至 年 月 日

科目	金額	備考
当期末処分利益	千円	
××準備金取崩し		
その他		
計		
上記金額の処分		
利益準備金		
配当金		1株当たり配当額 現金 円 株式 円
役員賞与金		
その他		
計		
次期繰越利益		

(記載上の注意)

1. 本表は有価証券報告書その他の利益金処分を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(第8面)

4. 損失金処理
自 年 月 日
至 年 月 日

科目	金額	備考
当期末処理損失	千円	

現行		
(又は税引前当期純損失)		
法人税等充当額		
当期純利益 (又は当期純損失)		
当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		

(記載上の注意)

1. 本表は有価証券報告書その他の損益状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(第7面)

3. 利益金処分
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

科目	金額	備考
当期末処分利益	千円	
××準備金取崩し		
その他		
計		
上記金額の処分		
利益準備金		
配当金		1株当たり配当額 現金 円 株式 円
役員賞与金		
その他		
計		
次期繰越利益		

(記載上の注意)

1. 本表は有価証券報告書その他の利益金処分を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(第8面)

4. 損失金処理
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

科目	金額	備考
当期末処理損失	千円	

改正後			現行		
上記金額の処理			上記金額の処理		
利益準備金取崩し			利益準備金取崩し		
資本準備金取崩し			資本準備金取崩し		
その他			その他		
計			計		
次期繰越損失			次期繰越損失		

(記載上の注意)

1. 本表は有価証券報告書その他の損失金処理を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(記載上の注意)

1. 本表は有価証券報告書その他の損失金処理を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

改正後

別紙様式第27号(第238条第1項関係) (個人の場合)

(日本工業規格A4)
(第1面)

第 期 事 業 報 告 書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

登 録 番 号 第 号
(郵便番号 -)
住 所

電 話 番 号 () -

氏 名 印

業 務 の 状 況

- 1. 業務開始年月日
- 2. 当期の事業概要
- 3. 使用人の状況

使 用 人	うち保険募集を行う旨の届出をした者	備 考
名	名	

(第2面)

4. 事務所の状況

名 称	所 在 地	保険募集に従事する使用人	備 考
主たる事務所		名	
計 店		計 名	

現行

別紙様式第27号(第238条第1項関係) (個人の場合)

(日本工業規格A4)
(第1面)

第 期 事 業 報 告 書 [年 月 日から
年 月 日まで]

平成 年 月 日提出

登 録 番 号 第 号
(郵便番号 -)
住 所

電 話 番 号 () -

氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

業 務 の 状 況

- 1. 業務開始年月日
- 2. 当期の業務概要
- 3. 使用人の状況

使 用 人	うち保険募集を行う旨の届出をした者	備 考
名	名	

(第2面)

4. 事務所の状況

名 称	所 在 地	保険募集に従事する使用人	備 考
主たる事務所		名	
計 店		計 名	

改正後										現行														
5. 保険募集業務の状況										5. 保険募集業務の状況														
区 分	生 命 保 険			損 害 保 険			合 計			区 分	生 命 保 険			損 害 保 険			合 計							
	法 人	個 人	計	法 人	個 人	計	法 人	個 人	計		法 人	個 人	計	法 人	個 人	計	法 人	個 人	計					
契約件数(件) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	契約件数(件) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()					
保険料(千円) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	保険料(千円) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()					
手数料等(千円) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	手数料等(千円) (うち長期契約)	()	()	()	()	()	()	()	()	()					
(記載上の注意) 手数料とは保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価の合計額をいう。以下において同じ。										(記載上の注意) 手数料とは保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価の合計額をいう。以下において同じ。														
(第3面)										(第3面)														
6. 取扱保険契約の内訳										6. 取扱保険契約の内訳														
日本で免許を受けた保険者との取引契約 (生命保険の部)										日本で免許を受けた保険者との取引契約 (生命保険の部)														
種 類	契約件数(件)	保険金額(百万円)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考	種 類	契約件数(件)	保険金額(百万円)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考	種 類	契約件数(件)	保険金額(百万円)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考	種 類	契約件数(件)	保険金額(百万円)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考	
個人保険						個人保険						個人保険							個人保険					
個人年金保険						個人年金保険						個人年金保険							個人年金保険					
団体保険						団体保険						団体保険							団体保険					
団体年金保険						団体年金保険						団体年金保険							団体年金保険					
その他						その他						その他							その他					
合 計						合 計						合 計							合 計					
(記載上の注意) 1. 取扱保険契約の内訳を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。 2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えない。 3. 生命保険会社又は外国生命保険会社等(法第219条第4項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。)が保険者である保険契約について記載すること。										(記載上の注意) 1. 取扱保険契約の内訳を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。 2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えない。 3. 生命保険会社又は外国生命保険会社等(法第219条第4項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。)が保険者である保険契約について記載すること。														
(損害保険の部)										(損害保険の部)														
種 類	契約件数(件)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考	種 類	契約件数(件)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考	種 類	契約件数(件)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考	種 類	契約件数(件)	保険料(千円)	手数料等(千円)	備 考					
火災保険					火災保険					火災保険					火災保険									
自動車保険					自動車保険					自動車保険					自動車保険									
傷害保険					傷害保険					傷害保険					傷害保険									
新種保険					新種保険					新種保険					新種保険									

改正後

--	--	--	--	--	--	--	--

9. 翌年度の改定日までに供託すべき保証金の額

手数料等				翌年度保証金
前々年度	前年度	当年度	合計	
円	円	円	円	円

10. その他

(第5面)

経理の状況

(保険仲立業部門についてのみ作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。)

1. 貸借対照表

年 月 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金・預金	千円	借入金	千円
前払金		前受金	
前払費用		前受収益	
未収入金		未払金	
未収収益		未払費用	
有価証券		その他	
建物			
器具・備品			
土地			
その他			
		事業主借	
事業主貸		元入金	
合計		合計	

(記載上の注意)

1. 本表は財産状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(第6面)

2. 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

現行

--	--	--	--	--	--	--	--

9. 翌年度の改定日までに供託すべき保証金の額

手数料等				翌年度保証金
前々年度	前年度	当年度	合計	
円	円	円	円	円

10. その他

(第5面)

経理の状況

(保険仲立業部門についてのみ作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。)

1. 貸借対照表

平成 年 月 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金・預金	千円	借入金	千円
前払金		前受金	
前払費用		前受収益	
未収入金		未払金	
未収収益		未払費用	
有価証券		その他	
建物			
器具・備品			
土地			
その他			
		事業主借	
事業主貸		元入金	
合計		合計	

(記載上の注意)

1. 本表は財産状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(第6面)

2. 損益計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

改正後	
科 目	金 額
収 入 金 額	千円
手 数 料 等	
受 取 利 息	
有 価 証 券 等 取 引 益	
そ の 他	
経 費	
給 料 ・ 賃 金	
租 税 公 課	
通 信 交 通 費	
調 査 研 究 費	
広 告 宣 伝 費	
地 代 ・ 家 賃	
そ の 他	
差 引 金 額 (収 入 金 額 経 費)	

(記載上の注意)

1. 本表は、損益状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

現行	
科 目	金 額
収 入 金 額	千円
手 数 料 等	
受 取 利 息	
有 価 証 券 等 取 引 益	
そ の 他	
経 費	
給 料 ・ 賃 金	
租 税 公 課	
通 信 交 通 費	
調 査 研 究 費	
広 告 宣 伝 費	
地 代 ・ 家 賃	
そ の 他	
差 引 金 額 (収 入 金 額 経 費)	

(記載上の注意)

1. 本表は、損益状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。